17 駐―3

EU25カ国におけるWEEE指令への国内法制化に関する調査報告書

平成18年3月

社団法人　日本機械工業連合会

序

ＥＵでは 2000 年６月に欧州委員会が提出した「廃電気・電子機器（Waste Electrical and Electronic Equipment／WEEE）指令」案が、関係各方面へ諮問と修正を経て 2002 年 12 月に最終的に欧州議会に採択され、2003 年２月 13 日に発効しました。指令では、発効から 18 ヵ月後の 2004 年８月 13 日までに、各加盟国で指令に沿って国内法を整備・施行することが求められております。しかし、多くの加盟国で国内法制化のプロセスに遅れが見られた現状があり、2006 年３月時点で、まだ完全な国内法制化が完了していない国もあります。

WEEE 指令は、廃電気・電子機器の分別収集を進め、埋立処分量の削減や自治体のごみ焼却負荷の低下を図ろうとするものであります。欧州の多くの国では、ベルギーやオランダのような小国を除くと廃棄物の処理は埋立が最も一般的で、一般世帯から出されるごみへの有害物質を含む WEEE の混在と不法投棄を回避することが重要となっています。同指令は近年のＥＵの環境政策の基礎に置かれている「持続可能な開発」および「予防原則」の考え方とともに「汚染者負担の原則」に則っており、廃電気・電子機器の製造者は、消費者が地域の回収場所に廃棄した使用済み製品を回収・リサイクルするコストを負担することになります。このことは、消費者にコストを負担させると不法投棄が増えるとの考えに基づくと思われますが、電気・電子機器メーカーにとっては大きな負担であります。

ＥＵ指令は加盟国政府に対して義務を課すものであり、直接製造者に宛てたものではありません。そのため、製造者は各加盟国で指令に沿って施行される国内法や行政規定に則ることになります。具体的な実施方法については、各国でリサイクルなどの状況が異なることから加盟国政府に裁量が与えられており、一様ではないため、企業にとっては各国の法律を確認し準拠することが必要です。

本報告書は、WEEE 指令の内容および EU25 カ国における WEEE 指令への国内法制化の現状と見通しについて、当会のブリュッセル調査員が調査し、とりまとめたものです。

本調査報告書を各位のご高覧に供する次第です。

平成 18 年 3 月

社団法人 日本機械工業連合会
会 長　金 井　務

目　次

Ⅰ．廃電気・電子機器指令（WEEE 指令）の内容および移行措置の内容.....1
１．WEEE 指令の内容.....2
（１）指令の目的［第１条］.....5
（２）指令の適用範囲［第２条］.....5
（３）指令で使用されている用語の定義［第３条］.....10
（４）製品デザイン［第４条］.....13
（５）分別回収［第５条］.....13
（６）処理［第６条］.....15
（７）リカバリー［第７条］.....18
（８）一般世帯からの WEEE に関するファイナンシング［第８条］.....20
（９）一般世帯以外のユーザーからの WEEE に関するファイナンシング［第９条および改正指令 2003/108/EC 第１条］.....21
（10）ユーザーに対する情報提供［第 10 条］.....22
（11）処理施設に対する情報提供［第 11 条］.....23
（12）情報および報告［第 12 条］.....24
（13）科学・技術の進化への適応［第 13 条］.....25
（14）罰則、視察および監視［第 15 条、第 16 条］.....25
２．国内法制化の期限と移行措置.....26
（１）国内法制化の期限.....26
（２）移行措置.....26
Ⅱ．25 ヵ国における国内法整備の進捗状況および法令の概要と対応状況.....28
１．ベルギー.....28
（１）国内法整備の進捗状況および法令の概要.....28
①　国内法整備の進捗状況.....28
②　各地域における法令の整備状況および概要.....29
（２）国内対応状況.....34
①　WEEE の回収・引取制度の確立.....34
②　製造者登録制度の確立および登録先機関の概要.....38
③　マーク表示と国内規格.....40
④　メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など.....40
２．デンマーク.....41
（１）国内法整備の進捗状況および法令の概要.....41
①　WEEE 指令に対応した国内法整備の進捗状況.....41
②　国内法の概要.....41
（２）国内対応状況.....45
①　WEEE の回収・引取制度.....45

② 製造登録制度の確立および登録先機関の概要 46
③ マーク表示と国内規格 47
3．ドイツ 48
（1）国内法整備の進捗状況および法令の概要 48
① 国内法整備の進捗状況 48
② 国内法の概要 48
（2）国内対応状況 53
① WEEE の回収・引取制度の確立 53
② 製造者登録制度の確立および登録先機関の概要 58
③ メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など 60
4．ギリシャ 61
（1）国内法整備の進捗状況および法令の概要 61
① 国内法整備の進捗状況 61
② 国内法の概要 61
（2）国内対応状況 66
① WEEE の回収・引取制度の確立 66
② 製造者登録制度の確立および登録先機関の概要 68
5．スペイン 69
（1）国内法整備の進捗状況および法令の概要 69
① 国内法整備の進捗状況 69
② 法令の概要 69
（2）国内対応状況 74
① WEEE の回収・引取制度の確立 74
② 製造者登録制度の確立および登録先機関の概要 78
③ メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など 79
6．フランス 80
（1）国内法整備の進捗状況および法令の概要 80
① 国内法整備の進捗状況 80
② 国内法の概要 80
（2）国内対応状況 84
① WEEE の回収・引取制度の確立 84
② 製造者登録制度の確立および登録先機関の概要 86
③ マーク表示と国内規格 87
④ メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など 87
7．アイルランド 89
（1）国内法整備の進捗状況および法令の概要 89
① 国内法整備の経緯 89
② 国内法の概要 89

（２）国内対応状況 93
① WEEE の回収・引取制度の確立 93
② 製造者登録制度の確立および登録先機関の概要 95
③ メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など 96
８．イタリア 98
（１）国内法整備の進捗状況および法令の概要 98
① WEEE 指令以前の廃電気・電子機器の回収・再利用に向けた取り組み 98
② WEEE 指令に対応した国内法整備の進捗状況 99
③ 国内法の概要 99
（２）国内対応状況 105
① WEEE の回収・引取制度の確立 105
② メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など 110
９．ルクセンブルク 111
（１）国内法整備の進捗状況および法令の概要 111
① 国内法整備の進捗状況 111
② 国内法の概要 111
（２）国内対応状況 114
① WEEE の回収・引取制度の確立 114
② 製造者登録制度の確立および登録先機関の概要 116
③ マーク表示と国内規格 116
④ メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など 116
10．オランダ 117
（１）国内法整備の進捗状況および法令の概要 117
① 進捗状況 117
② 国内法の概要 117
（２）国内対応状況 121
① WEEE の回収・引取制度 121
② 製造者登録制度・登録先機関の概要 125
③ メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など 126
11．オーストリア 127
（１）国内法整備の進捗状況および法令の概要 127
① 国内法整備の進捗状況 127
② 国内法の概要 127
（２）国内対応状況 134
① WEEE の回収・引取制度の確立 134
② 製造者登録制度の確立および登録先機関の概要 136
③ メーカー、電機・電子機器製造業界団体、小売業者の対応など 137
12．ポルトガル 138

（１）国内法整備の進捗状況および法令の概要 138
① 国内法整備の進捗状況 138
② 国内法の概要 138
（２）国内対応状況 141
① WEEE の回収・引取制度の確立 141
② 製造者登録制度の確立および登録先機関の概要 144
13. フィンランド 147
（１）国内法整備の進捗状況および法令の概要 147
① 国内法整備の進捗状況 147
② 国内法の概要 147
（２）国内対応状況 150
① WEEE の回収・引取制度の確立 150
② 製造者登録制度の確立および登録先機関の概要 152
③ メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など 153
14. スウェーデン 154
（１）国内法整備の進捗状況および法令の概要 154
① 国内法整備の進捗状況 154
② 国内法の概要 156
（２）国内対応状況 161
① 国内法に基づく WEEE の回収・引取制度の確立 161
② 実際の WEEE 管理スキーム 161
③ 製造業登録制度の確立および登録先機関の概要 168
15. 英国 171
（１）国内法整備の進捗状況および法令の概要 171
① 国内法整備の進捗状況 171
② 法令の概要 173
（２）国内対応状況 181
① WEEE の回収・引取制度の確立 181
② 製造者登録制度の確立および登録先機関の概要 181
③ メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など 183
④ 回収・引取スキーム 184
16. チェコ 187
（１）国内法整備の進捗状況および法令の概要 187
① WEEE 指令に対応した国内法整備の進捗状況 187
② 国内法の概要 187
（２）国内対応状況 193
① WEEE の回収・引取制度の確立 193
② 製造者登録制度の確立および登録先機関の概要 197

③　メーカー、電気・電子製造業界団体・小売業者の対応 197
17. エストニア 198
（1）国内法整備の進捗状況および法令の概要 198
①　国内法整備の進捗状況 198
②　国内法の概要 198
（2）国内対応状況 199
①　WEEE の回収・引取制度 199
②　 製造者登録制度の確立および登録先機関 200
③　マーク表示と国内規格 200
④　産業界の反応 200
18. キプロス 201
（1）国内法整備の進捗状況および法令の概要 201
①　国内法整備の進捗状況 201
②　国内法の概要 201
（2）国内対応状況 202
①　WEEE の回収・引取制度の確立 202
②　製造者登録制度の確立および登録先機関の概要 202
③　マーク表示と国内規格 203
19. ラトビア 204
（1）国内法整備の進捗状況および法令の概要 204
①　国内法整備の進捗状況 204
②　国内法の概要 204
（2）国内対応状況 205
①　WEEE の回収・引取制度の確立 205
②　マーク表示と国内規格 205
20. リトアニア 206
（1）国内法整備の進捗状況および法令の概要 206
①　国内法整備の進捗状況 206
②　国内法の概要 206
（2）国内対応状況 207
①　WEEE の回収・引取制度の確立 207
②　マーク表示と国内規格 208
③　メーカー、電気・電子製造業会団体、小売業者の対応など 208
21. ハンガリー 209
（1）国内法整備の進捗状況および法令の概要 209
①　国内法整備の進捗状況 209
②　国内法の概要 209
（2）国内対応状況 212

① WEEE の回収・引取制度の確立 212
② 製造登録制度の確立および登録先機関の概要 214
③ マーク表示と国内規格 215
④ メーカー、電気・電子製造業界団体・小売業者の対応など 215
22. マルタ 216
（1）国内法整備の進捗状況および法令の概要 216
① 国内法整備の進捗状況 216
② 国内法の概要 216
（2）国内対応状況 219
① WEEE の回収・引取制度の確立 219
② 産業界の反応 219
23. ポーランド 220
（1）国内法整備の進捗状況および法令の概要 220
① 国内法整備の状況 220
② 国内法案の概要 220
（2）国内対応状況 224
① WEEE の回収・引取制度の確立 224
② 製造者登録制度の確立および登録先機関の概要 225
③ メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など 226
24. スロベニア 227
（1）国内法整備の進捗状況および法令の概要 227
① 国内法整備の進捗状況 227
② 国内法の概要 228
（2）国内対応状況 229
① WEEE の回収・引取制度の確立 229
② 製造者登録制度の確立および登録先機関の概要 231
③ メーカー、電機・電子機器製造業界団体、小売業者の対応など 231
25. スロバキア 232
（1）国内法整備の進捗状況および法令の概要 232
① 国内法整備の進捗状況 232
② 国内法の概要 232
（2）国内対応状況 236
① WEEE の回収・引取制度の確立 236
② 製造者登録制度の確立および登録先機関の概要 238
③ マーク表示と国内規格 238
④ メーカー、電気・電子製造業会団体、小売業者の対応など 238

図表リスト

図 1： 製品が WEEE 指令の対象製品となるかどうかを判断するための意思決定ツリー（英国の場合）.....9
図 2： WEEE 指令付則 IV「電気・電子機器のマーキング用のシンボル」.....23
図 3： 会員数の推移（2001 年～2004 年）.....37
図 4： ベルギーにおける WEEE 回収量の推移（2001 年～2004 年）.....38
図 5： ECOTIC のセクター構成.....75
図 6： ECOTIC 消費者製品セクターの廃棄物統合リサイクルシステム（SIG）の組織.....76
図 7： ECOTIC 消費者製品セクターの廃棄物統合リサイクルシステム（SIG）の組織活動76
図 8： ECOTIC 消費者製品セクターによる WEEE 回収スキームのパイロット.....77
図 9： Elretur システムのメカニズム.....165
図 10： El-Kretsen のロジスティクスのシステム別輸送の割合（2005 年）.....167
図 11： 環境省令付則６図 1 により定められた分別回収のためのシンボル.....190

表 1： WEEE 指令付則 IA「指令がカバーする電気・電子機器の分類」.....6
表 2： WEEE 指令付則 IB「WEEE 指令の目的のために考慮に入れられ、付則 IA の分類に該当する製品のリスト」.....6
表 3： WEEE 指令におけるリカバリーの定義.....11
表 4： WEEE 指令付則 II「第６条（１）に則った廃電気・電子機器の素材および部品の例」.....16
表 5： WEEE 指令で定められたリカバリー率、再利用率、リサイクル率の最低目標 （機器１台当たりの重量比平均）.....19
表 6： Recupel による製品群別リサイクル負担金の例（2005 年７月以降）.....35
表 7： セクター別の加盟数推移（2001 年～2004 年）.....37
表 8： 種類別回収ポイント数の推移（2001 年～2004 年）.....38
表 9： リカバリー目標値.....44
表 10： 登録およびデータ処理等の料金（電気・電子機器法のコストに関する政令付則）53
表 11： WEEE の代替管理に対する負担金（2005 年２月１日以降適用）.....67
表 12： スペイン「王室令 208/2005」の内容.....70
表 13： ビジブル環境管理コスト（2005 年 12 月５日時点）.....94
表 14： イタリアの大統領令 151 号と WEEE 指令との関係.....100
表 15： ＥＵ指令とオランダ国内規則の対応表.....118
表 16： 電気・電子機器の分類とリカバリー、再利用／リサイクル目標（付則３）.....129
表 17： El-Kretsen AB 基礎データ.....162
表 18： El-Kretsen AB を所有する事業者団体と契約業者の一覧.....163
表 19： Elretur システムの回収ポイント.....165

表 20： リサイクル量の比較（2003～2005 年） 166
表 21： 取り扱われた製品別の数量（2004～2005 年） 166
表 22： El-Kretsen のロジスティクのスシステム別取り扱い数量（2004～2005 年） 167
表 23： 英国における WEEE 国内法制化に関するこれまでの諮問の経緯 172
表 24： 英国「2004 年廃電気・電子（製造者責任）規則」最終草案の内容 174
表 25： 「廃棄物法等改正法」中第 37 項の WEEE 指令との主な関連部分 188

Ⅰ．廃電気・電子機器指令（WEEE 指令）の内容および移行措置の内容

ＥＵでは 2000 年６月に欧州委員会が提出した「廃電気・電子機器（Waste Electrical and Electronic Equipment／WEEE）指令」案が、関係各方面へ諮問と修正を経て 2002 年 12 月に最終的に欧州議会に採択され、2003 年２月 13 日に発効した[1]。

WEEE 指令の起源は 90 年代にまでさかのぼる。欧州委員会は指令案を最初に作成するまでにも、1991 年から、ＥＵ加盟国政府や産業界からの代表などのステークホルダーで構成された「優先的廃棄物排出源に関する作業部会（Priority Waste Stream Working Group）」を設立し、廃電気・電子機器による環境への負荷低減を図るための施策を検討した。作業部会は、電気・電子機器は技術の進化に伴い、時代遅れとなるまでの製品寿命がますます短くなっていくことが予想され、今後もこれら製品の廃棄物の排出量が増え続けるという前提と、WEEE にはリカバリーと再利用の余地がまだまだ残されているとの判断のもと検討を重ねた。作業部会は 1995 年に欧州委員会に対して、電気・電子機器からの廃棄物の取り扱いの改善とこれらの廃棄物の量を削減するためのさまざまな勧告を行った。ただ、作業部会の中でも勧告に対する意見は分かれ、完全に一致することはなかったという。

このようなＥＵレベルでの動きと並行して、オランダやスウェーデン、オーストリア、ベルギー、デンマークなど、一部のＥＵ加盟国では、WEEE の取り扱いについて独自の国内法や政策の導入を進めた国もある。国によって規制が異なるとＥＵ域内単一市場としての機能に影響を及ぼすことが危惧され、ＥＵ全域での一貫した方針が求められた。

指令では、発効から 18 ヵ月後の 2004 年８月 13 日までに、各加盟国で指令に沿って国内法を整備・施行することが求められた。アイルランドとギリシャ、そして指令発効時点ではまだＥＵに加盟していなかった 10 ヵ国[2]については一部の規定に移行猶予期間が認められている。しかし、2004 年８月 13 日という国内法制化期限については移行猶予期間を認められていない。それにもかかわらず、多くの加盟国で国内法制化のプロセスに遅れが見られた現状があり、2006 年３月末時点で、まだ完全な国内法制化が完了していない国もある。イタリアや、一部の新規加盟国などで、詳細規定について法規が未採択な国があるほか、英国については、2006 年６月発効が予定されていたが、これに対してさらなる遅れが表明されている。一方、WEEE 指令が発効する前から廃電気・電子機器の回収スキームが実施されている国もあるが、これらの国の多くについては、指令の規定に合わせた調整が行われてきた。

---

[1] Directive 2002/96/EC of the European Parliament and of the Council of 27 January 2003 on waste electrical and electronic equipment (WEEE)および Joint Declaration of the European Parliament, the Council and the Commission relating to Article 9 (ともに 2003 年２月 13 日付け Official Journal of European Communities L37)

[2] チェコ共和国、エストニア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロベニア、スロバキアが 2004 年５月１日に新規加盟した。

１．WEEE 指令の内容

WEEE 指令は、廃電気・電子機器の分別収集を進め、埋立処分量の削減や自治体のごみ焼却負荷の低下を図ろうとするものである。欧州の多くの国では、ベルギーやオランダのような小国を除くと廃棄物の処理は埋立が最も一般的で、一般世帯から出されるごみへの有害物質を含む WEEE の混在と不法投棄を回避することが重要となっている。同指令は近年のＥＵの環境政策の基礎に置かれている「持続可能な開発」[3]および「予防原則」[4]の考え方とともに「汚染者負担の原則」[5]に則っており、廃電気・電子機器の製造者は、消費者が地域の回収場所に廃棄した使用済み製品を回収・リサイクルするコストを負担することになる。このことは、消費者にコストを負担させると不法投棄が増えるとの考えに基づくと思われるが、電気・電子機器メーカーにとっては大きな負担である。

ＥＵ指令は加盟国政府に対して義務を課すものであり、直接製造者に宛てたものではない。そのため、製造者は各加盟国で指令に沿って施行される国内法や行政規定に則ることになる。具体的な実施方法については、各国でリサイクルなどの状況が異なることから加盟国政府に裁量が与えられており、一様ではないため、関連企業にとっては各国の法律を確認し準拠しなければならない。

本章では WEEE 指令で定められた規定について説明するが、指令の要点を整理すると以下のとおりとなる。

- 加盟国は 2006 年 12 月 31 日までに、国民１人当たりの年間平均で最低４キログラムの廃棄物を回収しなくてはならない。ただし、この目標については、アイルランドとギリシャ、ならびに新規加盟 10 ヵ国に対して猶予期間が与えられた（詳細は後述「２．国内法制化の期限と移行措置」***P.26***参照）。
- 国内法施行後 2005 年８月 13 日までの１年間で、最終所有者からの廃品を無料で引き取る制度を各国で確立する。
- すべての廃電気・電子機器の回収、処理、再生、廃棄のコストはメーカーが責任を

[3] 「Sustainable Development」環境を保護しながら経済成長や生活の質の向上など社会の発展を推進していこうとする基本的な考え方。アムステルダム条約で「持続可能でインフレなき成長」を促進することをＥＵの責務とし、「持続可能な開発を促進するためには、環境を保護すべきという要件をＥＵの他の政策の定義と施行に統合させる」と規定してＥＵの戦略的目標に据えた。

[4] 「Precautionary Principle」ある物質や活動が環境や人間の健康に影響を及ぼす危険性が生じた場合、科学的データでその危険性を十分に証明できなくても、予防的に規制措置をとることができるとする考え方で、対症療法よりも未然防止に重点を置くことがＥＵ環境政策の基本方針とされている。

[5] 「Polluter Pays Principle」環境破壊の予防と修復のための費用は、その原因となる汚染物質を排出している者が負担すべきという原則。OECD が 1972 年の環境指針原則勧告で提唱したものだが、ＥＵでは環境破壊を生じさせた事業者が経済的責任を負う「環境責任指令（2004/35/EC）」が法制化されている（国内法施行期限は 2007 年４月 30 日）ほか、WEEE 指令や「廃車（ELV）指令」（2007 年以降メーカーが処理コストを負担することなどを規定）もこの原則に基づく。

負担する。

2005年8月13日以降に販売される製品：

- 製造者各社が自社製品に対してコストを負担する。

2005年8月13日以前に市場に出された製品：

- 廃棄物リサイクルのコストについては製造者が共同で負担する。
- 製造者は8年（冷蔵庫のような大型家電製品の場合は10年）の移行期間に限って廃棄物処理のコストを新しい製品の価格に含めることが認められている。
- 2005年8月13日以前に販売された製品で、一般世帯以外から廃棄物として出されたものは、その製品と同様の、または同じ機能を果たす新製品を発売した製造者がリサイクルの費用を負担する。
- そうした新製品が発売されない場合は、製品の利用者がその費用に責任を持つ。（上記2点はEU決定2003/108/ECによる改正）

- 製造者は、廃棄物の再利用とリサイクルに関し厳しい目標を達成しなければならない。大型家電製品はリカバリー率が最低80%、情報通信機器と消費者用機器の部品および材料、素材の再利用・リサイクル率が最低65%など。
- リカバリー率および再利用･リサイクル率の達成目標は、2008年12月31日までに再設定が行われる。
- 加盟国ではリカバリー率、再利用・リサイクル率の目標の遵守状況をモニタリングし、3年ごとに欧州委員会に報告する義務を負う（別途規則[6]で規定）。

EUで使用されている「リカバリー」という言葉の概念には、いわゆる「リサイクル」のほか再生、再利用、熱回収、コンポストなど多様なプロセスが含まれている。廃棄物枠組み指令75/442/EECの付則IIBに例示されたような手段を使って使用済み製品から何らかの形で一定の割合の素材や部品などを回収・回復しなければならないのが「リカバリー率」に当たり、そのうち手段をリサイクルに限定したものが「リサイクル率」である。（詳細については後述の「1.（3）指令で使用されている用語の定義（f）」***P.10***および「1.（7）リカバリー」***P.18***の項参照。）

WEEE指令（およびRoHS指令）で規定しきれなかった詳細な側面については、欧州委員会が議長となって加盟国の代表で構成される「技術適合委員会（Technical Adaptation Committee／TAC）」において協議が継続されている。特に、2つの指令の適用対象と例外対象など、指令ではグレーエリアとして残された点を検討している。

---

6 2004/249/EC: Commission Decision of 11 March 2004 concerning a questionnaire for Member States reports on the implementation of Directive 2002/96/EC of the European Parliament and of the Council on waste electrical and electronic equipment (WEEE)（2004年3月16日付け Official Journal of European Communities L 078）

WEEE 指令と同時に 2003 年２月 13 日に発効した「電化製品への有害物質使用制限（Restriction of Hazardous Substances／RoHS）指令」[7]も、電気・電子機器に大きく関連した指令であり、加盟各国は 2004 年８月 13 日までに国内法への移管が求められた。対象となる製品がほとんど同じであることからも、WEEE 指令と RoHS 指令を合わせて同じ法律で規定している加盟国も多い。本レポートでは RoHS 指令について大きくは触れないが、ここでは簡単に同指令の要点を挙げておくことにする。

- 電気・電子業界は 2006 年７月１日以降に販売される製品について、以下の物質の使用を停止し、代替物質を調達しなければならない。
  - 鉛
  - 水銀
  - カドミウム
  - 六価クロム
  - ポリ臭化ビフェニール（PBB）
  - ポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDE）
- 代替物質がまだ開発されていない使用ケースについては、例外措置として使用禁止の適用を除外することが認められた（はんだや電子部品のガラス部分、圧電気装置、コンピューター・サーバーやその他のデータ保管システムに使用される鉛などが適用除外となった）。
- リサイクルされた製品が有害物質で汚染されるのを防止するため、特別な処理が必要とされる各種の部品は、廃棄物から分別しなければならない。これには、電池、ブラウン管、携帯電話用回路基板、フッ化炭化水素、外部用電気ケーブル、および臭素系難燃剤を含有するプラスチック類などが含まれる。
- 欧州委員会は 2005 年２月 13 日までに、例外措置を定めた付則の見直しを行い、当初は同指令の適用対象に入っていない医療機器とモニタリング・コントロール機器を対象に含めるための提案をするほか、使用禁止対象の変更や拡大について検討する。（欧州委員会はステークホルダーへの諮問を 2005 年２月 11 日に終了し、６物質について産業界から提案のあった特定の使用方法 22 種類について例外措置とするかどうかを検討した。欧州委員会が準備した決定草案を基に、近々、欧州議会において審議される見通しとなっている。）
- 例外措置はいったん適用除外となったものも含め、４年ごとに見直しを行う。

RoHS 指令は、WEEE 指令とＥＵ法立法の根拠が異なる。WEEE 指令は、環境政策を実施するための立法を行うことを定める欧州共同体（ＥＣ）設立条約第 175 条を根拠としている

[7] DIRECTIVE 2002/95/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 27 January 2003 on the restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment（Official Journal 13.2.2003 L37）

のに対し、RoHS 指令は、同第 14 条で規定したＥＵ域内市場における規制を統一するために加盟国の法律を調和させる措置を定めるとした第 95 条を根拠にしている。そのため、RoHS 指令では WEEE 指令と違って、加盟国の裁量で独自の施策を実施する余地はほとんど与えられていない。各国で使用禁止する物質をばらばらに規定すると単一市場の原理に反することから第 95 条をベースとすることになった。リサイクル分野では自治体による廃棄物の回収システムが存在する国もあれば、リサイクルの制度や習慣が定着しておらずほとんど回収が行われていない国もある。WEEE 指令ではそういった加盟国間の差をふまえて柔軟性のある法制度とする必要があった。

（１）指令の目的［第１条］

WEEE 指令の第一の優先事項として、廃電気・電子機器（WEEE）すなわち使用済みの家電製品等の廃棄物としての発生を予防することがあり、第二に、廃棄物が発生した場合に再利用、リサイクル、およびこれら以外の形態による「リカバリー」を行うことによって廃棄処分（disposal）の量を削減することが目的となっている。また、メーカー、流通業者（小売店）、消費者、また特に WEEE の処理（treatment）事業者など、電気・電子機器製品のライフサイクルのあらゆる段階に関与する「オペレーター」の環境パフォーマンスを向上させることを狙っている。

（２）指令の適用範囲［第２条］

指令の付則 IA（Annex IA、表１参照）に規定された 10 の製品分類に当てはまるものが指令の対象となる。ただし、ある製品が同指令の対象に該当しない別のタイプの製品の一部を成している場合は対象外となる。また、付則 IB（Annex IB、表２参照）には 10 の製品分類ごとに製品のリストが掲載されている。ただし、このリストは例示的なものでしかない。欧州委員会が近々に発表する見通しとされている作成中のガイダンス・ドキュメントではより詳細なリストが提示されるもようだが、このガイダンスも欧州委員会の見解を示すだけのもので、法的拘束力はない。また、同指令では、加盟国の安全保障において不可欠と考えられる機器、武器、弾薬、軍需品は適用対象外とされている。ただし、これらのうちでも、軍事用として特に意図されていない製品については対象となる。

表 1： WEEE 指令付則 IA「指令がカバーする電気・電子機器の分類」

ANNEX IA
Categories of electrical and electronic equipment covered by this Directive

1.	大型家電製品
2.	小型家電製品
3.	情報技術（ＩＴ）・通信機器
4.	消費者機器
5.	照明器具
6.	電気・電子工具（大規模な据付型工具を除く）
7.	玩具、レジャー用品、スポーツ用品
8.	医療機器（移植された・感染したすべての製品を除く）
9.	モニター機器・コントロール機器
10.	自動販売機・自動現金引き出し機

表 2： WEEE 指令付則 IB「WEEE 指令の目的のために考慮に入れられ、付則 IA の分類に該当する製品のリスト」

ANNEX IB
List of products which shall be taken into account for the purpose of this Directive and which fall under the categories of Annex IA

1.	**大型家電製品**
	大型冷蔵機器
	冷蔵庫
	冷凍庫
	食品の冷蔵、保存、保管に使用されるその他の大型製品
	洗濯機
	乾燥機
	食器洗い機
	調理機器
	電気コンロ
	電気ホットプレート
	電子レンジ
	調理および食品を加工するためのその他の大型家電製品
	電気暖房機器
	電気ラジエーター
	室内、ベッド、椅子・ソファなど家具の暖房に使われるその他の大型家電製品
	電気扇風機
	空調機器
	その他の扇風、換気、空調機器
2.	**小型家電製品**
	掃除機
	カーペット掃き
	その他の掃除用機器
	縫い物、編み物、かご編みおよびその他の繊維加工用機器
	アイロン、およびアイロンがけ、脱水、その他の衣料ケアのためのその他の機器
	トースター
	フライヤー
	グラインダー、コーヒーマシーン、および容器・パッケージの開封・密封に使用する機器
	電気ナイフ
	散髪、頭髪乾燥、歯磨き、毛剃り、マッサージおよびその他のボディケア器具
	置き時計・掛け時計、腕時計およびその他の時間の計測・表示・記録を目的とする器具
	重量計

3.	**情報技術（ＩＴ）・通信機器**
	中央データ処理：
	メインフレーム
	ミニコンピューター
	プリンターユニット
	パーソナルコンピューティング：
	パーソナルコンピューター（CPU、マウス、スクリーン、キーボードを含む）
	ラップトップコンピューター（CPU、マウス、スクリーン、キーボードを含む）
	ノートブックコンピューター
	ノートパッドコンピューター
	プリンター
	コピー機
	電気・電子タイプライター
	計算機（ポケットサイズ、卓上サイズ）および電子的手段で情報を収集・保存・処理または伝達するためのその他の製品・機器
	ユーザーターミナルおよびシステム
	ファクシミリ
	テレックス
	電話
	公衆電話
	コードレス電話
	セルラー電話
	留守電話システムおよび音声・映像・その他の情報を遠距離通信により送信するその他の製品または機器
4.	**消費者機器**
	ラジオ
	テレビ
	ビデオカメラ
	ビデオレコーダー
	ハイファイレコーダー
	オーディオスピーカー
	楽器
	信号または音声・映像を配布することを目的とする遠隔通信以外の技術を含むその他の製品・機器
5.	**照明器具**
	家庭用のものを例外とする蛍光灯用投光照明設備
	直管型蛍光灯
	コンパクト型蛍光灯
	高圧ナトリウムランプおよびメタルハライドランプ（金属蒸気放電灯）を含む高輝度放電灯
	低圧ナトリウムランプ
	投光または照明のコントロールを目的とするその他の照明または器具（フィラメント電球を除く）
6.	**電気・電子工具（大規模な据付型工具を例外とする）**
	ドリル
	のこぎり
	ミシン
	旋盤、粉砕、研磨、切削、切断、穴あけ、パンチ、折りたたみ、折り曲げ、ないし、木材、金属その他の素材に対する類似の加工に使用される機器
	鋲打ち、釘付け、ねじ留め、ないし、鋲・釘・ねじの取りはずし、または類似の用途に使用される工具
	溶接、はんだ、ないし類似の用途に使用される工具
	噴霧、散布、消散、ないし、その他の手段による液体または気体物質のその他の処理に使用される機器
	芝刈りまたはその他のガーデニングに使用される工具
7.	**玩具、レジャー用品、スポーツ用品**
	電動電車またはカーレース・セット
	ハンドヘルドのビデオゲーム・コンソール

	ビデオゲーム
	自転車、ダイビング、ランニング、ボート漕ぎなどに使用されるコンピューター
	電気・電子部品を搭載したスポーツ用具
	コイン投入式スロットマシーン
8.	**医療機器（移植された・感染したすべての製品を除く）**
	放射線治療機器
	心臓病
	透析
	肺換気装置
	核医学
	試験管診断のための実験器具
	分析器
	凍結器
	受胎検査
	疾病、傷害、障害を発見、予防、監視、治療、緩和するためのその他の器具
9.	**モニター機器・コントロール機器**
	煙探知機
	暖房調節器
	サーモスタット
	家庭用または実験室用として使用される測定、測量、調整に使用される機器
	工業施設で使用されるその他のモニターおよびコントロール機器（例：コントロールパネル）
10.	**自動販売機・自動現金引き出し機**
	温かい飲料の自動販売機
	ボトルまたは缶入りの温かいまたは冷たい飲料の自動販売機
	固体製品の自動販売機
	現金引き出し機
	あらゆる種類の製品を自動的に取り出すすべての機器

図１には、英国政府が 2004 年７月に発表した WEEE 指令に関するガイダンス（ドラフト）に掲載された、対象製品となるかどうかを判断するための意思決定ツリーを参考に示す。指令第２条の条件を合わせ、特定の製品が WEEE 指令の適用範囲に含まれるのかどうかを確認できる。ただし、この図はあくまでも英国政府の「見解」であることに留意する必要がある。

図 1： 製品が WEEE 指令の対象製品となるかどうかを判断するための意思決定ツリー（英国の場合）

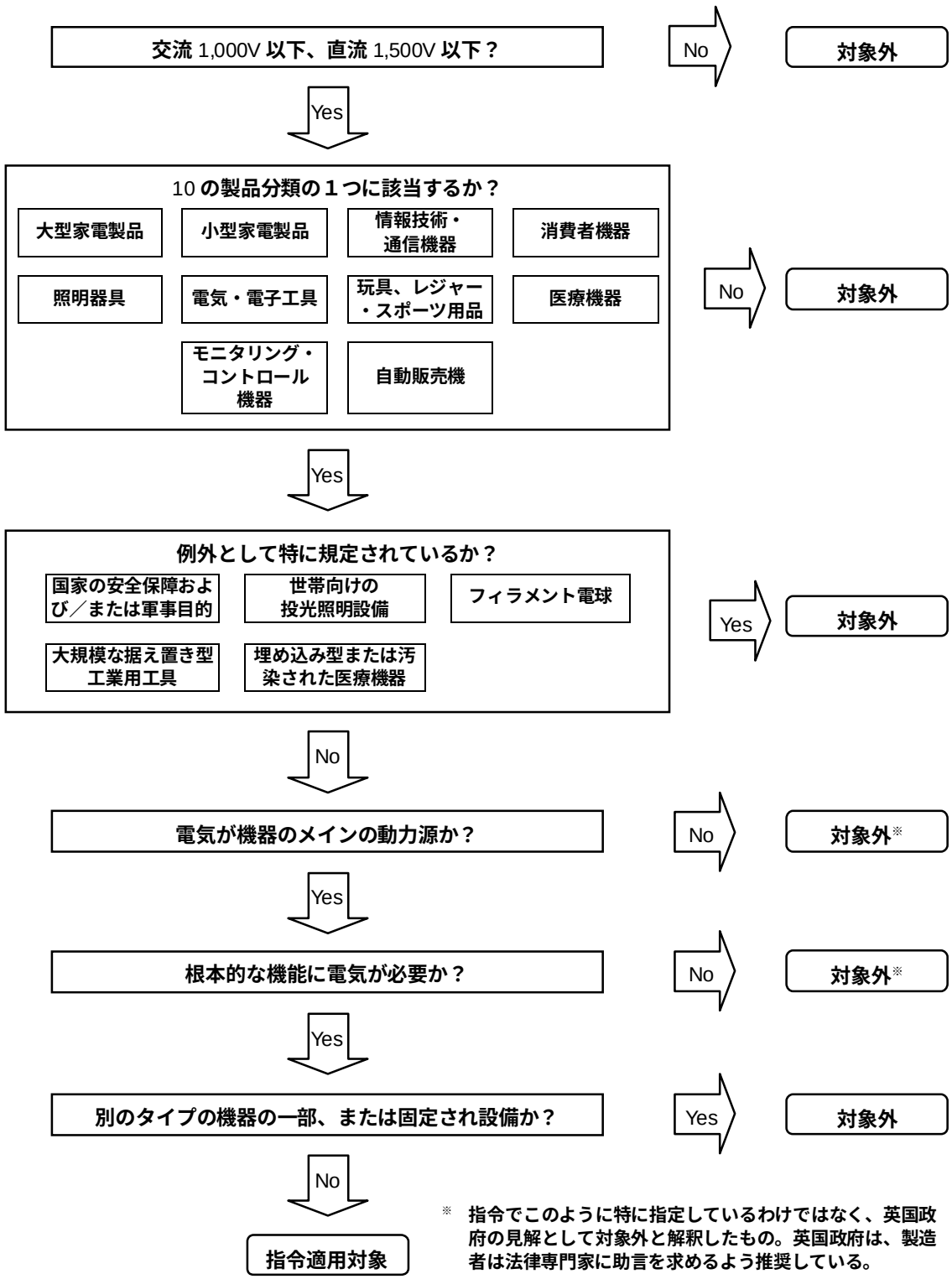

※ 指令でこのように特に指定しているわけではなく、英国政府の見解として対象外と解釈したもの。英国政府は、製造者は法律専門家に助言を求めるよう推奨している。

出所： *"WEEE Regulations Guidance Notes, Consultation Draft – July 2004", Department for trade and Industry（英国貿易産業省）より作成*

（3）指令で使用されている用語の定義［第３条］

指令で用いられている用語には以下の定義が使用されている。

(a) **電気・電子機器**（electrical and electronic equipment／EEE）
正常に作動するためには電流または電磁場に依存する必要がある機器、そのような電流および電磁場の発生、移動、測定に使用される機器で付則 IA に示された分類に属し、電圧が交流 1,000 ボルト、直流 1,500 ボルト以下の定格電圧で使用するよう設計されているもの。

(b) **廃電気・電子機器**（waste electrical and electronic equipment／WEEE）
廃棄物に関する枠組みを定めた指令 75/442/EEC[8]第１条（a）の意味において「廃棄物」とされる電気・電子機器であり、製品を棄てる時点で製品の一部を成しているすべての部品（components）、組立部品（subassemblies）、消耗品を含む。指令 75/442/EEC[9]第１条（a）では廃棄物を「所有者が廃棄処分する、または施行されている国内法規定により廃棄処分を求められるすべての物質・物体」と定義している。

(c) **防止**（prevention）
WEEE と WEEE に含まれる素材・物質の数量と環境への有害度を低下させることを目的とした手段。

(d) **再利用**（reuse）
WEEE またはその部品（components）が当初想定されたのと同じ目的に使用される活動（オペレーション）を指し、回収ポイントや流通業者、リサイクル業者、メーカーに返却された当該機器またはその部品を継続して使用することを含む。

(e) **リサイクル**（recycling）
廃棄物となる素材を、その素材の元来の用途と同じ用途ないしそれ以外の用途向けに、製造プロセスにおいて再加工することを指すが、ここでは、「エネルギーの回収」（可燃性の廃棄物を、他の廃棄物と一緒にあるいは当該の廃棄物のみ、直接焼却することによってエネルギーを生産するために使用すること）は除き、「熱の回収」は含む。

(f) **リカバリー**（recovery）
WEEE 指令では、指令 75/442/EEC の付則 IIB（Annex IIB）の規定に該当する活動（オペレーション）を指す」と定義されている。指令 75/442/EEC の付則 IIB にはリカバリーに該当する「オペレーション」が以下のように例示されている。

---

8 Council Directive 75/442/EEC of 15 July 1975 on waste (Official Journal 25.07.1975 L 194)
9 Council Directive 75/442/EEC of 15 July 1975 on waste (Official Journal 25.07.1975 L 194)

表 3： WEEE 指令におけるリカバリーの定義

指令 75/442/EEC 付則 IIB

（注）本付則は、実際に行われているリカバリー作業をそのまま列挙するものである。廃棄物のリカバリーは第４条に従って、人の健康を害することなく、環境に悪影響を与える可能性のあるプロセス・方法を使わずに行わなければならない。

R1： **主に燃料として、またはエネルギーを発生させるその他の方法としての利用**

R2： **溶剤の再生利用**（reclamation）／**再生**（regeneration）

R3： **溶剤として用いられない有機物のリサイクル**（recycling）／**再生利用（コンポスト化およびその他の生物的な転換の過程を含む）**

R4： **金属および金属化合物のリサイクル／再生利用**

R5： **その他の無機物のリサイクル／再生利用**

R6： **酸または基剤の再生**

R7： **汚染排除のために用いられた成分物質**（components）**のリカバリー**

R8： **触媒からの成分物質**（components）**のリカバリー**

R9： **石油の再精製またはその他の再利用**（re-use）

R10： **農業または生態上の改善に寄与する土地の処理**（treatment）

R11： R1～R10 **のいずれかの作業から得られた廃棄物の利用**

R12： R1～R11 **のいずれかの作業を行うための廃棄物の交換**

R13： R1～R12 **のいずれかの作業を待っている間の廃棄物の保管（発生場所で回収を待っている間の一時的な保管を除く）**

***出所： 欧州委員会決定** 96/350/EC*

なお、指令 75/442/EEC が発効した当初には付則 IIB は存在せず、その後の改正指令 91/156/EEC[10]によって初めて追加された。現在有効となっている最新の「リカバリー」の定義は、これをさらに修正した欧州委員会決定 96/350/EC[11]に掲載された付則 IIB である。また、この定義は、WEEE 指令以外にも、廃車指令や包装廃棄物指令などのＥＵ環境関連指令でも使用されている。上記の「リカバリー」の例を見ると、「リカバリー」の定義は、いわゆる「リサイクル」や再生、再利用、熱回収、コンポストなどを含む幅広い概念であることが分かる。WEEE 指令第７条では、後述「（７）リカバリー」の項で示すように、「リカバリー率」と「リサイクル率・再利用率」の目標が設定されているが、指令 75/442/EEC 付則 IIB に例示されたような手段を使って使用済み製品から何らかの形で一定の割合の素材や部品などを回収・回復しなければならないのが「リカバリー率」に当たり、そのうち

[10] Council Directive 91/156/EEC of 18 March 1991 amending Directive 75/442/EEC on waste (Official Journal 26/03/1991 L 078)

[11] 96/350/EC: Commission Decision of 24 May 1996 adapting Annexes IIA and IIB to Council Directive 75/442/EEC on waste (Official Journal 06/06/1996 L 135)

手段をリサイクルに限定したものが「リサイクル率」となる。

(g) **廃棄処分**（disposal）

同じく、WEEE 指令では、「指令 75/442/EEC の付則 IIA（Annex IIA）における規定に該当する活動（オペレーション）を指す」と定義されている。廃棄物枠組み指令である指令 75/442/EEC の付則 IIA（Annex IIA）には、陸地（地中・地上）への廃棄処分（埋立など）、陸地の処理（土壌での廃棄された液体やスラッジの生分解など）、水中への放出、陸地や海上での焼却、永久保存など 15 種類の廃棄処分のオペレーションが示されている。指令 75/442/EEC の付則 IIA は付則 IIB と同様に、欧州委員会決定 96/350/EC に掲載されたものが最新のものとなっている。

(h) **処理**（treatment）

WEEE の汚染除去、解体、寸断、リカバリー、廃棄処分、または WEEE のリカバリーや廃棄処分のために、その他のすべてのオペレーションの準備のために施設に引き渡された以降に行われる活動を指す。

(i) **製造者**（producer）

使用する販売の手法に拘らず（指令 97/7/EC[12]に規定されている遠隔通信販売等を含む）、以下の場合を製造者と定義している。

(i) 電気・電子機器を自社ブランド品として製造・販売する者。

(ii) 他の供給業者が製造する製品を自社ブランド品として再販（OEM 購入）する者―― (i)の製造者のブランド名が製品に表示される場合はこれに該当せず、再販業者は「製造者」とみなされない。

(iii) 電気・電子機器を業としてＥＵ加盟国に輸出入する者。

ファイナンス契約（下記（m）の定義参照）のもと、あるいはファイナンス契約に従ってファイナンスを提供する者は、上記(i)～(iii)の意味での「製造者」として活動するケース以外では「製造者」とはみなされることはない。

(j) **流通業者**（distributor）

電気・電子機器を、それを使用する者に対して商業的に提供するすべての者を指す。一般的には小売業者を指すことになると考えられる。

(k) **一般世帯からの** WEEE（WEEE from private households）

指令では、電気・電子機器の最終使用者を「一般世帯（private households）」と「一般世帯以外のユーザー（users other than private households）」に分け、それぞれの場合について WEEE に対する責任所在を明らかにしている。「一般世帯」には、通常の世帯のほか、商・工業、施設・機関などの場合でも、その規模と性格上一般世帯と類似す

[12] Directive 97/7/EC of the European Parliament and of the Council of 20 May 1997 on the protection of consumers in respect of distance contracts - Statement by the Council and the Parliament re Article 6 (1) - Statement by the Commission re Article 3 (1), first indent (Official Journal 04/06/1997 L 144)

る場合はこれに含まれると定義されている一方、「一般世帯以外のユーザー」は特に定義されていないため、その境界線にはややあいまいな部分が残されている。各国の国内法の用語定義の部分では、指令の定義を逐語的に流用していることが多いようであるが、「一般世帯以外のユーザー」を業務遂行を目的に電気・電子機器を使用するビジネスユーザーとしてと併せて定義している場合も見られる。

(l) **危険物質・調合物**（dangerous substance or preparation）
理事会指令 97/548/EEC[13]または欧州議会・理事会指令 1999/45/EC[14]のもと、危険とみなされなければならない物質または調合物を指す。

(m) **ファイナンス契約**（finance agreement）
あらゆる機器に関連するローン、リース、レンタル（hiring)、または延べ払いによる販売契約・取り決めを指す。契約・取り決め条件に、当該機器の所有権を譲渡する、あるいは譲渡することができるという旨が規定されているかどうかには左右されない。

（4）製品デザイン［第４条］

加盟国政府は、電気・電子機器の解体およびリカバリー（特に WEEE とその部品・素材の再利用とリサイクル）を考慮に入れ、容易にするような設計・製造を奨励しなければならない。これに及んで加盟国政府は、製造者が設計上の特徴や製造プロセスを通して WEEE を再利用することを阻止できないよう適切な措置をとらなければならない。（ただし、例えば環境保護や安全性の面での要件などの点で、このような設計上の特徴や製造プロセスが他に大きく優る利点が見られる場合は認められる。）

（5）分別回収［第５条］

① 加盟国は、WEEE が分別されないまま自治体ごみ（municipal waste）として廃棄処分されるのを最低限に留め、WEEE が高い水準で分別回収されるようにするため、適切な措置をとらなければならないことが指令で求められている。

② 一般世帯についての措置
上記①の目的のための具体的な措置として、一般世帯については 2005 年８月 13 日までに以下の点を実施するよう規定されている。

[13] OJ 196, 16.8.1967, Directive as last amended by Commission Directive 2001/59/EC (OJ L 225, 21.8.2001, p. 1).
[14] OJ L 200, 30.7.1999, Directive as amended by Commission Directive 2001/60/EC (OJ L 226, 22.8.2001, p. 5).

(a) 無償返却制度の確立

加盟国は、WEEE の最終所有者と流通業者が WEEE を無償で返却できるような制度を確立しなければならない。加盟国は、無償返却制度の構築に当たって、特に人口密度を念頭に入れ、必要なだけの回収施設が十分にあり、アクセスできるようにしなければならない。この返却制度は、すでに一部の加盟国に存在するような、自治体が設置する回収ポイント（リサイクルセンターなど）を主に想定していると考えられる。しかし、新たに WEEE のための回収ポイントを制度に組み込まなければならない国もあることから、どのような制度にするかは指令ではあえて規定せず、加盟国に柔軟性を与えている。第８条（後述***P.20*参照**）では、この条項（第５条（２）(a)）に基づいて設置された施設に返却された一般世帯からの WEEE の回収・処理・リカバリー・廃棄処分に対しては製造者がコストを負担する[15]ことと規定されているが、製造者の責任はこの施設から WEEE を回収する時点以降について発生する。

(b) 新製品販売時における流通業者の引取義務

流通業者は新製品を販売する際に、WEEE が新製品と同等のタイプの製品で同じ機能を有する場合、WEEE（旧製品）を個別に無償返却できるようにしなければならない。しかし、加盟国は、ここで規定された個別返却ではなく別の方法を考案することも認められている。ただし、どのような場合も、最終所有者には無償でなくてはならず、かつ WEEE の返却が最終所有者にとって個別無償返却よりも困難となってはならない。（個別無償返却以外の方法をとる加盟国は、どのような方法をとるのか欧州委員会に通知することが求められている）。

(c) 製造者による任意の引取制度

製造者は上記（a）（b）とは別に、一般世帯からの WEEE の引取制度を、同指令の目標に沿ったものであるという条件を満たす前提で、個別または共同で設置することもできる。

(d) 再利用（reuse）

上記（a）に基づいて設置された返却施設、および（b）のもとで流通業者によって引き取られる WEEE が、加盟国またはＥＵの健康・安全性基準を考慮して、作業に関与する人員の健康・安全性にリスクを呈する場合、引取を拒否することができる。ただし、加盟国はそのような WEEE については特別に取り決めを行う必要がある。

加盟国は、上記（a）（b）について、機器に必須部品（essential components）が含まれていない場合や WEEE 以外の廃棄物を含んでいる場合の WEEE 返却の具体的な取り決めを規定することができる。

---

[15] 2005 年８月 13 日以降に上市される製品の WEEE については個々の製造者が自社製品についてコストを負担し、同日以前に上市された製品については全製造者が共同でコストを負担する。

③ 一般世帯以外からの WEEE について

一方、一般世帯以外からの WEEE については、加盟国は、製造者または製造者に代わる第三者が回収を行うことを保証しなければならない。

④ 上記①～③に基づき回収されたすべての WEEE が、第６条に基づき認定された処理施設に輸送されるようにしなければならない。ただし、機器が解体されずそのまま再利用される場合は例外となっている。加盟国は想定された再利用が同指令（特に第６条「処理」、第７条「リカバリー」）の迂回につながらないようにしなければならない。分別回収された WEEE の回収と輸送は、これら WEEE の部品または機器全体として再利用とリサイクルを最適化できるような方法で行わなければならない。

⑤ 加盟国は一般世帯について、2006 年 12 月 31 日までに国民１人当たりの年間平均で最低４キログラムの WEEE を分別回収することが義務付けられた。ただし、後述のとおり、一部の加盟国についてはこの目標達成に対して猶予期間が与えられている。ＥＵはまた、今後の加盟国の実績と経験を考慮に入れ、2008 年 12 月 31 日までに新たな目標値を決定する。

（６）処理［第６条］

① 加盟国は、製造者ないし製造者に代わる第三者が、利用可能な最善の処理（treatment）、リカバリー、リサイクルの技術手法を使った WEEE の処理システムを構築しなければならない。このシステムは、製造者が個別に、または共同で、あるいはその両方で構築することができる。処理は必ずすべて液体を除去し、また指令の付則 II（Annex II、次頁表４参照）に沿って選択的に処理を行う。これら以外の処理技術についても今後導入が検討されていく。加盟国は環境保護のために、回収された WEEE の処理の質に対し最低基準を設定することができる。（そのような基準を設定する加盟国は、欧州委員会に通知のうえ基準を公表しなければならない。）

表 4： WEEE 指令付則 II「第６条（１）に則った廃電気・電子機器の素材および部品の例」

ANNEX II
Selective treatment for materials and components of waste electrical and electronic equipment in accordance with Article 6(1)

１．最低要件として、いかなる分別回収された廃電気・電子機器からも以下の物質、調合物および部品を取り除かなければならない。

- **ポリ塩化ビフェニール（PCB）を含むコンデンサー：ポリ塩化ビフェニール（PCB）およびポリ塩化ターフェニル（PCT）の廃棄に関する 1996 年９月 16 日付け理事会指令 96/59/EC[16]に則る。**
- **水銀を含むスイッチやバックライト・ランプなどの部品**
- **電池**
- **一般には携帯電話のプリント基板、またプリント基板の表面積が 10 平方センチメートルを超える場合はその他のデバイスも**
- **液体・練り粉状のトナーカートリッジおよびカラートナー**
- **プラスチックを含む臭素系難燃剤**
- **アスベスト廃棄物およびアスベストを含む部品**
- **ブラウン管**
- **クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、ハイドロカーボン（ＨＣ）**
- **ガス放電ランプ**
- **表面積が 100 平方センチメートルを超える液晶ディスプレー（適切な場合はフレームも）およびガス放電ランプのバックライトが装着されたすべての液晶ディスプレー**
- **外部電気ケーブル**
- **セラミックファイバー（1997 年 12 月５日付け欧州委員会指令 97/69/EC の定義によるもの）を含む部品：危険物質の分類、包装、ラベル表示に関する理事会指令 67/548/EEC 技術進化に適合した 1997 年 12 月５日付け欧州委員会指令 97/69/EC[17]に記載されたもの。**
- **放射性物質を含む部品（イオン化放射線から発生する危険性から労働者および一般公共の健康を保護するための基本的な安全性基準を規定する 1996 年５月 13 日付け理事会指令 96/29/Euratom[18]の第３条および付則 I に規定された例外のための閾値を下回る部品を除く。）**
- **危険性の心配のある物質を含む電解コンデンサー（高さ・直径 25mm 超のもの、またはこれに類似する容積）**

これらの物質、調合物、および部品は、理事会指令 75/442/EEC 第４条に則って廃棄処分またはリカバリーを行う。

---

16 OJ L 243, 24.9.1996, p. 31.
17 OJ L 343, 13.12.1997, p. 19.
18 OJ L 159, 29.6.1996, p. 1.

２．分別回収された下記の WEEE の部品はここに示されたとおりに処理しなければならない。

- ブラウン管：蛍光膜は除去しなければならない。
- フォーム（泡）や冷媒回路などに見られるような、オゾン層を破壊するガスと地球温暖化係数（global warming potential／GWP）が 15 を超えるガスを含む機器： これらのガスは正しく抽出し、正しく処理しなければならない。オゾン層破壊ガスは、オゾン層を破壊する物質に関する 2000 年６月 29 日付け欧州議会および理事会規則（ＥＣ）No 2037/2000[19]に則って処理しなければならない。
- ガス放電ランプ：水銀は除去する。

３．上記１、２については、環境面で考慮すべき事柄と再利用とリサイクルの方が好ましいという点を考慮入れ、部品または機器全体の環境にやさしい再利用とリサイクルが妨げられないような方法で適用されるようにしなければならない。

４．欧州委員会は、携帯電話のプリント基板および液晶ディスプレイ（LCD）について修正が必要かどうか、優先事項として評価する。

② 加盟国は、処理のオペレーションを実施するすべての設立物や事業が、指令 75/442/EEC の第９条（廃棄処分のオペレーションを行う事業者に対する定期的監察）および第 10 条（リカバリーのオペレーションを行う事業者に対する所管当局による監視）に則って所管当局から認可を取得することを確実にしなければならない。指令 75/442/EEC 第 11 条（１）(b) では廃棄物のリカバリーを行う設立物・事業は事業認可取得要件の対象外とすることが規定されているが、これは WEEE のリカバリーのオペレーションについても、登録前の事前監察が所管当局によって実施される場合は同様に適用される。監査は以下の点を確認するもので、年１回以上実施し、加盟国政府は欧州委員会に監査結果を通知する。

（a）処理される廃棄物のタイプと数量
（b）遵守すべき一般手的な技術要件
（c）安全面でとられている予防策

③ 加盟国は、処理のオペレーションを実施するすべての設立物や事業が、同指令の付則 III（Annex III）に規定された技術要件に則って WEEE を保管・処理することを確実にしなければならない。付則 III には、WEEE を処理前に保管する現場（一時的な保管も含む）と WEEE の処理を行う現場に関し、一定の基準が設けられている。

[19] OJ L 244, 29.9.2000, p. 1. Regulation as last amended by Regulation (EC) No 2039/2000 (OJ L 244, 29.9.2000, p. 26).

④ 加盟国は、上記②の認可または登録に、①および③の要件に則るために、また第７条に規定されたリカバリー目標を達成するために必要なすべての条件が含まれているようにすることが求められている。

⑤ 処理のオペレーションはまた、加盟国が自国外あるいはＥＵ域外で実施することも可能であるが、これには、WEEE の輸送が、ＥＵ域内での／域外からの／域外への廃棄物の輸送の管理とコントロールに関する 1993 年２月１日付け理事会規則（EEC）No 259/93[20]の規定を遵守しなければならない。

⑥ 加盟国は、WEEE の処理を行う設立物または事業に対して、2001 年３月 19 日付け欧州議会および理事会規則（ＥＣ）No 761/2001[21]に沿って環境管理システムを導入することを奨励することが求められている。この規則はＥＵで 1995 年から製造業の企業から登録・取得が始まった任意の環境管理・監査スキーム「EMAS」（Eco-Management and Audit Scheme Regulation）の制度について規定したもので、現在では企業だけではなく地方自治体も含むすべての組織に対象が拡大されている。

（７）リカバリー［第７条］

前述のように、WEEE 指令では、「リカバリー」の定義は廃棄物枠組み指令 75/442/EEC の付則 IIB に示された定義に準ずると規定されている。

① 加盟国は、製造者またはこれに代わる第三者が、個別にまたは共同で、第５条で規定されたように個別に回収された WEEE のリカバリーのためのコストを負担する。これに当たり加盟国は、まずは機器全体を再利用することを優先しなければならない。その場合、これらの機器は下記④の日付まで、下記②に示された目標の計算には算入されないこととなっている。

② WEEE のリカバリー率、再利用率、リサイクル率の目標
第６条に則って処理に送られた WEEE について、加盟国は 2006 年 12 月 31 日までに、次のリカバリー率、再利用率、リサイクル率の目標を達成しなければならない。

(a) 付則 IA に掲載された１～10 の分類に該当する WEEE について：
－リカバリー率を１台当たりの平均重量で 80%以上にする。

[20] OJ L 30（6.2.1993）
[21] Regulation (EC) No 761/2001 of the European parliament and of the council of 19 March 2001 allowing voluntary participation by organisations in a Community eco-management and audit scheme (EMAS)（2001 年４月 24 日付け Official Journal of European Communities L 114）

－部品、素材、物質の再利用率およびリサイクル率を１台当たりの平均重量で 75%以上にする。

(b) 付則 IA に掲載された 10 の分類のうち「３．情報技術・通信機器」および「４．消費者機器」に該当する製品について：

－リカバリー率を１台当たりの平均重量で 75%以上にする。

－部品、素材、物質の再利用率およびリサイクル率を１台当たりの平均重量で 65%以上にする。

(c) 付則 IA に掲載された 10 の分類のうち「２．小型家電製品」「５．照明器具」「６．電気・電子工具」「７．玩具、レジャー用品、スポーツ用品」「９．モニター機器」に該当する製品について：

－リカバリー率を１台当たりの平均重量で 70%以上にする。

－部品、素材、物質の再利用率およびリサイクル率を１台当たりの平均重量で 50%以上にする。

(d) ガス放電ランプについて：

－部品、素材、物質の再利用率およびリサイクル率を１台当たりの平均重量で 80%以上にする。

「８．医療機器」の目標については別途、2008 年 12 月 31 日までに決定する。

以上をまとめると、次の表のようになる。

表 5： WEEE 指令で定められたリカバリー率、再利用率、リサイクル率の最低目標（機器１台当たりの重量比平均）

	製品からの最低リカバリー率	部品・材料・素材の最低再利用率・リサイクル率
大型家電製品，自動販売機	80%	75%
情報通信・電気通信機器，消費者用機器	75%	65%
小型家電製品，照明器具※，電気・電子工具，玩具・レジャー用品・スポーツ用品，監視コントロール機器	70%	50%
ガス放電ランプ※	―	80%
医療機器	2008 年 12 月 31 日までに設定	

※照明器具のうちガス放電ランプは別途目標が設定された。

出所： WEEE 指令（第 7 条および付則 IA）よりまとめ

③ 加盟国は以上の目標の計算において、製造者（またはこれに代わる第三者）が WEEE およびその部品、素材、物質が処理施設に入った量（インプット量）と処理施設から出る量（アウトプット量）と、またはリカバリー／リサイクル施設へのインプット量を記録するようにしなければならない。各国の目標達成の準拠状況モニタリングや素材の仕様について欧州委員会が詳細規定を定める。

④ ＥＵはまた上記②全体と医療機器について、今後の加盟国の実績と経験を考慮に入れ、2008 年 12 月 31 日までに新たな目標値を決定する。その際、使用されている電気・電子機器の環境上の恩恵（素材や技術の革新によって得られうる資源効率向上など）や、再利用、リカバリー、リサイクルの技術の進歩と加盟国や産業界の経験も考慮に入れて決定する。

⑤ 加盟国は新たなリカバリー、リサイクル、処理の技術の開発を奨励する。

（８）一般世帯からの WEEE に関するファイナンシング［第８条］

① 加盟国は 2005 年８月 13 日までに、国内の製造者が最低限でも、第５条（２）に規定された回収施設に返却された一般世帯からの WEEE の回収、処理、リカバリー、および環境にやさしい方法での廃棄処分に対してコストを負担することを保証しなければならない。

② 2005 年８月 13 日以降に上市（市場に出ること）された製品については、製造者各自が自社の製品について上記のコストを負担する。製造者はこの義務を個別に満たすこともできるが、共同スキームに参加してもよい。加盟国は、個々の製造者がＥＵ域内で製品を販売する際に、WEEE 処理費用を負担できるだけの財政能力があるという保証と、第 11 条（２）に則って製品にマーキングを行うという旨の保証を提供させなければならない。これにより、上記①のオペレーション（一般世帯からの WEEE の回収、処理、リカバリー、廃棄処分）の費用を保証させる。保証は WEEE 管理に対するファイナンス・スキームへの参加、リサイクル保険、保証金のいずれかの形態がとられる。また、新製品の販売時に、回収、処理、廃棄処分のコストを購入者に向けて別表示することは禁止された。ベルギーやオランダなど、国によっては現在、消費者が新製品を購入する際にリサイクル費用を負担する形になっている。これは「ビジブルフィー（visible fee）」と呼ばれているものであるが、2005 年８月 13 日以降に上市された製品については、ビジブルフィーを徴収できないことになる。

③ 2005 年８月 13 日以前に上市された製品からの WEEE（「過去の廃棄物」／historical waste）については、各国において市場に参入している製造者にコストが発生する時点で、すべての製造者が釣り合いの取れた割合を負担しなければならない。指令では、具体的には、機器のタイプ別の市場シェアに比例した割合が例として挙げられた。「過去の廃棄物」については、指令の発効（2003 年２月 13 日）から８年間（大型家電製品については 10 年間）を移行期間として、製造者は新製品の販売時に回収、処理、廃棄処分のコストを購入者に向けて別表示することが認められている。ただし、表示できるコストが実際に発生したコストを上回ってはならない。

④ 通信販売（distance communication）により電気・電子機器を供給する製造者も第８条の義務を負うが、これは機器の購入者が居住する加盟国において義務が発生する。

（９）一般世帯以外のユーザーからの WEEE に関するファイナンシング［第９条および改正指令 2003/108/EC 第１条］

① 2005 年８月 13 日までに加盟国は、2005 年８月 13 日以降に上市された製品の WEEE の回収、処理、リカバリー、廃棄処分のコストを製造者が負担するよう、確実にしなければならない。

② 2005 年８月 13 日以前に上市された製品の WEEE（「過去の WEEE／historical waste」）のコスト負担については、以下のとおりとなる。

－「過去の WEEE」を類似の新製品または同じ機能を満たす新製品に買い換える場合：新製品を供給する製造者がコストを負担する。ただし、一般世帯以外のユーザーの場合は、加盟国は一部または全部をユーザーがコストを負担するよう規定してもよいという裁量が与えられた。

－上記以外の「過去の WEEE」について：一般世帯以外のユーザーが代替機器を購入せずに廃棄する場合のコストはユーザーが負担しなければならない。

③ 製造者と一般世帯以外のユーザーは、（WEEE 指令の内容を侵害することなく）他のファイナンスの方法を明記した他の契約を結ぶことができる。

なお、第９条のうち②、③については、2003 年 12 月 31 日に発効した指令 2003/108/EC[22] によって改正されたものである。改正の理由は、一般世帯以外のユーザーからの WEEE

[22] Directive 2003/108/EC of the European Parliament and of the Council of 8 December 2003 amending Directive 2002/96/EC on Waste Electrical and Electronic Equipment (WEEE) (Official Journal of European Union 31.12.2003 L 345)

に対する製造者のコスト負担が多額になることが懸念されたことで、製造者のリサイクル費用の負担軽減を狙ったものである。改正された部分についても加盟国は 2004 年８月 13 日までに国内法を整備することが求められた。

（10）ユーザーに対する情報提供［第 10 条］

① 加盟国は、電気・電子機器の一般世帯ユーザーが下記に関して必要な情報が提供されるようにしなければならない。

（a）WEEE を分別しない自治体ごみとして廃棄処分してはならず、分別回収しなければならない要件。

（b）一般世帯ユーザー向けの返却・回収システムがあること。

（c）WEEE の再利用、リサイクル、その他の形態のリカバリーに貢献する一般世帯ユーザーの役割。

（d）電気・電子機器に含まれる危険物質が環境と人の健康に及ぼしえる影響。

（e）指令付則 IV に示されたマークの意味。

② 加盟国は、消費者が、WEEE の回収に参加するように適切な措置をとり、再利用、処理、リカバリーのプロセスを容易にするように奨励しなければならない。

③ 加盟国は、WEEE が分別されずに自治体ごみとして廃棄処分されることを最小限に留めて分別回収を進めるため、製造者が 2005 年８月 13 日以降に上市する電気・電子機器には下記のシンボル（付則Ⅳ、図２参照）をマーキングするようにしなければならない。通常は製品自体にマーキングを行うが、例外的に製品のサイズや機能上の理由からそれが不可能な場合は、パッケージと使用説明書および保証書に印刷することが認められている。

④ 加盟国は、製造者または流通業者あるいは両方が、以上の①～③の情報について、製品の使用説明書か販売時に提供するようにしなければならない。

図 2： WEEE 指令付則 IV「電気・電子機器のマーキング用のシンボル」

分別回収する電気・電子機器に対するシンボルは、下記に示したようにコマ付きのごみ箱と×印を使ったものとする。シンボルは、よく見えるように、はっきりと読み取れるように、また、消えないように付けなければならない。

ANNEX IV

Symbol for the marking of electrical and electronic equipment

The symbol indicating separate collection for electrical and electronic equipment consists of the crossed-out wheeled bin, as shown below. The symbol must be printed visibly, legibly and indelibly.

（11）処理施設に対する情報提供［第 11 条］

① WEEE の再利用と正しく環境にやさしい処理（メンテナンス、アップグレード、改修、リサイクルを含む）を実施しやすくするために、加盟国は製造者が新たに上市する電気・電子機器の個々のタイプについて、上市後１年以内に再利用と処理に関する情報を提供することを確実するために必要な措置をとる。この情報は、再利用センター、処理施設、リサイクル施設が同指令に準拠するために必要とする限りにおいて、さまざまな電気・電子機器の部品と素材、電気・電子機器に含まれる危険物質・調合物の場所を明らかにする。情報は電気・電子機器の製造者が、再利用センター、処理施設、リサイクル施設に対し、手引書（印刷物）の形であるいは電子媒体（CD-ROM やオンラインサービスなど）として提供する。

② 加盟国は、電気・電子機器を 2005 年８月 13 日以降に上市したいかなる製造者も、機器にマークを表示しはっきりと分かるようにしなければならない。さらに、これらの機器が上市された日付が明確に分かるように、機器に添付するマークには 2005 年８月 13 日以降に上市された旨を記載しなければならない。欧州委員会はマーキングに関し、欧州電気標準委員会（CENELEC）に委託し規格の策定を進めている。マーキングはほとんどの加盟国国内法ですべての対象製品に表示することになっているが、一般世帯向け製品のみへの表示が義務付けられている国もあるなど、相違も出てきている。

（12）情報および報告［第 12 条］

① 加盟国は製造者登録簿を作成し、加盟国内で上市された電気・電子機器の数量と分類、あらゆるルートからの回収重量、再利用重量、リサイクル重量、リカバリー重量、回収後輸出された廃棄物の重量（重量が不可能な場合は数）などにつき具体的な推定値を含む情報を毎年収集する。

加盟国は、遠隔通信を通して電気・電子機器を供給する製造者も第８条（４）で規定された要件の遵守について、また当該機器の購入者が居住する加盟国で上市された機器の数量と分類について、情報を提供するようにしなければならない。

加盟国は以上の情報を欧州委員会に、２年ごとの期間について期間終了後 18 ヵ月以内に提出する。第１回提出は 2005 年および 2006 年の情報をカバーした報告書を 2008 年６月末までに提出することになる。情報の提出様式は、WEEE およびその処理に関するデータベースの構築を念頭に入れ、WEEE 指令施行日から１年以内に欧州委員会が決定するとされた。

欧州委員会は、上記要件を遵守するに十分な情報交換（特に第６条（５）の処理に関するオペレーションに対して）を行う。

② 加盟国は WEEE 指令の国内実施状況について欧州委員会に対して３年おきに報告する。報告の形式については欧州委員会決定 2004/249/EC[23]で決定されている。第１回の報告は 2004 年から 2006 年の期間を対象とし、加盟国は対象期間終了後９ヵ月以内に欧州委員会に提出し、欧州委員会は加盟国から報告書受領後９ヵ月以内に内容を公表する。

[23] 2004/249/EC: Commission Decision of 11 March 2004 concerning a questionnaire for Member States reports on the implementation of Directive 2002/96/EC of the European Parliament and of the Council on waste electrical and electronic equipment (WEEE)（2004 年３月 16 日付け Official Journal of European Communities L 078）

（13）科学・技術の進化への適応［第 13 条］

WEEE 指令の第７条（３）、付則 IIB（特に一般世帯の投光照明設備、フィラメント電球、ソーラーパネルなど太陽光を利用する製品）、付則 II（特に WEEE の処理に関する新たな技術進化を考慮に入れる）、付則 III、付則 IV を科学・技術の進化に適合させるのに必要な改正はすべて、第 14 条（２）に規定された手続きに沿って行われる。これらの付則を改正する場合、欧州委員会は特に電気・電子機器の製造者、リサイクル業者、処理事業者、環境関連団体、労働組合、消費者団体への諮問を行う。

（14）罰則、視察および監視［第 15 条、第 16 条］

欧州委員会は WEEE 指令に準拠する国内規定の違反に対し科される罰則を規定する。罰則規定は効果的で均衡が取れており、違反を思いとどまらせるようなものでなければならない。

加盟国は、視察および監視により同指令が厳密に実施されていることを確認できるようにする。

２．国内法制化の期限と移行措置

（１）国内法制化の期限

WEEE 指令は第 18 条に「ＥＵ官報への掲載日に発効する」と規定され、2003 年２月 13 日に発効した。加盟国が WEEE 指令を国内法、規則、行政規定として施行することが同指令第 17 条（１）で求められた期日は指令発効日から 18 ヵ月後の 2004 年８月 13 日までであった。

また、一部の国については次項の移行措置が認められている。アイルランドとギリシャについては、WEEE 指令第 17 条（４）で移行措置が規定されたが、新規加盟 10 ヵ国については WEEE 指令発効時点ではＥＵに加盟していなかったため同指令では規定されず、新規加盟国からの要請に応じ加盟直前の 2004 年３月と４月に２つの理事会決定で決められた。

（２）移行措置

旧加盟 15 ヵ国のうちアイルランドとギリシャの２ヵ国に対し、以下の２つの条項について２年間の移行期間が与えられた。これら２ヵ国は、遅くとも 2008 年 12 月 31 日までに、他の加盟国と同様に、下記の目標を達成しなければならない。

- 第５条（５）・・・2006 年 12 月 31 日までに国全体で、国民１人当たり年間平均で最低４キログラムの廃棄物を回収するという目標。
- 第７条（２）・・・2006 年 12 月 31 日までに製造者が達成することを義務付けられた廃電気・電子機器のリカバリー率、再利用率・リサイクル率の目標。

これら２ヵ国に対する移行措置は、国全体として以下の状況にあることから、上記の目標を期限内に達成することは困難として認められた。

- リサイクルのインフラ施設が不足している。
- 田園・山岳地域や小さな島が密集しているなど地理的条件が不利。
- 人口密度が低い。
- 電気・電子機器の消費水準が低い。

2004 年５月にＥＵに新たに加盟した 10 ヵ国については、上記と同様の根拠から移行措置を要請した結果、以下の２つの理事会決定により猶予期間が与えられた。

- 2004 年３月 30 日付け理事会決定 2004/312/EC[24]・・・チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、スロバキア、スロベニア
- 2004 年４月 26 日付け理事会決定 2004/486/EC[25]・・・キプロス、マルタ、ポーランド

移行措置の対象となった条項はアイルランドおよびギリシャと同様で、スロベニアに対しては１年、それ以外の９ヵ国には２年の猶予期間が与えられた。

- チェコ、ハンガリー、ポーランド、キプロス、エストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ、スロバキアの９ヵ国・・・第５条（５）と第７条（２）に関し、２年間の移行期間が与えられた。
- スロベニア・・・同じく第５条（５）と第７条（２）に関し、１年間の移行期間が与えられた。

[24] 2004/312/EC : COUNCIL DECISION of 30 March 2004 granting the Czech Republic, Estonia, Hungary, Latvia, Lithuania, Slovakia and Slovenia certain temporary derogations from Directive 2002/96/EC on waste electrical and electronic equipment (Official Journal 2004.4.6 L100)

[25] 2004/486/EC : COUNCIL DECISION of 26 April 2004 granting Cyprus, Malta and Poland certain temporary derogations from Directive 2002/96/EC on waste electrical and electronic equipment (Official Journal 2004.4. 30 L162)

Ⅱ．25ヵ国における国内法整備の進捗状況および法令の概要と対応状況

１．ベルギー

（１）国内法整備の進捗状況および法令の概要

①　国内法整備の進捗状況

ベルギーでは、「2004年10月12日付電気･電子製品に含まれる危険物質に関する王令」（2004年10月20日公布）により、連邦レベルでWEEE指令およびRoHS指令が導入された。ただし、ベルギーにおける廃棄物管理は、ブリュッセル首都圏地域、フランダース地域、ワロン地域の３地域独自の責任で行うこととなっており、各地域がWEEE指令を導入した条例を整備している。３地域の中では、フランダース地域で最も早く地域条例化されており、2004年12月１日から施行されている。また、ワロン地域では2005年４月に公布・施行され完全に導入されたほか、ブリュッセル首都圏地域でも、公布が遅れていた回収・処理施設に関する二次法が2005年６月に公布され、ベルギー全土でWEEE指令の国内導入は完了している。（地域別の政令整備の経過については、後述参照。）

ベルギーにおける廃棄物規制の整備状況を見てみると、1997年に３地域は包装ごみの管理に関する協力協定[26]を締結した。これは、リカバリーや処理を目的とした包装ごみの回収や防止策、再利用目標などの概念を導入したものであった。1989年以来、経済および公共事業、交通、雇用、環境の部門に関しては各地域が責任を負うことになっている。1999年４月22日の紙・段ボールごみの防止と管理に関する政令で、製造者が包装ごみや紙・段ボールごみの回収を行うという原則が確立した。

その後、３地域は同一の環境政策協定を、2001年中にそれぞれ製造者や流通業者、輸送業者などを代表する機関と締結し[27]、回収およびリカバリー、リサイクルに関する原則をWEEEにも適用することを決定した。さらに、リカバリーと再利用のための回収制度をWEEEだけでなく、使用済み電池や廃車、使用済タイヤ、期限切れの薬品、写真関連ごみ、使用済食用油脂などにも適用することになった[28]。環境政策協定は５年間有効とされ、新たな協定は2006年半ばに締結される予定である。

---

[26] 1996年５月30日付「Accord de coopération concernant la prévention et la gestion des déchets d'emballages」：1997年３月５日公布。

[27] ブリュッセル首都圏地域およびワロン地域：2001年２月、フランダース地域2001年１月26日

[28] ブリュッセル首都圏地域：2002年７月18日、ワロン地域およびフランダース地域：2002年６月18日

②　各地域における法令の整備状況および概要

(a) フランダース地域

フランダース地域は、3地域の中で最も早く WEEE 指令を導入した地域条例が整備された。同地域では WEEE 指令導入に先がけ、1997 年 12 月に廃棄物防止・管理に関するデクレ（VLAREA）が制定された。同デクレでは、製造者および輸入業者、仲介業者ならびに最終消費者が WEEE の回収・分解・処理に対して共同で責任を負うものとし、1999 年７月からすべての WEEE に対して回収・引取が義務付けられた。その後、同デクレを改正するデクレ（VLAREAⅡ）が 2003 年 12 月５日に地域政府により承認され、2004 年４月 30 日に公布された。さらに、VLAREAⅡを改正し特定の課題についてさらに明確化した 2004 年７月 14 日付デクレが規定され、WEEE 指令は完全に地域条例に導入された。同改正デクレは 2004 年 10 月８日に公布され、同年 12 月１日から施行されている。このほか、2005 年７月 18 日付デクレ（2005 年８月 31 日公布）では、コンテナパークの回収コスト料金に関する追加ルールが規定された。

以下に、同地域デクレで規定された内容の中で、特徴的なものを挙げる。

<u>適用範囲</u>
品目の適用範囲は WEEE 指令より２品目多い 12 品目となっている。これは、指令における電気・電子工具を園芸用工具とその他電気・電子工具の２つに分けたこと、また一般世帯以外からの大型・小型器具という品目を独自に追加したことによる。政府は、各品目に該当する機器の詳細なリストを発行する予定である。

<u>回収・引取要件</u>
同改正デクレでは、回収センターの法的地位に関する最低要件や、設置に関する密集度（７万 5,000 人に最低１ヵ所）について規定しているほか、回収センターの運営に必要な承認プロセスについて定義している。

小売業者は、すべての品目の WEEE を１：０ベースで引き取る義務があり、販売場所には「使用済み電気・電子製品の引取義務」というサインを掲示し、小売業者が引取義務を負っていることを示すことが義務付けられている。また、2004 年７月からはランプについては無償で１：０ベースで、また照明器具については１：１ベースで引取を行わなければならなくなった。

同地域では年間１人当たり４kg の回収・リサイクル目標がすでに達成されているため、同

改正デクレにより、2006 年までの同目標値に代わり、住民１人当たりの最低年間回収目標率を以下のように規定した。これは 2009 年７月１日以降、地域政府によって改正が行われる。

- 2004 年：５kg
- 2005 年：６kg
- 2006 年：７kg
- 2007 年以降：8.5kg

リカバリー

改正デクレでは、リカバリー目標率が WEEE 指令と同率またはそれ以上に規定された。

- 素材の種類別再利用・リサイクル目標率
  鉄金属：95%
  非鉄金属：95%
  プラスチック：50%
  電池・蓄電池：65%
- プラスチックのリカバリー目標率：80%
- 品目別再利用・リサイクル目標率
  大型家電・ランプ：80%
  自動販売機：75%
  その他すべての WEEE：70%
- 品目別リカバリー目標率
  大型家電・ランプ：85%
  自動販売機：80%
  その他すべての WEEE：75%

WEEE のファイナンシング

個別の制度により義務を遂行しようとする製造者は、製品を上市する際に、WEEE を管理できる財政能力があるという保証を提供しなければならない。この保証はリサイクル保険や、使途を WEEE 管理に限定し、管理者の許可なく引き出すことができない保証金積み立て用銀行口座の開設、または WEEE の引取を行う第三者機関との契約を証明するもののいずれかでよい。

同地域では、Recupel（***P.34(a)***参照）が統括する WEEE 指令の要件に則した回収制度が導入されており、2005 年８月 13 日以前に上市された製品の WEEE のコストについてもカバーしている。デクレでは、製造者および輸入業者、流通業者が引取義務を遂行するために既存のコンテナパークやリサイクルセンターを利用する場合、WEEE の回収と分別に対す

るコストを支払わなければならないと規定している。現在、新製品を購入する際に消費者によって支払われる「リサイクル負担金（Recyling Contribution）」[29]と呼ばれるリサイクルコストが製品価格と並べて表示されている。（リサイクル負担金についての詳細は、「（２）国内法対応状況（b）Recupel のシステム」***P.34*参照。）このような明示料金は、WEEE 指令により 2011 年（大型家電の場合 2013 年）まで許可されているが、その後の対処については検討中で、2006 年半ばに締結される予定の新たな環境政策協定に反映されるもようである。

情報および報告の義務

小売業者および流通業者は、毎年７月１日までに以下の WEEE（重量）についてフランダース廃棄物事業団（OVAM、***P.39*参照**）に報告しなければならない。

- 過去 12 ヵ月に回収した WEEE
- 再利用に分別した WEEE
- 製造者またはその他リカバリー・リサイクル機関に戻した WEEE

また、製造者と輸入業者は、毎年７月１日までに各 WEEE 品目について以下の情報を OVAM に報告しなければならない。

- フランダース地域市場に上市した電気・電子機器の量（重量）
- 引取義務に関連した WEEE 回収量
- 契約処理施設と使用されている処理方法
- リサイクル、リカバー、焼却または廃棄処分された WEEE の量

小売業者および流通業者、輸入業者、製造者の引取義務は OVAM の廃棄物防止・管理計画および地域環境省と民間セクターの間で締結された環境協定でさらに具体的に決められる。

製造者は、新製品が上市して１年以内に、分解・リサイクル施設に対して、製品に使用されたさまざまな素材に関する情報や製品内の危険物質（テレビであればブラウン管や電子回路など）についての情報を提出しなければならない。

（b）ブリュッセル首都圏地域

ブリュッセル首都圏地域では、廃棄物管理と防止に関する 1991 年３月７日付デクレ（1991 年４月 23 日公布）が法的な基盤となっている。2002 年７月 18 日付デクレ（2002 年９月 27 日公布）では、特定の廃棄物のリカバリーまたは破壊を目的とした製造者の回収義務が導入された。その後、同デクレを改正する 2004 年６月３日付デクレが 2004 年７月 28 日に公

[29] Recupel は、同リサイクル負担金をインボイス上で“Reculing Contribution”または“Recupel”という用語を使って表示することを勧めている。

布され、2004 年６月３日に採択された回収・処理施設に関するデクレが 2005 年６月３日に公布されて最終的に完全に地域条例に導入された。製造者の回収義務を規定した 2004 年６月３日付改正デクレの内容は、ワロン地域のものに概ね準じており、WEEE 指令とほぼ同様である。ただし、2002 年７月のデクレでは、WEEE のリカバリーおよび再利用目標率は特定の白物家電について 90%、その他については 70%と WEEE 指令の目標率より高い数値が設定されていたが、2004 年６月の改正により、これらの目標率は WEEE 指令に準じた数値に変更された。

（c）ワロン地域

ワロン地域では、廃棄物に関して規定した 1996 年６月 27 日付デクレの補足として廃棄物に関する新しいデクレが 2001 年 12 月 20 日付で承認された（2002 年２月６日公布）。また、特定の廃棄物のリカバリー・管理のための回収義務を規定した 2002 年４月 25 日付デクレが 2002 年６月 18 日に公布された。その後、2005 年３月 10 日にワロン地域政府は、2002 年４月 25 日付デクレを改正するデクレと WEEE の保管や分別、事前処理、処理を行う施設の運営条件をセクター別に規定するデクレの２つを採択した。これらのデクレは 2005 年４月 18 日に公布、同日より施行されており、これによって WEEE 指令は地域条例化された。

以下に、同地域デクレの規定のうち、特徴的なものを挙げる。

<u>定義</u>

「製造者」の定義が通信販売やＥコマースによる購入製品にまで拡大されたほか、他社の製造製品を自社ブランドで販売する者にも適用されるようになった。

<u>回収・引取要件</u>

既存のデクレに追加された唯一の新しい要件は、回収目標率と引取義務を一般世帯または同様な量の廃棄物を産出する場所からの WEEE にのみ適用するという詳述の部分である。

- 小売業者は、同等な製品が購入された場合、消費者から無償で引き取る。
- 流通業者は小売業者から無償で引取を行う。
- 製造者は小売業者または流通業者から無償で引取を行う。
- 2006 年までに１人当たり４kg の回収目標を達成する。

<u>リカバリー</u>

既存のリカバリーとリサイクルの目標率（鉄金属：95%、非鉄金属：95%、プラスチック 20%）は、指令と同率に置き換えられた。

一般世帯からの WEEE のファイナンシング

既存のデクレに規定されているように、2005 年８月 13 日以前に上市された製品で製造者が特定できない一般世帯からの WEEE のコストについては市場シェアに応じてすべての製造者が共同で負担する。

一般世帯以外のユーザーによる WEEE のファイナンシング

2005 年８月 13 日以後に上市した製品の一般世帯以外からの WEEE に対しては、製造者の負担となる。また、2005 年８月 13 日以前に上市した製品の一般世帯以外からの WEEE については、同様な機能を持つ同様な製品の取替えの場合には製造者が、それ以外は最終的な消費者が負担する。製造者と一般世帯以外のユーザーは異なるコスト負担の契約を交わすことができるが、その場合は契約内容をワロン廃棄物庁に提出し、承認されなければならない。

ユーザーに対する情報提供

小売業者が販売場所に WEEE の引取義務について述べたサインを掲示することは既存のデクレで規定されていたが、このほか、各新製品に回収、管理、処理、廃棄処分にかかるコストを表示する義務が加わった。これらのコストは実際に発生するコストを上回るものであってはならない。また、2011 年８月 13 日までは、小売業者以外に製造者や輸入業者も購入者に対して同コストを価格とは別に明示することが認められている。ワロン地域に関しては、他の地域の条例と異なり、大型家電に限定した明示料金の表示期間については別途規定されていない。

情報および報告

既存のデクレで定められているように、製造者は廃棄物管理データをワロン廃棄物庁に提出しなければならない。小売業者については、要請に応じて情報を提供できるよう準備をしておくだけでよい。

報告内容については指令に沿ったものとなっており、機器の量（重量）、上市した部分品や素材・物質の量、回収量、処理施設に渡した量および処理した量、利用した処理施設となっている。また、各新タイプの機器の上市に当たり、製造者または輸入業者は、再利用と処理の情報をリサイクルや処理を実施する機関に対して報告しなければならない。

（２）国内対応状況

①　WEEE の回収・引取制度の確立

一般世帯からの WEEE の引取・リサイクルは、製造者および輸入業者の責任により行われるものとされている。この要件を満たすために、製造者や輸入業者は共同で行う制度の会員となるか、独自の廃棄物管理計画を政府機関に提出して認可をもらうかの２つから選択することができる。

(a) Recupel

ベルギーの WEEE の回収・引取に関する共同の制度は、現在、非営利団体である「Recupel」のみが統括している。Recupel は、もともとフランダース地域における引取・回収の要件に基づき 1997 年に設立された団体である。2001 年初頭に、連邦レベルでの WEEE の単一回収制度を導入することを目的として、ベルギーの電気・電子機器の製造者および輸入業者と地域政府が「電気・電子機器の廃棄物に対する回収義務に関する環境政策協定」を締結した[30]。同協定の制度の下、2001 年７月に Recupel が始動した。
一般世帯からの WEEE については、Recuple が唯一の回収・引取機関となっているが、一般世帯以外からの WEEE の製造者５社が個別制度の承認の申請をしている。

(b) Recupel のシステムと運営

Recupel への入会は無料で、入会同意書に署名し提出するほか、当該製品のベルギー国内での販売数量も合わせて報告する。企業は自社の製品の品目に基づき、１つまたは複数の機関の会員となる。入会した企業は、上市した製品の数量を各月または四半期ごとに定期的に Recupel に知らせる義務がある。

Recupel は以下の７つの品目を取り扱っており、セクターごとに専門の機関が設けられている。

- BW Rec：　大型家電
- Recupel AV：　オーディオ・ビジュアル機器
- Recupel ICT：　ＩＴ、通信、オフィス機器
- Recupel SDA：　小型家電

[30] 電気・電子製品の製造者・輸入業者の多くが、各セクターの業界団体を通じて環境政策協定に加盟している。フランダース地域では 2001 年１月 26 日、ワロン地域ならびにブリュッセル首都圏地域では同年２月 19 日に締結された。同協定は５年後に失効し、新たな協定は 2006 年半ばに締結される見込み。

- Recupel ET&G： 電気工具、園芸機器
- LightRec： 照明器具（2004 年７月より）、ガス放電の電球（2005 年７月より）
- MeLaRec： 医療用装置、実験用機器（2005 年７月より）

これまで Recupel は、一般世帯からの WEEE のみを取り扱ってきたが、2004 年７月から開始された照明器具には、一般世帯以外からのものも含まれる。また、2005 年７月からは、一般世帯から以外の WEEE である医療用装置・実験用機器ついても回収を始めた。2005 年７月からは、ガス放電の電球の回収も始めた。上記以外の品目の WEEE については、企業は個別の廃棄物計画を各地域の所轄機関に届け出る必要がある。Recupel によると、これらの WEEE についても Recupel が取り扱うことを検討しているが、2007 年初め頃に決定されるもようである。

Recupel は、新製品購入の際に支払われるリサイクル負担金により運営されており、加盟している企業は、市場に流通した製品の数量に応じて負担金の支払いを分担する仕組みとなっている。リサイクル負担金は、消費者が製品を購入する際に支払われ、小売業者からサプライヤーを経て製造者または輸入業者から最終的に Recupel に到達する。同負担金の額は年間に回収された製品の数量と回収、処理、リサイクルにかかるコストを基準に算出され、製品群ごとに詳細に設定されている。リサイクル負担金は、インボイス、製品カタログや広告素材などに製品の小売価格と分けて表示することが義務付けられている。このリサイクル負担金の一覧表は毎年見直しが行われ、環境省による承認の後に公表される。Recupel の各セクター（上記参照）の資金運営は個別に行われており、ICT（情報・通信技術）機器に対して支払われた料金が他のセクターの製品の処理に使用されるということはない。

以下に、2005 年７月１日から適用されている製品群別リサイクル負担金（21%の付加価値税を含む）の例を示す。

表 6： Recupel による製品群別リサイクル負担金の例（2005 年７月以降）

１．大型家電
● 冷蔵庫・冷凍庫： € 20.00
● 大型器具（皿洗い機、洗濯機、衣類乾燥機、電気コンロなど）： € 10.00
● 小型器具（オーブン、電子レンジ、編み機、ミシン、ズボンプレッサーなど）： € 5.00
● 掃除機 ：€ 3.00
２．オーディオ・ビジュアル機器
● 画像再生機 （テレビ、チューナー／ビデオ付テレビ、モニター別ナビゲーションシステムなど）：€ 11.00
● オーディオ・ビデオ受信・録音／録画・再生機（ビデオカメラ、ビデオ録画・再生機、スピーカーセット、など）：€ 6.00
● 音声録音・再生機（オーディオアンプ、DVDプレーヤー・レコーダー、テープ／カセット／ＣＤプレーヤー・レコーダーなど）：€ 4.00
● ワイヤレス機器、カーオーディオ（ヘッドホン、ハンドマイク、モニター内蔵ナビゲーションシステムなど）： € 1.50

● 画像プリンター、プロジェクター（カメラ用プリンター、LCDプロジェクター、ビデオプリンターなど）：€ 2.00
● その他（アンテナ、リモコン、アナログカメラなど）： € 0.10
● 周辺装置（ワイヤレスビデオ送信機など）： € 3.00
３．小型家電（SDA）
● 住居用（電気毛布、アイロン、小型扇風機、ポータブルヒーターなど）：€ 1.00
● 男性用髭剃り・グルーミング器具： € 1.00
● 女性用美容器具： € 1.00
● 健康用マッサージ器など：€ 1.00
● 調理用具： € 1.00
● その他（目覚まし時計、ストップウォッチなど）： €0.10
４．ICT機器
● パソコン・タイプライター： € 3.00
● LCDモニター： € 6.00
● ラップトップ・周辺機器 € 2.00
● プリンター（感熱式・ラベル用除く）： € 2.00
● コピー機：€ 3.00
● 小型ＩＴ機器： € 0.50
● 通信装置： € 0.50
● その他： € 0.10
● CRT モニター：€ 8.00
● コンピューター用スピーカーセット € 6.00
５．電気工具・園芸機器
● 電気園芸機械： € 2.00
● 電気工具： € 2.00
６．照明器具
● 家庭用屋内照明器具： €1.40
● 家庭用屋外照明器具：€ 1.40
● 屋内装飾照明器具： € 1.40
● 屋内機能照明器具： € 1.40
● 屋内安全照明器具 ：€ 1.40
● 屋外装飾照明器具 （道路、歩道、公園などに設置してあるもの）：€ 1.40
● 屋外機能照明器具（道路、歩道、公園などに設置してあるもの）： € 1.40
● トンネル照明器具（車両用・歩行者用地下道などに設置してあるもの）： € 1.40
● スポットライト（運動場、空港、港、農地に設置してあるもの）：€ 1.40
● ガス放電照明器具（省エネランプ、蛍光管、水銀灯など）： €0.30
７．医療用器具、実験用機器（包装・バッテリー除く重量により異なる）
● 医療用温度計、血圧計、電子心拍計： €0,83
● 5kg未満： € 1.65
● 5-10kg未満： € 6.00
● 10-50kg未満： € 21.00
● 50-150kg未満： € 70.00
● 150-500kg未満：€ 220.00
● 500kg以上： € 650.00

出所： Recupel ウェブサイトに基づき作成

WEEE 指令に準拠するため、2012 年からはリサイクル負担金は製品販売価格に統合される必要がある。このような変更点について３地域の法律には含まれないが、各地域と Recupel との間では合意に至っている。

(c) 回収・引取の仕組みと実績

一般世帯からの WEEE の回収には以下の３つの方法がある。

１）消費者が新たに電子・電気製品を購入する際に、小売業者が回収ポイントとして不要となった古い器具を無償で引き取る。
２）消費者が不要となった WEEE を自治体のコンテナパークに自主的に持ち込む。
３）不要となったが再利用できる製品については、ユーズド・グッズセンター[31]に引渡す。

１）の場合、Recupel は、小売業者に回収用の容器を提供し、消費者から受け取った WEEE を小売業者から無償で引き取る。また、２）の場合、コンテナパークでは大型家電（白物）、冷蔵・冷凍庫、ＴＶ・ＰＣスクリーン、小型家電の４つのカテゴリーに分けられ、それぞれ用意されたボックスパレットや容器に分別する。３）で回収された再利用可能な製品は整備された後、中古品として安価で販売されるが、知人や団体、学校などにあげることも奨励されている。

図 3： 会員数の推移（2001 年～2004 年）

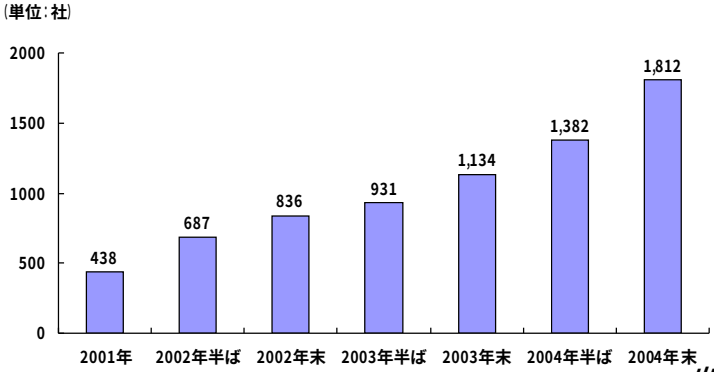

出所： Recupel Annual Report 2004

表 7： セクター別の加盟数推移（2001 年～2004 年）

（単位：社）

	2001年	2002年半ば	2002年末	2003年半ば	2003年末	2004年半ば	2004年末
BW-Rec	183	263	281	287	293	341	368
Recupel SDA	200	287	306	327	359	416	473
Recupel ICT	227	338	402	457	553	672	733
Recupel AV	214	308	348	394	465	573	666
Recupel ET&G	29	73	138	141	156	194	226
LightRec							387
合計	853	1,269	1,475	1,606	1,826	2,196	2,853

出所： Recupel Annual Report 2004

[31] フランダース地域：Kringloopcentra（www.kringloop.net / kvk@kringloop.net）、ワロン地域およびブリュッセル首都圏地域：Réseau Ressources（www.res-sources.be/ info@res-sources.be）

図 4： ベルギーにおける WEEE 回収量の推移（2001 年～2004 年）

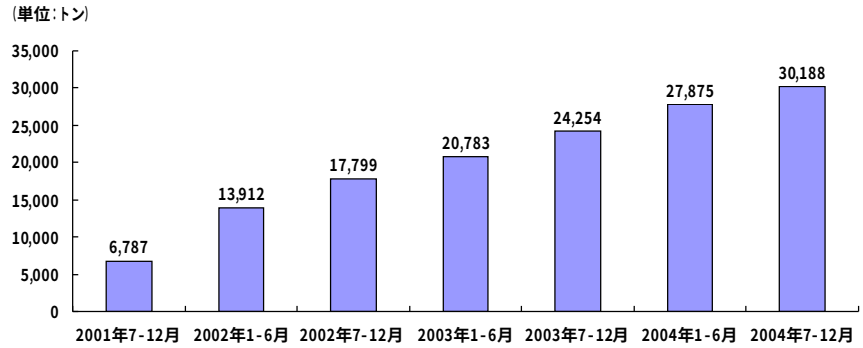

出所： Recupel Annual Report 2004

表 8： 種類別回収ポイント数の推移（2001 年～2004 年）

	2001年末	2002年末	2003年末	2004年末
コンテナパーク	288	379	554	518
ユーズド・グッズセンター	27	24	19	18
流通業者	1,184	1,964	1,812	2,374
回収ポイント計	1,499	2,367	2,385	2,910
回収されたWEEEの量（1人当たりKG）	2 kg	3.6 kg	4.5 kg	5.7 kg

出所： Recupel Annual Report 2004

Recupel 連絡先

Recupel
A. Reyerslaan, 80
1030 Brussels Belgium
Website : www.recupel.be

一般・加盟問い合せ
Tel: +32 (0) 2 706 86 18
Fax: +32 (0) 2 706 86 13
E-mail : info@recupel.be

回収に関する問い合せ
Tel: +32 (0) 2 706 86 31
Fax: +32 (0) 2 706 86 24
E-mail: logistics@recupel.be

財政に関する問い合せ
Tel: +32 (0) 2 706 86 11
Fax: +32 (0) 2 706 86 80
E-mail: finance@recupel.be

② 製造者登録制度の確立および登録先機関の概要

ベルギーでは、連邦レベルの製造者登録制度があるわけではなく、各地域の所轄当局により管理されている。製造者・輸入業者は、Recupel（前述）に会員として加盟するか、加盟しない企業については、個別の廃棄物管理計画を所轄の機関に提出することで登録される。各地域の所轄機関は以下のとおり。

(a) フランダース地域

フランダース地域における製造者登録は、フランダース地域廃棄物事業団（De Openbare Afvalstoffenmaatschappij voor het Vlaamse Gewest／OVAM）が行う。OVAM は廃棄物管理と土壌浄化に関する管轄が一元化した公的機関で、1981 年７月２日付デクレにより設立された。OVAM は、フランダース地域の環境相に代わって廃棄物管理や土壌浄化に関する法規制を整備するとともに、政府が承認した廃棄物管理や土壌浄化に関する法規制について、その施行と監督の権限を持つ。

フランダース地域廃棄物事業団（OVAM）連絡先

De Openbare Afvalstoffenmaatschappij voor het Vlaamse Gewest（OVAM）
Stationsstraat 110
B-2800 Mechelen
Belgium
Tel: +32 15 284 284
Fax: +32 15 203 275
Email: info@ovam.be
Website: http://www.ovam.be

(b) ブリュッセル首都圏地域

ブリュッセル首都圏地域では、ブリュッセル環境管理研究所（Institut Bruxellois pour la Gestion de L'Environnement／IBGE）が製造者登録の所轄機関となっている。ブリュッセル首都圏地域政府と製造者および流通業者間で締結された環境協定により、廃棄物管理事業者および製造者・流通業者が参与する組織、また処理やリカバリーを請け負う組織などの許認可は IBGE の管轄とされた。IBGE は 1989 年にロイヤル･デクレにより設立された機関で、環境に関するいかなる問題にも対処する公共窓口として機能しており、廃棄物をはじめ、水、大気、騒音、公園その他緑地、土壌、エネルギーなどを管理している。環境に関する監視や規制、許認可のほか、リサーチ・諮問・情報センターとしての役目も併せ持つ。

IBGE 連絡先

アドミニストレーション
IBGE-BIM's administrative office
Gulledelle 100
1200 Brussels, Belgium
Website: http://www.ibgebim.be

Halles Saint-Géry 情報スタンド
Halles Saint-Géry
1 Place Saint-Géry, 1000 Brussels
Belgium
Tel: +32 (0)2 7757575
Fax: +32 (0)2 7757621
E-mail: info@ibgebim.be

（c）ワロン地域

ワロン地域における廃棄物登録と廃棄物の回収・分別・リカバリーの申請認可を行う管轄当局はワロン廃棄物事務所（Office Wallon des Dechets／OWD）で、その権限は 2002 年４月の廃棄物デクレですでに確立されていた。OWD の前身であるワロン地域産業廃棄物事務所（Office régional wallon des déchets non ménagers）は 1985 年７月に地域政府の環境部門の一部として設立されたが、1991 年に OWD となった。デクレの継承により OWD より多くの責任を負う立場となり、1996 年６月の廃棄物に関するデクレにより、廃棄物による被害の賠償請求に対する判決や廃棄物引取義務の監視、廃棄物処理事業や汚染地域の再建、ガソリンスタンドなどの登録・認可の任務も課せられた。

OWD 連絡先
Office Wallon des Dechets
Avenue Prince de Liège, 15 B-5100 NAMUR
Belgium
Tel: +32 (0) 81 33 65 75
Fax: +32 (0) 81 33 65 22
E-mail : OWD.DGRNE@mrw.wallonie.be
Website: http://mrw.wallonie.be/dgrne/owd/orwd.htm

③　マーク表示と国内規格

WEEE のマーク表示は 2005 年８月 13 日以降に上市する製品に対して義務付けられている。これに先立ち、欧州規格（EN50419）を国内規格化した「NBN EN50419: 2005」が制定され、2005 年２月 15 日に発行された。

④　メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など

Recupel は、2001 年に運用が開始されて以来、ベルギー唯一の回収・引取スキームとして、競合の出現もなく着実に会員数を増やしており、取り扱い規模も拡大してきた。これらから、回収・引取制度は産業界にも定着しているもようで、対応に関する大きな動きは近年みられない。2006 年半ばに新たに締結される予定の地域政府と産業界との環境政策協定では、移行措置期間終了後の明示料金の対処についてのほか、ファイナンシングやその他事項の変更が盛り込まれる予定である。

２．デンマーク

（１）国内法整備の進捗状況および法令の概要

①　WEEE 指令に対応した国内法整備の進捗状況

デンマークでは、「1991 年環境保護法（The Environmental Protection Act 1991）」により、製造業者および輸入業者が製品寿命とリサイクルの可能性を最大にすること、また最終的な廃棄が環境破壊につながらないようにすることが義務付けられていた。電気・電子製品の廃棄物管理に関しては、1991 年環境保護法の下、「1998 年電気・電子製品廃棄物の管理に関する命令 No.1067[32]（以後、1998 年命令）」が制定され、1999 年より施行されていた。1998 年命令は、一般世帯からの WEEE のほか、廃棄物処理工場を含む民間企業および公共機関からの WEEE もカバーしていたが、クロロフルオロカーボン（CFC）を含む冷蔵装置には、他の法規制[33]で別途規定されているため適用対象外とされた。

WEEE 指令への対応は 1998 年命令（No.1067）を基に行われ、2005 年６月 27 日に政府法令 No.664（WEEE Order）が公布された。2005 年５月 25 日には「デンマーク環境保護令（Act amending the Danish Environment Protection Act）」[34]を改正し WEEE に対する製造者責任を規定した同改正令 No.385[35]が採択されており、政府法令 No.664 とともに WEEE 指令の国内法制化が整備された。政府法令および製造者責任規則の施行日は 2006 年４月１日であるが、マーク表示および製造者登録の要件に関する規定については、2005 年８月１日より施行されている。また、政府法令 No.664 の４月１日の施行に伴い、1998 年命令と、1996 年６月 13 日施行の CFC を含む冷蔵設備の廃棄に関する自治体規制（No. 132）は失効する。

②　国内法の概要

政府法令 No.664 では、デンマーク国内の製造者および輸入業者の責任は、大きく分けて下記の５つに分かれている。

- マーク表示義務
- 製造者・輸入業者登録義務
- 情報提供義務

---

32 Statutory Order from the Ministry of Environment and Energy No.1067 of December 22, 1998 on management of Waste from Electrical and Electronic Products

33 1996 年に締結された市町村と環境相との間の合意に基づく。同合意は、1997 年１月１日から 2007 年６月 30 日まで有効。

34 https://www.weee-system.dk

35 2005 年６月１日より施行。

- WEEE の回収と処理義務
- 財政保証義務

(a) マーク表示義務

製造者および輸入業者（以後、特別な説明がない限り「製造者」とする）は、2005 年８月 13 日以降に上市する電気・電子機器に対しては、WEEE のシンボルマークと製造者名またはロゴマークの表示が義務付けられている。表示される名前やロゴマークは、WEEE System（***P46.②*** 参照）に届け出たものでなければならない。

(b) 製造者登録

既存の製造者は、2006 年１月１日までに所轄当局である WEEE System に登録することが義務付けられている。また、2006 年１月１日以降に初めて電気･電子機器を上市する場合、上市の少なくとも 14 日前までに、製造者登録を行わなければならない。登録には、政府法令の付則１に規定されている品目ごとに、１製造者１品目あたり最高 5,000DKK までの申請・登録手数料が課される。共同スキームに加入している製造者については、スキームが代表して登録を行うため、個別で登録する必要はない。

(c) 情報提供義務

製造者は、消費者に対して WEEE 回収に関する情報を提供する義務を有しており、環境保護庁（Environment Protection Agency／EPA）が、標準の文章を提供している。その中では、電気･電子機器には、適切な廃棄を行われないと環境や人体に悪影響をもたらす可能性のある物質や部品が含まれていること、そのためにシンボルマークが表示されている製品は、適切に廃棄される必要があることを説明している。こうした情報は、販売・マーケティング素材、使用説明書、CD－ROM などで消費者に提供されなければならない。

また、製造者は、前年に上市した製品の量と実際に引取・処理した WEEE の量を毎年１月 31 日までに EPA に報告する義務がある。共同スキームの会員となっている場合にはこの報告の義務はスキームが代わって行うものとする。

(d) WEEE の回収と処理義務

<u>一般世帯からの WEEE</u>

具体的には、製造業者は、2006 年３月 31 日以降に上市された一般世帯からの WEEE に関

して、回収と処理の義務および財政保証の義務を負う。

一般世帯からの WEEE は、地方自治体の回収制度や消費者の小売業者への無償持込みといった形で回収される。各自治体は、2006 年３月 31 日までに、廃電気･電子機器の廃棄に関する自治体規則を制定するよう義務付けられている。また、デンマークでは、小売業者の WEEE の引取義務はなく、任意で行われている。この場合、同種の製品の購入時に１対１ベースで引取をする。

一般世帯からの WEEE に関して、製造者は各品目の現行の市場シェアに応じた WEEE を引き取る義務を負っている。製造者登録機関である WEEE System は、回収条件などについて自治体との合意に基づき、製造者が自治体から回収すべき WEEE の量を分配する。WEEE System はこのほか、自治体内の回収場所だけでなく国内の別の回収場所から、WEEE を回収させる裁量も有している。

一般世帯からの WEEE の処理に関しては、製造者が独自に回収し処理を行うことを許可している。ただし、この場合、認可された施設にて処理を行う必要がある。

一般世帯以外からの WEEE

一般世帯以外からの WEEE の場合、2006 年４月１日より前に上市された過去の WEEE に関しては、同種の新製品への買い替えの場合は、製造者が無償で WEEE を引き取ることが義務付けられている。買い替えでない場合には、最終ユーザーが WEEE の処理の責任を負う。この場合、最終ユーザーは「製造者」とみなされ、EPA に登録しなければならない。2006 年４月１日以降に上市された一般世帯以外からの WEEE に関しては、製造者は下記の３つのオプションを通じて、回収義務を果たすことができる。

- 自己負担で回収、リサイクル、処理を行う。
- 共同の回収スキームを通じて遂行する。
- 購入者との間で、購入者が回収（リサイクルと処理義務も含む）義務を引き受けるといった内容の契約を結ぶ。この場合、WEEE System にその旨を報告する義務も伴う。ただし、義務を購入者に譲渡できるのは、回収義務だけであり、マーク表示などその他の義務は一切譲渡できない。

原則的に、デンマークのリカバリー目標値は、WEEE 指令に準拠した内容であるが、リカバリー目標の達成については、2006 年 12 月 31 日より義務付けられている。デンマークでは、2005 年に、３万 5,000～４万トンの WEEE と CFC 含有冷蔵設備を回収した[36]。

[36] EPA では、今後、製造者責任下で回収されることになっている白物家電などに関する回収データを有し

表 9に示すのは、政府法令に基づく国内でのリカバリー目標値である。

表 9： リカバリー目標値

分類		リカバリー目標値	部品、素材、物質の再利用・リサイクル率（平均重量／製品）
1	大型家電製品	80%	75%
2	小型家電製品	70%	50%
3	情報技術（ＩＴ）・通信機器	75%	65%
4	消費者機器	75%	65%
5	照明器具	70%	50%
6	電気・電子工具（大規模な据付型工具を除く）	70%	50%
7	玩具、レジャー用品、スポーツ用品	70%	50%
8	医療機器（移植された・感染したすべての製品を除く）	N.A.	N.A.
9	モニター機器・コントロール機器	70%	50%
10	自動販売機・自動現金引き出し機	80%	75%
ガスランプ		80%	N.A.

出所：EPA Environmental Review[37]

（e）財政保証義務

製造者が共同スキームに加入せず、個別に回収義務を果たす場合には、WEEE System に対して、財政保証を提供する必要がある。WEEE Sytem は、WEEE の処理コストをはじめ上市した製品の量や特徴、耐用年数などの要素を基に財政保証の金額を決定する。このため、製造者は、前年に上市された製品の量と、翌年に上市が見込まれる製品の量を製造者登録の所轄機関である WEEE System に報告する義務を負う。

前年に上市された製品数に関しては毎年１月 31 日までに報告しなければならない。また、上市する製品数が予定数と著しく異なる場合は、上市前 14 日以内に報告する義務を負う。製造者から報告された上市済みの製品の数量が、実際に上市された数量よりも少ないと判明した場合は、実際の数量に基づいた財政保証を提供するよう求められる。財政保証の額は、WEEE System が廃棄物処理コストなどに基づいて算出する。

なお、共同スキームに加入している製造者は、当該の共同回収スキームの会員数が 10 社以上であるかまたはいずれかの品目における登録製造者数の 30%を占め、これらの会員が品目別の市場シェアの 30%以上を占める場合、保証と同様にみなされ、廃棄物管理コストに

ていない。

37 "*Environmental Review*", EPA, 2 November 2005

対する財政保証が免除される。
なお、製造者登録など、製造者が政府法令の遵守を怠った場合は、最高２年までの禁固刑か、刑事的責任を問われることになっている。

（２）国内対応状況

①　WEEE の回収・引取制度

これまで、デンマークでは環境保護法[38]に基づき、地方自治体が管轄地区内の廃棄物管理の義務を負っていた。WEEE に関しても、一般世帯からの WEEE については、地方自治体が廃棄物税として一般世帯に課税した資金によって賄われてきた。また、一般世帯以外からの WEEE については、地方自治体の回収センターに持ち込まれた際に企業から支払われた料金によって賄われてきた。

2006 年４月１日の政府法令施行以降は、自治体は、回収制度や回収ポイントならびに分別に対しては継続して責任を負うが、運び込まれた WEEE の処理を行う義務はなくなった。WEEE の処理義務は、WEEE System に移行されたが、製造者義務の対象外の WEEE については引き続き自治体が責任を負う。前述のように、製造者は、地方自治体に認可を申請することにより、回収スキームを使用せず個別に WEEE を処理できる。これに関連して、2005 年１月以前に運営されていた自治体の処理施設は、2006 年 12 月 31 日までは自治体が継続して運営するものの、それ以降は、自治体管轄内の企業が運営を引き継ぎ、自治体の事業から切り離す予定となっている。自治体による WEEE の集配制度が継続されるかどうかについては、各自治体の判断に委ねられており、制度が継続される場合は、費用は自治体の予算で運営される。

危険廃棄物に関しては、市町村間移動回収ステーションがデンマーク国内のあちこちに設置されている。このような回収ステーションは、デンマーク全国自治体の出資で 1971 年に設立された有害廃棄物処理会社コミュネケミ社（KommuneKemi A/S[39]）により運営されているが、同社は WEEE の取り扱いは行っていない。

デンマークですでに運営されている回収システムには、消費者家電メーカーの総括組織 BFE（Brancheorganisationen orbrugerElektronik）によって 2005 年春に設立された非営利団体の

[38] Danish Environmental Protection Act NO. 698 OF SEPTEMBER 22, 1998 (Part VI, Section 45(1))
[39] Kommunekemi a/s · Lindholmvej 3 · DK-5800 Nyborg, Tel: +45 6331 7100, Fax: +45 6331 7210, Email: kk@kommunekemi.dk Website: http://www.kommunekemi.dk/

Elretur[40]が運営するスキームがある。Elretur は、政府法令によって規定されている製造者の義務を遂行するとともに、参画する製造者や輸入業者の利害を守ることを目的としている。

Elretur の入会費は１社当たり 3,000DKK で、このほか、年会費として 3,000DKK を納めることとなっている。さらに、WEEE の管理コストについては、品目別・製品別に決められた料金表に基づき、品目別の市場シェアに応じて負担する。

同組織は、2006 年４月に事業を開始している。

Elretur 連絡先
Christiansborggade 1, 1558 København
Tel: 33 36 91 98
Fax: 33 11 37 67
E-mail: elretur @ elretur.dk
Website: http://elretur.dk

②　製造登録制度の確立および登録先機関の概要

製造者登録制度は、2006 年１月１日より実施されている。製造者登録を管轄するのは、デンマーク環境省により政府法令の統括権を委譲された民間の非営利機関 WEEE System である。WEEE System は、環境相によって任命された役員会を有し、そのメンバーはデンマーク産業連盟（Confederation of Danish Industries）やデンマーク商工会議所（Danish Chamber of Commerce）をはじめとした業界団体や企業のディレクター、学識者などの９名で構成されている。

WEEE Sytem の主な役割は以下のようなもので、クリアリングハウスのような機能を果たす。

- 製造者登録
- WEEE の回収と処理のための共同スキームの登録
- 個別の制度を行う製造者からの保証の受付
- 自治体の回収ステーションから WEEE を回収する条件に関する自治体との合意締結
- 自治体回収ステーションから回収して処理を行う WEEE の共同スキーム･個別制度の関係各者への分配
- 製造者および廃棄物処理施設からの報告受付

登録の際、政府法令の付則１において規定されている品目ごとに、申請・登録手数料として、１製造者１品目あたり最高 5,000DKK が課される。

[40] http://elretur.dk/forside/

また、このほか、個別の制度や共同回収スキームの承認手数料としては、１時間当たり最高 750DKK、WEEE 分配システムの管理手数料として、１時間当たり最高 750DKK が課される仕組みになっている。こうした手数料は上記の各種業務に充てられるが、この料金体系は、手数料が市場シェアを適切に反映し、小規模企業が必要以上の負担を負わないようにするために 2006 年中に見直されることになっている。

WEEE-System 連絡先
c/o Dansk Industri (Confederation of Danish Industries DI)
H. C. Andersens Boulevard 18
DK-1787 København K
E-mail：info@WEEE-System.dk
Website：https://www.weee-system.dk/

③　マーク表示と国内規格

2005 年８月 13 日よりマーク表示が義務付けられている。欧州規格（EN50419）を国内規格化したデンマークの国内規格「DS/EN 50419」は 2005 年４月 23 日に発行された。

３．ドイツ

（１）国内法整備の進捗状況および法令の概要

①　国内法整備の進捗状況

ドイツにおける廃電気・電子機器（WEEE）リサイクルと特定有害物質使用規制（RoHS）に関する国内法制化は、2005 年２月に完了している。WEEE および RoHS 指令を国内法制化する「電気・電子機器の販売、引取、環境調和性のある廃棄に関する法律（Gesetz über das Inverkehrbringen, die Rücknahme und die umweltverträgliche Entsorgung von Elektro- und Elektronikgeräten）」（通称：電気・電子機器法、ドイツ語通称 ElektroG）は、2005 年２月 18 日連邦参議院において過半数で承認され、３月 23 日に公布された[41]。

その後の詳細規定のための関連法には、メーカーから徴収する費用について定めた「登録費用およびクリアリングハウスが製造者に課す料金に関する政令（Kostenverordnung zum Elektro- und Elektronikgerätegesetz／ElektroGKostV）」がある。（2005 年７月６日付政令。７月 12 日公布、翌 13 日施行。）

2005 年３月 23 日の電気・電子機器法公布から１年後の 2006 年３月 24 日より WEEE の引取制度がスタートしている。自社回収についてもこの日から開始することが可能となっている。

②　国内法の概要

（ｉ）電気・電子機器法（ElektroG）

電気・電子機器法（ElektroG）は、製造者の責任と電気・電子機器が満たすべき要件などを定めたもので、WEEE の排出削減とともに再利用、リサイクルを促進するものである。ドイツの電気・電子機器法は、大枠をＥＵの WEEE 指令に即した形で以下のような構成になっている。

第１部　一般条項

１．廃棄物管理目的　　２．範囲　　３．定義

[41] ＥＵの WEEE 指令および RoHS 指令を国内法制化するための法案は、2004 年９月１日に閣議決定され国会に提出された。その後審議が重ねられ、改正された電気・電子機器法案が、2005 年１月 21 日に連邦衆議院議会（下院）を通過。同法案が２月 18 日に連邦参議院議会（上院）において承認され、３月 23 日の公布に至った。

第２部　電気・電子機器の上市に際する義務

４．製品設計　　５．使用禁止物質　＜RoHS＞

６．クリアリングハウス、登録、財政保証　　７．ラベル表示

８．通信販売

第３部　回収、引取、処理、リカバリーに関する義務

９．分別回収　　10. WEEE 引取に関する製造者の義務

11. 処理　　12. リカバリー

13. 製造者の情報提供および報告に関する義務

第４部　クリアリングハウスと所管省庁

14. クリアリングハウスの責務　　15. クリアリングハウスの組織構成

16. 所管省庁の責務

第５部　権限委譲

17. 行政権限の移譲　　18. 監督　　19. 移譲権限の終了

第６部　最終条項

20. 第三者への委託　　21. 訴訟および司法審理　　22. 費用

23. 規定違反　　24. 移行期間　　25. 発効

付則Ⅰ　カテゴリーと機器のリスト

付則Ⅱ　電気・電子機器特定のシンボルマーク

付則Ⅲ　電気・電子機器の構成物質等の選択的処理

付則Ⅳ　技術的要件

(a) 目標

ＥＵの WEEE 指令（2002/96/EC）に示された目標と同様、2006 年末までに住民１人当たり年間４Kg の廃棄機器の分別回収を行う目標が掲げられている。連邦政府は、施行後５年以内に同法第９条から 13 条まで（分別回収、製造者の引取義務、処理、活用、製造者の通知義務と情報提供義務）に定められた内容についての経済的効果の検査を行うこととなっている。また連邦政府は検査結果を衆議院と参議院に報告する。

(b) 上市に際する製造者の責務

電気・電子機器の上市に際し製造者は、製品設計や使用物質、回収・リサイクルに責任を負うが、電気・電子機器法では、同法施行後３ヵ月以内に情報の調整機関「クリアリングハウス（Gemeinsame Stelle）」を設置しなければならないとされている。クリアリングハウスは、製造者および所管官庁である環境庁（Umwelt Bundes Amt／UBA）などから提供され

た情報を調整し、各製造者の WEEE 引取割当の算出などを行う。製造者は上市に際し、所管官庁である UBA に登録する義務を負うが、UBA はこれらの詳細データをクリアリングハウスに提供することとなっている。登録の義務を怠った製造者は製品の上市ができない。

法律内では、所管省庁や管轄機関の権限委譲を認めており、現行では UBA の監督下でクリアリングハウスが中央登録機関となることとなっている。実際にクリアリングハウスとして任命されているのは、製造業団体がすでに設立している廃電子機器登録財団（Elektro-Altgeräte Register／EAR）であるため、EAR が中央登録機関となる。これらの詳細については、後述「（２）② 製造者登録制度の確立および登録先機関の概要」***P.58*** の部分で述べる。

製造者は、倒産などの場合に備え、2005 年８月 13 日以降に上市する電気・電子機器の回収・処分費用に対する保証を毎年提供しなければならない（一般世帯からの WEEE）。保証の形態はＥＵ指令の規定と同様、保険証券、使途を WEEE 管理に限定し、管理者の許可なく引き出すことができない保証金積み立て用銀行口座の開設、適格な WEEE 処理システムへの参加の形でなされる。これらの規定は、通信販売による販売事業を行う製造者にも適用される。

また製造者は、毎月市場に投入した電気・電子機器の量を製品種別ごとにクリアリングハウスに報告する義務がある。回収した WEEE についても、１年を通じた製品種別ごとの量、種別ごとのリサイクル量・再利用量などについても報告しなければならない。クリアリングハウスはこれらのデータをもとに、製造者が回収すべき量の算定を行う。独立した専門家により科学的であると立証された算定方法に基づき、個別の製造者の引取量を割り当て、これを所管省庁へ報告するとされている。製造者はこの割当量の回収を遂行する。

（c）回収・引取などについて

分別回収についてはまず、WEEE の最終所有者がこれを一般ごみとは区別して回収にまわすことが求められている。州法に基づき WEEE の処理に責務を負う公的廃棄物管理当局（各自治体）[42]が、一般世帯からの WEEE の回収ポイントを設置し、無料で回収が行われる。公的廃棄物管理当局は一般世帯から直接 WEEE を回収するための独自の回収システムを確立することもできる。同局が設置した回収ポイントには、回収設備としてコンテナが設置されることになっているが、このコンテナ提供は、製造者の責任となっている。また製造者は、このコンテナから（自治体の回収ポイントから）の回収を行う。

---

[42] 同法内では公的廃棄物管理当局（öffentlich-rechtliche Entsorgungsträger、英訳 Public waste management authority）とされているが、広義で（一般的に）地方自治体として理解されていることが多いようである。

公的廃棄物管理当局は、回収ポイントに製品分野ごとに以下の５種類のコンテナを設置し、分別回収を行う。

- 大型家電機器、自動販売機
- 冷蔵庫・冷凍庫
- 情報技術および通信技術機器、民生用電子機器
- ガス放電灯
- 小型家電機器、照明器具、電気・電子工具、玩具、スポーツ・レクリエーション機器、医療機器、監視・制御機器

これらのコンテナ内の WEEE が一定量に達した時点で、公的廃棄物管理当局はクリアリングハウスへ引取要請の連絡をすることとなっている。一定量についても、ガス放電灯用コンテナ以外は、コンテナ内の WEEE が 30 ㎥に達した時点で、ガス放電灯用コンテナについては３㎥に達した時点で連絡するとの基準が定められている。

また回収ポイントでは、そこで引き取る WEEE の種類を限定することができるとされている。さらに公的廃棄物管理当局は、クリアリングハウスへの３ヵ月前の告知を前提として、最低１年間は、同法中で定められた特定製品グループのすべての WEEE を引き渡さない（引取可能な状態にしない）という選択も可能となっている。その場合、これらの WEEE を再利用するか、同法規定に従い廃棄処理しなければならないとされている。この規定によって、自治体は WEEE 処理について一定範囲の裁量を得ることとなる。

一般世帯以外からの WEEE については、2005 年８月 13 日以降、代替品が購入された場合は原則的に製造者が回収・処理を行い、過去の WEEE に関しては最終保有者が処理を行う。しかしいずれの場合も、製造者とユーザーの間でこれら以外の方法を合意することも可能であり、処理に責任を負う側が費用を負担する。

（d）製造者登録

製造者は、電気・電子機器の上市に際し所轄機関に登録しなければならない。既述のように、所轄官庁は環境庁（UBA）であり、UBA は権限委譲により廃電子機器登録財団（EAR）を中央登録機関として任命している。登録には、製品のブランド名、社名、住所などの情報のほか、WEEE 処理費用負担についての財政能力を証明する保証が必要となる。この義務を怠った製造者は電気・電子機器の上市ができない。この条項の発効期限は、公布から８ヵ月後の 2005 年 11 月 23 日で、製造者はこの期日までに登録を行うものとされた。この登録完了後４ヵ月間の準備期間をおいて、法施行から 12 ヵ月後の 2006 年３月 24 日に製造

業者の WEEE 引取制度が開始となる。製造業者は４ヵ月の準備期間を利用し、期限までに回収ポイントへのコンテナの提供を行わなければならない。

(e) コスト表示（ビジブルフィー）

2005 年８月 13 日以降に上市する製品に関しては、処理費用を表示すること（ビジブルフィー）は禁止されている。2005 年８月 13 日以前に上市された製品の WEEE に関しては、製品カテゴリー１に分類されている大型家電で 2013 年２月 13 日まで、その他の製品で 2011 年２月 13 日まで処理費用を表示することが可能である。

(f) マーク表示について

2005 年８月 13 日以降にＥＵ域内市場に上市される電気・電子機器には、製造者が容易に特定でき、機器がこの期日以降に上市されたものであることが判別できるよう、消えないように表示しなければならない。また、ドイツ電気・電子機器法では付則Ⅱに示されている規定の「こま付のゴミ箱（***P.23*** 参照)」のシンボルマークの表示も必要である。これら表示についての条項の施行は引取制度開始日の 2006 年３月 24 日からである。「こま付ゴミ箱」のシンボルマークは、2005 年４月発行の DIN EN 50419 により国内規格化されている。

（ii）電気・電子機器法のコストに関する政令（ElektroGKostV）

2005 年７月６日付の電気･電子機器法のコストに関する政令（Kostenverordnung zum Elektro- und Elektronikgerätegesetz／ElektroGKostV）により、クリアリングハウス運営のための登録製造者からの徴収費用等について以下のように定められた。

表 10： 登録およびデータ処理等の料金（電気・電子機器法のコストに関する政令付則）

番号	項目	料金（ユーロ）
1	登録	
1.01	基本登録料（１製造者当たり・最初のブランド・最初の機種につき）	155
1.02	追加登録料（同一機種の追加ブランド、同一ブランドの追加機種）	85
1.03	1.01と1.02に関連する既存登録データのアップデート（変更１セッションにつき）	100
1.04.a	個々の製造者保証の詳細検査（１製造者当たり・最初のブランド・最初の機種につき）	455
1.04.b	クリアリングハウス認定の製造者保証システムに基づく保証の詳細検査（１製造者当たり・最初のブランド・最初の機種につき）	545
1.04.c	1.04.aと1.04.bに従う検認済み保証の別機種への延長	90
1.04.d	1.04.a、1.04.b、1.04.cに従う検認済み保証の、数量および評価に関する変更および毎年のアップデート（変更１度もしくはアップデート１度につき）	215
1.04.e	その他保証データの変更（変更１度につき）	90
1.05	その他登録データの変更（変更１セッションにつき）	50
1.06	電子形式以外でのデータ・トランスファーの場合の追加料金（遂行された注文１件につき）	160 １時間当たり
2	法律の条項に関する助言（指示）	45
3	回収に関する助言（指示）	55
4	制裁	
4.01	保証の増加に関する助言（指示）	160 １時間当たり
4.02	情報未提供の場合の警告	160 １時間当たり
4.03	回収を行わなかった場合の警告	160 １時間当たり
4.04	登録取り消し	番号１の下の料金の75%まで

（２）国内対応状況

① WEEE の回収・引取制度の確立

電気・電子機器法で定められた回収・引取制度では、まず WEEE の最終所有者がこれを一般ごみとは区別して回収にまわし、州法に基づき WEEE の処理に責務を負う公的廃棄物管理当局（各自治体）が、一般世帯からの WEEE の回収ポイントを設置し無料で回収を行う。回収した WEEE の分別はこの公的廃棄物管理当局が行い、ここで分別回収された WEEE の引取は製造者の責務となる、というものである。

製造者は、回収ポイントへのコンテナの設置、回収ポイントからの引取、処理等の義務を負うため、これらの業務を代行するコンプライアンス・サービス提供組織（WEEE 管理サービス提供企業）が増えてきている。製造者は、これを利用することで製造者としての義務を果たすことができる。コンプライアンス・サービス提供組織は、以下のように大きく

４種類に分類できる。

- 製造者独自の回収・リサイクルスキーム：自社の製品を独自に回収・リサイクルする自社のリサイクルシステム。ほとんどの中小規模の企業は WEEE 管理に関するサービスを、コンプライアンス・サービス提供会社から購入（共同スキームに委託）することが予測され、製造者独自の回収・リサイクルシステムは多くはならないと見られる。
- 製造者によるコンソーシアム：製造者数社が共同で設立・運営する回収・リサイクルシステム。コスト、効率の面でも独自で運営するよりもスケール・メリットを活かすことができる。コンソーシアム参加企業を代表して１つの WEEE 管理サービス提供企業からサービスの購入を行うか、もしくはコンソーシアム自体が直接ロジスティクスや廃棄物管理会社と契約を結び WEEE 管理サービス提供企業としての機能を果たす場合がある。
- WEEE 管理サービス提供企業：多くは、処理施設など実際の廃棄物処分に関する施設を持たず、委託先の管理や代行業務のみを行うマネジメント会社。国内全土でサービスを提供できるよう、各地域の WEEE 処理企業と協力している場合が多い。
- WEEE ロジスティクス・処理企業：各地域でサービスを提供する中小規模の回収・リサイクル企業。

このように、回収・引取・リサイクル制度は、自社回収システム、製造者数社によるリサイクル事業コンソーシアムを含む、コンプライアンス・サービス提供組織を設立するという形で確立されてきている。リサイクルを行うシステムとして既存の廃棄物処理・リサイクル企業を利用し、新規には、回収・引取のアレンジを含む電気・電子機器法で定められた製造者の義務に関する業務の代行を総合的に行うサービス提供企業の誕生が目立つようである。このように同法の導入は、リサイクルやロジスティクス業界にとって、需要拡大と新分野への業務分野の拡大につながるチャンスを提供する結果となっており、今後も WEEE 関連のサービス提供企業は増加すると見込まれている。
以下には、これらの WEEE の回収・引取に関する主要な組織を挙げる。

(a) デュアルシステム・ドイツ（Duales System Deutschland GmbH／DSD）[43]

デュアルシステム・ドイツ（Duales System Deutschland GmbH／DSD）は、1991 年の包装廃棄物政令を受け、製造業者や小売業者の包装廃棄物回収・リサイクル義務遂行のために設立された組織である。電気・電子機器法導入以前から存在していた包装廃棄物回収スキームであるが、電気・電子機器法導入後、WEEE に関するコンプライアンス・サービスも提供するようになった。DSD は、ドイツ国内の包装廃棄物の分野ですでに実績があり、国内

[43] http://www.gruener-punkt.de

700 以上の廃棄物管理パートナーと協力し回収・分別・リサイクルを組織している。設立からこれまでに約 6,100 万トンの包装廃棄物がリサイクルされており、2004 年には 520 万トンが回収された。これらの実績を活かし、2005 年４月より、包装廃棄物以外の廃棄物処理市場にも参入している。

DSD は、回収ポイントからの廃棄物の回収・リサイクルを行うほか、製造者を代表して自治体の回収ポイントへのコンテナ設置、製造者登録に関するアドバイスなど電気・電子機器法に関するさまざまなコンプライアンス・サービスも提供する。一般世帯からの WEEE、一般世帯以外からの WEEE のどちらの回収にも対応できる。

(b) ラントベル（Landbell AG）[44]

上出の DSD の包装廃棄物処理における独占状態を打開するため 1995 年に登場したのがラントベルである。マインツに本社を置く包装廃棄物を中心とした廃棄物回収・リサイクル業者で、多くの自治体と協力し実績を上げている。これまでの事業で自治体の廃棄物処分オペレーターと密接な協力関係を築いており、WEEE に関するコンプライアンス・サービスの提供も行っている。

(c) エレクトロサイクリング（Electrocycling）[45]

エレクトロサイクリング（Electrocycling）は、1994 年、アルカテル（Alcatel SEL AG）、ドイツテレコム、プロイザック（Preussag AG）、シーメンスにより設立された WEEE のリサイクル企業である。革新的な WEEE のリサイクルを目標としており、一般世帯からの WEEE、一般世帯以外からの産業 WEEE、自治体からの WEEE のすべてを対象とし、最新技術を備えた自社のプラントで処理事業を行っている。同プラントは、年間３万トンの処理容量を有する欧州でも最大規模のプラントの１つである。回収・引取・リサイクルはもちろん、WEEE 管理全般と情報提供義務遂行のための事務処理など総合的なサービスを提供している。製品のライフサイクル全般を考え、リサイクルが容易になるような構造的デザイン、製品開発などのサービスも提供する。また同社は、汎欧州のリサイクル・ネットワークである欧州先端リサイクル・ネットワーク（European Advanced Recycling Network／EARN）の設立企業の１つであり、EARN を通じて汎欧州のサービスに対応している。

(d) 欧州リサイクルプラットフォーム

欧州リサイクルプラットフォーム（European Recycling Platform／ERP）は、2002 年 12 月、

[44] http://www.landbell.com
[45] http://www.electrocycling.de

ブラウン、エレクトロラックス、ヒューレット・パッカード、ソニーのイニシアチブで開始された汎欧州の引取スキームで、WEEE 指令に準拠したものとなっている。WEEE の回収・リサイクルを欧州レベルで調和させることを目指したシステムであり、参加国、参加企業は増加してきている。現在は東芝やサムスン電子なども参加している。

ERP は、国際的大企業によって創設されたことから、これらの企業のロジスティクスや専門知識などを回収・リサイクルシステムに活かすことができる。製品のリサイクルは、関連のロジスティクス企業に委託しており、ドイツ、オーストリア、イタリア、ポーランドについては CCR ロジスティクス（ドイツ）に、フランス、アイルランド、ポルトガル、スペイン、英国についてはジェオディス（フランス）に委託している。

（e）プロリターン（ProReturn）

プロリターン（ProReturn）は、シャープのドイツ販売会社シャープ・エレクトロニクス・ヨーロッパ（Sharp Electronics (Europe) GmbH）が、レーベ（Loewe）、フィリップス（Phioips Consumer Electronics）とともに設立した WEEE 回収・リサイクルのための組織である。2005 年４月１日付で設立されており、同 15 日より運営が開始されている。電気・電子機器法の下での製造者の義務から生じる業務を、シャープ、レーベ、フィリップスの３社に代わって行う。各社が単独で実施するリサイクル事業を統合することにより、回収・リサイクル業務の合理化とコスト削減を図るもので、スケール・メリットを活かして既存の回収・リサイクル業者と契約しこれら委託先の管理などを行う。今後、３社以外の企業の参加、ドイツ国外でのリサイクル協業拡大などの可能性についても検討されている。

（f）エコロジー・ネット・ヨーロッパ（Ecology Net Europe）

エコロジー・ネット・ヨーロッパ（Ecology Net Europe）は、プロリターンと同じく 2005 年４月１日付で設立された WEEE リサイクル事業のマネジメント会社である。WEEE 指令に対応し、松下電器産業が効率的なリサイクル事業推進のために設立したもので、リサイクル関連事業における同社初の海外事業拠点となる。松下電器産業は、2004 年６月に WEEE 指令対応のため、トムソン（フランス）と日本ビクターと製品リサイクル協力で合意しており、これを実現するための組織がこのエコロジー・ネット・ヨーロッパである。プロリターンと同様、回収・リサイクル事業の（委託先の）管理、電気・電子機器法の下での製造者義務から生じる業務の代行などを行う。ドイツ市場での事業立ち上げと同時に、他のＥＵ加盟国における事業展開も視野に入れている。

（g）ライトサイクル（Lightcycle）[46]

照明機器カテゴリーに分類される WEEE の回収・リサイクル組織。これらの WEEE の全国規模での引取・管理を組織しており、効率的なリサイクルを行う。データに関する登録機関とのコーディネート業務サービスも提供している。

（h）その他のコンプライアンス・サービス提供組織

以上のように、既存のリサイクル企業が WEEE の取り扱い事業を開始するケース、製造者数社のコンソーシアムなど様々なケースがあるが、それ以外にも特に法人化するなどの措置を採らずに、ワーキング・グループとして存在しているコンソーシアムなどもいくつかある。各地方レベルのロジスティクスや廃棄物処分・リサイクル企業が、電機・電子法の導入を機に、全国レベルでこれに対応できるよう提携関係を結ぶなどして、大規模な廃棄物処理・リサイクル企業に競合しようとする動きも見られる。以下には、WEEE の回収・リサイクル、その他のコンプライアンス・サービスを提供する組織をいくつか挙げる。

Remondis
（http://www.remondis.com）
水質管理、廃棄物処理、ロジスティクス事業を国際規模で手掛ける。汎欧州レベルでの WEEE 回収・引取サービスを提供。

Interseroh
（http://www.interseroh.de）
大規模廃棄物処理マネジメント企業（自社の処理プラント、ロジスティクス施設は有していない）。

Elektro-Geräte Recycling GmbH（EGR）
（http://www.egr-gmbh.de）

ALBA
（http://www.alba-online.de）
1968 年ベルリンに設立された廃棄物処理・リサイクル企業。ポーランド、ボスニアにも拠点を持ち、東欧でも事業展開。

Take-E-Way
（http://www.take-e-way.de）
電気・電子機器製造者で組織される VERE によるコンプライアンス・サービス提供企業。ハンブルクが拠点。

Entec Umweltechnik GmbH
（http://www.entec-entsorgung.de）

[46] http://www.lightcycle.de

② 製造者登録制度の確立および登録先機関の概要

前述のとおり、製造者は電気・電子機器の上市に際し、同法施行後３ヵ月以内に情報の調整機関「クリアリングハウス」（前述参照）を設置すること、また所管省庁である環境庁（Umwelt Bundes Amt／UBA）に登録することが義務づけられている。UBA は、クリアリングハウスに中央登録機関としての行政権限を委任しており、実際に中央登録機関としての業務を行うのは廃電子機器登録財団（Elektro-Altgeräte Register／EAR）である。

EAR は 2004 年８月、製造者によって設立された機関で[47]、上述のとおり、中央登録機関として登録に関する事務を行うほか、法中に定められたクリアリングハウスの履行義務として情報の調整や各製造者の WEEE 引取割当の算出などを行う。クリアリングハウス自体は、廃棄物処理業者と契約することはできず、また契約の仲介もしてはならないと定められており、データ収集と報告といった情報の調整業務を中立的に行う。このため EAR ではリサイクル事業者に関する情報も一切提供していない。製造者は、回収業務を第三者に委託する場合、登録の際に契約を締結したリサイクル業者を明記しなければならないが、この回収・リサイクルを委託する業者は自らの判断で選択し契約を結ばなければならない。

また、クリアリングハウスがその運営にかかる費用として徴収する、登録費などの各費用については、2005 年７月６日付の電気・電子機器法のコストに関する政令（ElektroGKostV）（前述参照）で定められた。

EAR が登録のためのロードマップとして発表している資料で、登録に際して準備が必要とされているのは以下のとおりである。またこのなかで、製造者のカテゴリーに分類されるドイツ国内に支社を持たない外国企業についての登録の注意事項として、これらの企業はオンラインで登録可能であるが、登録の際の使用言語はドイツ語のみと記している。さらに、推奨事項として、ドイツ国内で弁護士や会計士などの代理人／代表者を任命すること、ドイツの廃棄物管理企業と契約を締結することなどを挙げている。

- 製品のカテゴリー分類：電気・電子機器法（ElektroG）に定めらた 10 の製品カテゴリーのいずれかに登録製品を分類する。
- 製品の重量の決定：ルールブックに従い、機器の総重量を特定する。製品機種により、上市予定の製品の総重量を特定する。
- 電気・電子機器の用途：個人・家庭用の家電か産業用電気・電子機器かの特定。
- 財政保証（個人・家庭用の電気・電子機器の場合のみ）：倒産した場合などでも製品の回収義務が遂行できるよう、回収・リサイクル費用を負担できる財政能力を証明する

[47] 電気・電子機器関連の業界団体、ドイツ電気電子工業会（ZVEI）と情報通信・ニューメディア産業連合会（Bitkom）のイニシアチブにより設立。

保証の取得が必要。

- 一般世帯からの WEEE の引取・リサイクルシステム確立の証明：製造者の引取・処分義務遂行のため、これを行う自社の回収システム、もしくは委託先との契約締結を証明し、利用するリサイクルシステムを明記する。
- 産業用の用途についての実証

登録は、法の公布後８ヵ月以内とされており、2005 年 11 月 24 日以降は登録していない製造者は製品の上市が許可されない。製造者の事業活動には、登録番号が必要となる仕組みであり、申請後、処理中の期間は暫定登録番号を使用する。EAR は登録プロセスを 2005 年７月 25 日から開始しており、「EAR システム・ソフトウェア」を用いて EAR のウェブサイトからの登録も可能となった。EAR では、2005 年３月からトライアル登録を実施しており、システムの改善に役立てた[48]。正規登録は、2005 年 11 月 23 日までに完了することとされており、これらの登録および登録番号は 2005 年 11 月 24 日付けで有効となった。

登録期間の完了後 EAR は、登録企業名と登録番号などについてウェブ上に公開し、これらの企業を確認できるようにしている。未登録の機器の販売禁止を徹底するための措置であり、小売業者は、製造者の登録番号を確認することもできる。製造者の登録に関する規制は、電気・電子機器法の中心点の１つとなっており、登録や情報調整を徹底したのは、「フリーライダー」を防止するためでもあった。環境政策実施の際によく問題となる「フリーライダー」については、ドイツにおいてもすでに実施されている包装材リサイクルなどで非常に問題視されていた[49]。このようなことから、WEEE の場合、回収システム構築の段階から規制を敷き、登録の義務を怠った製造者は製品を上市できないという措置が講じられた。

廃電子機器登録財団（Elektro-Altgeräte Register／EAR）
Benno-Strauß-Str. 5
D-90763 Fürth
Deutschland
Tel: +49 911 76 66 50
Fax: +49 911 76 66 599
E-Mail: info@stiftung-ear.de
http://www.stiftung-ear.de（ドイツ語のみ）

[48] システム改善のためのトライアルで、製造者は正規に改めて登録する必要がある。
[49] 本来負うべき義務や財政的負担を負わずに制度に「ただ乗り」するフリーライダーの問題は各国でも議論されている。ドイツでは、包装材リサイクルの分野で、包装材業者がリサイクル機関にその費用を納付したことを示す「緑のマーク」をラベリングする仕組みがあるが、料金未納付でマークをつけている業者の存在が問題となった。現在でもこのような業者は存在するが、ここのケースを調査し法的手段を講じるためには莫大な時間と費用がかかるなどの問題がある。

③　メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など

上記「（２）①WEEE の回収・引取制度の確立」で述べたように、企業は電気・電子機器法で定められた製造者の義務に対し、独自の WEEE 管理企業を設立する、コンプライアンス・サービス提供企業から代行サービスを購入するなどして対応を進めている。一方で、登録やその他法的義務遂行のための事務処理などにかかる費用に対する懸念もある。登録などの製造者の義務は、回収・リサイクル数量の大小に関わらず遂行しなければならないものであり、特に小規模企業にとって費用などの負担が大きくなることが問題視されている。登録制度・手続き自体についても、申請から手続きを完了し登録番号を公布するまでに時間がかかるなど、多くの批判が出ている。これらが今後、家電製品の価格に影響することも予測されている。

●　財政保証システムの確立

個人・家庭用電化製品の製造者は、倒産時などにも一般世帯からの WEEE 回収のための資金負担を保証するため、登録時に財政保証の提供を義務付けられていることは既述した。業界では、この製造者義務遂行のため、保険会社と協力するなどして WEEE 財政保証システムを設立している。ＩＴ関連の業界団体「情報通信・ニューメディア産業連合会（BITKOMF)」は、WEEE 財政保証システム「GarantieSystem Altgeraete（GSA)」を設立し、2005 年９月に EAR から初の認定を受けた。電気・電子機器法で定められたすべてのカテゴリーの製品についての保証を扱い、加入者は外国企業も含み、すでに 500 件を越えている。また、ドイツ電気電子工業会（ZVEI）も財政保証システムを設立し、2005 年 10 月に EAR からの認定を受けている。当面は ZVEI の資産で保証をカバーし会員のみを対象とするが、金融機関と契約を結び活動を本格化し会員以外にも拡大する。

４．ギリシャ

（１）国内法整備の進捗状況および法令の概要

①　国内法整備の進捗状況

WEEE指令のギリシャ国内法への移行は、2004年３月５日に発布された大統領令117/2004号（Presidential Decree no. 117/2004／Προεδρικο Διαταγμα 117/2004）[50]を通じて行われた。この大統領令は2004年３月５日付政府官報A82号（Government Gazette No. A82）に掲載されたもので、WEEE指令とともにRoHS指令についても同時に対象として施行するものである。RoHS指令に関しては、大統領令は指令の条項をそのまま流用している。

この大統領令に準拠するため、全国の共同返却・リサイクルスキームが設立された（Appliances Recycling S.A.）。 環境・物理的計画・公共工事省（YPEHODE）の包装廃棄物・その他製品の代替管理部が、製造者の中央登録を所管する。ギリシャでは電子・電気機器製造者による財政上の義務は、2004年７月１日から開始された。

②　国内法の概要

大統領令では、WEEE 指令の適用範囲は、WEEE 指令の付則 IA および IB がそのまま使用されている。

(a) 製品デザインおよび製造

製造者は、環境保護や安全性の面での要件などの点で、設計上の特徴や製造プロセスが他に大きく優る利点が見られるような場合を除き、WEEEの修理・アップグレード・解体・リサイクルが容易となるように新製品を設計することが求められる。製造者はまた、リサイクルを促し、リサイクル施設における作業員の健康への悪影響を抑え、有害廃棄物の処分の必要性を避けるために、有害物質の使用を制限しなければならない。機器全体・部品・部分組み立て品・消耗品を再利用できるような設計と、新製品へのリサイクル資材利用の増加を優先しなければならない。

---

[50] "Το Προεδρικο Διαταγμα 117/2004 «Μετρα, οροι και προγραμ μα για την εναλ λακτικη διαχειριση των αποβλητων ηλεκτρικου και ηλεκτρονικου εξοπλισμου σε συμ μορφωση με τις διαταξεις των Οδηγιων 2002/95 «σχετικα με τον περιορισμο της χρησης ορισμενων επικινδυνων ουσιων σε ειδη ηλεκτρικου και ηλεκτρονικου εξοπλισμου» και 2002/96 «σχετικα με τα αποβλητα ειδων ηλεκτρικου και ηλεκτρον κου εξοπλισμου» του Συμβουλιου της 27ης Ιανουαριου 2003»", (ΦΕΚ 82 Α, 5-3-2004)

(b) 回収・引取要件

WEEEは（買い替え品と）１対１ベースで、WEEEを引き取る準備をした小売業者に引き渡されることができる。地方自治体の回収ポイントも設置される。回収は地方当局との協力のもと、準拠スキームによって行われる。実施方法は地域の条件によって異なってくるが、世帯一般廃棄物と混合してWEEEを回収することは禁じられている。ギリシャに多い島嶼および僻地には、準拠スキームに対し特別措置が必要となってくる。

(c) 処理

WEEE指令の付則IIおよびIIIが逐語的に引き写して使用されており、特にギリシャ独自の要件はない。

(d) リカバリー目標値

リカバリーの目標値は、WEEE指令と同様で、ギリシャでそれ以上の要件は定めていない。

(e) 一般世帯からのWEEEに関するファイナンシング

製造者は、個別ないし共同スキームを通してWEEE指令に準拠することができる。個別での準拠の場合は財政保証が必要となる。共同スキームでは、製造者が回収システムに資金を提供する。ギリシャで指令が国内法に移行された時点ではリサイクル施設は存在しなかったが、国内のすべての製造者と輸入業者が共同スキームに参加することに合意した。このため、個別での準拠も選択肢として法的には認められており可能ではあるが、企業が個別に義務を遂行するのはあまり現実的ではないという指摘もある。

新しいWEEEと過去のWEEEとは区別されない。製造者は共同スキームに支払いを行うか、市場シェアに基づき自社の活動のため資金を提供する。当初数年間は、共同スキームによって集められた資金のほとんどを過去のWEEEの回収・処理・リカバリーのコストに充当することになる。

大統領令は原則的にビジブルフィーを認めていない。ただし、ＥＵ指令に則り、製造者は、８年間（大型家電製品については10年間）の移行期間中については新製品の販売時に購入者にWEEEの回収・処理・廃棄処分費用を通知することが認められている。経済次官・環境次官共同決定112145号（2004年12月24日付官報1916V号に公布）により、製造者のスキームへの財政負担は、最終使用者向けのものを除く販売のすべての段階における価格表に別途

掲載することになっている。最終消費者向けの小売販売の価格表や領収書には、ビジブルフィーの表示は行われない。

(f) 一般世帯以外のユーザーからのWEEEに関するファイナンシング

2005年８月13日より、この日以降に上市された一般世帯以外のユーザーからのWEEEの回収・処理・リカバリー・環境に優しい方法での廃棄処分は、購入者とサプライヤーが代替措置について合意した場合を除き、製造者がそのコストを負担することになる。この日より前に上市された機器（過去のWEEE）の廃棄物管理費用は、代替製品の製造者が負担する。最終使用者が認可されたシステムに一般世帯以外からのWEEEを返却した場合、当該システムは最終使用者に返却証明書を発行しなければならない。

製造者は、一般世帯からのWEEEについて共同システムに参加し、一般世帯以外からのWEEEについては個別システムを設置することもできる。

(g) 製造者登録

環境・物理的計画・公共工事省が製造者の登録を所管しており、中央登録簿への登録は大統領令が公布された2004年３月５日から開始され、2005年12月31日が登録期限であった（大統領令第14条パラグラフ１に規定）。2006年１月１日より大統領令第４条パラグラフ７の規定により、電気・電子機器の流通業者は、製造者登録を行った製造者が供給する認可された共同スキームの対象分類の製品のみを国内市場に流通させることができる。

登録の条件は大統領令第７条に規定されている。ギリシャ市場に製品を初めて投入する国内製造者ないし正式代理人・販売者は、製造者登録制度において登録しなければならない。環境・物理的計画・公共工事省は、ギリシャ市場に初めて製品が投入される場合、その製品が第三国製か他のＥＵ加盟国製か、製品を投入するのが自然人か法人かに関らず、ギリシャ国の義務を課す。製造者がギリシャの最終使用者に向けて海外から直接製品を出荷する場合、その海外製造者が製造者としてみなされ、製造者登録制度に直接登録しなければならない。

承認された共同スキームに参加する製造者は、共同スキームから国内法に準拠していることの証としてWEEE登録番号（Number of Registration of Producers／AMP[51]）を交付される。製造者は遅くとも2006年１月１日までに、WEEE登録番号を請求書、送り状などの書類に記載しなければならない。

[51] Αριθμος Μητρωου Παραγωγω ν

環境・物理的計画・公共工事省は製造者は、市場に投入された電気・電子機器の量・分類、すべてのルートから回収・再利用・リサイクル・リカバリーされたWEEEの量、回収後輸出されたWEEEの量について情報収集する。これらの量については基本的に重量で示されなければならないが、これが可能な場合は数でもよい。環境・物理的計画・公共工事省はこれらの情報を基に欧州委員会に報告を行う。

(h) マーク表示要件、ユーザーに対する情報提供および報告

大統領令では、「×印のついたゴミ箱」のシンボルに関するＥＵ指令の条文をそのまま使用している。WEEE マーキングのギリシャ国内規格として、ELOT EN 50419 が 2005 年１月 28 日に発布し、2005 年８月 13 日に発効している。

大統領令ではまた、共同スキームに参加する製造者は、参加の証として、会員契約書で定められたロゴ（トレードマーク）をその製品に表示する権利を得るとされている。このシンボル使用は強制ではない。

また、製造者および輸入業者は次の事項についてユーザーに通知しなければならない。

- WEEE は他の世帯一般廃棄物とは分別して回収されなければならないこと。
- 利用可能な返却・回収スキーム。
- WEEE の再利用､リサイクルおよび他の方法でのリカバリーにおけるユーザーの役割。
- 電子・電気機器における有害物質が人体の健康および環境に及ぼす恐れのある影響。
- 「×印のついたゴミ箱」シンボルの意味。

大統領令は、情報がどのように提供されるべきかについては定めていない。環境・物理的計画・公共工事省は、上市された電子・電気機器の量および分類と、回収・再利用・リサイクル・リカバリー・輸出されたWEEEの量に関する情報を収集する。同省は、２年ごとに欧州委員会に提出するデータ報告書に関し、該当期間後18ヵ月以内に報告書を準備する。第１回の報告書の対象期間は2005年と2006年である。また、同省は３年ごとに欧州委員会に実施状況を報告する。

(i) 代替管理証明

大統領令117/2004号の採択を契機とし、包装および包装・その他の廃棄物の代替管理に関する2001年８月６日付の官報179A号で公布された法令2939/2001号（Law 2939/2001）[52]も電子・

[52] "Τον Νομο 2939/2001 «Συσκευασιες και εναλ ακτικη διαχειριση των συσκευασιων και αλλων προιοντω ¥Ιδρυση Εθνικου Οργανισμου Εναλ ακτικης Διαχειρ σης Συσκευασιων και Αλ ων Προιοντων

電気機器に適用されることになった。廃棄物の代替管理に関する大統領令の対象となる包装および他の製品群には、同法2939/2001が適用される。環境・物理的計画・公共工事省に代わり、包装およびその他の廃棄物の代替管理のための国家機関「EOEDSAP」[53]（英語名＝National Organisation for the Alternative Management of Packaging and Other Waste／NOAMPOW）がこの法を施行した。同法2939/2001の主要条文は、大統領令117/2004号にも記載されている。

法令2939/2001号では、企業は適用対象となる製品ごとに代替管理証明（Certificate of Alternative Management／PED[54]）を取得しなければならないことを規定している。PEDの取得には手数料がかかる。PEDは３年ごとに実施される検査後にEOEDSAPが発行する。EOEDSAPはPED取得企業のリストを公表する。

共同スキームの参加者は自らの義務をシステムに委託することができ、参加の証として、参加契約書で定められたロゴ（トレードマーク）を自社製品に使用する権利を持つ。共同スキームの参加企業の製造者登録には、スキームへの参加証明と会員として義務を遂行していることを証明する書類の提出のみが必要とされる。

EOEDSAPが、企業が代替包装管理を実施していない、あるいは共同スキームの参加者としての義務の遂行を果たしていないと判断した場合、EOEDSAPはPEDの発行に特別条件を設定したり罰金を課したりすることができる。それでも効果がない場合には、ある企業が運営する個別制度が不備な場合、その運営企業を既存の共同スキームに強制的に参加させたり、新たな共同スキームの設立を強制することができる。共同スキームに不備がある場合、新たな運営条件を設定するか、当該スキームに対する承認が取り消されることもあり得る。

個別あるいは共同システムの承認に際し、EOEDSAPはより効率的な実施に向け、より具体的な条件を課す場合がある。承認は６年間有効であり、更新可能である。個別あるいは共同システムの運営者は、毎年１月１日までに年次報告書と翌年の計画書をEOEDSAPに提出しなければならない。

大統領令は、個別・共同スキームの運営者が承認を得るために提供しなければならない情報を以下のように規定している。

- 過去３年間に上市された機器のタイプおよび年間総量
- 代替管理の経験（該当する場合のみ）
- スキームの目的および目標量

(ΕΟΕΔΣΑΠ) και αλ ᾶς διαταξει »ξ" (ΦΕΚ 179 A, 6-8-2001)

53 Εθνικου Οργανισμου Εναλ ᾶκτικης Διαχειρισης Συσκευασιων και Αλ ᾶν Προιοντων (ΕΟΕΔΣΑ Π)

54 Πιστοποιητικο Εναλ ᾶκτικης Διαχειρισης (Π.Ε.Δ.)

- スキームの適用範囲（地理的範囲、対象人口・人口密度、システム拡張計画等）
- スキームの詳細な実施手法：予想結果、利用可能なインフラと必要とされるインフラ、必要とされる人材、システムが環境に及ぼす利点などに関する技術的・経済的な面を網羅した報告書、保証制度の詳述（該当する場合のみ）など
- 第三者機関および参加会員の同意書の写し
- 一般に公開される情報の概要

（2）国内対応状況

① WEEE の回収・引取制度の確立

大統領令の要件を満たすため、ギリシャでは全国レベルで商工業・世帯から出される WEEE の回収・リサイクルを行うスキームが設置された。スキーム運営は省令 105134 号（2004 年 6 月 17 日付官報 905r2 号に公布）[55]によってスキーム運営の認可を受けている民営会社 Appliances Recycling S.A.が実施している。

2004 年 7 月 1 日より製造者から同スキームへのフィー支払い義務が開始した。大統領令により、2005 年 1 月 31 日までは、すべてのタイプの電子・電気機器に対し一律 1 トン当たり 50 ユーロが課されたが、2005 年 2 月 1 日以降は、製品分類で異なる料金体系が導入された。大統領令により、製造者は輸入した製品が自社の倉庫に保管されている場合、あるいは輸出に先立ち顧客の倉庫に保管されている場合は、その製品に対し負担金を支払う義務はない。

Appliances Recycling では、年間 15～20 万トンの WEEE が取り扱われ、その管理コストは 2,600 万～3,000 万ユーロと推測している。また、同スキームは全国を対象とするものであるが、2006 年には全人口の 67%を、2008 年にはおよそ 90%をカバーする見込みという。

[55] Αποφαση του Υπουργου Π ΕΧΩΔΕ με αριθμο 105134/10.06.2004 (ΦΕΚ 905Β/17.06.2004)

表 11： WEEE の代替管理に対する負担金（2005 年２月１日以降適用）

電気・電子機器の分類*	製品の種類	重量単位当たりの負担金 VAT を含まない額（€／トン）	VAT（19%）	重量単位当たりの負担金 VAT を含む額（€／トン）
1	大型家電製品	72.03	13.69	85.72
2	小型家電製品	80.51	15.30	95.81
3	ＩＴ機器および通信機器	254.24	48.31	302.55
4	消費者機器	254.24	48.31	302.55
5	照明器具	677.97	128.81	806.78
	ランプ	0.101※	0.019	0.120※
6	電気・電子工具（大規模据付型工業用ツールを除く）	101.7	19.32	121.02
7	玩具、レジャー、スポーツ用品	152.54	28.98	181.52
9	モニター機器・コントロール機器	152.54	28.98	181.52
10	自動販売機・自動現金引き出し機	76.27	14.49	90.76

注）2004 年７月１日～2005 年１月 31 日の間に販売された電気・電子機器製品に対する財政負担はすべての製品分類について一律１トン当たり 50 ユーロ＋VAT。

* 大統領令 117/2004 号の分類に沿った分類。

※ １つ当たりの額。

出所： "Entry Agreement for Joining the Collective System of Alternative management of Waste Materials of Electrical and Electronic Equipment - ANNEX D", Appliances Recycling S.A."

<u>連絡先</u>

Appliances Recycling S.A,
(ΑΝΑΚΥΚΛΩΣΗ ΣΥΣΚΕΥΩΝ Α.Ε)
166 Kifissou Avenue,
GR-122 42,
Aigaleo,
Athens,
Greece
Tel: +30 210 531 9766
Web: http://www.electrocycle.gr
Email: dboudouvas@electrocycle.gr

なお、上記のウェブサイトには、部分的ではあるが共同スキーム参加契約に関する情報等が英語で掲載されている。

- 「Information in English」（一般情報）
  （http://www.electrocycle.gr/docs_for_law_and_faq/Information%20for%20EEE%20producers%20in%20English.doc）
- 「ENTRY AGREEMENT for joining the Collective System」（共同スキーム参加契約）
  （http://www.electrocycle.gr/docs_for_law_and_faq/AGREEMENT%20ENGLISH.pdf）

② 製造者登録制度の確立および登録先機関の概要

環境・物理的計画・公共工事省の包装廃棄物・その他製品の代替管理部は、製造者の登録を担当し、次の情報を収集し、欧州委員会へ報告する際に利用する。

- 上市された、あるいはすべてのチャネルを通じて回収・再利用・リサイクル・リカバーされた電子・電気機器の量、およびカテゴリーに関する具体的な推測値
- 回収され輸出された廃棄物の重量（不可能であれば、数量）。

製造者および輸入業者は、2005年12月31日までに登録しなければならない。登録料はかからないが、登録時には製造者スキーム（Appliances Recycling）参加による負担金支払いが必要となる。負担金は、2004年７月１日（Appliances Recycling S.A.の承認日）以降に上市された電子・電気機器のタイプと量に基づく。製造者は登録番号を請求書、見積り書、送り状等に記載しなければならない。

製造者は遅くとも2006年１月１日までに、（法準拠の証として）WEEE登録番号を請求書、引渡し書などに記載する義務を負う。

<u>連絡先</u>

環境・物理的計画・公共工事省
Ministry of the Environment, Physical Planning and Public Works (YPEHODE)
Mr. Adamantios Skordilis, Director of Alternative Management for the Environment
Ms. Maria Barla, Assistant to the Director
147 Patission Street
GR-115 21 Athens, Greece
Tel: +30 210 8627 444
Fax: +30 210 8627 444
E-mail: package@otenet.gr

５．スペイン

（１）国内法整備の進捗状況および法令の概要

①　国内法整備の進捗状況

スペインにおいては 2004 年７月６日に WEEE 指令に対応した法案が作成されたが、産業界の強い批判を受け、大幅な修正を余儀なくされた。2004 年 10 月に諮問を終了し、2005 年２月 25 日に発令された王室令 208/2005[56]によって国内法化が行われた。

この王室令は、WEEE 指令だけでなく RoHS 指令も合わせて国内法制化したもので、1998 年４月 21 日付けの廃棄物法 10/1998[57]の第１条および第７条をベースとしている。廃棄物法では、再利用、リサイクル、リカバリーの促進を目的に特定タイプの廃棄物の管理に対して政府に特別規定を設定する権限を与えている。

当初は製造者登録については上記王室令ではなく、別途、法令の制定が必要とされていたが、最終的には既存の国家工業登記簿（El Registro de establecimientos indsutriales de ámbito estatal）に特別セクションを設けることで対応した。そのため、製造者登録要件も王室令 208/2005 に規定されることになった。

②　法令の概要

王室令 208/2005 の内容は以下のような構成になっている。

[56] Real Decreto 208/2005, de 25 febrero, sobre aparatos eléctricos y electrónicos y la gestión de sus residuos
[57] Ley 10/1998, de 21 de abril de Residuos

表 12： スペイン「王室令 208/2005」の内容

第１条	王室令の目的と適用範囲
第２条	定義
第３条	予防措置
第４条	電気・電子機器の返却
第５条	電気・電子機器の処理
第６条	電気・電子機器の回収・処理施設の技術的要件
第７条	製造者の義務
第８条	電気・電子機器の統合管理システム
第９条	回収、リカバリー、再利用、リサイクルの目標
第 10 条	電気・電子機器のマーキング
第 11 条	自治州政府への報告
第 12 条	環境省への報告
第 13 条	罰則
追加規定１	製造者の国家工業登記簿への登録
追加規定２	2005 年８月 13 日以前に上市された WEEE および一般世帯からの WEEE の管理に対するファイナンシング
追加規定３	労働者へのリスクの防止
最終規定１	権限
最終規定２	王室令の今後の開発・適用・適応
最終規定３	施行日
付則１	王室令でカバーされる電気・電子機器の分類（例示）
付則２	鉛、水銀、カドミウム、六価クロムの電気・電子機器の素材および部品への使用禁止の例外となる製品のリスト
付則３	電気・電子機器の素材・部品の選択的処理
付則４	WEEE の保管・処理施設に対する技術的要件
付則５	電気・電子機器に表示するマーク
付則６	個別に廃棄物管理システムを確立する製造者が提出しなければならない最低限の情報

スペインの法律で特徴的と言えるのは、その行政システムによるところが少なくない。例えば第 11 条では自治州政府への報告義務について定めている。

製造者は、回収およびリカバリーなどの義務を履行する必要があるが、その手段は個別あるいは共同スキームで実施するものとされている。製造者が共同スキームに参加することによってその義務を遂行する場合、スキームは事業を行う地域の管轄自治体によって認可を受けなければならない。認可を取得するために提出する書類に最低限必要な情報は、実施する地理的範囲、スキームを実施する企業名および住所、回収ポイント、管理者の氏名、財政メカニズム、自治体に情報を提供するための方法などが含まれていなければならない。認可は５年間保証され、更新も可能となっている。

(a) 回収・引取の要件

WEEE の回収・管理を行うに当たり、最終使用者が少なくとも無料で、小売店、流通業者、ないし指定回収ポイントに WEEE を持ち込めるようにしなければならない。製造者はそれらの WEEE の管理を保証し責任を持たなければならない。小売業者および流通業者は、消費者が新たな製品を購入する際に、その製品が持ち込む製品と同じないし同等の機能を満たすもので、必須部品を含んでおり、それ以外に有害な廃棄物を含んでおらず、かつ、放射性ないし有機性の部品から健康に害を及ぼす危険性がない場合、WEEE を引き取らなければならない。

人口 5,000 人以上の地方自治体は、一般世帯から出される WEEE の分別回収を提供しなければならない。人口 5,000 人未満の地方自治体等では、各自治州政府（Comunidade de Autónoma）の定める規則に従って分別回収を実施する。

製造者は、一般世帯以外から出される WEEE の分別回収のシステムを確立し、処理センターへの輸送をアレンジしなければならない。製造者は自社製品の WEEE に責任がある。地方自治体等は、任意の合意によって、一般世帯以外からの WEEE を受け付けることができるが、自治体がそのコストを負担する必要はない。この場合、他の一般世帯ごみと WEEE は市町村の条例に沿って分別しなければならない。

引取を行う者は、汚染された部品を含むために健康に害を及ぼす可能性のある廃棄物を拒否することができる。その場合、最終使用者が当該の WEEE を法律に従って正しく廃棄処分する責任を有することになる。

製造者は、自社製品の WEEE を正しく管理することを保証しなければならない。製造者はこの義務を個別に遂行することも、統合管理システム（共同スキーム、Sistemas Integrados de Gestión／SIG）に参加して遂行することもできる。

(b) 一般世帯からの WEEE のファイナンシング、コスト表示（ビジブルフィー）

すべての製造者は、2005 年 8 月 13 日以降に上市するすべての電気・電子製品が廃棄物となった際には、分別回収され正しく管理されるようにしなければならない。製造者はそのために、自社製品の回収・処理のシステムを確立し、コストを負担しなければならない。

そのようなシステムのコストは、原則的に消費者の購入時に別途明示することはできない。しかしながら、2005 年 8 月 13 日以前に上市された製品については、ほとんどの製品につい

ては 2011 年２月 13 日まで、大型家電製品については 2013 年２月 13 日まで、製造者は廃棄のコストを消費者に別途表示しなければならない。

2005 年８月 13 日以降に上市された一般世帯向け製品の回収・処理コストは、製造者が各製品のタイプごとに、自社の市場シェアに応じて負担しなければならない。製造者はこれを（1998 年４月 21 日付けの廃棄物法 10/1998 に基づき）個別に遵守することも、王室令第８条に基づき１つまたはそれ以上の統合管理システム（共同スキーム）に参加することで遵守することもできる。個別準拠を行う製造者は、市場に投入するすべての電気・電子機器から生まれる廃棄物の管理をカバーする財政保証を提供しなければならない。これはリサイクル保険への加入か銀行口座凍結かのいずれかとなる。

個別に自社の WEEE を管理する製造者および統合管理システムに所属する製造者は、WEEE の分別回収のコストを負担するが、そのために管轄の自治州政府と枠組み合意を締結する。この枠組み合意の策定に当たり、自治州政府は地方自治体の参加を保証し、地方自治体は分別回収によってかかった追加コストを証明する文書を提出する。

電気・電子機器の製造者は本社所在地のある自治州政府に対して、製造者義務をどの方法で履行するか宣言しなければならない。統合管理システムに参加せず個別システムを確立する製造者は、証明として当該システムに関する文書を自治州政府に提出し、財政保証を提示しなければならない。

（c）一般世帯以外からの WEEE のファイナンシング

2005 年８月 13 日以降に上市された製品の一般世帯以外からの WEEE の回収・処理コストは、類似の製品への買い替えの場合は製造者が負担する。買い替えでない場合は、最終使用者がその廃棄処分に責任を有する。また、製造者と使用者はこれ以外にも別途、任意で合意契約を結ぶことができる。

製造者は 2005 年８月 13 日以降に上市された製品の WEEE に責任を有する。

（d）統合管理システム（共同スキーム）

統合管理システム（共同スキーム）の運営を行う組織は非営利会社で、承認は自治州政府が行う。承認の有効期間は５年ごととなる。承認されたシステムは、官報に当該システムのカバーする地理的範囲、回収ポイントおよび処理センターの場所、回収・再利用・リサイクル・リカバリー率、監視のスケジュールと方法、財政メカニズム、行政組織への情報

提供の手続き等が掲載される。

(e) リカバリー

スペインにおけるリカバリー目標は WEEE 指令に準ずる。他のＥＵ加盟国に処理のための輸出された WEEE も、その処理がＥＵおよびスペイン国内法に準じている限り、この目標達成の算出に含まれる。

(f) マーク表示と廃棄物処理事業者への情報提供

2005 年８月 13 日以降に上市された製品は、上市された日付とともに製造者名ないし所属する統合管理システムの名称を明示しなければならない。また、「×印の付いたごみ箱」の WEEE のシンボル（王室令付則 Ⅳ）を表示しなければならない。

製造者は製品上市後１年以内に、廃棄物処理事業者に、製品の再利用やリサイクルに適した部品や素材を特定でき、有害物質の場所を示した解体のための情報を提供しなければならない。

(g) 報告要件

統合管理システムに参加しない製造者は、以下の情報を毎年、自治州政府に報告しなければならない。

- 電気・電子機器の前年度の生産量（製品分類別、全国での生産量）と、他のＥＵ加盟国との間で輸出入が行われた場合はその量。
- 流通業者ないし地方自治体から回収した WEEE の数量。
- 直接管理した WEEE の数量、ないし、処理のために処理センターに搬送した WEEE の数量。

統合管理システムの運営者は毎年、管轄の自治州政府の環境当局に、国内で上市された機器の数量（製品分類別）と、当該システムによって管理された廃棄物の最終的な数量を報告する義務がある。処理センターの運営者は管轄の自治州政府当局に取扱量データを毎年報告する。リカバリーを行う事業者も管理した WEEE の数量を報告しなければならない。

自治州政府が毎年、環境省の環境質・評価局（Dirección General de Calidad y Evaluación Ambiental）に、回収された WEEE の重量（キログラム、これが不可能な場合個数）と、分別回収・再利用・リサイクル・リカバリーされた割合を、製品分類別に報告する。

(h) 製造者登録

産業観光商務省の工業施設国家登記（Registro de Establishmentos Industriales／REI）に新たに電気・電子機器製造者国家登記（Registro Nacional de Productroes de Aparatos Eléctricos y Electronicós／REI-RAEE）が設置された。製造者の登録は 2005 年 12 月に試験的な登録が行われ、2006 年１月１日より正式な登録が開始された。登録先は産業観光商務省の産業開発局・産業品質安全部（Direccion General de Desarrollo Industrial, Subdireccion General de Calidad y Seguridad Indsutrial）である。

製造者はまた、本社所在地がある自治州政府当局にも登録しなければならない。

（２）国内対応状況

① WEEE の回収・引取制度の確立

スペインで、共同スキームは一般に、統合管理システム（Sistemas Integrados de Gestión／SIG）と呼ばれている。前述のとおり、SIG は管轄する自治州政府の承認が必要で、これは５年間有効となっている。SIG には、スペイン電子・通信企業協会（Asociacion Multisectorial de Empresas Espanol de Electronica y Comunicaciones／ASIMELEC） が 2001 年以降に Tragamovil（携帯電話）、ECOFIMATIC（事務機器）、ECOPILAS（電池）を設立しているほか、ECOLEC（家電製品）や後述する ECOTIC（消費者向けエレクトロニクス）などがある。

ASIMELEC 連絡先
Orense, 62、28020 Madrid
Tel: (+39) 91 417 0890
Fax: (+39) 91 555 0362
Web: http://www.asimelec.es/raee/index1.asp

ECOFIMATIC http://www.asimelec.es/raee/fundacionecofimatica.asp#
Tragamovil http://www.tragamovil.com/
ECOPILAS http://www.asimelec.es/htmventa/Ecopilas/Index.htm

上記以外で制度の準備が比較的進んでいるのが「ECOTIC 財団」の消費者製品セクターにおける回収システムである。ECOTIC 財団（正式名称「環境保護と使用済み電子・情報通信技術機器の回収・処理・管理統合システムの確立運営のための財団」[58]）は独自の法人格を有

[58] Fundación para la defensa del Medioambiente y establecimiento y gestión de sistemas integrados de recogida,

する非営利団体で、WEEE 指令遵守のために電子・情報通信技術企業協会（AETIC）とスペイン国内に拠点を置く電気・電子機器企業が共同で設立した。ECOTIC 財団は、図 5 のように現在大きく６つのセクターに分かれており、各セクターで廃棄物統合リサイクルシステム（Sistema Integrado de Gestión de Residuos／SIG）を構築していく。各 SIG は運営と予算管理の面で原則的に他の SIG からは独立したものとなる。

図 5： ECOTIC のセクター構成

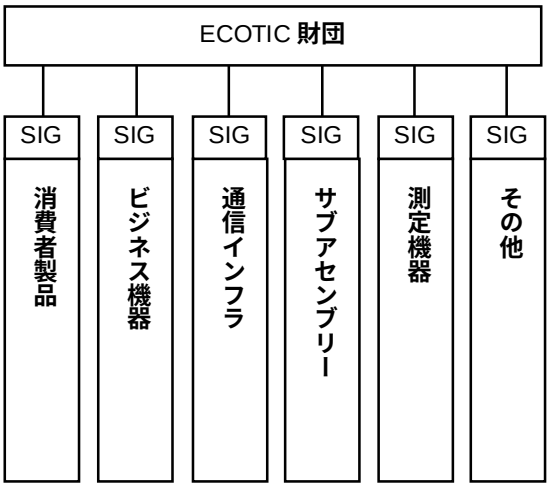

SIG＝Sistema Integrado de Gestión de Residuos
（廃棄物統合リサイクルシステム）

出所： ECOTIC

全セクターのうち最も準備が進んでいるのが消費者製品セクターの SIG であるが、同セクターへの参加企業は国内市場シェア全体の 95%を占めており、スペインの消費者製品分野における主流システムと言える。同セクターでは電子・情報通信技術企業協会（AETIC）が事務局となり、大手電機メーカーが共同で廃棄物統合リサイクルシステム（Sistema Integrado de Gestión de Residuos／SIG）を組織している。図 6 からも分かるように、議長を務めるシャープをはじめ日本の大手メーカーはほとんどすべてといってよいほど加盟しており、日本企業がリード役としての役割を果たしている。

また、ECOTIC 消費者製品セクターにおける活動は図 7 のようなものである。

tratamiento y control de equipos electrónicos, de tecnologías de la información y telecomunicaciones al final de su vida

図 6： ECOTIC 消費者製品セクターの廃棄物統合リサイクルシステム（SIG）の組織

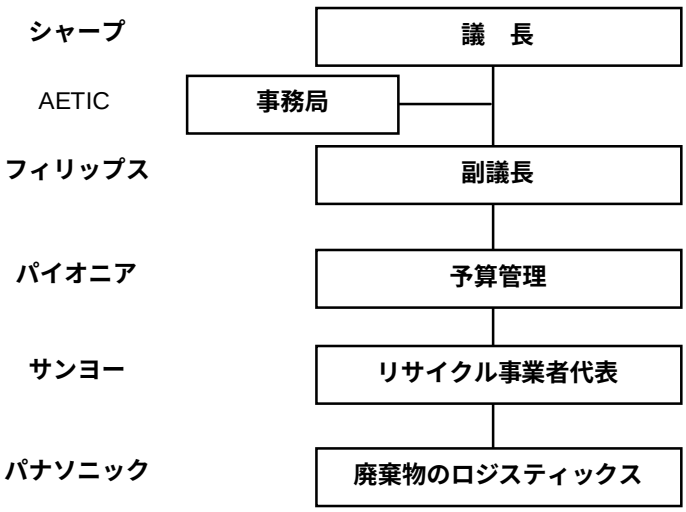

左記以外の加盟企業：

- Beko
- Daewoo
- Grundig
- Hitachi
- JVC
- Kenwood
- LG Electrónica
- Loewe
- Mitsubishi
- Samsung
- Sony
- Tecnimagen
- Thomson
- Toshiba
- Vestel

出所： ECOTIC

図 7： ECOTIC 消費者製品セクターの廃棄物統合リサイクルシステム（SIG）の組織活動

Sistema Integrado de Gestión de Residuos (SIG).
SIG DEL SECTOR DE CONSUMO
Actividades del Sector

Organizar el SIG del Sector	<u>SIG の組織</u> • SIG の内部組織の手続き・規則
Reciclaje	<u>リサイクル</u> • スペイン国内（必要に応じて国外も）におけるリサイクル施設の能力の特定 • 価格・サービス面の競争力に基づくリサイクル施設との契約 • サービス内容の交渉
Logística	<u>廃棄物のロジスティックス</u> • ロジスティックスのサービスを提供している地域でまず自治体とサービス内容を交渉 • 自治体がサービスを提供していない場合は、ロジスティックスのサービス企業とサブコントラクトを交渉
Control del Mercado	<u>市場コントロール</u> • データ • SIG の非メンバー企業 • 他の SIG との関係 • 他のプラットフォームとの関係 • 他国、機関、リサイクル施設との関係

出所： ECOTIC

ECOTIC では 2004 年から 2005 年８月まで、バルセロナ、ナバラ、マドリードの３州において州政府、メーカー、販売店、自治体の協力体制のもと、消費者製品セクターの WEEE 回収スキームのパイロットテストを実施した。パイロットは既存のインフラを活用したもので、以下の機関・企業が参加した。

- 大規模小売チェーン協会（Asociación Nacional de Grandes Empresas Distribución／ANGED）
- スペイン家電小売業連盟（Federación Española de Comerciantes de Electrodomésticos／FECE）
- 流通企業
  - El Corte Inglés（デパート）
  - Media Markt（コンピューター、カメラ、携帯電話、小型家電等）
  - Grupo Eroski（スーパーマーケットチェーン）
  - Élite（家電チェーン）
  - Expert（家電チェーン）
  - Milar（家電チェーン）
- ロジスティック・オペレーター
- リサイクル施設
- 地方自治体
- SIG 消費者製品部

この回収スキームの仕組みは図 8 から分かるように、すべての WEEE はいったん一時保管センターに輸送されてからリサイクル事業者が引き取る仕組みである。

図 8：　ECOTIC 消費者製品セクターによる WEEE 回収スキームのパイロット

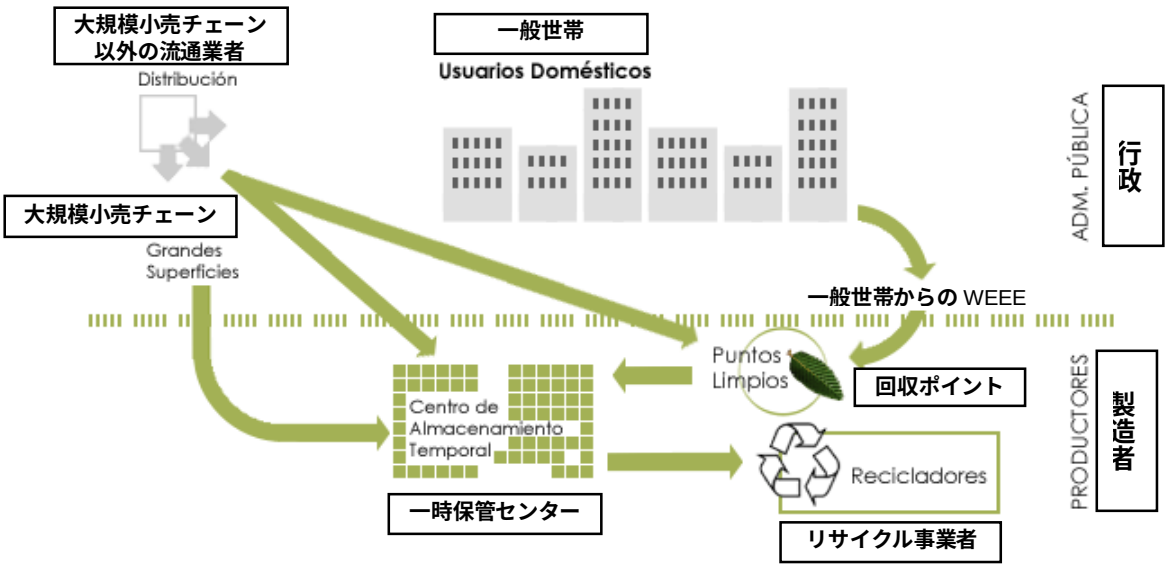

出所：　ECOTIC

AETIC　連絡先
Departamento de Medio Ambiente
担当者名：Javier Sanchez Perez
Principe de Vergara, 74 - 4o. 28006 Madrid
Tel.: (+34) 91 590 23 06
Fax: (+34) 91 411 40 00
E-mail: jsanchez@aetic.es　ecotic@ecotic.org（ECOTIC）
Web site: www.aetic.es

②　製造者登録制度の確立および登録先機関の概要

すべての製造者が工業施設国家登記（National Registry of Industrial Establishments）の中の電気・電子機器製造者国家登記（REI-RAEE）に登録しなければならない。国内メーカーだけでなく、他のＥＵ加盟国の製造者でスペイン国内にプレゼンスを有する者も含む輸入業者も登録対象となる。

登録期限はいったん 2006 年２月 20 日までとされたが、2006 年３月 20 までに延期された。３月中旬時点で約 600 社・機関が登録したとされる。

また、以下のように、2006 年第１四半期のデータの提出期限は 2006 年４月 25 日となった。このデータに基づき、市場シェアが発表されるのは５日後となる。

四半期	（月）	製造者のデータ提出期限	製造者の提出したデータを基にした市場シェア割当決定日
第１四半期	（１～３月）	４月 25 日	４月 30 日
第２四半期	（４～６月）	７月 25 日	７月 30 日
第３四半期	（７～９月）	10 月 25 日	10 月 30 日
第４四半期	（10～12 月）	翌年１月 25 日（前年の追加データがある場合この日を提出期限とする）	翌年１月 30 日

製造者が共同で設立した統合管理システムは管轄地域の自治州政府の承認が必要となる。承認の有効期間は５年で更新可能である。一般世帯以外向けの WEEE の個別スキームについても同様に自治州政府の承認が必要である。

製造者は毎年自治州政府の当局にデータを報告し、自治州政府当局が REI-RAEE にデータを通知する。

スペインでは地域に独自の登記簿を持っているところがあり、その場合は地域レベルの登

録も必要で、国家レベルでの登録を行うことによって地域レベルでの登録が免除されるわけではない。これはスペインの行政システムが複雑なためで、登録に関する情報および必要な経費については各地域に確認する必要があるなど、製造者にとって手続きは煩雑となる。

産業観光商務省（産業開発局・産業品質安全部）　連絡先

Ministerio de Industria, Turismo y Comercio
Direccion General de Desarrollo Industrial
Subdireccion General de Calidad y Seguridad Indsutrial
Paseo de la Castellana, 160, C.P:28071, Madrid
Spain
Tel: (+34) 91 349 4977
Fax: (+34) 91 349 4300
Web site: http://www.mityc.es/raee/

スペイン環境省　連絡先

Ministerio de Medio Ambiente
Plaza de San Juan de la Cruz, s/n 28071- Madrid
Tel.: (+34) 91 597 5845（WEEE 担当部署直通）
Tel.: (+34) 91 597 6000（代表）
Web site: http://www.mma.es/

③　メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など

環境省によれば、製造者や小売業では新たなコスト負担が発生するため当初は強い反発が見られたが、最終的には義務として実施しなければならないものとして受け入れられたということであった。

６．フランス

（１）国内法整備の進捗状況および法令の概要

①　国内法整備の進捗状況

フランスでは、2005 年７月 20 日に WEEE 指令と RoHS 指令を一本化した政令 2005/829 号（Décret No 2005-829）が採択され、国内法に導入された。このほか、以下の４つの省令によってさらに詳細な内容が取り決められ、法的には完全に国内法化されているものの、製造者登録については、2006 年９月から開始される。

・2005 年 11 月 23 日付省令[59]：
政令 2005/829 号の 19 条の一般世帯以外からの WEEE の回収･処理を行う機関の承認について
・2005 年 11 月 23 日付省令[60]：
政令 2005/829 号の 21 条の WEEE の処理方法について
・2005 年 12 月 6 日付省令[61]
政令 2005/829 号の９、10、14、15 条の調整機関、回収・処理機関、企業の個別スキームの承認について
・2006 年３月 13 日付省令[62]：
政令 2005/829 号の 23 条の製造者登録について

②　国内法の概要

(a) 一般世帯からの WEEE の回収に関する取り決め

一般世帯からの WEEE が他の非分別家庭ごみと一緒に回収されることを防ぐために、製造者、流通業者ならびに自治体は、以下の措置をとることが規定されている。（第８条）

---

59 Arrêté du 23 novembre 2005 relatif à l'agrément prévu à l'article 19 du décret n° 2005-829 du 20 juillet 2005 relatif à la composition des équipements électriques et électroniques et à l'élimination des déchets issus de ces équipements

60 Arrêté du 23 novembre 2005 relatif aux modalités de traitement des déchets d'équipements électriques et électroniques prévues à l'article 21 du décret no 2005-829 du 20 juillet 2005 relatif à la composition des équipements électriques et électroniques et à l'élimination des déchets issus de ces équipements

61 Arrêté du 6 décembre 2005 relatif aux agréments et approbations prévus aux articles 9, 10, 14 et 15 du décret no 2005-829 du 20 juillet 2005 relatif à la composition des équipements électriques et électroniques et à l'élimination des déchets issus de ces équipements

62 ARRÊTE DU 13 MARS 2006 relatif à la procédure d'inscription et aux informations figurant au registre national des producteurs prévu à l'article 23 du décret n°2005-829 du 20 juillet 2005 relatif à la composition des équipements électriques et électroniques et à l'élimination des déchets issus de ces équipements.

流通業者の義務

流通業者は、一般世帯用製品の販売時に、消費者から不要となった同種の古い機器の回収を自ら行うか、または第三者による回収を手配するかしなければならない。消費者からの回収は１対１制で無償で行うものとする。

製造者の義務

製造者は、WEEE の分別回収の方法について、上市した製品のタイプごとに第 10 条の要件に従い独自でシステムを設置するか、または自治体のシステムを使って分別回収してもらうかを決定しなければならない。自治体に分別回収を委託する場合には、製造者は、WEEE の分別回収により自治体に新たに発生するコスト[63]を負担することになる。この追加コストは、実際には、第９条の規定に従って承認された調整機関が自治体との契約により負担し、製造者は調整機関に出資することにより支払われる。

調整機関は、環境、産業の各担当相と地方自治体の合意による承認を受けなければならない（第９条）。承認には、以下の要件が考慮される。

- 一般世帯からの WEEE の分別回収で自治体に支払われた金額
- 地理的な適用範囲と達成のための手段
- 第 12 条で規定された情報要件（分別回収に関する使用者への情報提供）を満たすための手段
- 一般に公開されている年次報告書で WEEE の分別回収の地理的範囲と達成結果を示すものを環境省に提出する義務

承認期間は最長６年間で更新可能である。また、調整機関に対する承認および撤回についての要件は、2005 年 12 月 6 日付省令で規定されている。

また、製造者が独自の回収システムを設置する場合には、環境、産業の各担当相と地方自治体と合意による承認を受けなければならない（第 10 条）。

（b）一般世帯からの WEEE の処分

第 13 条では、2005 年以降に上市した製品から分別回収された WEEE の除去・処理については、製造者がこれを行う義務があることを規定している。製造者がこの義務を遂行するには、共同スキームに加入するかまたは個別の制度を設置することができるとしている。

[63] フランスでは、地方自治体が一般世帯からの廃棄物の回収・処理を行っている。このため、一般世帯からの WEEE についても地方自治体が回収義務を負うことになるが、既存の分別回収に WEEE を追加するには、地方自治体にとって新たなコストが発生することになる。

製造者は、環境、経済各担当相と地方管轄当局との合同の承認を受けた共同スキームに参加することでこのような義務を遂行してよい（第 14 条）。また、製造者が個別に除去・処理の制度を設置する場合にも、これらの担当相と地方管轄当局による合同の承認が必要となる（第 15 条）。承認には、以下の要件が必要とされる。

- WEEE 管理の内容と条件
- 電気・電子機器の再利用のための措置
- リサイクルとリカバリー目標を達成するための措置
- ユーザー（第 12 条）と処理施設（第７条）への情報提供の要件を満たすための措置
- 共同スキーム／個別の制度を実施するための経済能力の保証
- 環境担当相に、共同スキーム／個別の制度の活動状況および引取・再利用・リカバリー・廃棄の結果についての年次公開報告書と利用された処理の方法について提出する義務

これらの除去・処理のための共同スキームや個別の制度の承認および承認の撤回の要件については、2005 年 12 月 6 日付省令で詳細が規定されている。

共同スキームおよび個別に設置した制度の承認期間は最長６年間で、更新が可能である。

(c) 製造者の財政能力保証

第 16 条では、WEEE の処理を遂行するための製造者の財政能力の保証について規定している。共同スキームに加入する製造者は、スキームを統括する組織に対して四半期ごとに前もって負担金を支払えばよい。これができない場合や個別に制度を設置する場合には、保険契約や使途を WEEE 管理に限定し、管理者の許可なく引き出すことができない保証金積み立て用銀行口座の開設、または信用機関によるデポジットなどによる方法で財政能力があるという保証を提示しなければならない。

(d) コスト表示（ビジブルフィー）

2005 年８月 13 日以前に上市した WEEE の回収と処理に関して製造者に発生したコストは、当該政令の施行日から 2011 年２月 13 日まで（大型家電については 2013 年２月 13 日まで）の移行期間中、最終消費者が負担する。この回収・処分の費用は品目または品目グループ別にコストが決められており、小売価格に付加される仕組みとなっている。製造者は、2005 年８月 13 日以前に上市した一般世帯用製品の WEEE の回収･処理過程で発生したコストを、一般世帯用の新規製品のインボイス下部に実際の課税前製品小売価格とは別に明示する（第 17 条）。同様に、流通業者は消費者に対してコストを明示する義務があり、サプライ

チェーンを通して消費者から支払われた料金（コスト）が製造者に行き着く仕組みとなっている。

（e）一般世帯以外からの WEEE の処分

2005 年８月 13 日以降に上市した製品の一般世帯以外からの WEEE については、購入者との販売契約による同意がない限り、製造者がコスト負担をする（第 18 条）。この場合、一般世帯向け製品以外の販売契約には、購入者が当該製品の廃棄物の処分に対して部分的またはすべての責任を負うという条件が含まれていなければならない。製造者は、環境、産業担当相が合同で承認した組織に加入することでこれを満たすことができる。承認を受けるための申請には、以下の内容が必要とされる。

- 企業概要
- 契約を締結している製造者の詳細
- 処理を行う製品のタイプと量
- 向こう３年間の活動と収益の予測
- 回収・廃棄が行われる条件（環境や公共衛生への影響に対する措置やリサイクル・再利用目標、雇用創出、ソーシャル・インクルージョンなどを含む）
- 情報提供の手段
- 義務を遂行するための経済能力の証明または３年間の決済書

廃棄物管理を行う組織・事業者の承認期間は最長６年間で更新が可能であるが、義務を遂行できない場合には承認が撤回される。これらの詳細については、2005 年 11 月 23 日付省令で規定されている。

また、2005 年８月 13 日以前に上市された一般世帯以外からの WEEE の処理に対するコストは、製造者との事前の合意がない限り、当該製品の所有者が責任を負う（第 20 条）。

（f）処理とリカバリー

分別回収された WEEE の種類別処理、リカバリー、破壊は、2005 年 11 月 23 日付省令と環境コード５巻見出し１に定められた技術要件に見合う施設で行われなければならない（第 21 条）。また、廃棄物の国外輸送が 1993 年２月１日付法に則し、現地でのリカバリーと破壊が当該政令の規制に則して行われる場合に限り、他のＥＵ加盟国または非ＥＵ加盟国の認定施設で行うことができる。

(g) 監視と管理

製造者登録制度の設置および登録や登録内容の更新については環境・エネルギー庁（l'Agence de l'Environnement et de la Maîtrise de l'Énergie／ADEME）が所轄機関とされている（第 23 条）。2006 年 3 月 13 日付省令により、登録手続きや登録情報の内容、情報へのアクセスを取り締まる規制ならびに登録運営機関などの詳細が規定された。

一般世帯用製品の流通業者および一般世帯用以外の製品購入者はサプライヤーに対して、当該製品に対する製造者の義務が満たされていることを証明する書類を要求することができる（第 24 条）。

（2）国内対応状況

① WEEE の回収・引取制度の確立

製造者は、政府の承認を受けて独自で WEEE の回収・処理を行う制度を設置するか、または製造者に代わって WEEE の管理を行う組織（「エコ・オーガニズム（éco-organismes）」と呼ばれる）を共同で設置するかしなければならない。環境・エネルギー庁（l'Agence de l'Environnement et de la Maîtrise de l'Énergie／ADEME）によると、以下の４つの機関がエコ・オーガニズムとして認可申請をしているが、いずれの機関もまだ認可されていない。また、製造者が個別に制度を設置したケースはまだない。

(a) Eco-Systèmes

家電機器製造事業者連合（Groupement Interprofessionnel des Fabricants d'Appareils d'Equipement Ménager／GIFAM）が中心となり、商業・流通企業連盟（Federation des Entreprises du Commerce et de la Distribution／FCD）や AV 機器事業者組合（Syndicat des industries de matériels audiovisuels et électroniques／SIMAVELEC）らと 2005 年初頭に設立した組織で、カテゴリー１と４を対象にする。GIFAM は、60 以上の家電製造者・団体によって構成されている業界団体で、会員企業の製品は 150 ブランド以上にのぼる。

GIFAM
39 avenue d'Iéna
75783 PARIS Cedex 16
Tél : 01 53 23 06 53
Fax : 01 47 20 20 73
www.gifam.fr

（b）ERP France（European Recycling Platform）

欧州初の汎欧州共同スキーム[64]である ERP（European Recycling Platform）は、ブラウン、ソニー・ヨーロッパ、ヒューレット・パッカード、エレクトロラックスという４大電気・電子製造メーカー[65]によって 2002 年に設立されたイニシアチブである。ERP は、WEEE 指令の実施を市場拡大の機会ととらえており、革新的でコスト効果の高いリサイクル方針や、汎欧州リサイクルサービスおよび廃棄物管理分野におけるクロス・ボーダーな取り組みを促進しようとしている。ERP の概算によると、各国の独占的なシステムに対して ERP では 30%もコストを節約できるという。また、リサイクリング業者間の競争だけでは十分でなく、引取スキーム間の競争はさらなるコスト削減につながるとし、地域のリサイクリングサービスはアドミニストレーションや量的な面で欧州レベルでより経済的であると強調している。ERP はパリで企業登録されており、フランスのみならずオーストリア、ドイツ、イタリア、スペイン、ポーランド、英国もカバーしている。

ERP France 連絡先
Siège social : ERP SAS, c/o HP France
80, rue Camille Desmoulins
92130 Issy-Les-Moulineaux
Tel: 0810 13 08 05
Website: http://www.erp-recycling.org/
E-mail: france@erp-recycling.org

（c）ECO-Logic

通信・ＩＴセクターの傘下組織である Alliance TIC によって設立された組織で、カテゴリー３を対象とする。Alliance TIC は、売上 250 億ユーロ以上で従業員 10 万人以上の 60 社を超える会員企業を擁する。

（d）Récylum

2005 年５月に大手ランプ製造業者らによって非営利組織として設立された。カテゴリー５を対象としている。

Récylum 連絡先
17 rue de l'Amiral Hamelin, 75116 Paris
Tél： +33 (0)1 56 28 95 93
Fax： +33 (0)1 56 28 95 94
Website：http://www.recylum.com

[64] カテゴリー５を除くすべての WEEE を対象とする。
[65] これらのメーカーの合計で欧州市場における WEEE の 15%のシェアを有する。

Email：info@recylum.com

また、一般世帯以外からの WEEE の処理を行う組織としては、以下の３つの組織が申請を予定している。

・Recy’stem-Pro

一般世帯以外からの WEEE のリサイクルと再利用を専門に行う企業。

Recy’stem-Pro 連絡先

8/10 rue Villedo
75001 Paris France
Tel: +33 (0)1 42 86 09 45
Fax: +33 (0)1 53 45 84 83
Email: contact@recystempro.com

・ELEN Association

2005 年に製造業者と業界団体により設立された。

Association ELEN 連絡先

11-17 rue Hamelin 75783 PARIS Cédex 16 France

Tel: +33 (0)1450 57071

Fax: +33 (0)1470 56857

Email: sgervais@gimelec.fr

Web: www.elen.fr

・Conibi SA

もともとは、事務機器の製造業者らが消耗品の引取を行うために 1997 年に設置したワーキング・グループから誕生した組織。会員企業による事務機器市場のシェアは 95%にのぼる。

Conibi SA 連絡先

47, Allée des Impressionnistes
BP 56418 – Villepinte 95944 - Roissy CDG cedex France
Tel: +33 (0)1 48 63 94 94
Fax: +33 (0)1 48 63 94 95
Email: conibi@conibi.fr
Web: www.conibi.com

②　製造者登録制度の確立および登録先機関の概要

製造者登録は、環境・エネルギー庁（ADEME）の所轄となっており、登録制度の確立および登録情報の記録、その更新について責任を負う。登録手続きや登録内容などの詳細につ

いては、2006 年３月 13 日付省令により規定されているが、実際の登録は 2006 年９月１日より開始される。

製造者が登録する内容は、製品のタイプ、製造地（フランス国内か国外か）、販売場所（フランス国内か国外か）、上市する予定の製品の重量および実際に上市した製品の重量、回収した WEEE の重量などである。これらの内容の報告は、毎年９月１日と３月１日の２回行うものとする。

このほか、ADEME は、登録されたすべての情報について、年に２回、11 月１日と５月１日に公開する。2006 年中の情報の公開は 2007 年５月１日に行われる予定である。

ADEME 連絡先

ADEME（Agence de l'Environnement et de la Maîtrise de l'Energie）
Head Office
2 Square Lafayette
BP 406
FR-49400 Angers cedex 01
FRANCE
Tel: +33 1 47 65 20 00
Fax: +33 1 46 42 54 43
Website: www.ademe.fr

③　マーク表示と国内規格

2005年８月13日以降に上市した製品は、マーク表示が義務付けられている。製品が小さいため、直接表示できない場合には、製品パッケージおよびマニュアル、保証書に印刷する。欧州規格（EN50419）を国内規格化した「NF EN50419」が2005年５月に発行されている。

④　メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など

(a) メーカー、電気・電子製造業界団体の対応

前述の家電機器製造事業者連合（GIFAM）によると、WEEE 指令の導入や実際の施行に対して、産業界ではネガティブな反応は特にない。企業は、競争力を維持するためには環境への取り組みが必要であるということを熟知しており、また、自発的に取り組もうとしている。これは、CO_2 排出量の問題においても同様な状況にあるといえる。WEEE 指令はすでに国内法化されているため、企業としてはこれを遵守しなければならない立場にあるわけで、それが順当だと捉えている。フランスの企業は政府と親密な関係を維持しており、他国の状況とは異なり、双方が反目し合うことはあまりない。

（b）地方自治体の反応

廃棄物管理とエネルギーに関する地方自治体の全国組織 AMORCE（Association des collectivités territoriales et des professionnels pour une bonne gestion locale des déchets et de l'energie）**は、政令案協議中に、**WEEE **指令導入に伴う自治体の負担増に対し意義を唱えていた。これは、政令案第７版の文面において、**WEEE **の回収・処理に関し製造者は「超過費用」を負担する（その前の版までは「費用」とされていた）とされたことが要因であった。国内法制化された今日でも** AMORCE **は大手を振って賛成しているわけではない。**2006**年２月に発行されたプレスリリースによると、**AMORCE **は現行の措置を受け容れてはいるものの、注意深く状況を見る必要があるとし、適切な法制度が整備されることを望んでいる。また、加盟自治体に対しては、それまではコスト補償がされない可能性もあるため、地域の回収・処理システムへの投資を控えるようアドバイスしている。**

７．アイルランド

（１）国内法整備の進捗状況および法令の概要

アイルランドにおいては、廃電気・電子機器（WEEE）リサイクルと特定有害物質使用規制（RoHS）に関する国内法制化が 2005 年７月に完了している。関連法は以下の３つで、まずは 1996 年の廃棄物管理法を改正する「2005 年廃棄物管理（電気・電子機器）規制（SI 290 of 2005）」により、ＥＵの WEEE および RoHS 指令にアイルランド国内における法的効力が与えられ、その後、「2005 年廃棄物管理（廃電気･電子機器／WEEE）規制（SI 340 of 2005）」と「特定有害物質使用規制（SI 341 of 2005）」の２つの規制にて両指令の国内法への移行が完了した。WEEE 規制 2005 SI 340、RoHS 規制 2005 SI 341 ともに、2005 年７月５日に環境相調印、翌６日公布となっている。

- 2005 年廃棄物管理（電気・電子機器）規制（SI 290 of 2005）
- 2005 年廃棄物管理（廃電気･電子機器／WEEE）規制（SI 340 of 2005）
- 特定有害物質使用（RoHS）規制（SI 341 of 2005）

①　国内法整備の経緯

アイルランドでは、WEEE 指令および RoHS 指令の国内法制化にあたり、2004 年４月の国内法草案発表以降、公開諮問が行われた。関連官庁や地方自治体、メーカー、小売業者、廃棄物管理事業者などから意見が寄せられており、環境省がこれらの諮問結果を審議し、法規制の枠組み作成を行った。

②　国内法の概要

2005 年廃棄物管理（廃電気･電子機器／WEEE）規制 2005 SI 340 は、全６章から成っており、構成については、以下のようにＥＵの WEEE 指令と多少異なっており、指令よりさらに詳細な規定がなされているが、原則については WEEE 指令に準ずる形となっている。WEEE 規制 2005 SI 340 は、環境･遺産･地方自治大臣（Minister for the Environment, Heritage and Local Government）が制定するものとされている。

第１章：一般条項
第２章：登録機関
第３章：WEEE の管理
第４章：認定機関
第５章：環境保護局と地方自治体の機能

第６章：その他

（a）目標

アイルランドは、リサイクルのインフラ整備の遅れや人口密度、地理的な条件ＥＵの WEEE 指令第 17 条（４）で定められた移行措置の規定の適用を受ける国の１つである。指令の目標に関する条項の第５条（５）と第７条（２）の達成義務について、２年間の移行期間が与えられており、2006 年末までに住民１人当たり年間４Kg の廃棄機器の分別回収を行うという目標と、ＥＵの WEEE 指令に準じたリカバリー、再利用、リサイクル率の目標は、2008 年 12 月 31 日までに達成しなければならない（第３章 22 条）。

（b）登録機関

登録機関としての機能を担当する組織（あるいは人物）について、環境・遺産・地方自治大臣がこれを任命する（第２章５条）。登録機関は、2005 年７月 13 日までに設立されるものとされ、製造者登録の管理、各製造者の市場シェアの割り出し、財政保証の確認、必要に応じた環境・遺産・地方自治大臣への情報提供などを行う。これらの登録機関としての任務の一部もしくは全部を適格な機関（あるいは人物）に委託することができる（第８条）。

（c）製造者の登録義務

2005 年７月 20 日以降、電気・電子機器を上市している（しようとする）製造者は登録機関への登録の義務を負い、2005 年８月 13 日からはインボイスや配達受け渡し書類などの一切に登録番号を記載しなければならない。登録の義務を怠った製造者は、電気・電子機器を上市することができない（第２章 10 条）。

登録の申請は、2005 年７月 20 日までに行うものとされている。また、一部例外のケースを除き、毎年１月末までに登録更新の申請をしなければならない（第 11 条）。申請に必要な情報は、住所等の連絡先、申請の前年（暦年）に上市した一般世帯向け／一般世帯以外向け電気・電子機器の数量（基数または重量）などで、財政保証アレンジの詳細書類などの提出も求められている。登録および登録更新の際に提供が必要となる情報については、同規制の付則３（Third Schedule）に規定されている。

このほか製造者は、2005 年８月 13 日以降、ＥＵ加盟各国内、またはその他の国で上市する電気・電子製品の分類、重量もしくはユニット数と回収・処理された WEEE の量に関するデータを記録することが義務付けられている（第 23 条）。また、上記の上市製品の数量に

関する情報を、毎年１月 31 日までに当該登録機関に通知しなければならない（第 28 条）。

（d）流通・販売業者の義務

2005 年８月 13 日より、流通・販売業者は、登録や決済書類等への登録番号の記載などの製造者義務を怠っている製造者の電気・電子機器製品を上市することが禁止されている。さらに、同機能の代替品が購入された場合、１対１ベースで一般世帯からの WEEE の引取を無料で行う（第３章 14 条１項）。この無料引取は、店舗で行うか、配送の際にも、購入者に少なくとも 24 時間前に通知を与え、新品の配達と同時に行うこともできる。24 時間前通告がなされなかった場合は、15 日以内にこれをアレンジする。代替品購入時の配達の際に WEEE が回収されなかった場合は、配送日より 30 日以内に引取を行う（第３章 14 条２項）。このような１対１ベースの無料引取義務は、無料で行われ購入者にとって不便にならない方法であれば、地方自治体の回収ポイントの利用など、自治体などとの契約によって遂行することができる（第３章 14 条３項）。また製品の販売時に、上記のような無料引取の期限や、回収ポイントについての情報などを購入者に通知することも流通・販売業者の義務となっている（第３章 14 条４項）。自治体などとの契約によって引取義務を履行する流通・販売業者は、参加している共同スキームなどについての情報と、それゆえ店舗にて引取を行う義務がない旨を、店舗に掲示しなければならない（第３章 14 条５項）。この掲示の方法（大きさ、入り口から１メートル以内に掲示しなければならないなど）は、付則４（Fourth Schedule）にて規定されている。

また2005年８月13日より流通・販売業者は、引取を行った一般世帯からのWEEEを、規定の業者やスキーム、自治体の施設などにのみ返却できるとされている。流通・販売業者がWEEEを返却できる施設は、製造者責任を履行するための製造者の代表回収機関、廃棄物管理法下で規定された廃棄物回収許可証を有する許認可の共同コンプライアンス・スキーム、適格な自治体の処理施設などである（第15条１項(a)）。店舗にて回収した一般世帯からのWEEEは、自治体の施設にて無料で処分してもらえるが、これに先立ち流通・販売業者は自治体への登録と、自治体引取施設運営者との契約をしなければならない。契約では、最大引取数量や、引取施設にWEEEを運搬する車両の大きさに関する許可などが定められる（第15条１項(b)）。

自治体は、2005年７月27日までに、管轄域内でWEEEの運搬・保管などを行う業者の登録制度を確立し維持することとされている（第５章37条）。また自治体は、流通・販売業者との契約に基づき、これらの業者の敷地内に回収ポイントを設置することができるとされている（第２章19条）。

(e) ファイナンシング

製造者は、2005 年８月 13 日以降、一般世帯および一般世帯以外からの WEEE の引取、処理などといった環境面で適切な管理のための費用を負担する義務を負う。2005 年８月 13 日以降に上市した一般世帯向けの電気・電子機器製品について製造者は、製品を上市した月から 10 日以内に、これらの製品が廃棄される際に WEEE の適切な管理費用を負担するという財政保証提供しなければならない（第 16 条２項）。財政保証の形態は、使途を WEEE 管理に限定し、管理者の許可なく引き出すことができない保証金積み立て用銀行口座や、WEEE 管理の費用をカバーする保険証券などとされている（第 16 条３項）。

2005年８月13日以前に上市された一般世帯からの過去のWEEEについては、現在の市場シェアに基づいて処理、リカバリーなどのWEEE管理にかかる費用分担がなされる。一般世帯以外からの過去のWEEEについては、自社製品について、同機能を有する代替物が購入された際に費用負担の義務を負う。同機能を有する代替物の新規購入もしくは交換がなされない場合、最終ユーザーが適切な回収施設まで持ち込み、リカバリー等の処理の義務を負う。

(f) マーク表示

ＥＵの WEEE 指令で定められた「こま付のゴミ箱」のシンボルマーク表示義務については、第 27 条に定められている。内容については指令に準じており、2005 年８月 15 日以降上市された製品に対して適用となる。このシンボルマークは、2005 年 4 月 18 日発効された IS EN 50419 により国内規格化されている。

(g) コスト表示（ビジブルフィー）[66]

2005 年８月 13 日以降に上市する一般世帯用電気・電子製品に関して、原則、WEEE の管理コストを別個に表記することは禁じられている（第３章 16 条９項）。ただし、2005 年８月 13 日以前に上市された過去の WEEE の管理コストも含め、実効コストを超えないことを条件に、ＥＵの WEEE 指令と同様の猶予期間に限り、コスト表示を認めている（16 条 10 項）。付則１のカテゴリー２～10 に分類される電気･電子製品に関しては 2011 年２月 13 日まで、付則１のカテゴリー１に分類される電気･電子製品に関しては 2013 年２月 13 日まで。

表記方法に関しても、第 12 項および付則４にて詳細が規定されており、製造者がビジブルフィーの表示を行う場合、流通・販売業者は、購入者に対し、請求書や領収書などの決済

[66] アイルランドの規則内では、ビジブル環境管理コスト（Visible Environmental Management Cost／vEMC）と呼ばれている。

関連の書類と通知書により、明確にこれを表示することを義務付けている。なお、通知書に関しては、その大きさ、使用する文字の大きさも厳格に定められているほか、記載しなければならない文章の一部も規定されている。下記に示すのは、掲載が義務付けられている一文である。

「廃電気･電子製品が責任ある方法で回収、リサイクルされることを保証するために、これら製品の価格には、製造者リサイクル基金（Producer Recycling Fund）への資金が含まれています。[67]」（付則４第２部）

（２）国内対応状況

①　WEEE の回収・引取制度の確立

アイルランドでも、他の国と同様、製造者義務の履行のため、製造者は廃電気・電子製品の回収や引取を個別に行うか、共同スキームに参加するかを選択することができる。WEEE 規制 2005 SI 340 では、製造者義務を履行する共同スキームの認定について、第４章に詳細が規定されている。2005 年８月時点で、認定された共同スキームは以下の２つで、両社とも５年間の認定を得ている。

（a）WEEE Ireland Ltd[68]

WEEE Ireland Ltd は、マイクロソフト、シャープ、IBM といった約 20 社の電気･電子機器メーカーにより設立された非営利機関である。2005 年３月に設立され、2005 年８月 13 日より活動を開始している。現在のボード・メンバーは、IBM、パナソニック、フィリップス、シーメンス、ワールプールなどからの役員で構成されている。全てのカテゴリーの一般世帯からの WEEE を扱っており、会員企業に代わり、WEEE の回収、リサイクルの製造者義務を遂行する。

2005 年８月 13 日時点で、同スキームの会員企業数は 200 社を超えていたが、会員数はその後も増加しており、アイルランド国内の電気・電子機器市場の 70～80%を代表する規模になると見られている。現在 100 ヵ所程度の回収ポイントについても、今後増加する予定であり、特に小売店舗の回収ポイントを強化する。

---

[67] The prices of these items include contributions to a producer recycling fund to ensure that waste electrical and electronic equipment is collected and recycled in a responsible manner.

[68] http://www.weeeireland.ie/

同社が取り扱う WEEE の 10 種類のカテゴリー別に、業界団体が設立されており、業界ごとに合意し、ビジブルフィーとして表示される環境管理コスト（ビジブル環境管理コスト／vEMC）を導入するか否かを決定する。同スキームでは、このセクターごとの決定に従い、vEMC の導入が決定された場合は、同一カテゴリーを扱うセクターのメーカーの全てがこれを表示しなければならない。つまり、vEMC の導入を決定したセクターの製品は、これによって回収・リサイクル費用がまかなわれる。これを選択しなかったセクターの同スキーム参加企業は、市場シェアに応じてリサイクル費用を支払う。vEMC を採用していないセクターは、カテゴリー３のＩＴ・テレコミュニケーション機器である。以下には、2005 年 12 月５日時点で、表示が承認されている製品とその vEMC（21%の付加価値税込み）を示す。同時点で未承認の分野もある。

表 13： ビジブル環境管理コスト（2005 年 12 月５日時点）

（単位：ユーロ）

	分類	ビジブル環境管理コスト
1	大型家電製品	
	冷蔵庫（250リットル以上）	40.00
	冷蔵庫（250リットル未満）	20.00
	大型機器（洗濯機、食器洗い機など）	20.00
	中型機器（電子レンジ、エアコンなど）	5.00
	小型機器（扇風機、電気暖房など）	2.00
2	小型家電製品	
	掃除機など床清掃用家電	5.00
	その他の小型家電	2.00
	以上に分類されない小型家電	1.00
3	ＩＴ・テレコミュニケーション機器	0.00（vEMC 採用しない）
4	消費者機器	
	大型カラーテレビ（73cm＋）	20.00
	中型カラーテレビ（52－72cm）	10.00
	小型カラーテレビ（0－51cm）	5.00
	中型消費者向け製品（ビデオなど）	5.00
	小型消費者向け製品（ポータブルCD、MP3など）	2.00
	その他の製品	1.00
5	照明機器	
	ガス放電灯（蛍光灯など）	0.50
	照明機器（業務用照明灯など）	2.00
6	電気・電子工具	3.00

出所： WEEE Ireland

(b) 欧州リサイクルプラットフォーム

欧州リサイクルプラットフォーム（European Recycling Platform／ERP）は 2002 年 12 月、ブラウン、エレクトロラックス、ヒューレット・パッカード、ソニーのイニシアチブで開始された汎欧州の引取スキームで、アイルランドも同スキームに参画している。同スキームの運営会社は、フランス国籍の ERP SAS で、現在欧州の WEEE 市場の約 15%を扱っていると言われている。メンバーとして同スキームに参加したいという企業が増加してきている。

② 製造者登録制度の確立および登録先機関の概要

アイルランドの登録先機関として環境・遺産・地方自治大臣より認定されたのは、WEEE Register Society Ltd[69]である。製造者の登録を担当するほか、WEEE 規制 2005SI 340 を遵守していない企業などの証拠が明らかになった場合には環境保護局へ通知したり、上述のビジブル環境管理コスト（vEMC）の検証を行うなどの業務も遂行する。

WEEE 規制 2005SI 340 第 2 章 10 条に基づき、既存の国内製造者は、2005 年 7 月 20 日までに製造者登録を終えることが義務付けられていた。同期日以降に登録を行う新規製造業者については、事業開始期日以前に登録することとされている。製造者は、同機関から発行された登録番号を、請求書など様々な文書に記載しなければならない（前述参照）。また、登録は毎年更新が必要であり、これは毎年 1 月 31 日までに行うこととなっている。

また、製造者は上市した電気・電子機器の数量に関する情報を登録機関に対し毎月提示することとされているが、これは、センシティブな情報を極秘扱いで処理するブラックボックスシステムを用いて行われる。具体的には、データの提出は、ウェブ上の WEEE ブラックボックス（www.weeeblackbox.ie）を通じて行われる。登録を済ませた製造者には、ユーザーネーム、パスワードが送られ、WEEE ブラックボックスの個別データ入力フォームへのアクセスが可能となる。製造者はここから、毎月 10 営業日以内に、上市した電気・電子機器のカテゴリーごとの数量（重量および基数）のデータを入力する。WEEE Register Society では、このブラックボックス機能の遂行機関として、大手コンサルティングのデロイト（Deloitte）を任命している。

登録費用については、時期を見て見直しが行われるが、2006 年の登録費用は以下のようになっている。

・電気・電子製品の売上が 25 万ユーロ未満：250 ユーロ

[69] http://www.weeeregister.ie/

・同売上が 25 万～50 万ユーロ：500 ユーロ
・同売上が 50 万～100 万ユーロ：1,000 ユーロ
・同売上が 100 万ユーロ以上：2,000 ユーロ

なお、登録義務の遂行を怠った場合、最高 1,500 万ユーロまでの罰金か、10 年以下の懲役、もしくはその両方が科されることになっている。

連絡先
WEEE Register Society Ltd
Suite 501, 8 Dawson Street
Dublin 2
Tel: 00353 (0)1-2409320 / 2409321
Fax: 00353 (0)1-2409342
E-mail: info@weeeregister.ie
Website: www.weeeregister.ie

③　メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など

2005 年７月時点で、アイルランドのデパートなど小売部門を代表するリテール・アイルランドは、WEEE 規制 2005 SI 340 の施行を歓迎したものの、規制施行に伴う消費者負担額を最低限に抑えるよう製造者に理解を求めていた。リテール･アイルランドのディレクター、Torlach Denihan 氏によると、製造業者は、2005 年８月 13 日以前に上市した過去の WEEE の管理コスト負担を国内消費者に求めようとしているとして、消費者でなく、製造者が負担することを呼びかけていた。同氏は、これらの WEEE の管理コストも、他のあらゆるコストと同様に、小売業者から製造者に支払われる総価格に含まれるべきだと主張していた[70]。

この他、アイルランドでは、2006 年１月 23 日に、WEEE 規制 2005 SI 340 の遵守不履行を理由に、小売業者が有罪となった初めてのケースがあった。

大手化粧品・日用品流通業者のブーツ（Boots Retail（Ireland）Ltd）は、同規制に定められている店舗内での管理コストに関する消費者への通知義務、および、2005 年 10 月 27 日付けの新聞広告内で、電気･電子製品リサイクルのための管理コストに関する通知義務と純価格の表示義務を怠ったとして、EPA から提訴されていた。同社が販売する電気・電子製品は、多くの異なる材料と部品から成っており、そのうちのいくつかは危険物質を含むものである。このため、通知義務を怠ったことは、回収・処理されるべき WEEE の回収・リサイクル率を下げる要因となるという判断から有罪判決が下された。同社は、罰金 1,200 ユーロを課せられたほか、裁判にかかった費用の 6,865 ユーロを EPA に支払う判決を言い渡されている。

[70] Retail Ireland Press Release, 6 July 2005

環境保護局のプログラム・マネージャー、Gerry Byrn 博士は、WEEE に関する規制は、消費者と環境に優しいものであり、こういった規制による義務の遂行を怠る企業がいれば、遵守している企業を市場競争において不利な立場に追いやることになるとしており、公正な処置を望んでいた[71]**。**

[71] EPA **ウェブサイト** http://www.epa.ie/NewsCentre/PressReleases/MainBody,8634,en.html

８．イタリア

（１）国内法整備の進捗状況および法令の概要

イタリアでは WEEE 指令の国内法制化が遅れていたが、2005 年７月 25 日付の大統領令 151 号が 2005 年８月 13 日に発効した。ただし、同法では多くの移行措置が設定されており、WEEE 指令が求めた 2005 年８月 13 日からの実施は、実質的に守れていないことになる。

また、大統領令に基づき、2006 年２月 13 日までにいくつかの省令を制定して詳則を定める予定であったが、これらもまだ策定過程にある。2006 年４月の総選挙の結果で政権交代があれば、策定はさらに遅れる見通しが懸念されている。

①　WEEE 指令以前の廃電気・電子機器の回収・再利用に向けた取り組み

イタリアでは、ＥＵの WEEE 指令が導入される以前から WEEE を含む廃棄物の分別回収を義務付ける国内法が存在した。これはＥＵの廃棄物に関する理事会指令（91/156/EEC）、有害廃棄物に関する理事会指令（91/689/EEC）、包装・包装廃棄物に関する欧州議会および理事会指令（94/62/EC）などを受けて整備された「1997 年２月５日付廃棄物管理法令第 22 号（Decreto Legisrativo n.22 del 5 febbraio 1997）」で、イタリアにおける廃棄物に関する規制はこれまでこの法令によって行われてきた。

通称「ロンキ法」と呼ばれるこの法令はイタリアで初めて廃棄物の分別回収を義務付けたもので、「市民生活で排出される廃棄物」「特定廃棄物（企業からの廃棄物など）」「危険廃棄物」「非危険廃棄物」に分類するよう義務付けており、この中で廃電気・電子機器に関する一般規定もなされている。この法令によって再生可能な廃棄物の分別回収体制が法的に整備され、他のＥＵ加盟国に先立ち廃電気・電子機器に関する規定を盛り込むなど画期的な法令であると言われた。同法令は 1997 年 11 月８日付法令 389 号で条文細部の追加・修正が行われた。

ロンキ法の第３章「特定分野の廃棄物の処理」の中に耐久消費財の項目があるが、廃電気・電子機器はそこに含まれており、同法では廃電気・電子機器も回収スキームの対象となっていた。ここに含まれる製品は、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、コンピューター、洗濯機・皿洗い機、エアコン等で、その回収方法は、①廃棄物を「新旧交換」ルールのもと、小売業者に返還する、②市町村のルールを通じて返還する、③特定の回収ポイントに置いておく、といった３つの選択が想定されており、消費者はその中から選ぶことができるようになっている。回収にかかる経費の負担は 1997 年 11 月８日付け法令第 389 号によって製造業者や

流通業者にあると規定されている。

② WEEE 指令に対応した国内法整備の進捗状況

画期的な廃棄物に関する法令を 1997 年から施行してきたにもかかわらず、WEEE 指令に対応した法令の制定には他のＥＵ加盟国に対して遅れをとった。まず、2003 年 10 月、議会において、WEEE 指令（および RoHS 指令）を国内法に導入する法令を採択する権能が政府に与えられた。これを受けて、WEEE 関連法案を審議する作業部会が設置された。環境領土保護省内には、大臣直属の環境関連委員会と部局が約 25 設置されているが、廃棄物政策に関しては「生活クオリティ担当局（Direzione per la Qualita Della Vita）」が国の政策立案上の重要な役割を果たしている。

イタリアは当初、2005 年初めまでに WEEE 指令に対応する法令を成立させることを目指していたが、2005 年７月までずれ込み、７月 25 日付大統領令 151 号が８月 13 日にようやく施行された。また、次項で述べるように、大統領令では 2006 年２月 13 日までに WEEE 指令に対応した詳則を省令など２次法として制定することが規定されたが、2006 年３月末時点でこれらはまだ策定が終わっていない状況にあり、詳細規定の内容はまだ確定していない。

イタリアでは 2006 年４月に総選挙が行われることをにらんで、５月末までにこれらの二次法を完了させる意向が示されている。しかし、選挙の結果で政権が交代することも充分考えられ、法制化手続きが新政権のもと継続されることになれば、環境領土保護省の人事異動でこの予定は大きく遅れることが予想される。

③ 国内法の概要

2005 年７月 25 日付の大統領令 151 号は、全 20 条と５つの付則（うち１つは RoHS 要件に関するもの）から構成されている。表 14 は最終草案と WEEE 指令の内容を条ごとに比較したものである。内容は WEEE 指令の構成に準ずる形で整備されており、WEEE の引取・分別回収・処理・廃棄処分は、基本的には製造者に責任があるとする WEEE 指令に準じている。大統領令の独特な部分は、地方公共団体による既存の分別回収制度を WEEE 指令にリンクさせようとしている点が挙げられるが、その内容は第６条に盛り込まれている。また、第 16 条においては細かな罰則が設けられている。さらなる具体的な内容は省令の制定を待たなければならない。

表 14： イタリアの大統領令 151 号と WEEE 指令との関係

条	最終草案の項目	WEEE 指令の項目
1 条	目的	1 条
2 条	適用範囲	2 条
3 条	用語の定義	3 条
4 条	製品デザイン	4 条
5 条	特定物質の使用禁止	（付則 II）
6 条	分別回収	5 条
7 条	回収された WEEE の引取	
8 条	処理	6 条
9 条	リカバリー	7 条
10 条	ファイナンシング（一般世帯からの過去の WEEE）	
11 条	ファイナンシング（一般世帯からの WEEE）	8 条
12 条	ファイナンシング（一般世帯以外のユーザーからの WEEE）	9 条
13 条	消費者への情報発信	10 条
14 条	登録	12 条
15 条	登録委員会	12 条
16 条	罰金	15 条
17 条	欧州委員会への報告	12 条
18 条	付則の改正	―
19 条	財政負担	―
20 条	法の施行	―
付則 1, 1B	WEEE の分類とその製品例	付則 IA、IB
付則 2	処理システムの技術要件	付則 III
付則 3	回収・引取システムにおける WEEE の管理方法	―
付則 4	WEEE マーキング	付則 IV
（付則 5）	（RoHS 要件の適用例外物質）	―

出所： 大統領令 151 号および WEEE 指令を基に作成

大統領令に定められた製造者の義務（第６条～第９条の一部と第 10～13 条）に対しては、第 20 条第５項において発効日から１年間の移行期間が設けられ、2006 年８月 13 日までに実施すればよいことになった。2006 年末までに国民１人当たり最低４キログラムの WEEE を分別回収する目標については 2008 年末までに延期された。また、「×印の付いたごみ箱」の WEEE シンボルの表示は 2006 年８月 13 日を導入期限としたが、行わなくて良いことになっている。このＥＵの製造者特定のマーキング制度が採用されるまで、「新しい WEEE」と「過去の WEEE」は同様に扱うことになっている。ただし、これは 2007 年８月 13 日を期限としている。

(a) 分別回収

国民１人当たり４キログラムの WEEE 回収の目標は 2008 年 12 月 31 日までに達成するが、この目標の達成のために、2006 年８月 13 日までに以下の義務を果たさなければならない。

- 地方自治体は、人口密度やコストを考慮しつつ、一般世帯からの WEEE について、電気・電子機器の最終保持者が無料で WEEE を捨てにいくことができる分別回収システムを構築しなければならない。

- 小売業者は、消費者が同じタイプの新しい製品を購入する際に、古い製品を無料で引き取らなければならない。
- 製造者は、一般世帯からの WEEE と一般世帯以外からの WEEE の両方について、個別または共同で回収システムを整備することができる。地方自治体との合意により、自治体の回収システムを利用することもできる。

(b) 引取の義務

2006 年８月 13 日以降、製造者ないし製造者の代理人は、分別回収された WEEE の認可処理センターへの輸送をコスト負担し整備しなければならない。ただし、再利用される製品の輸送は除く。分別回収と引取に責任を負う者は、できるだけ再利用とリサイクルが行われるようにしなければならない。

(c) 一般世帯からの過去の WEEE のファイナンシング

製造者は回収センターから処理事業者への過去の WEEE の輸送コストを負担しなければならない。このため、製造者は過去の WEEE の共同システムを設置する。

付則１のカテゴリー５に相当する製品（照明器具）の WEEE のコスト負担は、当該製品がいつ上市されたか、一般世帯からのものか、産業からのものかに関らず、製造者の責任とする。カテゴリー５の WEEE の規制については別途、大統領令 151 号の二次法として大統領令 151 号採択後６ヵ月以内に採択する。

(d) コスト表示（ビジブルフィー）

製造者は流通業者にビジブルフィーを明示することができ、その場合は、流通業者はそれを顧客に提示しなければならない。

(e) 一般世帯からの WEEE に関するファイナンシング

製造者は、一般世帯向けに市場に出された製品について、回収センターから先について責任を有し、適切な共同システムないし混合システムを通してこの義務を果たすことができる。

ただし、WEEE 指令第 11 条（２）で示されたＥＵ共通の製造者特定のためのマーキングの制度が決定するまでは（ただし遅くとも 2007 年８月 13 日までとする）、2005 年８月 13 日

以降に上市された WEEE のコスト負担についても、過去の WEEE と同様の扱いとする。

製造者は電気・電子機器を市場に投入する際、「適切な」財政保証を提供しなければならない。財政保証の詳細については別途、大統領令 151 号の二次法として大統領令 151 号採択後６ヵ月以内に採択する（前述のとおり、二次法制定は遅れている）。

（f）一般世帯以外のユーザーからの WEEE に関するファイナンシング

2005 年８月 13 日以降に一般世帯以外のユーザーのための（B2B）市場に出された電気・電子機器について、製造者は最終使用者から先の取り扱いのコスト負担に責任を有する。過去の WEEE については、製造者は、類似のタイプの製品が新たに購入される場合で、新たに購入される製品の重量が古い製品の２倍未満である場合に限って、責任を有する。

製造者は、一般世帯以外のユーザー向けの電気・電子機器を市場に出す際に、財政保証を提供しなければならない。財政保証の詳細については別途、大統領令 151 号の二次法として大統領令 151 号採択後６ヵ月以内に採択する。

ただし、製造者とユーザーは、大統領令 151 号の目的が達成される限り、WEEE に対するファイナンシングについて、上記と異なる合意を行うことができる。これに関して、上記の二次法で通信販売を行う小売業者の義務について定めることになる。

（g）情報提供、マーク表示、報告要件

マーキングについては、第 13 条第４項に、2005 年８月 13 日以降に上市される製品について表示を義務付けている。しかし第 20 条第５項ではこの義務について、１年間の移行期間を設定し、2006 年８月 13 日を期限とした。

製造者はまた、消費者に対する情報として、製品取扱説明書に以下に関する情報を適宜提供しなければならない。

- 分別回収の義務
- 回収システム、および、類似の新しい電気・電子機器を購入する際に小売業者に古い製品を返却できる可能性について
- 廃棄物管理における製造者の役割
- 人体への潜在的な危険性
- 「ごみ箱」のマークの意味
- 誤った廃棄処分に対する罰則

最後の罰則については、詳細な罰金規則が定められているが、これは WEEE 指令では求められておらず、イタリア独自の規定である。

また、製造者は、製品の上市後１年以内に、処理センターに対して製品の解体に関する情報を提供しなければならない。

製造者はさらに、毎年、国家登録簿（下記（h）参照）に対して回収・処理された電気・電子機器の数量を製品分類ごとに通知しなければならない。インターネットで販売する小売業者は、販売先国の詳細と、どのように義務を履行するかを通知しなければならない。

ラベル表示に関する詳細要件は二次法によって規定される。

（h）製造者登録

第 14 条と第 15 条に製造者の登録制度に関する事項が規定されている。イタリアでは、製造者は、電気・電子機器に関する事業活動を地域の商工会議所に登録し、商工会議所が国家登録簿（下記）に対して製造者のリストを通知する。

大統領令の制定後６ヵ月以内に法制化されることになっている環境領土保護省（Ministry of environment and territorial protection）の省令によって、同省傘下に WEEE 管理を監視・コントロールする委員会（Comitato）を設立し、この委員会が製造者の国家登録簿を設置、所管する。委員会の運営費用は電気・電子機器製造者が負担することになっているが、その負担額は市場シェアに基づいて割り出される。委員会は６人の委員で構成され、うち５人は所管各大臣（環境領土保護省、大統領府、生産活動省、保健省、革新・技術省）により、残り１人は国家／州／地方自治体の代表者によって構成され政府諮問機関としての役割を有する統一会議（Conferenza Unificata）により任命される。環境領土保護大臣に任命された委員は委員長に、生産活動大臣に任命された委員は副委員長に、それぞれ任命されることになっている。委員会はまた、環境保護・テクニカルサービス局（Agenzia per la Protezione dell'Ambiente e per i Servizi Tecnici／APAT）と、特に査察に関しては財務警察（Guardia di Finanza）の協力を得ることができる。

国家登録簿のデータの維持・更新、このデータに基く製造者の市場シェア算出、製造者の登録・データ提出・消費者への情報提供要件への違反監視などの責任を負う。同委員会は商工会議所から受け取った資料に基づいて、リストの作成および更新を行うことになる。データについては、製造者は国家登録に直接報告する。国家登録については詳細規定を 2006

年２月 13 日までに二次法を制定すると規定しており、大統領令では製造者は二次法制定日より 90 日以内に登録を完了しなければならないとされている。

登録者は年間報告書を作成する義務もあるが、詳細は二次法（省令）で決定されることになっている。省令の草案では、製造者は前年の市場投入データを毎年、翌年の４月末に報告することが求められ、初回のデータ報告については、既存の製造者は前年のデータを報告し、新規製造者は予測を報告することになるもようである。共同スキームへの参加企業も個別に登録する必要がある。しかしながら、共同スキームと個別に準拠している一般世帯向け以外の製品を販売する製造者だけが、回収と処理について報告しなければならない。

製造者登録に関する二次法では、共同スキームに対する登録義務が導入されるもようである。大統領令では共同スキームに対する要件は規定されていないため、二次法の採択前にこの点について改正が行われると見られている。改正ではまた、共同スキームの引取義務に６ヵ月の移行期間を設けられる可能性が高いという。また、一般世帯以外からの WEEE に関する義務の開始は 2006 年８月 13 日からと目されている。製造者は二次法制定日より 90 日以内に登録を完了しなければならないという期限については、大統領令の改正で変更されることはない見込み。こういった大統領への改正には議会の環境委員会と統一会議の承認を必要とすることもあり、５月末の二次法採択は難しいという見方が強い。

なお、商工会議所への登録において、製造者の現行の事業活動コードでは、大統領令 151 号の意味するところの電気・電子機器製造者（製造者、輸入者、他のＥＵ加盟国に輸出するために電気・電子機器を製造する者）として明確に特定できない場合、製造者は新たにそのようなコードを宣言する必要がある。登録に際して、製造者は製造者義務を履行するためにどのシステムに参加するつもりかを示さなければならない。通信販売で電気・電子機器を他のＥＵ加盟国向けに販売する事業者は、消費地国での規則に準拠しなければならないが、市場に出した電気・電子機器のタイプ・数量と義務遵守の方法をイタリアの国家登録簿に対して毎年報告しなければならない。

(i) 処理

大統領令 151 号では、処理施設の運営者は、WEEE の処理・保管に関する要件に沿った運営計画を 2005 年 11 月 13 日以前に提出しなければならず、その後 12 ヵ月以内（2006 年 12 月 13 日）に計画を実施しなければならないとされている。

（２）国内対応状況

①　WEEE の回収・引取制度の確立

ＥＵの WEEE 指令においては、原則的に、廃電気・電子機器の引取、分別回収に関する費用の負担は製造者にあるとしている。前述したように、イタリアには地方公共団体を主体とした既存の廃棄物分別回収システムがあるため、一部の既存のシステムを活用する形で WEEE 指令に対応している。例えば、一般世帯からの廃電気・電子機器の分別回収に関しては、人口規模と人口密度を勘案して、地方公共団体がそのシステムの構築と費用の負担を行うと明記されている。しかし、消費者が買い替えを行う場合は、流通業者（小売業者）が使用済みの電気・電子機器を無料で引き取り、かつ引き取ったものが再利用できるか判断するとともに、可能な場合、再利用およびリカバリーのための適切な場所まで輸送する義務を負っている。この部分は WEEE 指令に準じている。一方、一般世帯以外からの廃電気・電子機器の分別回収のためのシステムの構築および運営は、製造者あるいはその受託業者にその責任があるとしている。この部分も WEEE 指令に準じている。しかし、地方公共団体の合意があれば、製造者あるいは受託業者の自己負担のもと、地方公共団体の分別回収システムを利用できると明記されており、この部分は、既存システムと WEEE 指令の複合部分である。製造者の義務履行形態は、WEEE 指令と同様、個別もしくは共同で行うものと規定されている。

(b) リカバリー、再生、破棄などに関する制度

WEEE 指令においては、原則的に廃電気・電子機器のリカバリー、再生、処理に関する費用の負担は製造者にあると規定している。大統領令では WEEE 指令と同様、廃電気・電子機器のリカバリー、再生、処理に関しては製造者負担を明記している。2005 年８月 13 日以降、一般世帯と一般世帯以外からの廃電気・電子機器の処理、リカバリー、破棄などに関する費用は製造者が負担することになっている。2005 年８月 13 日以前の一般世帯以外からの廃電気・電子機器の処理、リカバリー、破棄などに関する費用は、買い替えという形態を取る場合、製造者が負担すると規定されているが、そうでない場合、所有者が負担することになっている。また、労働者の安全と健康の観点から、引取られる電気・電子機器に有害な物質が含まれていたり、本質的に電気・電子機器とは関係ないものが含まれていたりすれば、引取を拒否することができるとあるが、この部分も WEEE 指令に準じている。

リカバリーシステムを構築するための組織としては、イタリア電気・電子産業連盟（Federazione Nazionale delle Imprese Elettrotecniche ed Elettroniche／ANIE）が加盟企業と協議し、Ecodom（大型家電製品）、Ecolamp と Ecolight（照明機器）の３つのコンソーシアム組

織が設立されていた。これに加え、これまでパイロット・プロジェクトだった echoR'it が照明機器以外の全分野を対象として 2006 年 1 月から正式な活動を開始したことで、今後、急速に様相が変わってくることが予想される。

連絡先

イタリア電気・電子産業連盟　中央環境部

ANIE - Federazione Nazionale delle Imprese Elettrotecniche ed Elettroniche（National Federation of Electric and Electronic Enterprises）

Servizio Centrale Ambiente（Central Environmental Department）

Str. Gattamelata 34

20149 Milan, Italy

Tel：　(+39) 2 3264 661

Fax：　(+39) 2 3264 247

E-mail：ambiente@anie.it (D.ssa Daniela Capaccioli)

E-mail：riccardo.corridori@anie.it (Mr Riccardo Corridori)

http://www.anie.it/

（a）ECODOM

ECODOM は 2004 年 11 月 25 日にイタリアの電気・電子機器製造者 14 社によって設立された WEEE の共同スキームである。イタリアで最大規模のスキームで、創立に関った 14 社のイタリア国内市場シェアは、大型家電製品市場のおよそ 65%とされる。

ECODOM は非営利のコンソーシアムであり、主にカテゴリー 1 に相当する大型家電製品（冷蔵庫、洗濯機、調理機器、台所用換気扇、温水ボイラー）を対象に WEEE 指令の過去の WEEE に関する製造者義務を製造者に代わって履行する。現在に創設企業以外に 18 社が参加しており、今後もその数は増加する見込みとしている。

創設企業

- Antonio Merloni
- B/S/H/ Elettrodomestici
- Candy Elettrodomestici
- Faber
- Franke
- Haier Europe Trading
- Hoover (Candy Group)
- Indesit Company
- MTS Group-Merloni Termosanitari
- Miele Italia
- Nardi Elettrodomestici
- Smeg
- Tecnogas
- Whirlpool Europe

その他のメンバー企業

- BSD/Liebherr
- BAXI
- Gorenje Körting Italia
- Best Group
- Fratelli Onofri (Gruppo Terim)
- Brandt Italia
- Falmec
- Frigo 2000
- Daewoo Electronics Europe
- Bompani Italia
- I & D
- LG Electronics
- Ecoflam
- Bertazzoni
- Boschetti Industrie Meccaniche
- Styleboiler
- Idropi
- Solisa

ECODOM の回収システムでは、指定回収施設としての基準に合ったすべての地方自治体の回収施設から WEEE を回収する計画である。ECODOM によれば、そのような施設は全国に約 6,000 ヵ所あるという。ECODOM は、WEEE は利用可能な処理技術によって以下の５つの製品グループに分類した回収を行うべきと提案しており、これらのうち１）と２）が ECODOM の扱う製品分類となる。

１）冷却機器
２）その他の大型家電製品
３）ブラウン管、モニター、ＰＣ、プリンター
４）小型家電製品
５）照明器具

現在 ECODOM と創設メンバー企業は現在、ロジスティックスと処理のパートナー企業を検討している。ECODOM のロジスティックスは、WEEE の物流を行うパートナー企業を公開競争入札で選定する。サービス提供者は、それぞれの規模・能力によって地元、地域、全国レベルでの契約を締結することになるが、入札書類に規定された要件を満たさなければ

ならない。また、WEEE の処理を行うパートナー企業は、技術的な能力と地理的な分布によって選定される。処理業者についても、適切な能力を有するすべての企業が含まれるよう、競争入札を通して選定が行われる。

ECODOM 連絡先
ECODOM
C.so Italia 39
21047 Saronno (Varese)
担当者：Griorio Arienti（ジェネラル・マネージャー）
Tel: (+39) 2 9227.4600
Fax: (+39) 2 9227.4601
E-mail: info@ecodom.it
Web: http://www.ecodom.it

（b）コンソーシアム・エコリット（Consortium echoR'it）

イタリアで WEEE の共同スキームとして 2005 年２月よりパイロット・プロジェクトが実施されてきた「エコリット（echoR'it）」は、2005 年 12 月 16 日付で正式に「コンソーシアム・エコリット（Consortium echoR'it）」として設立された。当初、ＩＴ企業を中心に発足したが、今後 WEEE 指令の対象製品分野のうち照明器具以外のすべての分野に対応していく。対象分野は以下のとおりである。

- 大型家電製品
- 小型家電製品
- ICT 機器
- 消費者機器
- 電気・電子工具（大型据付型工業ツールを除く）
- 玩具、レジャー・スポーツ用品
- 医療機器
- 監視・コントロール機器
- 自動販売機

コンソーシアムの基金は、参加メンバーの初回加盟費と年会費、メンバーが支払う WEEE 処理費等で構成され、初回加盟料金は各社の年間売上高によって以下のとおりとなっている。WEEE 処理費は製品分類ごとと、一般世帯から出たものか、一般世帯以外から出たものかで額が異なる。またこの額は毎年更改される。

年間売上高	初回加盟料
€ ３億超：	€ 20,000
€ ２億～３億	€ 14,000
€ １億～２億	€ 7,000
€ 5,000万～１億	€ 4,000
€ 1,000万～5,000万	€ 2,500
€ 1,000万未満	€ 1,250

現在、以下の企業が ecoR’it のメンバーとして参加している。

- Alpian Italy
- Brother Office Equipment
- Canon Italy
- CEA Electromechanical Constructions Annettoni
- CEBORA
- CEMONT
- CPF (Develop)
- Automatic DEDEM
- DPS-Promatic
- ELETTRO C.F.
- EP Systems
- Epson Italy
- ESAB Welding
- Fimer
- FRO
- Fujitsu Italy
- HELVI
- INE National Industry Electrodes
- Ingram Micro
- Intercomp
- ITW Welding
- KEYPLUS (Cherry)
- Kyocera Mita Italy
- Lexmark International
- Lincoln Electric Italy
- Metrologic Instruments Italy
- Migatronic
- NRG Italy
- OKI Systems Italy
- Olivetti
- Pacelli Trade
- Packard Bell Italy
- RD-Ricerca and Distribuzione
- Ricoh Italy
- Safema
- SAGEM Communication Italy
- Salteco
- SAPIO Industries
- SELCO
- SINCOSALD
- STEL
- TA Triumph-Adler
- TEC.LA
- TELWIN
- Toshiba Europe
- Toshiba Tec Italy Imaging Systems
- Trexim
- WECO
- Xerox Italy

連絡先

Consortium ecoR’it
Dr. Albanian Salvatore, Segreteria Tecnica（テクニカル事務局）
Viale Fulvio Testi n.128
20092 Cinisello Balsamo (MI)
Italy
Tel: (+39) 2 26255.396
Fax: (+39) 2 26255.397
E-mail: info@ecorit.it
Web: http://www.ecorit.it/index.asp

Dr. Angelo Burlaps（Direttore ecoR'it／ディレクター）
E-mail:direzione@ecorit.it

②　メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など

国内法の実施が遅れたこともあり、イタリアは他のＥＵ諸国と比べても WEEE 指令に対する対応の進展が遅いと言える。また、イタリアはこれまで、廃棄物処理の「南北格差」が大きいといわれてきた。イタリアの廃棄物処理に関する取り組みは、地域や対象分野、業種による格差が大きく、全国的、あるいは、産業界全体の足並みが必ずしも揃っていない点に問題があるという指摘がある。

特に、イタリア北部および北東部は従来から廃棄物の処理に対する関心が高く、欧州諸国平均かそれ以上の処理システムを持っていると言われている。商業都市ミラノを中心とするロンバルディア州、フィアット社のあるトリノを中心とするピエモンテ州、さらには工業都市の散在する北東部、ヴェネト州などイタリア北部および北東部は WEEE 指令に対する準備は比較的進んでいる。しかし、ローマを中心とするイタリア南部では、廃棄物に対する関心も薄く、製造者側の準備もＥＵ指令の国内法制化に対応できるレベルに到達していない。地域間の格差が大きいため、地域によって、メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応などが、大きく異なっているというのがイタリアの特徴である。

また、こういった地域間格差が国政レベルでの統一された法案づくりを難しくさせているといえる。イタリア電気・電子産業連盟（ANIE）はそういった状況もふまえて、積極的に加盟企業と協議し、コンソーシアム組織の設立に関わってきている。

９．ルクセンブルク

（１）国内法整備の進捗状況および法令の概要

①　国内法整備の進捗状況

WEEE指令は、法律18/01/05号[72]によりルクセンブルク国内法に導入された。同法は、WEEE指令およびRoHS指令の両方に即したものとなっており、2005年１月31日に公布、同日より施行されている。また、WEEEの分別回収や処理に関する詳細な規定やその他の規定は、製造者や商工会議所、関連省庁および地方自治体の間で2005年10月28日に調印された環境協定によって規定されている。この協定により、ルクセンブルク唯一のWEEE回収の共同システム「Ecotrel（後述）」が承認された。

2005年12月23日には、18/01/2005法を改正する法律が採択され、過去のWEEEのファイナンシングに対する期限が2006年４月１日に延長された。

②　国内法の概要

(a) 適用対象

18/01/2005は、WEEE指令と同じ10品目を適用対象としているが、2006年１月１日より前に上市されたスペア部品については適用対象外となる。電子・電気機器が近隣諸国で購入される割合が高いことを考慮すると、条文における「製造者」の定義は、国外企業でルクセンブルク居住者に直接電子・電気機器を販売（企業間取引および一般消費者への販売を含む）する企業も含まれる。

(b) 回収・引取要件

2005年８月13日より、一般世帯からのWEEE回収は、地方自治体の既存の「問題のある」廃棄物用回収ポイントを通じて行われる。小売業者は、（買い替え品と）１対１ベースで不要となったWEEEを無償で引き取らなければならない。保管場所の欠如などで、これが実行できない場合には、小売業者は顧客に代替の引取ポイントを通知する義務を負う。小売業者は、消費者から引き取ったWEEEを無償で地方自治体の回収ポイントに返却しなければならない。

---

[72] Règlement grand-ducal du 18 janvier 2005 relatif aux déchets des équipements électriques et électroniques ainsi qu’à la limitation d’emploi de certains de leurs composants dangereux

製造者およびその代理の第三者機関は、一般世帯からのWEEEに関して、代替的または補完的な引取システムを設立することも可能である。このほか、一般世帯以外からのWEEEについても、個別あるいは共同のWEEE引取システムを確立しなければならない。地方自治体の回収ポイントの責任者は、当該のWEEEが汚染されているか地方自治体職員の健康・安全性を害する重大な危険がある場合を除いて、すべてのWEEEを引き取らなければならない。このようにして回収されたWEEEは、認可を受けた解体・処理施設へ輸送される。

ルクセンブルクでは、2006年12月31日までに、国民１人あたり４Kgの回収率を達成しなければならないことになっているが、2004年に国民１人当たり6.82KgのWEEEがすでに回収された[73]。2005年については、国民１人あたり7.87Kgとさらに回収率は上昇する見込みである。

(c) 処理

国内法は WEEE 指令の規定に則している。

(d) リカバリー

製造者の責任およびリカバリー目標に関する規定は、WEEE指令に則している。環境協定は、新しいリカバリー、リサイクル、処理技術の開発や利用を奨励するものである。

(e) 一般世帯からの WEEE に関するファイナンシング

2005年８月13日より、この日以降に上市した製品に関しては、製造者は少なくとも廃棄物回収ポイントから先のWEEEの回収にかかるコストについて、資金提供しなければならない。この義務は、WEEE回収の資金調達を確実に行っている共同スキームに加盟するか、あるいは企業が個別で行う場合にはリサイクル保険あるいは銀行口座の凍結といった財政的保証を示すか、どちらかの方法で義務を遂行する。過去のWEEEや製造者が不明なWEEEの回収コストについては、すべての製造者が現在の市場シェアなどに基づき分担して負担する。

共同スキームは、非会員の製品が回収・処理のチャネルに入ってきた場合には、その回収・処理の費用を非会員に課すことができる。

[73] 自治体の 20 ヵ所の回収施設を通して行われた。

(f) 一般世帯以外のユーザーからの WEEE に関するファイナンシング

製造者は、2005年８月13日以降に上市された一般世帯以外のユーザーからのWEEEの引取のための資金を提供しなければならない。製造者は、個別の制度あるいは共同スキームを通じてこの義務を果たすことができる。2005年８月13日より前に上市された電子・電気機器の場合、当該製品の買い替えがあった場合のみ、製造者はそのWEEEに関する義務を負う。新製品が購入されなかった場合には、最終消費者がWEEEに関する責任を負う。

(g) 登録および認可

個別に法律に準拠すると決めた企業は、環境当局に登録し、どのように義務を遂行するのかを規定の書式に記入しなければならない。共同スキームに参加している企業は、個別登録を行う必要がない。登録の最終受付は2005年８月13日であった。登録・認可の手続きおよび条件は、国内法によって定められている。認可期間は５年間である。

(h) 消費者への情報提供

WEEE指令の付則IVで定められたとおり、製造者は2005年８月13日以降に上市された製品には、「×印つきゴミ箱」のシンボルマークを表示しなければならない。製造者および小売業者、環境当局は、シンボルマークの意味やWEEEの分別回収、ユーザーの参加義務、利用可能な回収施設、WEEEの引取・再利用・リサイクルおよびリカバリーにおけるユーザーの役割ならびにWEEEに使用された人体の健康および環境に影響を及ぼす恐れのある危険物質についてユーザーに情報提供しなければならない。また、製造者は、製品のラベルに製造者名と当該の電子・電気機器が2005年８月13日以降に上市されたことを明示しなければならない。

処理費用の表示（ビジブルフィー）は2011年２月13日まで（大型家電製品については2013年２月13日まで）認められる。この期限終了後は、消費者が新しく製品を購入する際に、廃棄物の分別回収・処理費用を個別に表示してはならない。共同スキームであるEcotrelは、加盟会員に対し、ビジブルフィーを義務付けている。これらの規定は、通信販売やオンライン販売などの方法によりルクセンブルクに製品を販売する国外の製造者にも適用される。

(i) 処理施設に関する情報

マーキングや製造者による他の情報提供に関して、国内法は指令に則したものとなっている。

(j) 報告

国内法は、製造者および小売業者、またこれらの代理を務める第三者機関ならびに認可されたクリアリングハウスが環境当局へ報告する義務を規定している。毎年、遅くとも３月31日までに、以下の情報を提供する。

- **上市された電子・電気機器の量およびカテゴリー**
- **様々なチャネルを通じて回収された WEEE の量およびカテゴリー**
- **再利用・リサイクル・リカバリーされた WEEE の量およびカテゴリー、ならびにこれに関連した仲介および最終機関の表示**
- **輸出された WEEE の量およびカテゴリー**
- **リカバリー率**

報告の標準書式は環境当局により作成された。情報は重量で表示されなければならないが、不可能な場合は数量による表示でもよい。提供された情報は監査官により検証される。製品を通信販売やインターネットにより販売する製造者は、ルクセンブルク市場に上市された製品の量およびカテゴリーに関する情報を報告しなければならない。

(k) モニタリング

中央政府、地方自治体および産業団体の代表からなるモニタリング委員会が設立され、国内法施行の支援や、施行によって生じる問題について意見をまとめている。

（２）国内対応状況

① WEEE の回収・引取制度の確立

Ecotrel（Etude Collecte Traitement des Electroniques）は、商業連盟（Confederation du Commerce）および電子・電気機器の小売業者協会の会員43社により、NPOとして2004年２月に設立された。Ecotrelは、ベルギーのRecupelモデルに追随することを目指している。Ecotrelの運営に関する約款はすでに締結され、製造者はEcotrelのウェブサイトから登録できるようになった。最初の宣言は、2005年１月１日から2005年12月31日までの期間を対象とする。エンドユーザーに対するビジブルフィーを伴うEcotrelの運営は、2006年１月１日から開始されている。

Ecotrelは、ルクセンブルクの輸入業者やこれらから義務を委任された外国の製造者へのサービス提供を促進している。

- 輸入業者は、ルクセンブルク国内で初めてVATが課された際にEcotrelへの支払いをする。
- ルクセンブルクの単数・複数の輸入業者から義務を委託された、ルクセンブルク国外に本拠を持つ外国のサプライヤーは、製品輸出時にEcotrelへの負担金を支払わなければならない。
- 最終的な購入者はすべて、地域のサプライヤーから製品を購入した時点で、リサイクルのための料金を支払わなければならない。

Ecotrelの会員になるには、事業者は商業連盟あるいは職人組合に所属しなければならない。Ecotrel設立の準備作業を考慮して、会員権は2004年１月１日まで遡及する。この規定は、ルクセンブルクの輸入業者によって義務を委託された外国の製造者には適用されない。

Ecotrelは、ビジブルフィーを義務化している。

- 購入者がVAT登録している場合、ビジブルフィーの金額は、電子・電気機器の価格が表示してあるすべての書類（発注書、請求書、契約書など）に明記しなければならず、これによって顧客は最終消費者への料金の請求が可能になる。
- 購入者がVAT登録していない場合（多くの個人ユーザー)、料金はパンフレットやラベル、売上伝票等に表示されなければならないが、Ecotrelはリサイクル負担金が販売時にポスターによって表示されるケースも認めている。

財政能力の保証は、Ecotrelによって規定されている。

2004年に、Ecotrelは既存の回収・処理インフラを可能な限り活用しようとしたが、公的機関である SuperFreonsKëschtおよびSuperDrecksKëschtの運営が、非競争的な条件で民間企業のOekoservice Luxembourgに外注されたことに不満を表明した。従って、Ecotrelは、WEEEの輸出といった、競争力あるWEEE管理の他のオプション利用についてロビー活動を行っている。Ecotrelの料金は、小型製品の€ 0.13（9p）から冷蔵庫・冷凍庫の€ 16（£11）まで幅がある。

厳密に言えば、ルクセンブルクに拠点のある製造者のみが、Ecotrelへの参加資格を持つ。しかし、ルクセンブルクのユーザーに直接製品を販売する外国企業は、ルクセンブルクの輸入業者と法的に同等な立場にあるため、Ecotrelに加盟できる。ルクセンブルクに電子・電気機器を供給する他の外国企業も、顧客が委任した場合、その代理としてEcotrelに加盟できる。

ルクセンブルク企業のみが、活動会員となることができ、Ecotrel総会への参加資格を得る。外国企業は賛助会員としての地位を得る。

連絡先

Ecotrel asbl
BP 482
L-2014 Luxembourg
7, rue Alcide de Gasperi
L-1615 Luxembourg (Kirchberg)
Tel : +352 26098-731
Fax : +352 439.450
Web: http://www.Ecotrel.org/

② 製造者登録制度の確立および登録先機関の概要

製造者登録の最終受付日は2005年８月13日であったが、2006年４月１日に延期された。登録先機関は、環境省の環境管理局（Administration de l'Envrionnement）である。

2006年２月時点で約70社が登録されている。

連絡先

Ministère de l'Envrionnement
Administration de l'Environnement
Division des Déchets
16, rue Engène Ruppert
L-2433 Luxembourg
Tel : (+352) 40 56 56 – 1
Fax : (+352) 48 50 78
Website : www.environnement.public.lu/

③ マーク表示と国内規格

マーク表示は 2005 年８月 13 日より施行されている。「EN 50419」をルクセンブルクの国内規格として使用しており、2005 年６月６日に発行された。

④ メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など

Ecotrelの統括マネジャーによると、Ecotrelはビジブルフィーのシステムを2006年１月１日に開始したが、消費者の反応はかなりよいとのことである。また現在では、Ecotrelの会員数は300社に達し、2004年10月時点の100社から著しい増加を示している。

10．オランダ

（１）国内法整備の進捗状況および法令の概要

①　進捗状況

オランダでは、WEEE 指令、RoHS 指令ともに国内法制化がなされている。2004 年７月 19 日、WEEE 管理に関する規則（WEEE Management Regulations）と WEEE 管理に関する政令（WEEE Management Decree）が採択され両指令の法制化に至った。WEEE 管理に関する政令は RoHS に関する規則を定めたもので、WEEE 管理に関する規則の方がＥＵの WEEE 指令に即したものとなっている。いずれも、例外項目を除いて 2004 年８月 13 日を発効日としている。WEEE のリカバリーおよび再利用率などの目標が設定されている項目については、2005 年１月１日から、照明器具については同年８月 13 日から施行となっている。

このＥＵ指令の国内法制化以前にも、オランダには使用済み家電の処分に関する規則がすでに存在していた。1998 年に「使用済み白物・茶物家電[74]の引取および処理に関する法令」が採択されており、家電を中心にさまざまなカテゴリーの WEEE の回収と処理に関する規則が整備され、同法令のもと、回収システムも導入されている。また製造者および輸入業者は、オランダ国内での上市に際し、所管省庁である住宅・国土計画・環境省（VROM）（後述）に、WEEE の回収や処分に関する情報を通知することも行われていた。1999 年に施行された同法令は、新たに導入された WEEE 管理に関する規則の施行に伴い廃止となる。新旧規則の相違点としてはまず、新規則では旧規則でカバーされなかった医療機器や照明器具などがカバーされ、より広範な機器について規制がなされているという点である。また、個人が無料で地方自治体に WEEE を返却できる設備の設置、過去のものなどを含むすべての製品に対する製造者責任などが新規則で明確化された。政府はこのような抜本的な改訂を望んでいたことから、旧規則の単なる修正ではなく、新たな法規の確立による WEEE 指令の国内法制化に臨んだ。

②　国内法の概要

WEEE 管理に関する規則はＥＵ指令に即したものとなっており、リカバリー等の目標についてもＥＵ指令に準じる。オランダ金属電気製品廃棄協会（Neterlandse vereniging Verwijdering Metalekro Producten／NVMP、詳細後述）が発表しているＥＵ指令から国内法への詳細な移行対応表を表 15 に示す。

---

[74] 家庭用電気製品（家電）のうち、冷蔵庫、エアコン、洗濯機、炊飯器、電子レンジなどを白物家電（ホワイトグッズ）と呼ぶのに対し、テレビ、ビデオレコーダー、DVD プレーヤー、カムコーダーなどのオーディオ・ビジュアル家電を総称して茶物家電（ブラウングッズ）と呼んでいる。

表 15： ＥＵ指令とオランダ国内規則の対応表

ＥＵの WEEE 指令（2002/96/EC）	オランダ国内法規則
第 1 条〔指令の目的〕	履行に関連のない項目
第 2 条〔適用範囲〕，パラグラフ 1	第 2 項 (a) 、第 1 項－2, WEEE Dec
第 2 条，パラグラフ 2	履行に関連のない項目
第 2 条，パラグラフ 3	第 2 項(b), WEEE Regs
第 3 条〔定義〕(a)	第 1 項－ 1 (b), WEEE Regs
第 3 条(b)	第 1 項－ 1 (c), WEEE Regs
第 3 条(c)	第 1 項－ 1 (d), WEEE Regs
第 3 条(d)	第 1 項－ 1 (e), WEEE Regs
第 3 条(e)	第 1 項－ 1 (f) and (g), WEEE Regs
第 3 条(f)	第 1.1 項－ 1, EMA
第 3 条(g)	第 1.1 項－ 1, EMA
第 3 条(h)	第 1 項－ 1 (h), WEEE Regs
第 3 条(i)	第 1 項－ 1 (j), WEEE Regs
第 3 条(j)	第 1 項－ 1 (k), WEEE Regs
第 3 条(k)	第 1 項－ 1 (l), WEEE Regs
第 3 条(l)	第 1 項－ 1 (m), WEEE Regs
第 3 条(m)	第 1 項－ 1 (i), WEEE Regs
第 4 条〔製品設計〕	プロジェクトベースの財政サポート
第 5 条〔分別回収〕，パラグラフ 1	第 3 項－ 1, 第 7（WEEE Regs）、情報・促進イニシアチブ
第 5 条，パラグラフ 2 (a)	第 3 項－ 2, WEEE Regs
第 5 条，パラグラフ 2 (b)	第 4 項
第 5 条，パラグラフ 2 (c)	第 6 項,WEEE Regs
第 5 条，パラグラフ 2 (d) (1)	第 5 項, WEEE Regs／第 10.21, EMA
第 5 条，パラグラフ 2 (d) (2)	同オプションの利用はなし
第 5 条，パラグラフ 3	第 7 項, WEEE Regs
第 5 条，パラグラフ 4	第 8 項, WEEE Regs, and 第 8.1, 10.37 and 10.1, EMA
第 5 条，パラグラフ 5	履行に関連のない項目
第 6 条〔処理〕，パラグラフ 1 (1)	第 8 項、第 9－ 1
第 6 条，パラグラフ 1 (2)	履行に関連のない項目
第 6 条，パラグラフ 1 (3)	同オプションの利用はなし
第 6 条，パラグラフ 2 (1)	第 8.1 項，EMA／Annex I, category 28, Establishments and Permits (Environmental Management) Decree
第 6 条，パラグラフ 2 (2)	同オプションの利用はなし
第 6 条，パラグラフ 3	第 9 項－ 2, WEEE Regs
第 6 条，パラグラフ 4	第 8.1 項，EMA ／ the Establishments and Permits (Environmental Management) Decree
第 6 条，パラグラフ 5 (1)	国内法規制ではなく廃棄物船積み指令（Waste Shipment Directive）
第 6 条，パラグラフ 5 (2)	第 10－3 項, WEEE Regs
第 6 条，パラグラフ 6	VROM 画設立する CCM Foundation により実現
第 7 条〔リカバリー〕，パラグラフ 1 センテンス 1	WEEE Regs 固有の性質
第 7 条，パラグラフ 1 センテンス 2	第 10.4 項、第 10.5 項, EMA／National Waste Management Plan
第 7 条，パラグラフ 1 センテンス 3	第 10 項－ 2, WEEE Regs
第 7 条，パラグラフ 2	第 10 項－ 1, WEEE Regs
第 7 条，パラグラフ 3 (1)	第 8.14 項、第 10.37 項, EMA
第 7 条，パラグラフ 3 (2)，パラグラフ 4	履行に関連のない項目
第 7 条，パラグラフ 5	財政的手段で適応
第 8 条〔一般世帯からの WEEE に関するファイナンシング〕，パラグラフ 1	第 11 項－ 1, 2, 3, WEEE Regs
第 8 条，パラグラフ 2 (1)	第 11 項－ 1, WEEE Regs
第 8 条，パラグラフ 2 (2)	第 11 項－4, 5, WEEE Regs
第 8 条，パラグラフ 2 (3)	第 11 項－ 6, WEEE Regs
第 8 条，パラグラフ 3 (1)	第 11 項－ 2, WEEE Regs
第 8 条，パラグラフ 3 (2)	第 11 項－ 7, WEEE Regs
第 8 条，パラグラフ 4	製造者に関する定義(第 1 項 (j), WEEE Regs)
第 9 条〔一般世帯以外のユーザーからの WEEE に関す	第 12 項－ 1, 2WEEE Regs

るファイナンシング〕，パラグラフ 1 (1)	
第 9 条，パラグラフ 2	第 12 項－ 3, WEEE Regs
第 10 条〔ユーザーに対する情報提供〕，パラグラフ 1 (a)～(e) 第 10 条，パラグラフ 2	消費者の分別回収に対するインセンティブプログラム(STAP and SAM)、 VROM の情報提供プログラム、VROM ウェブサイトなど。地方自治体による分別回収と情報の一般公開。
第 10 条，パラグラフ 3	第 13 項－ 1 (a)，第 13 項― 2, 3, WEEE Regs
第 10 条，パラグラフ 4	同オプションの利用はなし
第 11 条〔処理施設に対する情報提供〕，パラグラフ 1	第 14 項 WEEE Regs
第 11 条，パラグラフ 2	第 13 項－ 1 (b), (c), WEEE Regs
第 12 条，パラグラフ 1	第 16 項 WEEE Regs ／第 4 項, WEEE Dec
第 12 条，パラグラフ 2／第 13 条／第 14 条	履行に関連のない項目
第 15 条	Part 18, EMA ／第 1 項 a, Economic Offences Act
第 16 条／第 17 条，パラグラフ 1, 2, 4, 5	履行に関連のない項目
第 17 条，パラグラフ 3	同オプションの利用はなし
Annex IA	第 1－ 1 (b), WEEE Regs に基づくダイナミックリファレンス
Annex IB	第 1－ 2, WEEE Regs に基づくダイナミックリファレンス
Annex II	第 9－ 1, WEEE Regs に基づくダイナミックリファレンス
Annex III	第 9－ 2, WEEE Regs に基づくダイナミックリファレンス
Annex IV	第 13－ 1, WEEE Regs に基づくダイナミックリファレンス

（注）WEEE Regs：WEEE 管理規則、WEEE Dec：WEEE 管理政令、EMA：環境管理法

出所： NVMP

(a) 回収・引取について

廃棄物規則により、一般世帯からの WEEE の分別収集に責任を負うのは地方自治体であることが定められている。個人もしくは一般世帯から機器を回収している販売業者が無料でこれらの機器を地方自治体に引き渡す機会が創出されなければならない。各自治体（もしくは同一のジョイントスキームに参加している自治体グループ）は、機器の最終所有者および流通業者が無料で WEEE を返却できる回収ポイントを設置しなければならない。このような回収ポイントは、地方自治体に最低１ヵ所（共同スキームの場合、自治体グループに最低１ヵ所）は必要とされており、最終消費者および流通業者からの無料返却に対し十分な機会を提供しなければならないとされている（第３項）。

一方製造者は、地方自治体および一般世帯からの回収を行っている流通・販売業者からの WEEE の回収に責任を負う（第８項－１）。2005 年８月 13 日以降に上市した機器については、一般世帯以外（企業や機関など）からの WEEE についても製造者の責任になる。製造者は、WEEE の回収や処理（システム構築）の責任を負う（第８項－２）。つまり製造者は、廃棄物管理について、回収のための組織やシステムの構築とそのコストを負担する。地方自治体や流通業者によって一般世帯から回収された自社ブランドの WEEE について、回収ポイントから引取、輸送、分別に対する責務を負うもので、同時に、2005 年８月 13 日以降に上市された製品に関してこれらの費用も負担する。

2005 年８月 13 日までに上市された一般世帯からの過去の WEEE に関しては、管理のための費用が発生した時点での市場シェアに基づき、費用を製造者が負担する。製造者は独自

に一般世帯からの WEEE の回収システムを構築し運営することができるが、ＥＵの WEEE 指令に準拠したものでなければならない。例えば、回収ポイントを管理する自治体や流通業者などに、このポイントでの製品の分類を依頼するなどのアレンジも可能である。

流通業者は、電気・電子機器を販売する際に無料でそれと同機能の WEEE の引取を行う（第４項）。流通業者および地方自治体は、健康・安全性を害する危険のある汚染物質を含む WEEE に関して引取を拒否することができる。しかしながら、このような WEEE に関して定めた環境管理法により、最終的には地方自治体が引き取ることになっている。

一般世帯以外からの WEEE に関しては、2005 年８月 13 日以降に上市した機器の廃棄物管理は製造者の責任となる（第 12 項－１）。ただし、一般世帯以外からの WEEE で 2005 年８月 13 日までに上市した機器の管理については廃棄者が費用を支払う（第 12 項－２）。分別回収については自社ブランドの製品に対し各製造者が責任を負うと同時に、2005 年８月 13 日以降に上市された製品に関してこれらの費用も負担する。製造者の責任となる回収の方法に関しては、廃棄物回収業者への委託なども可能であり、いくつかの回収システムと共同すればこの義務を履行することは比較的容易となる。

(b) ファイナンシング

上記のように、製造者は 2005 年８月 13 日以降に上市された一般世帯からの WEEE について回収ポイントからの引取・リサイクルシステムの構築とそのファイナンシングの責務を負う（第 11 項－１）。電気・電子機器の上市に際し、製造者は WEEE 管理コストの負担についての財政保証を提供するものとされている（第 11 項－４）。財政保証関連の規定もＥＵ指令に準拠しており、適切な廃棄物処理スキームに参加する、もしくは使途を WEEE 管理に限定し、管理者の許可なく引き出すことができない保証金積み立て用銀行口座の開設によることとしている（第 11 項－５）。

(c) コスト表示（ビジブルフィー）

新製品の販売時に、WEEE の回収・リサイクルなど廃棄物管理にかかるコストに関する表示を、製品価格とは別個に表示することが可能である（第 11 項－７）。ただし、ＥＵの WEEE 指令内でグループ１に分類される大型家電製品については 2013 年２月 13 日まで、その他の分類の製品に関しては 2011 年２月 13 日までを期限とする（第 11 項－８）。

(c) マーク表示とその他の情報提供義務

廃棄物管理の効用を最大化するためのロゴの使用に関してもＥＵの WEEE 指令の規定に従い、同指令の付則に定められた「こま付のごみ箱」のシンボルマークを 2005 年８月 13 日以降に上市する製品に表示するものとされている（第 13 項）。このシンボルマークは、国内規格 NEN EN 50419 として 2005 年２月１日発行、17 日に登録された。

また製造者は、毎年暦年末から６ヵ月以内に同規則の遵守状況について、該当年に上市した電気・電子機器の数量について住宅・国土計画・環境省（VROM）[75]に報告しなければならない（第 16 項）。これら WEEE の処理・リカバリー、再利用の目標達成状況について、製造者はアニュアルレポートとして自社の達成度などを報告しなければならない。

（２）国内対応状況

① WEEE の回収・引取制度

既述のように、オランダには以前から使用済み電化製品の引取や処理に関する規則が存在していたため、回収・管理スキームも既存のものが機能している。以下に代表的な WEEE 管理システムに関して記述する。2005 年８月には、制御機器などの専門機器を扱う技術機器リサイクリング協会（Recycling Technologische Apparatuur／RTA）が活動を開始している。

(a) NVMP システム

オランダ金属電気製品廃棄協会（Neterlandse vereniging Verwijdering Metalekro Producten／NVMP）は、白物家電および小型家電製品を扱う非営利団体である。1998 年に採択された使用済み白物・茶物家電の引取および処理に関する法令のもと設立された機関で、白物および茶物製品のための共同スキームとして 1999 年１月に運営開始したが、2000 年以降はあらゆる種類の WEEE を扱うようになった。

2005 年 10 月時点で、NVMP 会員は 1,350 社に上っている。これらの企業は、製造者と NVMP 間の個別企業契約に基づく参加となっている。NVMP の参加企業全体で、国内の大型・小型家電市場のほぼ 100%を代表しているとされる。

NVMP システムは、過去の廃棄物や生産者を特定できない製品を含むすべての WEEE にか

[75] 住宅・国土計画・環境省がモニタリングを管轄する。

かる廃棄物管理課徴金[76]によって運営される。製造者は、オランダ市場に出荷した製品数を報告し、それに応じてコストをシェアする（リサイクル料の支払い）。しかし引取費用に関しては、製造者と輸入業者は販売業者にこれを転嫁しており、販売業者はこれを顧客に転嫁している。NVMP システムでは、製品の請求明細上で処分費用を別項目として示すよう流通業者に求めている。NVMP に参加している製造者は、リサイクル料金の支払いのために以下のような義務を負う。

・オランダ市場に上市した製品数の報告（２ヵ月ごと）
・オランダ市場に上市した各製品の廃棄物管理課徴金のトランスファー（２ヵ月ごと）
・製品処分のため、廃棄物流通網の次の段階への課徴金の受け渡し

各家電機器の処分費用は、VAT を含み１品目１ユーロ（コーヒーメーカーや掃除機など）から 17 ユーロ（冷凍庫、冷蔵庫など）。現在、電子レンジ、ヘア・ドライヤー、ＡＶ機器、庭手入れ用の工具など、多くの小型製品は無料となっている。

電気・電子機器の提供者は、新製品が購買される際に、それと同機能の製品を無料で引き取る義務がある。提供者のうち、販売業者については以下のとおり。

- 独自の流通センターを有する販売業者（カタログ販売企業や小売チェーンなど）は、自社の流通センターでの WEEE の引取が可能である。あるいは地方自治体の回収ポイントへ WEEE を送ることもでき、回収システムの契約運輸会社がある場合、この運輸会社に依頼することもできる。システムでこのような運輸会社との契約がない場合、流通センターで回収された機器はまとめて回収、処分に回される。このようなサービスは、スキームに参加しない限りは、家電機器を輸入しているカタログ販売企業には適用されない。
- 独自の流通センターを持たない販売業者は、回収した機器を地方自治体の回収ポイントへ返却できるが、新製品を配達する際には運輸会社に回収してもらうこともできる。供給者は、生産者を特定できない製品などについても運輸会社による新製品配達の際の回収システムを通じて処分することが許可されている。

白物・茶物家電に特化した修理店は、生産者を特定できる製品についてのみ NVMP システムを通じた返却が可能となる。しかし、修理不可能な機器については、地方自治体もしくは修理を依頼した販売業者へ返却することが好ましいとされている。この場合自治体は、すでに処理費用が支払われているため、無料で機器を引き受ける。

[76] Disposal levy。新規制では、Visible/Invisible waste management levy として規定された。オランダの法律では、処理費用をまかなうため Visible Removal Fee を課すことが認められており、WEEE 管理費用としてこれを利用することができる。ただしビジブルフィーに関しては、2004 年の WEEE 管理規則でＥＵの WEEE 指令に従う規定が導入された。別表示が可能な移行期間は、大型家電については 2013 年２月 13 日まで、それ以外は 2011 年２月 13 日までとなっている。

回収、ロジスティクス、処分のシステム

NVMP は、ロジスティクス・パートナーを通じ、全国レベルで各種回収施設から引取を行う。回収施設には、自治体の施設、地域の保管施設、小売店の回収ポイント、小学校に設置された施設などがある。小売店や小学校などから、要求に応じて引取を行うが、引取サービス履行の最低容量は、大型電化製品で８基、小型製品では８箱とされている。

NVMP のロジスティクス・パートナーは、現在４社あり、１社ごとにその企業が拠点を置く地域を担当している。パートナーの選定については、入札方式で行われており、契約の期限は３年とされている。廃棄物処分についても、同じく入札によって選定されたパートナーと契約しており、現在５社の廃棄物処理パートナーと契約している。

回収された WEEE は、６つの製品分類グループに分別される。各製品分類グループから分解された材料について、包括的なデータ文書作成が行われる。

連絡先

Stichting NVMP（NVMP Foundation）
POBox 190
2700 AD Zoetermeer
Tel: +31 79 353 11 92
Fax: +31 79 353 13 65
Web: www.nvmp.nl
E-mail: nvmp@fme.nl

（b）ICT Milieu システム－ＩＴ機器、事務機器、通信機器のリサイクルシステム

ICT Milieu 回収システムでは、ＩＴおよび事務機器、通信機器を扱う。ICT（情報・通信・テレコミュニケーション）機器の製造者は、製品のライフサイクルを通じて環境に配慮した対応を行うという製造者責任に基づき、1998 年、Foundation ICT Milieu 内に組織を立ち上げ、欧州初の ICT 機器の回収ロジスティクス・システムとして ICT Milieu 回収システムを開始した。現在 ICT Milieu 回収システムは、ICT 関連の業界団体「ICT～Office」の一部となっており、ＩＴ、テレコム、事務機などの企業約 200 社が参加している。

ICT Milieu 回収システムの回収・リサイクル費用は、これらの参加企業（メーカーおよび輸入業者）が市場シェアに応じて負担する。企業は、現行の市場シェアに応じ、実際のリサイクルやロジスティクス費用の請求を受け取り、支払う。ICT Milieu は、運送・ロジスティクスやリサイクル企業と契約を結び以下のようなシステムで回収を行っている。機器の回収は、中古品販売業者、修理センター、地方自治体などあらゆる部門を対象としている。

・運送会社によるサプライヤー、ディーラー、自治体などからの WEEE の引取、リサイクル会社への運搬
・リサイクル会社によるこれらの廃棄物処分（法規制の要件を満たす処分方法）

この回収・リサイクルの過程には、リサイクル企業による引取 WEEE の登録、選別、分解、リサイクル可能な材料のまとめ・販売などといった作業が含まれる。

連絡先

ICT Milieu
Postbus 401
3440 AK Woerden
Tel: +31 348 49 3640
Web: www.ictmilieu.nl（オランダ語のみ）
E-mail: info@ictmilieu.nl

ICT Office（ICT Milieu は ICT Office の１機関）
Pompmolenlaan 10a
3447 GK Woerden
Postbus 401
3440 AK Woerden
Tel: +31 348 - 49 36 36
Fax: +31 348 - 48 22 88

（c）技術機器リサイクリング協会（Recycling Technologische Apparatuur／RTA）

技術機器リサイクリング協会（Recycling Technologische Apparatuur／RTA）は、制御パネル、制御装置、測定・分析装置、医療機器など産業用専門機器を扱う。オランダの技術・産業連合 FHI[77]のイニシアチブにより設立された非営利団体で、2005 年８月 13 日より活動を開始している。産業用電気・電子機器の WEEE の回収・リサイクルをはじめ、報告義務の遂行など包括的なコンプライアンス・サービスも提供する。現在の参加企業は、Carl Zeiss、Agfa Europe、Hitachi Medical Systems などを含む約 250 社となっている。

Stichting RTA
Uraniumweg 23
3812 RJ Amersfoort
Tel: +33 465 75 07
Fax: +33 461 66 38
Web: www.stichtingrta.nl
E-mail: mailto:info@stichtingrta.nl

[77] FHI は、産業用電気・電子機器、産業オートメーション、実験技術、医療技術の４つの業界団体の連合。

②　製造者登録制度・登録先機関の概要

製造者の登録に関しては、製造者の情報提供および報告の義務という形で規定されている。具体的な規定は、RoHS を規定した WEEE 管理に関する政令（WEEE Management Decree）の第４項にあり、製造者は WEEE 管理規則（WEEE Management Regulations）の発効（2004 年８月 13 日）後 13 週間以内に所管省庁の定めた所定のフォームを用いて同規則に定められた製造者の義務をどのように履行するのかについて（アクションプラン）所管省庁へ届け出なければならないとされている。所管省庁は住宅・国土計画・環境省（VROM）で、情報の報告義務遵守のモニタリングの責任を負う同省が登録機関となる。提出された製造者からのアクションプランは、VROM が評価し、認可を得ることが必要となる。認可期間は５年を超えないものとされている。

WEEE 管理規則では、製造者は所定のフォーム（WEEE 管理規則の付則 Annex to Section 15）に必要事項を記入し、提供情報を証明するのに必要な書類を同封し VROM の届出処理事務所へ郵送もしくは電子的に送付するものとされていた。しかし現在、この届け出は、経済省（Ministry of Economic Affairs）の行政執行機関であるセンターノヴェム（SenterNovem）に提出されるようになっている。センターノヴェムは、2004 年５月に誕生したエージェンシーで、イノベーション、エネルギーおよび気候、環境・国土計画に関する政策履行を担当している。センターノヴェムの廃棄物管理実施部門に、廃棄物管理に関するヘルプデスクが設置され、製造者からの届出についても同部門に提出されることとなった。

このように製造者は、WEEE の管理・処理方法計画を含めた情報を所管省庁である VROM に報告する義務があり、これを提出し認可を得るという仕組みがオランダの登録制度となっているといえる。このような情報提供の義務は、製造者の責任として、以前の使用済み白物・茶物家電の引取および処理に関する法令ですでに導入されていたものである。これに加え 2004 年に導入された法規では、利用する回収・リサイクルスキームについて、処理の財源などについても明記することが必要となった。企業名や住所等のみの単なるデータ登録よりも包括的な情報提供が求められるようになった。

センターノヴェム廃棄物管理実施部門ヘルプデスク
Tel: +31 30 214 79 79
E-mail: afvalbeheer@senternovem.nl
http://www.senternovem.nl/uitvoeringafvalbeheer/
Uitvoering Afvalbeheer/PBA
P.O. Box 93144
2509 AC The Hague
The Netherlands

住宅・国土計画・環境省（VROM）
Rijnstraat 8
2515 XP Den Haag
Tel: + 31 70 339 5050
http://www.vrom.nl/international/
化学・廃棄物・放射能保護局（Chemicals, Waste, Radiation Protection Directorate）
Tel: +31 70 3394162

＊VROM のウェブサイトでは、WEEE 管理規則および WEEE 管理政令に関する情報のコンタクト先として、上のヘルプデスク、もしくは化学・廃棄物・放射能保護局（Chemicals, Waste, Radiation Protection Directorate）を示している。

③　メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など

WEEE 管理規則および WEEE 管理政令といった WEEE 指令の国内法移行完了以前から、家電製品を中心とした WEEE の引取と処理に関する規則が存在していたオランダでは、特に国内法制化による大きな混乱やインパクトはなかったようである。オランダ金属電気製品廃棄協会（NVMP）の Carla Bakker 氏によれば、製造者は、1999 年の使用済み白物・茶物家電の引取および処理に関する法令の発効の際には、懸念を示しており、あまり肯定的な態度をとっていなかったという。しかしながら、この法令の導入をきっかけに、NVMP のような組織が効率的な共同スキームを提供するようになったり、廃棄物管理課徴金（ビジブルフィー）といったソリューションを適用するといった対応がなされ、製造者は状況を受け入れるようになっていった。現在では、回収・リサイクルといった製造者義務の履行は、コミュニティーに対する企業責任の１つであるとして、この制度を完全に受け入れている企業も多い。

また、センターノヴェムの Maarten Lindenhovius 氏も、オランダの場合は WEEE 指令国内法制化以前から関連の法規制と制度があったため、すでにスキームに参加していた企業にとっては、2004 年の WEEE 関連の法規制導入によるインパクトは、製品へのシンボルマークのマーキングに関する義務など以外は特にないとしている。以前の制度下で、スキーム参加などによる対応を行っていなかった企業にとっては、WEEE 関連法規導入により、新たな製造者義務に直面することになるが、既存の共同スキームなどのシステムがすでに整っているため、これに参加することで容易にこの義務を遂行することができる。センターヴェノムでは、このような状況を把握しており、WEEE 指令国内法制化による大きな問題はこれまで特になかったとしている。非常に小規模な企業では、法規を理解するのが困難であったり、何をすべきかという問い合わせに訪れるケースもあるようである。

11．オーストリア

（１）国内法整備の進捗状況および法令の概要

①　国内法整備の進捗状況

オーストリアでは、ＥＵの廃電気・電子機器リサイクルに関する指令（WEEE 指令）と特定有害物質使用規制（RoHS 指令）の２つの指令について、2005 年４月に採択された「廃電気・電子機器の廃棄防止、回収、処理に関する法令（Elektroaltgeraeteverordnung／EAG-VO）[78]」（通称 WEEE 法令）を中心に国内法制化がなされている。その他、WEEE 指令、RoHS 指令関連の国内法は、2005 年１月１日施行の「廃棄物管理法（Abfallwirtschaftsgesetz／AWG）改正」、「廃棄物処理に関する新法令（Abfallbehandlungspflichtenverordnung）[79]」がある。

②　国内法の概要

（ｉ）廃棄物管理法（Abfallwirtschaftsgesetz／AWG）改正の概要

後述する WEEE 法令採択以前に、廃棄物管理法（Abfallwirtschaftsgesetz／AWG）の改正が行われ、WEEE 引取、回収に関する製造者の責務、クリアリングハウス（調整機関）についてなどの大枠が示された。改正廃棄物管理法は、2004 年 12 月に承認、その後同 30 日公布となった。廃棄物の保持者の義務についてカバーした法規であり、廃物所持者の義務としては、埋め立て処分場へ受け渡す前の検査義務、廃棄物回収業者、廃棄物取り扱い施設に関する登録義務などがあり、廃棄物処理施設の設立、操業、管理に関する条項が定められている。同改正法で定められた WEEE に関する規定は以下のようになっている。

<u>製造者および輸入者の義務</u>

・登録：2005 年９月 30 日までに環境庁（Umweltbundesamt／UBA）に登録。
・回収ポイントの設置：全国 99 の行政区ごとに少なくとも１つ、消費者、小売業者、自治体から WEEE を無料で引き取る回収センターを設置。
・過去の WEEE（2005 年８月 13 日以前に上市された）の回収およびリカバリーのための共同システムへの参加。
・上市された電気・電子機器の廃棄処理・管理のために財政保証の提供。
・回収のためのインフラ整備および情報公開に関するクリアリングハウスとの契約合意。

<u>地方自治体の義務</u>

[78] BGBI (Federal Law Gazette) II No. 121/2005
[79] BGBI (Federal Law Gazette) II No. 459/2004

地方自治体の義務として、消費者から WEEE を無料で引き取る回収ポイントの設置が定められた。

クリアリングハウス（調整機関）

同改正法により、クリアリングハウスとしての責務は連邦農林・環境・水質管理省が負うこととなった。環境省はこの業務を最長 10 年間、特定の非営利の法人へ委任することができる。クリアリングハウスの責務は以下のとおり。

・引取、回収に関するインフラの構築、情報提供に関する共同システム契約合意。
・上市された機器に関するデータ収集。
・企業（製造者）の市場シェアの算出（企業は、必要であればこの算出方法にアクセスできるものとする）。
・回収ポイントからの回収および移動のコーディネーション。
・廃棄物管理に関するデータ収集と欧州委員会への報告。

クリアリングハウスは、その活動・運営の財政維持のために四半期ごとに料金を課すことが許されている。

（ii）WEEE 法令の概要

WEEE 法令（EAG-Verordnung）は、2005 年４月 18 日採択され、照明法令（Lampenverordnung）と冷蔵機器法令（Verordnung über die Rücknahme von Kühlgeräten）は 2005 年８月 12 日いっぱいで WEEE 法令に取って代わられることとなった[80]。同法令の発効は、公布の翌日とされており、回収や引取に関する条項の発効は 2005 年８月 13 日となっている[81]（第 28 条）。同法令では、WEEE 指令の 10 製品カテゴリーすべてがカバーされており、第４条は、RoHS 指令に関連する条項となっている。

(a) 目標

リカバリー、再利用／リサイクルの目標は WEEE 指令に準じる。これらの目標と、回収・処理のためのカテゴリーは付則３に示されている（表 16）。

[80] 照明法令の第 4 条のみは継続。
[81] 第５～11 条、13 条、15 条、17 条、20 条、21 条１～３項、22 条、25 条

表 16： 電気・電子機器の分類とリカバリー、再利用／リサイクル目標（付則３）

回収・処理カテゴリー	付則１の分類によるカテゴリー	目標（機器当たりの平均重量）（%）		回収ポイントからの引取要請（Kg）
		リカバリー率	部品、材料等の再利用／リサイクル率	
大型機器*	大型家電（冷蔵器具、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン機器除く）	80	75	4,000
	ＩＴおよびテレコミュニケーション機器（ディスプレイ・スクリーン除く）	75	65	
	大型照明機器（ガス放電灯除く）	70	50	
	大型電気・電子工具	70	50	
	大型玩具、レジャー・スポーツ用品	70	50	
	冷蔵機能なしの自動販売機	80	75	
	大型医療機器	-	-	
	大型モニター・コントロール機器	70	50	
冷蔵器具、冷蔵庫、冷凍庫	冷蔵器具、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン機器	80	75	2,000
	冷蔵機能付自動販売機	80	75	
ディスプレイ･スクリーン機器（ブラウン管（CRT）含む）	ＩＴおよびテレコミュニケーション機器：スクリーン（CRT、LCD、プラズマ・スクリーン含む）	75	65	1,500
	消費者機器：テレビセット（CRT、LCD、プラズマ・スクリーン含む）	75	65	
	モニター・コントロール機器：スクリーン	70	50	
小型電子機器*	小型家電	70	50	1,500
	ＩＴおよびテレコミュニケーション機器（ディスプレイ・スクリーン除く）	75	65	
	消費者機器（ディスプレイ・スクリーン除く）	75	65	
	小型照明機器（ガス放電灯除く）	70	50	
	小型電気・電子工具	70	50	
	小型玩具、レジャー・スポーツ用品	70	50	
	小型医療機器	-	-	
	小型モニター・コントロール機器	70	50	
ガス放電灯	昭明機器：ガス放電灯	-	80	500

（注）*：「大型」とは、機器の最長面（接線）の長さが50cm以上のもの、「小型」とは、最長面（接線）の長さが50cm未満のものを指す。

出所： Elektroaltgeraeteverordnung

(b) 廃棄物の収集および引取、回収ポイントについて

消費者は、自治体の回収・引取ポイント、回収センターなどの回収ポイントを通じ WEEE を無料で返却できることとなる。第３条「定義」13 項により、回収ポイントは、自治体もしくは自治体の組織により設置されたもの、個人・家庭用の電子・電気機器の製造者により設置されたもので、一般家庭からの WEEE が返却されるポイントであるとされている。

廃棄物の返却（第５条）：一般世帯からの WEEE は、回収ポイントもしくは製造者が設置した返却施設および回収・リサイクルシステムにおいて、最終消費者より無料で回収されなければならない。また、電気・電子機器を販売する最終流通者は、一般消費者より同様の機能を持つ機器が購入される場合、無料で WEEE の引取を行う。最終流通者の売り場面積が 150 平方メートル未満の場合、この引取義務を免除され得るが、この場合、特に店内で消費者に対し引取義務免責について明確に告知しなければならない。製造者は、個別に引取義務を履行する方法を選択しない限りは、１行政区に少なくとも１つの回収ポイントを設置するものとする。回収ポイントでは、一般世帯からの WEEE が最終流通者により回収される。回収ポイントにおける引取は無料で行われなければならない。電気・電子機器の最終流通者は、自社が利用している（もしくは自らが運営する）回収・リサイクルシステムが契約した回収ポイントにおいて一般世帯からの WEEE を無料で返却することができる。

また、表 16 のように、回収・リサイクルのカテゴリーは、大型機器、冷凍・冷蔵機器、モニターおよびスクリーン付機器、小型機器、ランプの５種類となっており、このカテゴリーで回収が行われる。回収・リサイクル組織では、WEEE 指令で定められている 10 の製品カテゴリーすべてをまとめて回収するよりも、１つもしくはいくつかのカテゴリーの回収に特化することになると見られている。

（c）回収・引取などについて

150 平方メートル以上の売り場面積を持つ小売業者は、１対１ベースで機器の引取をしなければならない。

製造者による一般世帯からの WEEE の引取（第７条）：2005 年８月 13 日より、個人・家庭用電気・電子機器の製造者は、回収ポイントで回収された WEEE の引取を行わなければならない。2005 年８月 13 日前に上市された電気・電子機器の WEEE については、個々にすべての自社製品について引取を行うシステムを確立するか、共同の回収・リサイクルシステムに参加するかのいずれかにより引取の義務を遂行する。共同のシステムに参加する場合、上市した電気・電子機器の総量に比例した一定の率で引取を行う。

一般世帯以外からの WEEE の製造者の引取義務について（第 10 条）：2005 年８月 13 日以前に上市された電気・電子製品については、同様の機能を有する新品が購入された場合に製造者が無料で引取を行う。

このように製造者は、自ら自社製品を回収・リサイクルするシステムを確立するか、共同のシステムに参加するかのどちらかを選択する。回収・リサイクルシステムへの参加につ

いては第 15 条に、回収・リサイクルシステムの設立および運営に関する要件については第 16 条に示されており、一般世帯からの WEEE 回収・リサイクルシステムは、連邦農林・環境・水質管理省に署名済みの契約書を提出することなどが定められている。また、回収・リサイクルシステムは、同システムに参加している製造者のリスト、これらの製造者の上市した電気・電子機器の量、活動報告などを、連邦農林・環境・水質管理省に毎年提出する義務がある（第 18 条「回収・リサイクルシステムのその他の書類作成義務」）。

また、回収・リサイクルシステムは、調整機関の知らせにより、回収ポイントの WEEE の引取を行う（第 20 条「回収ポイントからの引取の告知と通達」）。製造者およびその回収・リサイクルシステムは、通告を受けてから１週間以内に回収された WEEE を引き取らなくてはならない。これが遵守されない場合は、クリアリングハウスが回収および処理をアレンジし、その費用は登録されている当該のシステム等へ課す。

（d）ファイナンシング

製造者による保証（第８条）：2005 年８月 13 日以降に個人・家庭向け電気・電子機器を上市するに際し、製造者はこれらの製品の引取と処理のための保証を提供するものとする。保証の形態は、WEEE の回収・リサイクルのための共同システムへの参加、保険、使途を WEEE 管理に限定し、管理者の許可なく引き出すことができない保証金積み立て用銀行口座の開設のいずれかとする。

<u>一般世帯からの WEEE についてのファイナンシング</u>

製造者は、自治体の回収ポイントからの回収以降のコストを負担する。製造者は、これらの義務について自社で独立に費用を負担するか、共同のスキームに参加するかを選択できる。自社で独立にこの義務を履行する場合、自社の機器を分別してもらうよう、すべての回収施設と契約を結ばなければならない。またこの場合、財政保証の提供も必要となる。

<u>一般世帯以外からの WEEE についてのファイナンシング</u>

法人など、一般世帯以外からの WEEE については、それらの種類もしくは量的にも家庭用のものと類似していれば、一般世帯からの WEEE と同様とみなされる。例えばコピー機などは、卓上型のものは消費者向けに分類され、大型のものは法人向けとされる。このような基準を明確にするため、環境省はガイダンスを発表しており、電気・電子機器を回収および処理について５つのカテゴリーに分類している。一般世帯以外からの過去の WEEE については、代替物が購入された場合に製造者がコストを負担する。

(e) コスト表示（ビジブルフィー）

コスト表示（第９条）：新製品販売時に、一般家庭からの WEEE の回収・処理に関するコストを別個に表示することは原則的には認められていない。ただし、2005 年８月 13 日以前に新製品として上市された一般世帯からの WEEE の回収・処理コストに関しては以下の期限まで例外となる。

- （付則１で定められた）カテゴリー１の大型家電を除くカテゴリー２～10 の電気・電子機器：2011 年２月 13 日まで
- カテゴリー１の大型家電：2013 年２月 13 日まで

(f) 消費者のための情報とマーク表示

ラベリング（第 12 条）：製造者は、2005 年８月 13 日以降に上市する電気・電子機器製品について、付則４で定められた「こま付のゴミ箱」のシンボルマークをはっきりと表示しなければならない。製品のサイズや機能上、もしくは法的な理由でこれが製品上に表示できない場合には、パッケージ、使用説明書、保証書にこれを表示するものとする。

シンボルマークに関する国内の規格は、2005 年６月に導入された ÖVE/ÖNORM EN 50419 である。

最終消費者のための情報（第 13 条）：製造者はユーザーに対し適切な方法（印刷媒体やインターネットを通じて）で以下のような情報提供を行わなければならない。

- WEEE の分別収集の目的、分別せずに自治体ごみと一緒に処理した場合の害・不都合
- 返却・回収のオプション。
- WEEE の再利用、リサイクル、その他の形態のリサイクルの有用性。
- 電気・電子機器に含まれる有害物質が及ぼす潜在的な環境、人体への影響。
- 付則４の「こま付ゴミ箱」のシンボルマークの意味。

製造者が、回収・リサイクルの共同システムに参加する場合は、返却・回収のオプションに関する情報提供など、この共同システムで行う。

(g) クリアリングハウス（調整機関）

同法令では、クリアリングハウスの義務についてさらなる定義がなされた。クリアリングハウスは、１つ以上の共同システムとの直接契約のない自治体からの要求による引取に応じる。クリアリングハウスは、エンドユーザーに対する情報提供も行う。製造者およびその回収・リサイクルシステムは、クリアリングハウスからの通告を受けてから１週間以内

に回収された WEEE を引き取らなくてはならない。これが遵守されない場合は、クリアリングハウスが回収および処理をアレンジし、その費用は登録されている当該のシステム等へ課す。

調整機関（第 19 条）：AWG 2002 第 13 条 b（1）に定義された調整（コーディネーション）に関する任務は、連邦農林・環境・水質管理省もしくは同省が任命した機関が調整機関として遂行するものとする。調整機関が、各回収・リサイクルシステム（一般世帯からの WEEE）と契約する場合には、任務の詳細を規定するため以下のような項目を含むこととする。

- 回収ポイントからの引取パフォーマンスについて。
- 回収コーディネーションの枠組み内での、自治体および自治体組織の回収インフラ使用コストをカバーするための均一料金の定義。
- 自治体および自治体組織が、最終消費者（住民）への情報提供を確実にするために負うコストをカバーするための料金の設定。この料金は回収・リサイクルシステムが全体に占める割合に応じて負担する。
- 調停が必要となった場合の委託機関、調停費用の支払いなどに関する事項の特定。

2005 年７月、エレクトロニクス小売業者協会、オーストリア商工会議所、その他の小売関連の業界団体などでクリアリングハウスの役割を担う Elektroaltgeräte-Koordinierungstelle（EAK）が設立された。上述のように連邦農林・環境・水質管理省は、クリアリングハウスの責務を適格機関に委託することが認められており、８月９日付でこの責務を EAK へ委譲している。

（h）製造者の登録

製造者の登録については、連邦環境庁（Umweltbundesamt Gesellschaft mit beschränkter Haftung ／UBA）が管轄する。消費者向けおよび法人向け（通信販売含む）の製造および輸入業者は、2005 年９月 30 日までに登録しなければならない。UBA は、登録情報をクリアリングハウスへ回す。

関係機関の登録（第 21 条）：引取の責務を負う電気・電子機器の製造者は、連邦環境庁（UBA）のサイト上で必要データを入力し登録を行う。入力が必要な情報は、企業名、住所、事業活動分野の特定に関するＩＤ、上市する電気・電子機器の回収・処理カテゴリー、回収ポイント、自社が利用する（関連の）回収・リサイクルシステムなどで、2005 年９月 30 日までにこれらのデータをそろえるものとされていた。

（iii）廃棄物処理に関する新法令（Abfallbehandlungspflichtenverordnung）

2004 年 12 月に公布された廃棄物処理に関する法令では、WEEE をはじめとして、電池やペンキ、溶媒、医療廃棄物、PCB を含む廃棄物など、あらゆる廃棄物についてカバーされている。同法令は、WEEE 指令の第６条（処理）と付則Ⅲ（WEEE の処理前保管現場（一時的な保管も含む）と WEEE の処理現場に関する一定基準）の国内法への移行となる。この法令の目的は、異なる種類の廃棄物に対して、廃棄物管理義務を満たす回収・保管・処理の最低要件を定義し、原材料の流れの輪をなるべく小さな範囲に収めて材料効率を高めることにある。

（２）国内対応状況

①　WEEE の回収・引取制度の確立

オーストリアでは、WEEE 法令の導入前から、照明機器や冷蔵機器のリサイクルに関連する国内の法規制があり、リサイクルシステムも確立されていた。

（a）家電環境フォーラム（Umweltforum Haushalt／UFH**）**[82]

家電環境フォーラム（UFH）は、1991 年の照明法令と 1995 年の冷蔵機器法令を受けて設立されたリサイクル組織の１つである。この２つの法令導入を受けて設立されたリサイクル組織は２つあり、もう１つは、照明環境フォーラム（Umweltforum Lampen）であった。2005 年の始めに UFH は、照明器具の回収を行う UFH Altlampen Systembetreiber GmbH と、その他のカテゴリーの機器の回収を行う UFH Elektroltgeraete Systembetreiber GmbH の２つの機関を創設した。このため、現在は UFH Altlampen Systembetreiber が消費者用、産業用両方の照明器具を、UFH Elektroltgeraete Systembetreiber がそれ以外の電気・電子機器（消費者用、産業用両方）を扱っている。

このため、どのカテゴリー製品を扱う製造者も UFH に回収を依頼することができる。UFH は、回収・リサイクルをはじめ、WEEE 法令順守のための様々な業務の代行（コンプライアンス・サービス）も会員の製造者に提供している。UFH は会員企業に対し、機器の上市量の報告は台数（ユニット）のみで行うよう求めている。これに基づき、ＵＦＨが処理カテゴリーごとに平均重量を割り出し、料金の負担を算出し、会員企業はリサイクルの料金を負担することとなる。UFH では、年間売上が 3,000 ユーロ未満の小規模企業に対し、一律料金システムで対応するなどの措置を採っている。

[82] www.uhf.at

WEEE 法令の導入以前は、冷蔵機器は購入時にその処理にかかる料金を支払うものとされており、これらの機器の購入の際同時に、処理料金としてバウチャーやバッジを購入しなければならなかった。しかしこの制度は WEEE に関する法規制導入により廃止され、現在すでに支払われているこの処理料金の返還が行われている。処理料金として購入されたバウチャーやバッジなどの返還・返済についても UFH が取り扱っている。

回収・ロジスティクス・廃棄物処分システム

UFH では、各地域に約 100 ヵ所の UFH 回収ポイントを設けている。小売業者は、これらの回収ポイントに WEEE を返却することができるが、UFH の引取サービスを利用することもできる。UFH の回収ポイントのほか、全国約 1,500 ヵ所の自治体の回収ポイントからも、ロジスティクス・パートナーを通じ引取を行っている。現在 UFH のスキームで回収・引取を担当しているロジスティクス・パートナーは、自治体の廃棄物管理組織を含む９社となっている。回収ポイントから回収された WEEE は、これらのロジスティクス・パートナーを通じ、処理パートナーへ輸送される。輸送された WEEE を処分する、同スキームの処理パートナーは 18 社で、高水準の廃棄物処理を行っている。

（b）エレクトロ・リサイクリング・オーストリア（ERA GmbH）[83]

ERA GmbH は、電子機器小売のコンラド・エレクトロニック（Conrad Electronic）とニーデルメイエ（Niedermeyer GmbH）により 2005 年５月に設立された非営利組織で、８月２日、最初に認可された回収・リサイクルシステムとなった。包装廃棄物と WEEE を取り扱い、すべてのカテゴリーの電気・電子機器製造業者を会員対象としている。包装廃棄物規則で定められた責務の遂行のため 1993 年設立された ARA System Unternehmen ARA AG と ARA を構成する８つの産業リサイクル機関のうちの１つ ARGEV GmbH の子会社となっており、ERA Association がその 49%を保有、ARA System と ARGEV がそれぞれ 25.5%ずつを保有している。

（c）EVA（Erfassen und Verwerten von Alstoffen GmbH）[84]

EVA は、包装廃棄物に関するコンプライアンス・サービスを提供するインターゼロ・グループ（Interseroh）の一部である。2005 年８月５日に認可を受け、許認可２番目のシステムとなった。全てのカテゴリーで、一般世帯からの WEEE および一般世帯以外からの WEEE を扱い、個別で回収責任を負う企業にも対応する。

[83] www.era-gmbh.at
[84] www.eva.co.at

（d）欧州先端リサイクル・ネットワーク（European Advanced Recycling Network／EARN**）**[85]

汎欧州レベルで WEEE **指令および各国国内法に対応できるようなリサイクルシステムを確立するため、オーストリア、ドイツ、スペイン、オランダ、スウェーデンのリサイクル組織によって設立されたネットワークである。これら各国のネットワークの創設組織は、**COOL REC B.V.**（オランダ）**、Ecotronics Eco-efficient Electronics und Services GmbH**（オーストリア）**、Electrocycling GmbH**（ドイツ）**、Indumetal Recycling SA**（スペイン）**、STENA Technoworld**（スウェーデン）**の５社。コンタクトポイントは、オーストリアのウィーンに置かれている** EARN Elektroaltgeraete Service GmbH **となっている。**EARN **の顧客となる会員企業の** WEEE **指令（国内法）の下での製造者義務に関連する業務を遂行するため、欧州レベルでの回収・リサイクルはもちろん、製造者登録に関するサービスなど、総合的なコンプライアンス・サービスも提供している。**

（e）欧州リサイクルプラットフォーム（European Recycling Platform／ERP**）**[86]

ERP **は、汎欧州のリサイクル組織であるが、オーストリアにおいてもコンプライアンス・スキームとして認可を得ており、ガス放電灯以外のすべての製品を回収している。**

②　製造者登録制度の確立および登録先機関の概要

既述のように、調整機関のクリアリングハウスとしての責務を連邦農林・環境・水質管理省から委任されているのは、2005 **年７月、エレクトロニクス小売業者協会、オーストリア商工会議所、その他の小売関連の業界団体などによって設立された** Elektroaltgeräte-Koordinierungstelle（EAK）**である。その後９月に、電気・電子機器製造者協会が株主として加わった。環境省はクリアリングハウスの責務を８月９日付で譲渡した。**

登録制度については、電気・電子機器の製造者が、連邦環境庁（Umweltbundesamt Gesellschaft mit beschränkter Haftung**）のサイト上で必要データを入力し登録を行うものとされている（電子データ管理** EDM Portal[87]**）。**2005 **年９月** 30 **日までにこの登録を済ませるものとされていた。入力が必要な情報は以下のとおり。**

- **企業名、登録住所、通知のための事業所住所**
- **企業および組織の登録番号等**

[85] www.earn-electronics.com/
[86] www.erp-recycling.org
[87] https://secure.umweltbundesamt.at/edm_portal/index.jsp

・事業活動特定のためのＩＤコード（ＥＵ規則に基づく[88]）
・Ｅメールアドレスなどのコンタクト先、できれば担当者名も
・上市する電気・電子機器の回収・処理カテゴリー
・上市する電気・電子機器が消費者向けか産業用かの情報
・消費者向け電気・電子機器の場合、グローバル・ロケーション番号（GLN）による回収ポイントの特定
・自社が利用する（関連の）回収・リサイクルシステム
・消費者向け電気・電子機器の場合、他のＥＵ加盟国内で通信販売により販売されたものかどうかに関する情報

電子データ管理を行うEDM（Electronic Data Management）サイトでは、登録の他、回収・リサイクルシステムなどについての最新情報が入手可能となっている。

Elektroaltgeräte Koordinierungsstelle Austria GmbH
Mariahilfer Strasse 84/6. OG, 1070 Wien
Tel: +43 1 522 37 62-0
Fax: +43 1 522 37 62-19
Web: http://www.eak-austria.at
＊メールは同サイト内の問い合わせフォームにて。

③　メーカー、電機・電子機器製造業界団体、小売業者の対応など

既述のように、オーストリアでは、WEEE 法令の導入前から、照明機器や冷蔵機器のリサイクルに関連する国内の法規制があり、これらのリサイクルシステムも確立されていた。これらを基礎にして、全てのカテゴリーの WEEE の回収・リサイクルが進められることになるが、上記「①WEEE の回収・引取制度の確立」に挙げたように、欧州レベルのスキームなどもオーストリアに活動範囲を拡大している。エレクトロ・リサイクリング・オーストリアの例のように、企業も、既存の共同システムを、WEEE 法令に対応し整備している。

登録の締め切りは、2005 年９月末であったが、2006 年１月はじめの時点で、申請を含む登録企業数は約 750 件となっている。

[88] Council Regulation (EEC) No. 3037/90 on the statistical classification of economic activities in the European Community, OJ L 293 of 24.10.1990, p. 1, as last amended by Commission Regulation (EC) No. 29/2002, OJ L 6 of 10.01.2002, p. 3

12．ポルトガル

（１）国内法整備の進捗状況および法令の概要

①　国内法整備の進捗状況

2002 年１月 30 日の政令 20/2002 号（Decree-Law No.20/2002）は、ＥＵ指令に先駆け、WEEE の引取およびリカバリーに関する製造者責任を導入した。この政令は、2003 年末までに国民１人あたり WEEE２kg 回収という指令準拠の促進を目的としたが、WEEE 管理に向けた統合システムは整備されなかった。その後、WEEE および RoHS 指令を国内法に移行するポルトガル政令 230/2004 号が 2004 年９月に採択され、12 月 10 日付官報で発布された後、2005 年８月 13 日より発効している。また、同年９月の改正政令 174/2005 号により、WEEE 義務を免除される製品が明らかになった。この改正は、適用範囲を定義する WEEE 指令の第２条における矛盾を正すものである[89]。

②　国内法の概要

WEEE 指令を国内法制化したポルトガルの政令 20/2002 号の概要は以下のとおりである。

(a) 回収引取要件

流通業者は、無償で（買い替え品と）１対１ベースでのWEEE引取義務を負う。流通業者が買い替えた電子・電気機器を世帯に配達した場合、回収ポイントまで無償でWEEEを輸送しなければならない。地方自治体の回収ポイントも整備される。

(b) リカバリー

目標値は WEEE 指令のとおりである。

(c) 個別回収

回収システムは、この政令発効後６ヵ月で運営を開始しなければならない。このシステムは非営利団体でなければならない。これらシステムは、製造者、および特定タイプの WEEE 管理に従事する他の事業体と協定を結ぶことができる。製造者は、特定タイプの WEEE 管理責任を共同システムに委託し、上市した他のタイプの WEEE について独自の個別システ

[89] www.tdctrade.com/alert/eu0602.d.htm

ムを設立してもよい。個別準拠スキームの認可は、財政保証の供与を必要とする。

製造者は、５年間の効力を持つ契約のもと、その義務を共同準拠スキームに委託することができる。この契約には、WEEE の特徴、準拠スキームが毎年回収する WEEE に対する予想、準拠を保証するためにシステムが必要とする規制措置、支払うべき料金とその更新方法が含まれる。

（d）製造者登録

ポルトガルに拠点を置く、すべての製造者および輸入業者は登録の義務を負い、登録番号を請求書および運送書類に記載しなければならない。製造者はすべて登録しなければならず、共同スキームに参加している場合も同様である。

製造者は、通信販売を含み販売の手法に関らず、以下のすべての者と定義されている。ポルトガル国内で電気・電子機器を販売するサプライヤーがポルトガル国内にプレゼンスを持たない外国企業である場合、その事業は輸入に相当するため、輸入者として登録が義務付けられることになる。

- 電気・電子機器を自社ブランド品として製造・販売する者
- 他のサプライヤーが生産した機器を自社ブランドとして再販する者
- ポルトガル市場において電気・電子機器を業として輸出入する者

（e）情報提供および報告

2005 年８月 13 日以降に上市された電子･電気機器には、製造者情報および×印のついた「ゴミ箱」のシンボルをマーキングしなければならない。個別および共同準拠スキームは、WEEE の個別回収、利用可能な回収施設、準拠スキームの役割、WEEE に使用された危険物質の人体の健康および環境に及ぼす恐れのある影響、「×印のついたゴミ箱」のシンボルの意味に関する情報を、ユーザーに提供する義務を負う。「×印のついたゴミ箱」のシンボルのポルトガル規格は、NP EN 50419 号である。この規格は、2005 年８月 13 日に発布され、発効した。電子・電気機器の解体および機器が含有する有害物質に関する情報は、機器の上市後１年以内に、処理センターに提供されなければならない。

管理事業体は、彼らに責任を委託した製造者について、四半期毎に国家廃棄物機関（Instituto Nacional de Residius）への報告義務を負う。管理事業体あるいは個別準拠者は、毎年２月 15 日までにまとめた前年の年間活動報告書を提出しなければならない。この報告書は、WEEE 管理結果を詳細に記述し、情報および意識向上キャンペーン、およびリサイクルや他の形

式のリカバリー処理への財源割当にも言及する。

（f）一般世帯から（B2C）の WEEE に関するファイナンシング

製造者は、次のような回収システムの設立およびその漸進的な発展の義務を負う。この回収システムは、地方自治体の WEEE 回収センター、流通業者による（買い替え品と）１対１で引き取られた WEEE、流通業者の WEEE 回収ポイント、および個別あるいは共同 WEEE 回収システムを組み合わせるものである。原則として、これらの回収は消費者に対しては無償であるが、地方自治体が一般世帯から直接回収を行う場合、料金を課す場合がある。製造者は、個別にあるいは共同で、製造者の製品カテゴリーに該当する WEEE の選択的回収、地方自治体あるいは流通業者の回収センターにおける一時的な（WEEE の）保管、および回収された WEEE の再処理工場への輸送に対する資金の調達、および WEEE の再利用・リカバリーを保証する責任を負う。

過去の WEEE（2005 年８月 13 日より前に上市された製品）については、回収された時点での製造者の市場シェアに応じて、製造者が案分負担する。製造者は、2005 年８月 13 日以降上市した全製品に対し、責任を負う。

個別準拠を希望する製造者は、銀行口座の凍結あるいは銀行保証といった形での財政保証を提供しなければならない。共同システムに参加する場合は、財政保証を提供する必要はないが、ライセンス料 2,500 ユーロ（金額はインフレ調整あり）の支払い義務を負う。

政令は、ビジブルフィーを認めていない。しかし、実際の廃棄物管理費用を超過していない場合のビジブルフィーは暫定的に表示が認められている。付則 I で規定されたカテゴリー１に該当する製品（WEEE 指令の付則に同じ）については 2013 年２月、その他全カテゴリー製品については 2011 年２月まで認められている。

（g）一般世帯以外（B2B）のユーザーからの WEEE に関するファイナンシング

製造者は 2005 年８月 13 日以降上市した製品に関し、一般世帯以外のユーザーから直接あるいは第三者機関を通じての WEEE 回収・処理に対し、その資金調達および遂行義務を負う。これは「統合システム（準拠スキーム）」を通じても実行可能である。この日付より前に上市された機器から発生した廃棄物の管理コストは、WEEE が新製品に買い換えられた場合は製造者が、そうでなければエンドユーザーが負担する。しかし、サプライヤーおよび一般世帯以外の（B2B）エンドユーザーは、「新」および過去の WEEE 両方に対し、代替措置を講じることも可能である。

（２）国内対応状況

国家廃棄物機関の認可のもと、製造者団体および共同準拠スキームによって設立された組織 ANREEE（Associação Nacional para o Registo de Equipamentos Electricos e Electronicos）のルイ・カブラル（Rui Cabral）専務取締役によれば、2006 年１月初め時点では、製造者側の対応には特に問題がないとのことであった。ただ、この時点では、ANREEE は登録あるいは回収のための事業体の認可を開始しておらず、暫定期間にあった。国内法整備の点では 2005 年８月 13 日の期限に間に合わせようと努力はしたが、システムの稼動が追い付いていないという状況がある。ただ、システムの完全実施に際して施行される義務と罰金についてはまだ一部が整備されていないものの、製造者に対して登録と義務遂行を急がせる圧力は存在する。現在、ポルトガルには 700 もの製造者が登録しており、ポルトガル市場の規模からみて、対応状況は悪くないと同氏は受け止めている。

①　WEEE の回収・引取制度の確立

ANREEE のルイ・カブラル専務取締役によれば、ポルトガルでは Amb3E および ERP という２つの回収システムが稼動予定である。しかし、どちらもまだ承認を得ていないため、製造者との契約を結ぶことができず、廃棄物の回収も開始していない。2006 年４月末までには認可を受ける見通しが予想されている。

(a) Amb3E

Amb3E は 2005 年４月に設立された組織である。Amb3E の WEEE 共同引取システム開発に関する提案は、2005 年７月 13 日に国家廃棄物機関（National Waste Institute）に提出されたが、承認待ちの状態である。これらのシステムは 2006 年４月に認可取得、2006 年８月に稼動開始を予定している。

Amb3E は、WEEE 指令の付則 IA で規定されたカテゴリーに該当するすべての電子・電気機器の回収・リサイクルを行う。 Amb3E の回収ネットワークは、小売業者、廃棄物管理企業、および地方自治体センターのインフラ基盤をベースに構築される。

回収システムは、上市されたすべての製品に対し、製造者（後述のアソシエイト、あるいはユーザーについても同じ）から徴収した料金を財源とし、この料金は製品販売時に消費者に明示され、課金される。つまり、B2B であれ B2C であれ、回収・処理・管理・運営（情報通信および研究開発費を含む）のコストに基づいたビジブルフィーが１つずつの製品に対してユーロで表示されることになる。

発生した収入は、廃棄物の流れに入ってくる現在の WEEE の運営費の財源として使われる。過去および将来の廃棄物の扱いについては、何ら区別がない、いわば Pay as you go システムである。Amb3E のシステムは、将来のおよび過去の廃棄物に対して準備金を積み立てたりはしないが、むしろ営業準備金を積み立て、しばらくの間、運営活動の費用に充てる。余剰金は、すべて引取システム活動に再投資されなければならない。これは Amb3E が非営利団体のためである。

電子・電気機器製造者のみが Amb3E に参加できる。これらの参加者は、アソシエイトとして、あるいはユーザーとして参加する。両者の違いは、アソシエイトは Amb3E の総会および電子・電気機器のカテゴリーに関連する会議（Amb3E「Fileira 会議」）に出席でき、従って内部規則および方針策定に携わることができるという点である。ユーザーは引取サービスを利用するのみである。現在 Amb3E のアソシエイト数は 57、ユーザー数は 100 である。

Amb3E はウェブサイトを構築中であり、システムが完全稼動する際には、英語版も用意される予定である。その時まで、さらなる情報が必要であれば、窓口となるのがモニカ・ルイジオ（Mónica Luízio）である。

<u>連絡先</u>

AMB3E
Av. do Forte, 3 Edifício Suécia I, piso 3
2794 - 038 Carnaxide
Portugal
Tel: +351 21 416 90 20
E-mail: fnlamyfontoura@netcabo.pt

(b) 欧州リサイクルプラットフォーム（ERP）ポルトガル

欧州リサイクルプラットフォーム（European Recycling Platform／ERP）は WEEE 指令の導入に対応するべく、2002 年末に設立された。ERP の使命は、参加企業およびその顧客のために、コスト効率のよい WEEE 指令の遂行である。ERP の目的は共通廃棄物管理調達プラットフォームの構築および運営であり、このプラットフォームは次を目指している。

- 電子・電気機器製造者特有の要件の準拠
- EU 指令で規定された個別製造者責任のコンセプトの積極的な受け入れとともに、コスト効率のよい、革新的なリサイクル戦略の促進
- 汎欧州リサイクルに対する機会の拡大、廃棄物管理サービス市場における国際競争力の強化

ERP はまた、消費者および事業さらに環境の保護において重要な、中核原理によって、WEEE 指令の国内移行を促進する。ERP は当初ブラウン、エレクトロラックス、HP およびソニーによって設立され、現在はこれらグローバル企業の物流・技術的専門知識の恩恵を享受している[90]。

共同準拠スキームの会員権は、WEEE 管理に関する活動を行う全事業体に対して開かれている。共同準拠スキームの機能は次のとおりである。

- 認可された回収センター、輸送および処理業者のネットワークを構築し、WEEE の回収、輸送および処理を委託する。選定基準として、認証環境管理システムを備えた業者の優先が挙げられる。
- 必要であれば、一般世帯からの WEEE 回収システム運営者との協定にも調印する。
- 目標値達成のために、回収された WEEE の行き先を決定する。
- WEEE 処理の結果発生した物質によって決定される支払い・料金の設定に向けて、製造者および WEEE の再利用・リカバリーを行う他の事業体との協定に調印する、また運営者を監督する。
- 細断・分別・リサイクルに関する新技術の研究開発を促進する。
- WEEE 管理手順に関する社会の認識、知識を向上する。

共同準拠スキームは、国内市場に上市された電子・電気機器に基づいた製造者への料金を財源とする。料金の額は、上市された電子・電気機器の特徴および量に基づき、この法律の主要原理を反映しなければならない、すなわち、危険物質の最小限使用、リサイクル資源の取り入れ、および解体・再利用・リカバリーの可能性である。料金は、毎年９月 30 日までに国家廃棄物機関に提出される提案書に基づき、関連省庁の承認を経て、調整される。

連絡先
ERP - Portugal
Quinta da Fonte
Rua dos Malhões, Edifício D. Pedro I
2770 - 071 Paço D'Arcos
Portugal
Tel: +351 21 000 82 50
Fax: +351 21 000 16 75
Web: http://www.erp-recycling.org
E-mail: ricardo_neto@ambsoten.com

[90] http://www.erp-recycling.org

② 製造者登録制度の確立および登録先機関の概要

製造者登録は、ANREEE が所管する。2005 年９月 29 日に ANREEE の設置法が発効した。ANREEE は、６団体および２管理事業体（AGEFE、AIMMAP、ANEMM、ANIMEE、APIRAC、APED、Amb3E および ERP Portugal）から構成される。中央登録制度の義務は、電子・電気機器製造者登録義務化システムの立ち上げおよび整備、電子・電気機器の分類、報告された総トン数の検証、国家諸機関への報告および財政保証の管理である。

当初の登録期限は 2005 年８月 13 日であった。ANREEE は登録制度に対して全面的な責任を負っている機関であるが、2006 年始め時点の調査では、ANREEE に対するライセンスが下りていなかったため、準拠状況の監督、個別・共同準拠スキームの認可について義務を負う国家廃棄物機関が全体責任を持っていた。そのため、ANREEE は外国企業に対し、国家廃棄物機関に助言を求める文書を送るよう勧めていた（これにより、外国企業は登録義務を遂行しようとしたが、不可抗力な事由により不可能であったことの証明を取得することができた）。ANREEE がライセンスを受けるまで、外国企業は、システム運営の法的責任を持つ国家廃棄物機関にコンタクトすべきであるということであった[91]。 その後、2006 年３月 27 日に ANREEE が正式ライセンスを得て、現在では外国企業も ANREEE への登録が可能となっている。

ただ、国家廃棄物機関の情報センターマネージャーのペドロ・フェレイラ（Pedro Ferreira）氏によれば、現在実施されているオンライン登録システム（SIRPEE）は、ポルトガルの製造者専用である。つまり、ポルトガルの VAT（財務）番号を持つ製造者のみが使用できる。この番号を持たない企業は、ポルトガル語のみで表示されるオンライン上のフォームに記入しようとしても、開始段階でブロックされ、登録することはできない。

また、ANREEE のカブラル専務取締役によれば、ANREEE は登録システムのバイリンガル化を行っており、2006 年４月末までの整備完了を予定している。 バイリンガル化の主な目的は外国企業の登録を可能にすることである。新システムが開始されれば、外国企業もポルトガル企業と同様にオンラインで登録することができる。

ANREEE に製造者登録の手続きは、ANREEE ウェブサイトから企業特定フォーム（Company's Identification Form）と義務条件（Liability Term）を印刷して記入し、署名、押印（必要な場合）のうえ、法人登記の写し１通を添えて ANREEE へ送付する（宛先は最後に掲載）。2005 年中にポルトガル市場で活動を行った製造者については、別途「2005 年活動フォーム（2005 Activity Form）」の記入も必要となる。これはＥメールで添付ファイルと

[91] ANREEE のルイ・カブラル（Rui Cabral）専務取締役へのヒアリングによる情報。

して送付することができる。（メールの「件名」に「New Producer Registration」と入力し、続けて企業名を入れる。）

ANREEE は、これらの書類（および 2005 年活動フォームのファイル）を受領すると、情報の確認を行った後、登録費用を製造者に通知する。製造者が登録費用を支払うと、ANREEE は製造者に「電気・電子製造者登録証明（EEE Producer Registration Certificate）」とともに製造者登録番号（Producer Registration Number）を送付する。この製造者登録番号は、「PT xxxxxx」（例：PT 123456）の形式のものであるが、2005 年 8 月 13 日以降、製造者が発行するすべてのインボイスと出荷書類に印刷することが義務付けられている。

製造者登録の費用は、製品分類に関らず、当該企業のポルトガル市場への電気・電子機器の年間投入数量によって決まる。登録費用は以下の 2 つのグループに分類されている。

1）機器 1 台～10,000 万台：　1 台当たり 0.1 ユーロ

2）機器 10,001 台以上：　　1 台当たり 0.01 ユーロ

登録費用には下限と上限が設けられており、下限は 375 ユーロ、上限は 1,500 ユーロとなっている。例えば、機器をポルトガル市場に 1,000 台出した製造者の場合、1,000×@0.1 ユーロ＝100 ユーロとなるが、下限額が設けられているため、375 ユーロの登録費を支払う義務がある。同様に、70,000 台を市場投入した製造者では、10,000×@0.1 ユーロ＋(70,000-10,001)×@0.01 ユーロ＝1,699 ユーロとなるが、上限を超えているため、上限の 1,500 ユーロを登録費として支払う必要がある。

ANREEE（国家電気・電子機器製造者登録機関）登録・連絡先

Ao cuidado de: Isabel Duarte（担当者気付）
ANREEE – Associação Nacional de Registo de Produtores de EEE
Rua do Conde de Redondo, nº 8 – 4º Esq.
1150 – 105 LISBOA
Porutugal
Tel:　(+351) 21 315 5301
Fax:　(+351) 21 315 8218
E-mail: geral@ANREEE.pt
WEB:　http://www.anreee.pt
＊企業特定フォーム、義務条件、2005 年活動フォーム：
　http://www.anreee.pt/inter/area_produtores.asp
＊同フォームの送付先：registo@ANREEE.pt

国家廃棄物機関（Instituto Nnacional de Resideus）
Avenida Almirante Gago Coutinho, n.º 30, 5º
1000-017 Lisboa
Porutugal
Tel: (+351) 21 842 4000
Fax: (+351) 21 842 4099

＊詳細情報コンタクト先：
Pedro Ferreira（ペドロ・フェレイラ氏）
Information Center Manager - System Administrator
E-mail: pedro.ferreira@mail.doc.gov
Tel: (+351) 21 770 2572
Fax: (+351) 21 726 8914

13．フィンランド

（１）国内法整備の進捗状況および法令の概要

①　国内法整備の進捗状況

フィンランドでは、2004 年９月９日採択された、廃電気・電子機器法令 852/2004（Valtioneuvoston asetus sähkö- ja elektroniikkalaiteromusta／Ordinance on Electrical and Electric Waste）により WEEE 指令の国内法制化が完了している。この WEEE 法令は、2004 年６月４日に議会で採択された 1993 年廃棄物法改正法 452/2004（2004 年９月１日発効）に続くもので、この改正法 452/2004 とこれに関する WEEE 法令 852/2004 により、フィンランドの WEEE 指令国内法移行は完了した。WEEE 法令採択と同日の９月９日には、RoHS 指令を国内法へ移行するもう１つの法令、電気・電子機器への有害物質使用制限法令も採択されている。両法令の条文は、ともにおおむねＥＵ指令に即したものとなっており、法令の適用範囲、定義、目標は WEEE 指令に準拠している。

WEEE 法令 852/2004 の公布は 2004 年９月 17 日、発効は 2005 年８月 13 日となっている。

②　国内法の概要

2004 年９月１日発効の廃棄物法改正法 452/2004 では、製造者責任の対象となる製造者や製品についての定義、廃棄物管理システム（組織）設立についての製造者責任などについて示されている。またこの中で、廃棄物管理に関する製造者義務を規定した法規則の遵守状況や、これについての製造者および製造者を代表して製造者義務を遂行する組織の監督・指導を行う国家機関として、Pirkanmaa 地域環境センター（Pirkanmaa Regional Environment Centre）（後述）が任命された。

以下には、この廃棄物法改正に続き詳細を規定した WEEE 法令 852/2004 の概要について示す。

(a) 製品デザイン、目標

製品は有害物質の使用が最低限に留まるよう設計されなければならない。また、解体、再利用、リサイクル、あるいは他のリカバリー方法が可能な限り容易になるように設計されなければならない。できる限りリサイクル素材を使用する。環境保護および安全性の面で著しい利点がある場合を除き、廃電気・電子機器の再利用を意図的に妨げる設計方法を用

いてはならない（セクション４：製品デザインと製造者）。

目標については、ＥＵ指令に準じる（セクション５：最低達成目標）。

(b) 回収・引取などについて

製造者は、国民１人あたり年間平均４kg の廃棄物回収という目標の達成如何に関わらず、回収可能な WEEE についてすべて分別回収を（必要なシステムを組織）しなければならない。消費者が WEEE を無理なく返却できるよう、製造者は回収ネットワークを構築しなければならない。製造者は、WEEE 回収・リサイクルシステムを確立する義務を負い、分別回収された WEEE を認定された処理施設へ引き渡さなければならない（セクション６：分別収集）。リサイクル等の処理についても、製造者は認可を受けた施設で WEEE の処理が行われるようにしなければならず、またＥＵ認定の公認環境管理システムを導入した施設を優先して使用するものとされている（セクション７：処理）。製造者はこれらの義務を、WEEE 回収・リサイクルの共同スキームへ参加することで遂行することができる。

一般世帯からの WEEE について、フィンランドでは、地方自治体には回収義務はなく、回収システムの組織および回収ポイントの設立は製造者の義務となる。しかし環境省では、現実的には製造者がこれらの事業を、地方自治体やこの分野での業務経験のある廃棄物管理業者に委託することを期待している。

一般世帯以外からの WEEE については、2005 年８月 13 日以降に上市した製品について製造者がその費用を負担する。この期日以前に上市した製品についても、原則として、代替製品が購入された場合に１対１ベースで製造者が引取の責任を負う。ただし、製造者と購入者の間で合意により代替措置をとることも可能である。

小売店は、代替品が購入された場合に１対１ベースで WEEE を回収するか、そうでなければ、地域の回収ポイントに関する情報を消費者に提供しなければならない。

(c) ファイナンシング

一般世帯からのWEEEの回収・リサイクルについて、製造者が単独でこの義務を遂行する場合、2005年８月13日以降に上市した製品の将来的な廃棄物管理に関する財政能力があることを示す財政保証を提供しなければならない。これは、使途をWEEE管理に限定し、管理者の許可なく引き出すことができない保証金積み立て用銀行口座の開設、保険加入といった適切なファイナンシングシステムの導入などの形態で行われる。

一般世帯以外からの WEEE については、上述のとおり、2005 年８月 13 日以降に上市した製品について、製造者がリカバリーおよびその他の廃棄物管理のコストを負担する。この期日以前に上市された製品に関しては、同等の製品あるいは同目的で使用される製品に買い替えられた場合に限り、製造者が回収およびその他の廃棄物管理のコストを負担する。それ以外の場合は、一般世帯以外のユーザーがリカバリーのコストを負担するが、製造者およびユーザーは合意によりこれら以外のコスト負担方法をとることができる。

(d) コスト表示（ビジブルフィー）

2005 年８月 13 日以降に上市した製品に対する WEEE 管理のコストを、消費者の製品購買時に別途提示することはできない。しかし、2005 年８月 13 日より前に上市された製品の過去の WEEE については、2011 年２月 13 日まで（大型家電については 2013 年２月 13 日まで）の期限に限り、管理コストを表示することができる。

(e) マーク表示とその他の情報提供義務

製造者は、電気・電子機器のユーザーに対し、WEEE の個別回収義務、利用可能な回収施設、WEEE の回収およびリカバリーにおける消費者の役割、WEEE の危険物質による環境・健康に対する潜在的な影響、および製品につけられた「×印つきごみ箱」シンボルの意味についての情報を提供しなければならない（セクション 11：ユーザーへの情報）。このシンボルマークは、2005 年２月 25 日、フィンランド国内規格 SFS EN 50419 として発表され、2005 年８月 13 日をもって発効となった。

製造者はまた、処理施設からの要求に応じ、新製品の上市後１年以内に、製品の各タイプ別に再利用や処理に関する情報を提供しなければならない。製品に使用された危険物質の種類および使用箇所についての情報も含まれる。これらの情報は、マニュアル文書あるいは電子ファイルの形態をとるものとする。

毎年４月末までに、製造者、あるいは処理施設またはその代理となる第三者機関は、前年の次の事項に関する情報を、Pirkanmaa 地域環境センター（Pirkanmaa Regional Environment Centre）（後述 ***P.152②***）に提出しなければならない。

- 国内市場に上市された新しい電気・電子機器の重量（可能であれば基数）
- WEEE の累積トン重量の算定
- 分別回収された WEEE の重量、可能であれば再利用・リサイクル・リカバーされた WEEE の基数

・ 輸出されたWEEEの重量、可能であれば基数
・ 財政保証額、保証措置の変更点

（２）国内対応状況

① WEEEの回収・引取制度の確立

（a）Serty Oy

電気・電子機器メーカーで組織された非営利団体のSERTY（SER-TUOTTAJAYHTEISÖ／Society of WEEE Producer）では、一般世帯からのWEEEの回収・引取責任を代行する。メンバーは電気・電子機器メーカーもしくは輸入業者で、これらメンバーの製造者責任を代行し、リサイクルのコーディネートを行う。ソニー・エリクソン・モバイル・コミュニケーションズ、パイオニア・フィンランドなども参加しており、現在80社以上がメンバーとなっている。

消費者は、SERTYが運営する全国の回収ポイントにおいて無料でWEEEを返却できる。SERTYでは、これらの機器のリサイクルについて料金表を発行しており、大型冷却機器の25ユーロから、電動玩具やランプなどでは0.05ユーロと幅がある。

連絡先

SERTY（Sähkö- ja elektroniikkaromu-tuottajayhteiso）
Timo Valkonen
Managing Director
Salomonkatu 17 A
00100 Helsinki
Tel: +358 9 5868 8710/ +358 9 5868870
Fax: +358 9 5868 8750
Web: http://www.serty.fi
E-mail: timo.valkonen@ser-tuottajayhteiso.fi

（b）Elker Oy

Elker Oyは、2004年３月、電気・電子機器関連の業界リサイクル団体３団体（FLIP：照明機器メーカーにより組織されたリサイクル機関、ICT：ICTメーカーにより組織、SELT：照明、暖房機器、各種コントロール機器などのメーカーにより組織）により設立された。WEEEの回収・リサイクルを組織する目的で設立され、一般世帯からのWEEE回収の大規模ネットワ

ークを提供している。また、製造者の登録・報告義務の代行などといったコンプライアンス・サービスも提供する。

一般世帯からの WEEE の回収・引取に関する業務として、Elker は、既存の返却システムの有効活用や、必要となれば新規回収ポイントの設置など、大規模回収ネットワークの整備を行う。これは、消費者が容易に WEEE を返却できる回収ポイントネットワークを提供することを目的としている。

製造者は、Elker から以下のような形態でサービスを購入することができる。

<u>オプション1：総合サービス</u>

製造者は上記の３組織、FLIP、ICT、SELTに参加し、電気・電子機器リサイクルサービスを総合サービスとして購入することができる。総合サービスには以下の内容が含まれる。

- 契約による顧客からの WEEE の直接回収、Elker 回収ポイントへの顧客からの返却（所属の製造者組織の決定に従い、ケースバイケースで行われる）。
- Pirkanmaa が管理する製造者登録への製造者の通知。
- 報告義務の遂行。
- 実施された回収と収益シェアに基づく製造者間のコスト（管理・運営コスト）評価。

各種メーカーによって設立された業界のリサイクル組織の共同スキームに参加すれば、サービスの共同購入によって、管理・運営費用、ロジスティクスなどの面でスケール・メリットを享受できる。また、これらの団体の会員企業は、Pirkanmaa地域環境センターへの個別通知義務を免除される。消費者にとっては、同スキーム参加企業のWEEEの返却先が明確に特定される。

<u>オプション２：報告サービス</u>

Pirkanmaa 地域環境センターへの製造者登録と報告義務遂行のみを提供するサービス。専門家である Elker に登録・報告に関する製造者義務を一括委託することができる。

<u>連絡先</u>

Elker Oy
Executive director
Veikko Hintsanen
Särkiniementie 3
00210 Helsinki
Tel :+358 (0)9 696 3800
Fax: +358 (0) 9 696 3455

Email: Veikko.Hintsanen@elker.fi
http://www.elker.fi/uudet2/etusivu/elker-oy4

（c）その他（FLIP、ICT、SELT）

上の Elker を設立した３つの製造者代表組織の概要は以下の通り。

・FLIP ry：照明機器メーカーによる、電気・電子機器リサイクルに関連する法規制に対応するためのコンプライアンス組織。（http://www.flip.fi/）
・ICT Producer Co-operative：電気・電子機器リサイクルに関連する法規制に対応し、情報通信機器関連の製造者および輸入業者の製造者責任を代表するコンプライアンス組織。（http://www.ict-tuottajaosuuskunta.fi）
・SELT：照明機器、暖房機器、モニター・コントロール機器、これら以外の各種 WEEE の回収・リサイクルのための製造者代表組織。（http://www.selt.fi）

②　製造者登録制度の確立および登録先機関の概要

フィンランドでは、製造者登録は、製造者を代表してWEEEの回収・リサイクルスキームを運営する組織と、このような共同スキームに参加せず単独で回収・リサイクルスキームを行う製造者のみが行うこととなっている。つまり共同スキームに参加している製造者は個別登録が不要となる。これらの登録を扱うのがPirkanmaa地域環境センター（Pirkanmaa Regional Environment Centre）で、同センターにより公式製造者データ登録およびデータの管理が行われている。登録に際し、製造者もしくは代表組織は、フィンランドの企業登録Ｙコードを有していなければならない。登録の申請用紙は、フィンランド語、スウェーデン語、英語で用意されているが、英語版は内容参照用で、実際の申請には使用できない。センターの連絡先と、WEEEおよびRoHS指令の登録担当者名を以下に記す。

<u>連絡先</u>

Pirkanmaa 地域環境センター (Ympäristöministeriö)
Inspector
Mr. Teemu Virtanen
Rautatienkatu 21 B
FIN-33100 Tampere
Finland
Tel:　+358 3 242 0111/ +358 3 242 0203
Fax:　+358 3 242 0266
Web:　www.ymparisto.fi
E-mail: teemu.virtanen@ymparisto.fi

上記「①WEEEの回収・引取制度の確立」で挙げた、製造者の代表組織（共同スキーム）に参加しない製造者は、登録およびWEEEの回収・処理に関するデータ報告などの製造者義務を自らPirkanmaa地域環境センターに対し届け出なければならない。必要な情報収集と、要件に合った報告書の作成を行う必要がある。Elker Oyのウェブサイトによれば[92]、同センターへの製造者登録費用は390ユーロ。

③　メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など

WEEE法令が採択され、ＥＵのWEEEおよびRoHS指令の国内法制化が完了した当時（2004年９月）、製造者は前向きな反応を示していたようである[93]。WEEE法令の導入により、それまで自治体が負っていたWEEEリサイクルに関する責任が、製造者へと移行することになったが、輸出業者や小売業者はこれを前向きなチャレンジであると評価していた。SERTYの会長Timo Laakkonenは当時、電気・電子機器業界において、消費者と小売業者のためのリサイクルシステムを確立することは長年の目標であり、今こそが、地方自治体などと協力し、WEEE回収の優れたインフラを確立するため具体的な問題について合意をなす時であるとしている。既存の回収ネットワークに加え、新規にネットワークを構築するのは、時間もコストもかかることであり、既存の自治体の回収ポイントなどと協力してWEEE回収・リサイクルを進めることが最善であるとの見解を示したものである。

また、2006年に入り、WEEE法令の施行移行、消費者は新たなリサイクルシステムを歓迎し、WEEEリサイクルは順調に進んでいることが報告されている[94]。SERTYでは、システム開始後５ヵ月のうちに、8,600トンもの廃棄物を回収したとしている。これは１世帯あたり3.5 kg以上にあたるもので、廃棄物のほとんどは、冷蔵庫、洗濯機、調理機器、およびテレビセットなどである。WEEEの無料回収制度により、屋根裏や地下など家内に眠っていた古い電気・電子機器がリサイクルされる結果となっているとみられ、この傾向が年間を通じて続くとすると、2006年末までに１人当たり４kgの廃棄物回収という目標を達成できると見られている。

---

92 http://www.elker.fi/en/services-for-companies-redirect/take-back-from-companies

93 http://www.serty.fi/index.php?pageName=news

94 http://www.serty.fi/index.php?pageName=tiedotteet

14．スウェーデン

（１）国内法整備の進捗状況および法令の概要

①　国内法整備の進捗状況

スウェーデンでは、WEEE に関する国内法制化が完了している。

スウェーデンでは、ＥＵ指令に基づく国内法制化以前にも、WEEE の回収とリサイクルに関する国内規制がすでに存在しており、2000 年４月６日に議会により採択された「電気・電子機器の製造者責任に関する法令（Ordinance on Producer Responsibility for Electrical and Electronic Products/SFS2000:208）」[95]が、2001 年７月１日より施行されてきた。同法令は、生み出される廃棄物の量が増え続けている現状に対して、資源の再利用や再生など市場ベースの解決策を奨励することを目的としており、自治体と民営会社による全国的な回収・リサイクルが「エル・クレッツェン（El-Kretsen）」を通じて実施されている（詳細は「（２）①WEEE の回収・引取制度の確立」***P.161*** に後述）。

従って、国内では、すでに発効している同国内法を WEEE 指令に合わせてどう修正するかが議論の争点となっていた。WEEE 指令および RoHS 指令に基づく新法の草案は 2004 年５月に提出され、2004 年 12 月に修正された後、2005 年１月に議会の採択を受けて４月１日付けで施行される予定であった。しかし、協議が難航し、結果的に 2005 年４月 14 日の再協議において、「電気・電子機器の製造者責任に関する法令（Ordinance on Producer Responsibility for Electrical and Electric Products/SFS2005:209）」[96]が採択された[97]。その後、2005 年８月 13 日に同法令が施行され、国内法制化の完了に至っている。

なお、SFS2005:209 の施行後も、2004 年４月６日採択の電気・電子機器の製造者責任に関する法令（Ordinance on Producer Responsibility for Electrical and Electric Products/SFS2000:208）は、依然として蛍光灯ランプなど特定品目に関して効力を有している（改定法令 SFS

---

95 Förordning (SFS 2000:208) om producentansvar för glödlampor och vissa belysningsarmaturer (2000-04-06)（http://rixlex.riksdagen.se/htbin/thw?${HTML}=SFST_LST&${OOHTML}=SFST_DOK&${SNHTML}=SFST_ERR&${MAXPAGE}=26&${TRIPSHOW}=format=THW&${BASE}=SFST&${FREETEXT}=&BET=2000%3A208&RUB=&ORG=）（スウェーデン語のみ）

96 Förordning (SFS 2005:209) om producentansvar för elektriska och elektroniska produkter (2005-04-14)（http://rixlex.riksdagen.se/htbin/thw?${HTML}=SFST_LST&${OOHTML}=SFST_DOK&${SNHTML}=SFST_ERR&${MAXPAGE}=26&${TRIPSHOW}=format=THW&${BASE}=SFST&${FREETEXT}=&BET=2005%3A209&RUB=&ORG=）（非公式の英語版 http://www.regeringen.se/content/1/c6/04/70/12/c88be157.pdf）

97 2005 年４月時点、持続可能省エコマネージメント部担当（Eco-Management Section）の Johan Graberg 氏によれば、施行に向けた協議が難航しており、再協議が４月 14 日に開かれること、また、８月 13 日の法施行日ぎりぎりまで協議が繰り返される可能性も示唆されていた。

2005:210[98]による）。

これらに加え、2005年６月１日に採択されたスウェーデン環境保護庁（Swedish Environment Protection Agency／EPA）による規定「環境保護庁規約（Code of Statutes of the Swedish Environmental Protection Agency/NFS2005:10）」[99]が2006年１月１日より施行されている。同規約は、以下の３つの規定および法令に準じて、WEEE の処理過程やその業務に関する報告義務などを規定している。

- 「環境規定（Environmental Code/1998:900）」[100]
- 「廃棄物法令（Waste Ordinance/2001:1063）」[101]
- 「電気・電子機器の製造者責任に関する法令（Ordinance on Producer Responsibility for Electrical and Electric Products/SFS2005:209）

SFS2005:209 の第５条では、同法令内で使用される言葉や表現は、「環境規定（1998:900）」と「廃棄物法令（2001:1063）」に準じると規定している。

またこのほか、スウェーデンでは環境政策の実施に当たり、ＥＵ指令以外にすでに施行されている国内法を個別に適用するケースがある。WEEE 指令に関連した国内法令を下記に示す。

- 「自動車の製造者責任に関する法令（The Ordinance on Producer Responsibility for Cars/1997：788）」の適用対象となる車両用電気・電子機器
- 「バッテリーに関する法令（The Battery Ordinance/1997:645）」の適用対象となる電気・電子機器に含まれるバッテリー（第７条）
- 「放射線保護規定（Radiation Protection Act/1988:220）」が適応対象となる場合は、この規定内容が先行する（第７条）

---

98 Förordning om ändring i förordningen (2000:208) om producentansvar för elektriska och elektroniska produkter; SFS 2005:210 Utkom från trycket den 26 april 2005（http://62.95.69.3/SFSdoc/05/050210.PDF）（スウェーデン語のみ）

99 "Naturvårdsverkets föreskrifter om yrkesmässig förbehandling av avfall som utgörs av elektriska eller elektroniska rodukter; NFS 2005:10 Utkom från trycket den 17 juni 2005（http://www.naturvardsverket.se/dokument/lagar/foreskri/snfstext/nfs2005/nfs_2005_10.pdf）（非公式の英語版 http://www.internat.environ.se/documents/issues/technic/pdfdok/NFS%202005_10_ENG.pdf）

100 Förordning (1998:900) om tillsyn enligt miljöbalken (1998-06-25)（ http://rixlex.riksdagen.se/htbin/thw?%24%7BOOHTML%7D=SFST_DOK&%24%7BSNHTML%7D=SFSR_ERR&%24%7BBASE%7D=SFST&BET=1998%3A900&%24%7BTRIPSHOW%7D=format%3DTHW）

101 Avfallsförordning (2001:1063)(2001-12-06)（http://rixlex.riksdagen.se/htbin/thw?${HTML}=SFST_LST&${OOHTML}=SFST_DOK&${SNHTML}=SFST_ERR&${MAXPAGE}=26&${TRIPSHOW}=format=THW&${BASE}=SFST&${FREETEXT}=&BET=2001%3A1063&RUB=&ORG=）

② 国内法の概要

スウェーデン国内で従来から施行されていた既存の法令とＥＵの WEEE 指令の規定条項を比べた場合、内容はほぼ同じであるとされているが、2005 年８月 13 日に新たに施行された「電気・電子機器の製造者責任に関する法令（Ordinance on Producer Responsibility for Electrical and Electric Products/SFS2005:209）」もＥＵ指令に即した形となっている。

SFS2005:209 の概要を以下にまとめる。

(a) 大目標（第１条）

WEEE 指令では、2006 年 12 月 31 日までに少なくとも年間１人当たり４kg の廃品回収を達成することを各国に義務付けているが、スウェーデンの場合、2004 年にすでに約８万 7,300 トンを回収・リサイクルしている。これは国民１人当たりに換算すると 10kg にのぼる[102]。従って、WEEE 指令の規定をはるかに上回る実績をすでに上げていることになる。

(b) 製造者の義務

「製造者」は第３条で以下のように定義されている。

- 電気・電子機器を製造し、自社ブランドとして販売する者
- 上記１）で言及された製造者のブランドを持たない電気・電子機器を自社ブランドとして販売する者
- 業として電気・電子機器をスウェーデンに輸入する者、ないし、スウェーデンから他のＥＵ加盟国に輸出する者

製品に関連するローンやリース、レンタル、分割払い契約のもとファイナンスを提供するだけの者は（当該契約が製品の所有権を譲渡する／できるものかどうかに関らず）製造者とはみなさない。

従来の製造者責任に関する法令と新規法令 SFS2005:209 の相違点として挙げられるのは、指令に合わせた対象製品の拡大と、製造者責任がさらに厳しく規定されていることである。一般世帯からの WEEE に関しては、各自治体内に最低１つの回収システムを構築することや、過去の WEEE に関しても、その時の市場シェアに基づきコスト負担を義務付けられている。一般世帯以外からの WEEE についても、容易で実用的な引取の機会を創出することを義務付けている。

[102] 出所："El-Kretsen 2004-2005 Annual Report"

スウェーデンでは、「電気・電子機器の製造者責任に関する法令（SFS2000:208）」が 2001 年７月１日より施行されてきたため、WEEE 指令の施行以前から製造者責任がすでに義務となっていた。そのため、新法令 SFS2005:209 で定められている WEEE の回収・処理、輸送、再利用、リサイクル、エネルギーリカバリーなどを環境に影響を与えない方法で行うという製造者責任についても、スウェーデン国内では特に新たな負担とはならないと捉えられているようである。

SFS2005:209 による製造者の義務を以下に示す。

- ［第 12 条］2005 年８月 13 日以降、スウェーデン国内あるいは他のＥＵ加盟国で製品を販売した製造者は、WEEE の処理を行う義務を負う。他のＥＵ加盟国に対する通信販売の場合も含む。
- ［第 13 条］2005 年８月 13 日以前に上市された電気･電子機器のうち、一般世帯から出された WEEE の処理活動に参加する義務を負う。また、スウェーデン環境保護庁（Swedish Environment Protection Agency／EPA）が規定する各期間について：
  ｉ）製造者は、スウェーデン国内で発生する廃棄物に対して分担責任を負うが、国内で出る廃棄物の割合は、国内で販売される一般世帯用機器すべてに対する製造者の市場シェアと同等の割合であるとみなされる。
  ii）製造者は、他のＥＵ加盟国で遠隔販売に従事する場合、当該国内で発生する廃棄物に対して分担責任を負うが、当該国内で出される廃棄物の割合は、当該国内で遠隔販売として販売される一般世帯用機器すべてに対する当該製造者の製品が占める市場シェアと同等の割合であるとみなされる。

  ただし、これらの市場シェアは、ある特定の種類の製品、ある特定の種類の製品市場、あるいはその他適切な分類による場合もある。
- ［第 14 条］製造者は、2005 年８月 13 日以前に上市された一般世帯以外からの廃電気・電子機器に関して、同じ種類と機能を有する新しい製品の販売と引き換えに、持ち込まれた古い製品の処理を行う義務を負う。
- ［第 15 条］製造者は、第 12～14 条で規定された一般世帯から出される WEEE を無償で処理する義務を負う。
- ［第 16 条］スウェーデン国内で発生すると予期される WEEE に関して、製造者は、下記の事項を保証することによって、第 12～14 条の義務を果たさなければならない。
  ｉ）第 12～13 条に規定された廃棄物を対象に、適切な回収システムを１つ以上構築する。
  ii）第 14 条に基づき、製品搬送が生じる場合、その搬送方法は容易かつ実用的なものとする。
  iii）前項ｉ）で規定された回収システムに搬送される製品あるいは第 14 条に基づいて

製造者に搬送される製品は、環境上容認できる方法によって輸送、前処理、再利用、リカバリー、エネルギーリカバリーなどの取り扱いを行う。

- ［第 17 条］回収システムの定義：下記の条件を満たす場合、回収システムが適切であるとみなされる。
  - ⅰ）容易にアクセスでき、かつ、一般世帯や自治体ならびに第 12～13 条に言及された WEEE をシステムまで持ち込みたいという可能性があるその他ユーザーに対して、良質のサービスを提供していること。
  - ⅱ）一般世帯やそれ以外のユーザーが、一般世帯から出る WEEE とその他の廃棄物を容易に分別できること。
  - ⅲ）第 12 条に言及された WEEE に対して、販売される製品の予期される使用度とサービス寿命の点やその他の状況から見て適度な地理的分布で回収システムがあること。
  - ⅳ）第 13 条に言及されている WEEE に対して、自治体と製造者の間で特別の合意がない場合、各自治体に少なくとも 1 つの回収システムを提供すること。
  - ⅴ）一般世帯からの WEEE について、製造者責任によってカバーされている機器以外の WEEE も回収システムに搬送されることが可能となっていること。
  - ⅵ）機器全体ないし機器に含まれる部品の再利用を促進するものであること。
  - ⅶ）回収システムで機器を扱う人々が、機器の特質を原因とする健康や安全のリスクに露出されないようにした製品設計となっていること。
- ［第 19 条］製造者は、製品全体ないし一部のメンテナンス、アップグレード、修理、再利用、前処理、素材リカバリー、エネルギーリカバリー、廃棄処分を容易にするため、電気･電子機器の含有物に関して健康・環境の観点から必要な情報を WEEE の処理に携わる者に提供する義務を負う。その情報は製品の発売日から 1 年以内に入手可能となることを保証しなければならない。
- ［第 22 条］一般世帯以外のユーザーに対しては、WEEE を分別処理する目的、WEEE の回収システムや製造者への搬送方法といった情報を提供する義務を負う。

（c）自治体と製造者の WEEE 回収システムに関する義務

スウェーデンでは、SFS2005:209 第 8 条に基き、一般世帯から出される WEEE で、製造者が直接回収していない WEEE に関しては、「環境規定（Environmental Code/1998:900）」第 15 章第 8 条の規定に基づいて、地方自治体が輸送、リサイクル、廃棄の責任を負うこととされている。さらに、自治体は、一般世帯に対して廃棄物管理に関する情報を提供する義務を負う（同 21 条）。

自治体と製造者の関係についてであるが、製造者は、各自治体が実施している廃棄物回収

方法と一致するような適切な回収システムの実施に合意するため、回収システムの導入開始前に、自治体の助言をあおぐ義務がある。また、自治体の要請があれば、自治体の助言をあおぐ義務を負う（第 23～24 条）。この際、製造者は、適切な施設を提供するのに必要とされる情報を自治体に提供し、かつ、一般世帯に対しても通知する義務を負う。自治体も、一般世帯向けに提供する情報に対して製造者がコメントできる機会を与える義務を負う（第 25 条）。

従って、スウェーデンでは自治体と製造者はすでに協力して、自治体と民営会社「エル・クレッツェン（El-Kretsen）」によりすでに運営されている全国的な回収・リサイクルシステム「Elretur」システム WEEE 回収・リサイクルに携わってきている。これについては、「（２）①WEEE の回収・引取制度の確立」の項で後述する。

（d）WEEE 回収のための財政保証

一般世帯からの WEEE に関する財政保証に関して、製造者は、SFS2005:209 に規定された 2005 年８月 13 日以降に上市された WEEE 処理の義務（第 12 条および第 16 条）を果たすため、リサイクル保険や（使途を WEEE 管理に限定し管理者の許可なく引き出すことができない）保証金積み立て用銀行口座の開設などの財政保証を通じて、資金を確保することが義務付けられている（第 18 条）。製造者が事業を停止しても、製品がリサイクルのため残されている場合は財政保証をする義務がある。

製造者は、８月 13 日以降上市された一般世帯からの WEEE を無償で引き取る義務を負うほか、2005 年８月 13 日以前に上市された過去の WEEE の引取も無償で行う。後者の場合、製造者は、EPA が規定する特定期間における家電の市場シェアに基づいて費用を負担することになっている。

一般世帯以外からの WEEE に関する財政保証に関しても、製造者は 2005 年８月 13 日以降上市された電気･電子機器の無償引取の義務を負う。2005 年８月 13 日以前に上市された過去の WEEE に関しては、無償引取の義務を負うが、これは、持ち込まれる古い製品に対し、「１対１」ベースで新しい代替製品が販売される場合のみ適用する。ただし、製造者は、一般世帯以外のユーザーとの間で、引取費用の払い戻しに関する合意などを結ぶ余地も残されている。

（e）製造者登録制度

SFS2005:209 による WEEE 指令国内法制化の過程で、新たに規制対象となった項目の１つに、

製造者登録制度がある。登録先はスウェーデン環境保護庁（EPA）で、2006 年４月より実施される予定となっている。電気・電子機器を販売する製造者は、EPA に以下のデータを報告しなければならない（第９条）。

- 製造者がスウェーデン国内で販売する、また他のＥＵ加盟国に通信販売で販売する多様な電気・電子機器の種類と数量（重量・数）。
- 製造者がスウェーデン国内で販売する世帯向け製品の数量（重量・数）。
- 製造者が他のＥＵ加盟国に通信販売で販売する世帯向け製品の数量（加盟国ごとの重量・数）。
- 同法（SFS2005:209）における製造者責任をどのようにして遂行しようとするかという意図と、同法第 18 条の廃棄物取り扱いの活動のための資金確保の義務をどのようにして満たしたかの説明。

なお、従来から施行されている「電気･電子機器の製造者責任に関する法令（SFS2000:208）」で、製造者は、EPA に対して、法令遵守のモニタリングのために必要なすべての情報や達成度を年次報告書として提供する義務を負うと規定されていた。SFS2005:209 においても、引き続き製造者の情報提供義務が維持されている（第 20 条および第 27 条）。

EPA は、製造者が提供する製品の種類、販売量、販売方法などの情報に基づき、製造者の市場シェアを算出するほか、欧州委員会に対して報告を行う義務を負う（第 10 条および第 28 条）。ただしスウェーデンの場合、第 13 条の規定にあるように、市場シェアは、ある特定の種類の製品、ある特定の種類の製品市場、あるいはその他適切な分類を指す場合もある。

このほか、監査やそのために必要となる費用に関しては、「環境規定（1998:900）」と「環境規定下の検査と監査に関する費用（Fees for Examination and Supervision under the Envirionmental Code/1998:940）」[103]に基づくとしている（第 29 条）。報告要件を満たさないなど法令不遵守の製造者に対する罰則適用や強制措置などの権限も EPA が有することになった（第 26 条、第 29 条、第 31 条）。

（f）コスト表示（ビジブルフィー）

引取費用の推定額を示すビジブルフィーを表示することができる。最終消費者に対する表示価格は総額を示さなければならないが、インボイスや領収書にその内訳明細も示してもよい。

---

[103] Förordning (1998:940) om avgifter för prövning och tillsyn enligt miljöbalken (1998-06-25)
（http://rixlex.riksdagen.se/htbin/thw?%24%7BOOHTML%7D=SFST_DOK&%24%7BSNHTML%7D=SFSR_ERR&%24%7BBASE%7D=SFST&BET=1998%3A940&%24%7BTRIPSHOW%7D=format%3DTHW）

（2）国内対応状況

① 国内法に基づく WEEE の回収・引取制度の確立

スウェーデンの特徴は、廃棄物の回収やリサイクルの法整備に関して他のＥＵ加盟国よりも進んでいること、自国の環境政策がＥＵの環境政策に少なからず影響を与えていること、また、製造者が廃品回収を無償で行うことを WEEE 指令に先がけて義務付けていたことである。

回収に関する国内法としては「廃棄物法令（2001:1063）」があり、これに基づき、自治体が分別回収の義務を負っている。また、「電気・電子機器の製造者責任に関する法令（SFS2000:208）」では、製造者各自が、自治体によって回収された WEEE、または最終使用者から直接 WEEE を引き取るためのシステムを構築する義務を負うことを規定している。これに伴い、非営利の民営会社「El-Kretsen」（後述）が自治体と協力して、全国的な無償での回収・リサイクルを行っている。

2005 年８月 13 日に施行された「電気･電子機器の製造者責任に関する法令（SFS2005:209）」で定められた回収･引取制度は、前述の「(1) ②国内法の概要」で述べたとおりである。

以上の法的枠組みをまとめると、地方自治体は、一般世帯から出る WEEE で直接製造者が引き取らない WEEE に関して、その輸送、リサイクル、廃棄処分の実施、さらに、財政保証や一般世帯に対する廃棄物管理に関する情報の提供義務を負う。その一方、製造者は、各自治体が実施している廃棄物回収方法と一致する適切な方法で WEEE を回収し、その財政保証も行うほか、自治体の助言をあおぐ義務がある。一般世帯からの WEEE は無償引取、一般世帯以外からの WEEE は代替品購入を条件に無償引取を行うこととなっている。なお、代替品を購入しない場合は、リサイクルのコストは最終使用者が負担する。

② 実際の WEEE 管理スキーム

既述のようにスウェーデンには、従来から廃電気・電子機器の引取や処理を定める法令や規則があり、その結果、回収･管理を行うスキームもすでに機能している。スウェーデンでは、自治体と産業界の承認を受けた「El-Kretsen AB」[104]が WEEE の回収・管理を行う機関として機能しており、自治体と共同で、「Elretur」システムと呼ばれる全国的な無償の廃品

[104] El-Kretsen の語意について：読み方は「エル・クレッツェン」。「El」は Electricitet（電気、エレクトロニクスの意）の略。「Kretsen」は単数形の Krets（循環、または業界グループの意。英語では Circle）の複数形を意味する。

回収サービスを 2001 年７月１日より開始している。

El-Kretsen AB は、製造者責任を負う電気・電子機器製造者を代表する事業者団体 21 団体が設立した非営利有限会社で、所有権もこれら 21 団体に属する（表 18 参照）。事業者団体はＩＴ製品、白物家電、茶物家電、その他のコンシューマーエレクトロニクス製品、照明器具、医療・研究機器などの業務を代表している。

国際的に事業を展開する製造者と国内製造者を合せて 800 社を超える製造者が、El-Kretsen のスキームに参加しており（2006 年 3 月時点）、スウェーデンにおける電気・電子機器の総販売の 90～95%を代表している。2005 年中に新たに登録した企業社数は 187 社（前年比約 30%増）である。

2005 年度に El-Kretsen と契約を結んでいるリサイクル業者数は、スウェーデン国内で 28 社、ノルウェーで１社となっている。輸送業者数は 21 社で、El-Kretsen は回収品輸送車両全体の 70%を自社所有とし、残り 30%をリースしている。

下請けの輸送業者、分別業者、リサイクル業者、ならびに処理工場はすべて、認可を受けていることが前提であり、国際的基準でも厳しいとされるスウェーデンの環境法に従って営業を行っている。El-Kretsen による下請け業者など第三者の選定は、当局が産業リサイクル企業に適用可能な規定を定め、価格、ノウハウ、事業を展開している場所などを考慮して、公開入札制度を基に行われる。下請企業との契約は２年である。El-Kretsen は、製品が SFS2005:209 やその他の法規制に準じて処理されているかどうかを確認するために、定期的にこうした下請け業者のモニタリングを行い、異常が確認されれば、その事象の重大性に応じて、警告あるいは契約の解約などの措置をとる。

表 17： El-Kretsen AB 基礎データ

- 2001 年７月１日に事業開始。
- 事業者団体 21 団体が所有。
- 非営利目的でサービスを提供する有限会社で、運営は参加企業が支払う費用で賄われる。
- 2005 年の収益は 3 億 SEK。
- 2006 年の登録企業総数は 800 社を超える。2005 年には新たに 187 社が登録。
- 登録企業がスウェーデンの電気・電子機器市場の 90-95%を構成する。
- 事業所はストックホルムの中心に位置し、従業員 15 人が業務に当たる。
- オフィスでは、テクニカルエンジニアリング、ビジネス、マーケットインフォメーションの３つのユニットで構成されている。

出所： El-Kretsen AB Annual Report 2005-2006 のデータを基に作成

表 18： El-Kretsen AB を所有する事業者団体と契約業者の一覧

事業者団体（2006 年 1 月）

- Association of Swedish Electrical Installation Material (E.L)
- Association of Swedish Suppliers of Toys and Hobby Articles (LLH)
- Brandvarnargruppen
- Branschföreningen för Kontorsartiklar, Emballage, Papper & Angränsande produktområden (KEPA)
- PowerTool Association (LEH)
- Supplier's Association for Professional Audio, Video & Lighting Equipment (LLB)
- Swedish Association of Electronics Industries (EIF)
- Swedish Grocers Federation (SDH)
- Swedish Interior Lighting Industry Association
- Swedish IT and Telecom Industry Ltd
- Swedish Lighting Industry Association
- Swedish Paper Trade Association (SP)
- The Federation of Swedish Building Materials and Hardware Merchants
- The Swedish Association of Antenna- and Cable TV- Suppliers (CANT)
- The Swedish Association of Industrial and Institutional Hygiene Products (IIH)
- The Swedish Association of Suppliers of Electric Domestic Appliances (EHL)
- The Swedish Association of Suppliers of Medical Devices (SLF)
- The Swedish Association of Radio- & Consumer Electronics Suppliers (SRL)
- The Swedish Consumer Electronics Retail Association
- The Swedish Mobile Telecommunications Association (MTB)
- The Branschorganisationerna's Foundation Office

輸送業者一覧 （20053～2006 年）

- Allfrakt AB
- Allrenhållning AB
- Akkafrakt
- BPM Transport AB
- G A C
- Gotlands Åkericentral AB
- Halmstads Bärarelag AB
- Hagéns Åkeri AB
- Iljjer Frakt AB
- Kristianstad Renhållnings AB
- LBC Askersund
- LBC Västerås
- LBC Finspång
- Lessebo Åkericentral
- Liselotte Lööf AB
- Närkefrakt AB
- Nora Lindefrakt AB
- Ragn-Sells AB
- Sörmlast AB
- (Muninipality of Jokkmokk)
- (Municipality of Jönköping)

リサイクル業者一覧 大型白物家電（2005～2006 年）

- Stena, Halmstad • Stena, Malmo • Kretsloppsparken, Kristianstad
- Ragn-Sells, Västerås • Kuusakoski, Skellefteå
- Skrotfrag, Oskarshamn • Skrotfrag, Göteborg

リサイクル業者一覧 小・中型機器（2005～2 006 年）

- Boden Municipality
- Jokkmokk Municipality
- Kuusakosuki, Skelleftea
- Örnsköldsvik Municipality
- Kuusakaski, Timrå
- GAC, Gävle
- Uppsala Municipality
- WAAB, Örebro
- MIREC, Norrköping
- Jönköping Municipality
- Kuusakoski, Vetlanda
- Stena, Bräkne Hoby
- SYSAV, Malmö

リサイクル業者一覧 直管型蛍光灯（2005～2006 年）

• HaSopor, Meråker, No • H.J.Hansen, Vejle, Dk

出所： El-Kretsen AB Annual Report 2005-2006 のデータを基に作成

（a）El-Kretsen の返品引取・リサイクルシステム：Elretur システム

Elreturシステムは、自治体によって回収されたWEEEを回収・リサイクルするシステムで、自治体との合意のもと実施されている。2005年春に、El-Kretsenと自治体間で新たに合意が成立し、2010年まで有効となっている。

このElreturシステムは、包括的で費用対効果が高く、他の返品引取システムに比べても好実績を生み出しているほか、宣伝効果も手伝って、スウェーデン国内での認知度も高い。現在、スウェーデン国内には、WEEE回収を目的とした有人回収ポイント（Collection Point／CP）が950ヵ所設けられている。そのうち、El-Kretsenと提携して自治体が運営している一般世帯からの回収ポイントは650ヵ所、El-Kretsenとの契約でリサイクル業者などが運営する一般世帯以外からの回収ポイントは300ヵ所となっている。

自治体が運営する一般世帯からのWEEE回収ポイントは平日に営業しているが、自治体の中には、夕方や週末の営業や住宅地域での回収サービスを提供している所もある。このほか、一般世帯のユーザーは、新製品を購入する時に店舗で古い製品を引き取ってもらうこともできる。店舗での引取の場合、消費者が持ち込む古い製品と購入する新製品のメーカーが同じでなくても、機能が同じであれば引取の対象となる「Old-for-new（新旧交換）」のルールが適用される。

一般世帯以外からのWEEE回収に関しては、原則的には、一般消費者と同じ方法が適用されるが、企業や団体など事業者は、El-Kretsenと契約を交わしているリサイクル業者に、直接、無償で引き取ってもらうこともできる。この際、事業者は、購入する新しい製品と同じ数量の古い製品がリサイクルのために持ち込まれたということを保証する返却証明（Returnee Certificate）を提示する。

なお、照明器具や医療機器といった特殊な製品に関しては、2005年秋のEl-Kretsenと「スウェーデン医療技術機器事業協会（Swedish business association for Medical Technical Equipment）」の合意により、ユーザーの要請があれば、El-Kretsenが、輸送業者に委託して、回収サービスを提供することになった。

現在、3,000 店以上の店舗やワークショップが、El-Kretsen による回収サービスを受けるための契約を結んでいる。El-Kretsen の会員である製造者から古い製品と引き換えに新製品を購入した店舗やサービスワークショップに対しては、無償にて引取を行っている。

表 19： Elretur システムの回収ポイント

・ 全国に設けられた有人回収ポイントは、950 ヵ所 ・ 住宅エリア （自治体の廃棄物回収サービスとその他の現場処理（Sorting-at-Source）サービスと提携） ・ 電化製品を販売する店舗家庭用エレクトロニクスとＩＴ製品のサービスワークショップ ・ 要請があれば、照明器具や医療機器は、業者への委託を通じて回収

出所： El-Kretsen AB Annual Report 2005-2006

図 9： Elretur システムのメカニズム

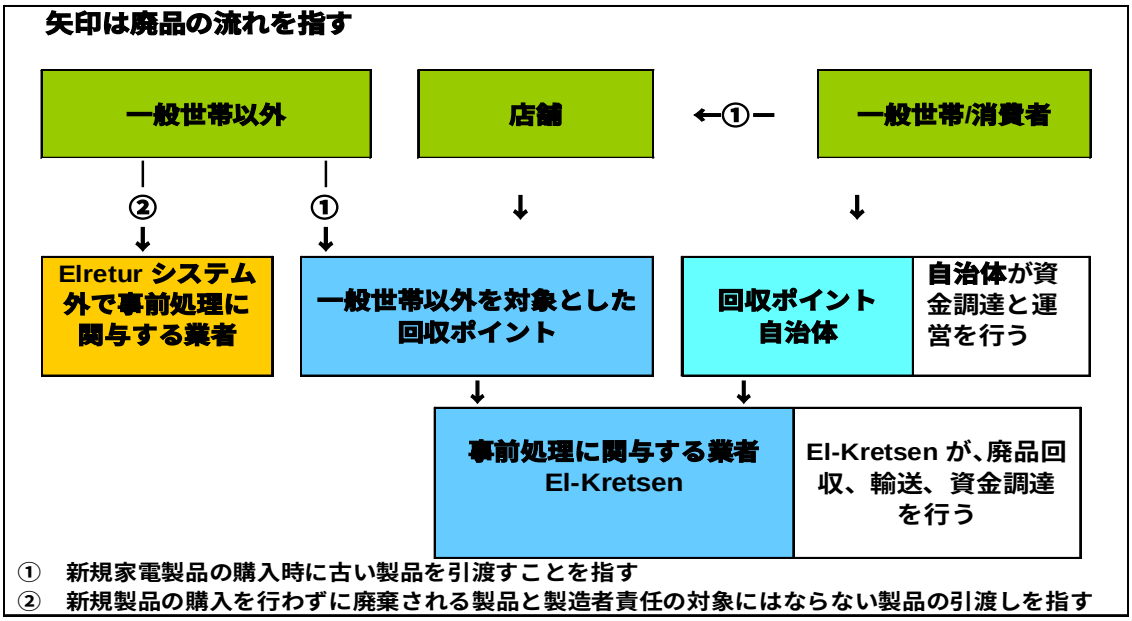

出所： El-Kretsen AB Annual Report 2005-2006 のデータを基に作成

El-Kretsenは、2005年に、廃電気･電子機器の回収・リサイクルにおいて、2001年の運営開始以来の最高記録である11万2,000トンを回収・リサイクルした。（2004年比12%増）なお、2005年８月13日より、これまで自治体が回収・リサイクルしていた冷蔵庫と冷凍庫も、El-Kretsenによって回収されることとなっている。８月13日以降12月末までに、El-Kretsenが回収した冷蔵庫・冷凍庫だけを見ると、21万台となっている。

その結果、冷蔵庫･冷凍庫を合わせた回収・リサイクル総重量は、12万6,500トンにまで増加した。これは、スウェーデン国民１人当たりで換算すると14kgにのぼり、WEEE指令の基準を上回っていることを示す。下記にリサイクル重量を示す。

表 20： リサイクル量の比較（2003～2005 年）

（単位：トン）

製品	2003 年	2004 年	2005 年
大型白物製品 （冷蔵庫・冷凍庫を除く）	32,800	36,800	36,300
その他家電製品、工具・ガーデンニング用工具	8,900	10,200	12,300
IT、オフィス機器、テレコム関連機器	14,000	17,700	22,700
TV、ビデオ、オーディオ機器	16,600	15,700	21,000
カメラ、時計、玩具	200	200	300
照明器具、照明設備	5,800	5,800	6,700
医療機器、研究機器	300	300	2,200
その他	-	600	
冷蔵庫・冷凍庫 ：El-Kretsen	-	0	10,500
：自治体	-	25,000	14,500
El-Kretsen 計	78,600	87,300	112,000
自治体処理の冷蔵庫・冷蔵庫を含む計	-	112,300	126,500

出所： El-Kretsen AB Annual Report 2004-2005 および 2005-2006 のデータを基に作成

なかでも、2004年から増加が多かったのが、IT、オフィス機器、テレコム関連機器、テレビ、ビデオ、オーディオ機器といった小・中型製品、および、医療･研究機器となっている。これらのWEEEは、自治体あるいはEl-Kretsenと契約を結んでいるリサイクル業者によって引き取られ、処理された。

表 21： 取り扱われた製品別の数量（2004～2005 年）

（単位：台・個）

製品	2004 年	2005 年
大型白物製品（コンロ、食器洗い機、洗濯機、乾燥機、ドライヤーカップボード、脱水機、クッキングプレート）	735,000	775,000
冷蔵庫・冷凍庫（８～12 月）	-	210,000
直管型蛍光灯	8,600,000	9,000,000
低エネルギーランプ・その他の放電ランプ	3,400,000	5,900,000
電球	13,300,000	12,900,000

出所： El-Kretsen AB Annual Report 2004-2005 および 2005-2006 のデータを基に作成

El-Kretsen では、廃品の種類や大きさに応じて、輸送の際に利用する容器を区別している。例えば、大型白物家電はばらで扱われるが、それ以外の小･中型の製品は 400kg まで収容できるケージを使用して輸送される。また、照明源の場合、破裂や破損を防ぐために特別な箱を使用しており、蛍光灯管は 1,150 管まで、低エネルギーランプとその他の放電ランプは 1,400 個まで、さらに、電球は 2,500 個まで収容できる。

表 22： El-Kretsen のロジスティクのスシステム別取り扱い数量（2004～2005 年）

（単位：ユニット、トン）

システム	輸送数		対象製品	ネット重量（トン）	
	2004 年	2005 年		2004 年	2005 年
積荷ケージ	130,000	165,000	小・中型製品	48,500	62,400
ボックス	15,000	17,000	照明源	2,300	2,400
バラ製品	735,000	985,000	大型白物製品	36,800	46,800
			計	87,600	111,600

出所： El-Kretsen AB Annual Report 2004-2005 および 2005-2006 のデータを基に作成

図 10： El-Kretsen のロジスティクスのシステム別輸送の割合（2005 年）

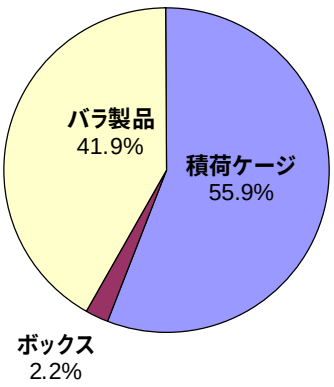

出所： El-Kretsen AB Annual Report 2004-2005 および 2005-2006 のデータを基に作成

（b）El-Kretsen の運営と費用

El-Kretsen の運営は、製造者が自社の製品販売数と製品の種類に応じて支払う費用と、El-Kretsen への参加費・年間会費として納める費用により賄われている。

製品販売数と製品の種類に応じて支払う変動型費用に関しては、毎月、あるいは四半期での支払い方法が受け付けられている。毎月の場合を例に挙げると、参加企業が前月の売上高に関するデータを指定のフォームに記入して、El-Kretsen に電子メールで提出し、それに基づき、EL-Kretsen が請求書を発行するシステムとなっている。その総額は廃品のタイプ、重量、サイズ、回収される容量、さらに、新製品の販売量などの要素を合わせて決定する。なお、輸出製品に対して費用が加算されてしまった場合、返金も可能となっている。

ICT（情報通信技術）関連製品については、別の費用支払方法が採用されている。例えば、スウェーデンのIT業界団体、ITFöretagenが採用している方法（Declaration A）では、El-Kretsen が回収と処理に必要な実際のコストを毎月算出し、市場シェアに応じて製造者の間で分割

し、徴収するという方法である。市場シェアは、各製造者による前四半期の総販売量（トン）の比率に応じたものであると定義されている。この場合、製造者が負担するコストが毎月変動する。販売量が３トン以下の企業に対して、標準の費用を課すという方法は廃止されている。

また、ICT関連製品に関しては、Declaration Bという方法も採用されている。この方法では、製造者自身が回収とリサイクルにかかる費用を自己負担するというものである。この場合、製造業者は、国内法に従って、リサイクルの義務を果たさなければならないほか、委託するリサイクル業者もEL-Kretsenに承認を受けた業者でなくてはならない。

El-Kretsen に納める参加費と年間会費は固定価格制で、2006 年の価格は下記に示すとおりとなっている[105]。

- 参加費：　製造者１社につき 3,500SEK（税は含まない）
- 年間会費：　製造者１社につき 500SEK（税は含まない）

また、テレビなどの茶物家電や、医療・研究機器と玩具に関しては、廃品回収量も増加しているために、製造者が負担する手数料が上がっている。徴収された手数料は、廃品の回収や輸送、分別、リサイクル、ならびに El-Kretsen の運営に充てられる。

③　製造業登録制度の確立および登録先機関の概要

2005 年８月 13 日に施行された「電気・電子機器の製造者責任に関する法令（SFS2005:209）」で、製造者の国家登録制度が新たに規定され、スウェーデン環境保護庁（EPA）が管轄機関となることが決定された。製造者の登録は、2006 年４月より開始される予定である。

これまでは、El-Kretsen は政府機関ではないものの、EPA など所管省庁によって承認されている回収・リサイクル組織として認識されてきた。そのため、製造者は El-Kretsen への参加を強制されず、WEEE を引き取るシステムを独自に構築する選択肢も与えられてきた。しかし、こうしたシステムの構築には費用がかさむうえ、スウェーデンの環境法規制に精通した知識が要求されるのが現状である。

El-Kretsen の主な役割は、EPA と 289 の地方自治体当局に対して、システム運営と回収実績等を含む業務実績や、登録している製造者が El-Kretsen に報告した製品販売量などの情報を

[105] 各電気・電子機器の分野別：製品別価格表はウェブ上で閲覧できる。
http://www.el-kretsen.se/Index-e.htm より、Pricelist 2006 をクリックする。

報告することである。さらに、登録している製造者に代わり、一般世帯と一般世帯以外の消費者に対して、古い製品を返却できる権利と国内の約 1,000 ヵ所にある回収ポイントに関する情報を提供する役目も担っている。

言い換えれば、El-Kretsen が スウェーデンの 289 の地方自治体すべてと合意を締結しているため、製造者は同社の回収スキームに参加することで、新しい製品の配達先と全く同じ場所で古い製品の引取に応じるという製造者責任（同法令の第 12～15 条で規定されている通常の義務）と、WEEE の回収に関する財政保証の義務を果たすとみなされる。

さらに、Elretur システムが導入された背景には、消費者が店舗に廃品を持ち込むことを避けようとした策定者の意図がある。店舗など流通業者の義務は法令 SFS2005:209 では特に規定されていないが、店舗自身が引取を望む場合、それは可能である。しかし、設置された回収ポイントを消費者に伝えることで店舗は引取義務を果たすということですでに合意されている。

2004 年４月当時、El-Kretsen のマーケティング＆インフォメーション統括を担当する Peter Mellgren 氏[106]は、同社への登録と EPA への登録の違いは、義務であるかないかという点だとコメントしていた。これまで、El-Kretsen に登録されている企業の情報は、同社を通じてすでに EPA に提出されてきたわけであるが、法令 SFS2005:209 では、登録は製造者責任として規定しているため、何らかの責任不履行が発覚した場合、EPA による処罰の対象となる。El-Kretsen への不参加を選択した製造者は、法令に従い、EPA に対して製造者責任を満たすシステムと財政保証を自ら実施していることを確実に示さなければならないことになった。

従って、El-Kretsen では、共同スキームに参加することで、各製造者は回収とリサイクルを目的とした一貫性、統一性を有する全国的なシステムへのアクセスを消費者に提供できるだけでなく、大規模に運営されている同システムから恩恵も享受できるとしている。

しかし、製造者の方が消費者のニーズに関する知識をより豊富に持っているケースもあるため、El-Kretsen では、同社が提供するサービスを利用する権利については、製造者自らが消費者に対して情報を提供するよう強く奨励している。なお、スウェーデン国内での回収ポイントなど詳細情報が、El-Kretsen のウェブサイトや地方当局から入手可能であり、その結果、製造者が消費者に提供する情報も、El-Kretsen とそのシステムの紹介になると見られる。

[106] 2005 年４月時点のヒアリングによる。

連絡先

スウェーデン環境保護庁

Swedish Environmental Protection Agency（EPA）（Naturvårdsverket）
Products and Waste Section
SE-106 48 Stockholm, Sweden
Blekholmsterrassen 36
Tel: (+46) 8 698 10 00
Fax: (+46) 8 20 29 25
E-mail: natur@naturvardsverket.se
Website: http://www.internat.naturvardsverket.se/
担当者名： Jenny Sandahl、Martin Påhlman、Helene Lindqvist、Cecilia Petersen

連絡先

El Kretsen AB
P.O. Box 1357
SE-111 83 Stockholm
Sweden, Barnhusgatan 3, 4 tr.
Tel: +46 (0) 8 545 212 90
Fax: +46 (0) 8 545 212 99
E-mail: info@el-kretsen.se
Website: http://www.el-kretsen.se/

15．英国

（１）国内法整備の進捗状況および法令の概要

2006 年３月時点で、英国における WEEE 指令の国内法はまだ整備されておらず、今後の予定も明らかでない状況にある。英国政府はこれまで、数度にわたり WEEE 規則の実施延期を発表しており、現在も諮問が行われている状況である。

なお、RoHS 指令については、2005 年 10 月７日に「特定の有害物質の電気・電子機器への使用制限規則 S.I. 2005 No. 2748」[107]（通称「RoHS 規則」）が発効した。2004 年８月 13 日までに国内法を整備するという指令で規定された期限には間に合わなかったが、指令の国内実施は予定どおり 2006 年７月１日より行われることになった。

①　国内法整備の進捗状況

英国では、ＥＵレベルでの WEEE 指令および RoHS 指令に関する交渉と、国内法整備（WEEE 指令のほとんどの面と RoHS 指令のすべて）は貿易産業省（DTI）が所管している。実際に WEEE の実施を監視するのは、各地方の環境局に相当する以下の機関となる。

- イングランド・ウェールズ：　環境局（Environment Agency）
- スコットランド：　スコットランド環境保護局
  （Scottish Environmental Protection Agency／SEPA）
- 北アイルランド：　環境・遺産サービス（Environment & Heritage Service／EHS）

さらに、国内での WEEE 施行については環境食料地方問題省（Department for Environment Food and Rural Affairs／DEFRA）も WEEE の処理、廃棄許可、製造者のリカバリー・リサイクル・再利用率目標に対する遵守の評価などを所管することになっており、これらについても上記の各地方の環境庁が実施を監視する。

RoHS 指令についても DTI が全面的にＥＵレベルでの交渉と国内法整備を所管しており、RoHS 規則の施行を所管する当局には、2005 年７月１日付で DTI のエージェンシーである国立度量衡研究所（National Weights & Measures Laboratory／NWML）が指定された。

英国ではこれまで WEEE 指令の目的に沿った施策をカバーしている法令がなかったため、WEEE 指令に準拠するための法令を一から策定することになった。しかし、WEEE の引取・

[107] The Restriction of the Use of Certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic Equipment Regulations 2005 (Statutory Instrument 2005 No. 2748)（http://www.opsi.gov.uk/si/si2005/uksi_20052748_en.pdf）

回収制度などのシステムも一から作り上げなければならず、３度にわたる諮問を通した関係者間の調整もスムーズに進まず、度重なる延期を発表してきた。

表 23： 英国における WEEE 国内法制化に関するこれまでの諮問の経緯

2003 年３月末～	国内法の策定準備のため、諮問を開始	• ３回にわたり産業界や環境保護団体、消費者団体などとの諮問を実施。
2004 年７月末～	諮問文書を発表 これをベースに、2005 年８月 13 日の施行を目指し国内法「2004 年 WEEE（製造者責任）規則（案）[108]」とこれに伴うガイダンスの策定を RoHS の準備と並行して実施	• ３回目の諮問は、2004 年７月末から３ヵ月間にわたり関係者の意見を聴取、結果を同 11 月末に発表。 • DTI は、諮問の期間中に「National Clearing House Project Group」という小規模なステークホルダーグループを立ち上げ、製造者への WEEE の責任の割当に関する問題を検討。 • WEEE の処理基準に対するガイダンスの内容については各地方の環境局が地方ごとに諮問を実施。 • また、DEFRA が、英国全体の廃棄許可システムのレビューについて諮問を行う予定。
2005 年３月 24 日	規則の実施延期を発表 具体的な制度の開始時期に関して右のような予定と意向を表明	• 規則発効の時期は「2005 年夏」（具体的な発効予定は明言を避けた）とし、同時に、それまで作成を進めてきたガイダンスも発行する予定とした。 • 一般世帯と一般世帯以外のユーザー（英国国内法では「ビジネスユーザー」として定義）からの WEEE に対する製造者のコスト負担責任と、WEEE の小売業者および流通業者の引取義務については、2006 年１月から実施する意向が示された。 製造者責任と小売業者・流通業者の義務については、かねてより業界団体やスキーム実施団体から 2005 年８月の実施には準備が追いつかないとして延期の要請が出ていた。 一方、小売業界からは１月という時期はクリスマス後の商戦で繁忙期に当たるため、さらなる延期を要請する声が上がった。 • マーキングについては、電気・電子機器がこの日以降に販売されたものかどうかを示すマーキングも含み、当初の予定どおり、2005 年８月 13 日から実施することを提案。 • 指令の期日どおりにマーキング要件を遵守しなければ、製品がマーキングされないまま市場流通することになり、英国はこれらの製品に関して永久的に指令違反となることを政府は危惧。すでに多くの製造者が８月に向けてマーキングの準備を行っていることを見込んだうえでの方針。 • 製造者責任が実施されて分別回収された WEEE を処理する施設の認可についても、2006 年１月の実施に間に合わせるよう、政府は近いうちに規則草案に対する諮問を開始するとした。規則草案と処理に関するガイダンスの内容は今後発表するとした。
2005 年８月 10 日	WEEE 指令の国内実施の新たなタイムテーブルと方針を示した文書を公表	• 製造者責任と引取義務は 2006 年１月から導入すると発表。これ月以降、DTI はステークホルダーとの協議を重ね、11 月に今後の実施タイムテーブル確認していた。

[108] The Waste Electrical and Electronic Equipment (Producer Responsibility) Regulations 2004

以上のような経緯の中、DTI は 2005 年 12 月 14 日になってさらなる延期を公表した[109]。この決定は、2006 年１月からの実施は難しいという産業界などステークホルダーの不安と、企業のコスト負担を最小化すべきという政府の考えによるもので、2006 年年初より省庁間チームが WEEE 規則案を再度見直し、春に再度大規模な諮問を行うこととなった。

その後、DTI には WEEE 導入チーム（WEEE Implementation Team）が設置され、製造業者、小売業者、廃棄物処理・リサイクル業界、再利用・中古品調整（refurbishment）を行う組織、地方自治体らのステークホルダーとの対話を行い、2006 年３月最終週に見直しの結論と指令の国内実施に対するアプローチを明らかにした文書[110]が公表されている。今後は、この文書の内容を基に、2006 年４月 21 日を期限にさらに広範なステークホルダーに対して非公式の意見聴取を実施して見直しの結論を完全に検証し、ここで得られた回答を考慮に入れて政府がウェールズ、スコットランド、北アイルランド当局とともに、新規則案とガイダンスの内容を確定させてこれらを正式な諮問に諮る。ただ、最終的にいつから WEEE 規則を施行させるつもりなのか今後の具体的なスケジュールについては明らかにされていない。DTI への問い合わせでも、正式な諮問を春の間に終わらせる意向だけが明らかにされており、今後の新たな予定も諮問の際に併せて発表するということであった。

この見直しの結論に関する文書によれば、ステークホルダーへの意見聴取は、コンセンサスを期待したり求めたりするものではなく、見直しの結論に対して議論を再開することも意図としてない。意見聴取の目的は、この文書にある提案が指令の目的と義務を効果的かつ効率的な方法で果たすものであるかどうかを明らかにする「証拠」を入手するためのものであるとしている。ただ、これらの提案内容を改善するための提案は歓迎するとしており、これを受けて修正文書や補足文書を発行する可能性も示している。

DTI はまた、各地方の環境局の手数料に関して諮問を実施中で、2006 年６月 21 日までステークホルダーからの意見を受け付けている[111]。

②　法令の概要

2006 年３月末に DTI が発表した見直しの結論に関する文書は、今後内容を固めていく予定の規則案の基本方針を示したものであり、これが今後どのように 2004 年７月に発表された

[109] "Implementation of the EU Directive on Waste Electrical and Electronic Equipment (the WEEE Directive)", Department of Trade and Industry (Sue Macdonald, Director, Sustainable Development), 14 December 2005 (http://www.dti.gov.uk/sustainability/weee/WEEE_Review_Letter_December05.pdf)

[110] "Waste Electrical and Electronic Equipment Directive - Conclusions of Implementation Review", WEEE Implementation Team, DTI (http://www.dti.gov.uk/sustainability/weee/Recommendations_Paper.pdf)

[111] http://www.dti.gov.uk/sustainability/weee/WEEE_Agencies_fees.pdf

規則案に具体的に影響していくかは、現段階では予測が付かない部分が残されている。また、大きく変わることが明らかな部分もあるため、ここでは、2004 年７月発表の規則草案についてはその構成を示すだけにとどめ、現段階で政府が提示している基本方針を中心に方向性を示すこととする。

2004 年７月に発表された「2004 年廃電気・電子（製造者責任）規則（案）」[112]の内容は下記表 24 のような構成として発表された。規則案は概ね指令に沿ったものとなっているが、指令で加盟国の裁量で決定できる部分がある。また、2005 年３月 24 日の WEEE 規則延期の発表を見る限りにおいて、この草案からさらに変更が行われることはほぼ確実となっていた。

表 24： 英国「2004 年廃電気・電子（製造者責任）規則」最終草案の内容

The Waste Electrical and Electronic Equipment (Producer Responsibility) Regulations 2004

パート I（1～2 条）	一般条項（規則の呼称、施行日、解釈）
パート II（3～5 条）	適用対象範囲（適用対象製品、非対象製品）
パート III（6～15 条）	流通業者による分別回収（流通業者の分別回収提供の義務、回収スキームへの参加、回収スキームの承認と登録・撤退・当局による登録拒否・抹消、製造者による任意の引取システム）
パート IV（16～17 条）	製造者の義務（製造者責任と例外）
パート V（18～21 条）	製造者登録（登録期限、必要項目、通信販売、事業の譲渡）
パート VI（22～25 条）	一般世帯からの WEEE に関するファイナンシング（製造者の責任割当、責任遂行に関する意向の通知、購入者に対するコスト表示）
パート VII（26 条）	ビジネスユーザーからの WEEE に関するファイナンシング
パート VIII（27～31 条）	リカバリー（リカバリー率・再利用／リサイクル率の目標、目標達成度計算のための製造者の記録保管義務、報告期限、以上の準拠当事者・報告者、準拠証明の当局への提出）
パート IX（32～34 条）	情報（ユーザーへの情報、処理施設への情報、製造者への警告）
パート X（35～42 条）	製造者準拠スキーム（スキームの登録、スキームメンバーから実施者への情報提供、スキームの承認・承認取り消し、スキームの登録条件・登録拒否・登録取り消し）
パート XI（43～46 条）	スキーム実施者による請願（当局の決定に対する請願手続き）
パート XII（47～52 条）	規則施行（所管当局、監視、公共登録簿、準拠証明発行者の承認、立ち入り検査）
パート XIII（53～54 条）	違反（違反となるケース、罰則）
スケジュール１	規則でカバーされる電気・電子機器の分類
スケジュール２	流通業者の準拠スキーム承認申請とスキーム計画に含む情報の項目
スケジュール３	製造者登録の申請に必要な情報
スケジュール４	準拠証明に含む情報の項目
スケジュール５	電気・電子機器に表示するマーク
スケジュール６	製造者の準拠スキーム承認申請に含む情報の項目
スケジュール７	請願手続き
スケジュール８	公共登録簿に公開される情報
スケジュール９	規則のもと、施行当局が施設を立ち入り検査する権限と義務

[112] The Waste Electrical and Electronic Equipment (Producer Responsibility) Regulations 2004

2006 年３月に発表された見直しの結論の１つとして、製造者責任および小売業者の責任の原則を全面維持することが強調された。また、これまでのステークホルダーとの協議の結果として、中小企業の抱える問題やニーズを反映させたという。DTI は、以下の点が見直しの結論の特徴であるとしている。

- 小売業者の準拠スキーム認可：「指定回収施設（Designated Collection Facilities／DCFs）」のネットワークを確立する。
- 製造者は地方自治体と交渉のうえ自治体の WEEE 回収ポイントから WEEE を回収しなければならない。
- 製造者の登録義務：直接登録ないし認可された準拠スキームを通して。
- 指令のもと発生する製造者義務を算出するためのシステム。
- WEEE の DCFs から製造者スキームへの割当のための準市場的なメカニズム。
- DCFs からの WEEE の回収を網羅する行動規約。
- WEEE を処理し処理した証拠を製造者に提供する「認可処理施設（Authorised Treatment Facilities／ATFs）」のネットワーク。
- 製造者がリサイクルの目標を達成したことを証明できるようにするための手順
- 製造者が過去の WEEE 取り扱いにかかるコストを見せるための任意アプローチ

（a）製造者登録

(i)　登録申請期限

WEEE 規則案第 18 条では、すべての製造者は貿易産業大臣に登録を求める申請を、2005 年８月 12 日（施行予定日の前日）までに行うとされている。2007 年１月１日以降は、その年の１月 31 日までに登録することになっている。言うまでもなくこの初回登録の期限はすでに越えているが、2005 年３月 24 日の DTI 発表でも登録期限について触れられていなかった。2006 年３月時点の発表では、いつから登録を開始し、いつを期限とするかについては触れられていない。このため、これらの期日が最終的にどうなるかは正確なことは現時点では不明であるが、周辺情報からは「2006 年夏」からの登録開始を目途としているという情報も見られた。

(ii)「ナショナルクリアリングハウス」設立計画の廃止および新たな登録先

当初は、英国における WEEE 管理機関として「ナショナルクリアリングハウス（National Clearing House）」を設立する[113]ことで話が進んでいた。これは製造者側からの提案で、製造

[113] クリアリングハウスについては規則案では一言も触れられていない。規則案第 50 条で、貿易産業大臣は規則中で与えられたその機能・権限を委任するために他の者を指名することができるとしており、これを利用してクリアリングハウスを設立しようとしていた。

者登録、製造者への WEEE 責任の割当、データ報告などの窓口を一本化し、クリアリングハウスが管理するという方針であった。この方式は 2004 年秋に実施された第３回諮問の段階では概ね支持されていたものの、３月 24 日の発表では、クリアリングハウスの実際的な役割についての協議でコンセンサスが得られなかったため、このアプローチには変更が加えられたとされている。クリアリングハウスの運営を外部委託するというアイデアにも多くの関係者が賛意を示していたにもかかわらず、パブリック・アカウンタビリティの問題など複雑な問題が絡み合って実施が困難になったようである。そのため、欧州委員会による WEEE 指令の見直しが予定されている 2008 年までの３年間はシンプルな方法にとどめ、見直しの時点でなお製造者側がこのアプローチを求めるのであれば再検討するという結論に至った。

クリアリングハウス設立の計画が頓挫したため、製造者の登録先は各地方の環境局が担当し、WEEE の製造者への割当は DTI が決定することになる見通しとなった。

(iii) 2006 年３月末に DTI が発表した方針

- WEEE 指令の下、すべての製造者が登録しなければならないが、英国では、各地方の環境局に直接登録するか、認可されている製造者準拠スキームに参加するかのどちらかとなる。イングランド・ウェールズは環境局（Environmental Agency）、スコットランドはスコットランド SEPA、北アイルランドは NIEHS となる。環境局は登録費を設定し徴収する。
- 製造者が個別に直接、環境局に登録するには、製造者は、回収・リサイクルの基準なども認可準拠スキームと同じ要件を満たさなければならない。そのため、政府は、製造者がスキームを通して登録することを奨励している。
- 製造者は、WEEE 指令の義務を果たすために２つ以上のスキームに参加することはできない。また、遵守期間中に途中で別のスキームに変更することは認められない。
- 製造者準拠スキームは、各地方の環境局への登録を求められる。スキームの登録期間は３年間とする。スキームからの製造者の登録は毎年行う。
- 準拠スキームの認可基準は今後、別途設定される。これには、DCF サイトからの回収能力や、中小企業のニーズに合ったメンバーシップ構成、遵守期間を通して運用を持続できるだけの財政能力も示した事業計画、メンバーが英国市場での事業を停止した場合に当該企業の製造者義務をカバーするために適当な財政保証（例えば保険を通してなど）などが含まれる。

(b) 製造者責任

当初の規則案ではパート V（18～21 条）において、分別回収された WEEE の処理、リカバ

リー、リサイクル・再利用に関する製造者の義務が定められており、これらは WEEE 指令の内容から乖離はない。しかし、分別回収された WEEE の製造者への割当に関する具体的なアレンジは規則では規定されていない。割当についても前述の「クリアリングハウス」で管理する予定であったが、2005 年３月の規則実施延期発表では、DTI が割当の決定を担当することになるとされた。割当の方法は、市場シェアに応じたものとし、大手製造者と準拠スキームに対しては WEEE の回収ポイントを割り当てる「物理的割当」、市場シェアの小さい製造者に対しては財政的に準拠できるような決済メカニズムを使ったアプローチをとる方針が発表された。物理的割当の方法として３つの方法が検討されたが、いずれもクリアリングハウスが設立されるという前提で考案された方法であり、クリアリングハウスの関与がなくなったため再検討を余儀なくされた。このアプローチはまだ詳細なところまでは確定しておらず、政府は 2005 年４月中には製造者らと詰めを行うこととした。

2006 年３月に DTI が発表した方針では、製造者義務の算出について以下の方針が明らかにされている。

- 製造者の義務に対する「遵守期間（compliance period）」は暦年で計算される。
- 各遵守期間の終わりに、製造者の準拠スキームは指令で求められている義務を満たしたことを証明することが求められる。準拠スキームは各メンバー企業の負担分について法的に責任があり、それぞれのスキームが、WEEE の取り扱いのコストをどのようにメンバー企業間で分担するかをメンバー企業と決定する。
- 遵守期間の始めに、各製造者準拠スキームは環境局にメンバーシップの詳細と各メンバー企業が前年中に市場に出した電気・電子機器の重量を報告することが求められる。この情報が、環境局が各スキームの市場シェアを計算するのに使用される。
- 各スキームは環境局にメンバーシップの変更や回収・再使用・リサイクル・リカバリーされた WEEE の数量を報告することが求められる（処理・リサイクルのために輸出された WEEE が回収された場合も含む）。
- 環境局は１年を通して出された WEEE の数量を監視し、四半期ごとに報告書を公表する。これは、前年の市場シェアに関する情報とともに、製造者スキームに回収・処理・リサイクルされるべき WEEE の水準の指針を与えることになる。
- 環境局は、遵守期間の終わりに、実際に市場に出された電気・電子機器の水準と産み出された WEEE の水準から、製造者スキームの義務を計算する。スキームは、最終的な義務を通達され、義務を果たした証拠を見せることが求められる。

また、割当の手順については、以下の方法が示されている。

- 製造者準拠スキームは、製造者としての義務を果たすだけの十分な WEEE を回収できるよう、地方自治体および指定回収施設（DCFs）を有するその他の者と交渉する責任があり、政府はこのプロセスに一切介入しない。その方法も製造者準拠スキーム間で交渉し

て決定する。

- 一部の製造者や準拠スキームには、割り当てられた負担分を超えて WEEE を処理したり、逆に、負担分よりも少ない WEEE しか扱わないケースが出てくる。後者の場合、定められた財政義務を果たせないことになる。こういった状況に対処するためのシステムとして、中央取引所（Central Exchange）を通した余剰分売買のシステムを設置する。取引所は、負担分余剰となっている（割当よりも多く WEEE を処理した）製造者からその証拠を原価で買い取り、それを負担分より少ない WEEE しか取り扱っていない製造者に対して DTI が処理コストを若干上回る水準に固定した価格で売る。
- 行動規約に則って妥当な努力を行ったにもかかわらず、十分な WEEE を回収できない廃棄物処理当局（Waste Disposal Authority）は、WEEE の処理を確保しその証拠を取引所に原価で売る資格を与えられる。
- ある１年間に取引所に残った余剰分は、環境局が徴収する製造者登録手数料を引き下げるために使われる。DTI は以上のような価格設定では、負担分不足が発生する可能性が高いと見ており、実際に不足が発生すれば、翌年の余剰分に繰り越される。

中央取引所の運営者などについての詳細は現時点では不明である。

（c）小売業者による引取制度

2005 年春の状況では、英国政府は WEEE の分別回収のための公共施設（civic amenity）の改良に対する出資を含む資金調達を、チェーン店が加盟する英国小売業組合（British Retail Consortium／BRC）に要請していた。しかしこれについては、双方の意向がかみ合わず、一般世帯からの WEEE の回収について先行きが不透明となっていることから、早期に結論を出さなければならない課題となっていた。

2006 年３月の DTI 発表では、英国の新たな国内規則では、小売業者は以下によって義務を果たすことができるものとする方針が示された。

- 同じ目的に使用される新たな電気･電子製品を販売する際に WEEE を一般世帯から引き取る。
- 消費者が WEEE を無料で処分しに行くことができる指定回収施設（DCF）を消費者に適切に提示する認可済み小売業者準拠スキームに参加する。
- 政府は、小売業者準拠スキームによって DCFs の大半は、地方自治体の既存の回収施設（Civic Amenity）のサイトと廃棄物中継基地（Waste Transfer Stations）に設置されるものと予想している。
- 小売業準拠スキームに対する認可基準は今後、別途発表される。これらには、メンバーが拠点とする地域を対象とする DCF サイトとの契約、遵守期間をカバーする財政能力、

中小企業のニーズや加盟料金体系などを考慮に入れたメンバーシップ戦略などの点が含まれる。英国全体でのネットワークを構築するために、要請に応じて他のスキームと協力することも認可条件となる。

（d）WEEE 回収の実際的な手配

2006 年３月の DTI 発表では、WEEE 回収の実際的な手配として、以下が想定されている。

- WEEE 規則によって、小売業者と小売業者準拠スキームは、製造者と製造者準拠スキームが WEEE をすぐに回収できるように準備しておくことが求められることになる。製造者準拠スキームは、WEEE を回収するために、回収場所の運営者（地方自治体や小売業者など）と交渉する必要がある。
- 回収の手配については、行動規約に定められる予定で、その内容は現在ステークホルダーと協議しながら策定されているところである。行動規約の採用・遵守に合意することが、準拠スキームおよび指定回収施設（DCF）の承認のプロセスの一環となる。
- 認可処理施設（Authorised Treatment Facilities／ATFs）は DEFRA の制定する規則の下、所轄の環境局がライセンスを発効する。

製造者の準拠スキームは WEEE が処理された証拠を環境局に提出することになる。

- 製造者準拠スキーム（および個別に登録した製造者）は、財政義務を果たしたことを準拠宣言（Declaration of Compliance）を通して証明することが求められる。これには適宜、証拠となる記録（Evidence Notes）を伴う。この準拠宣言は、製造者スキームが、環境局から受け取った通知に沿って財政義務を果たしたことを確認する声明書に署名を入れる形となる。証拠記録は WEEE が適切に処理・リサイクルされたことを示すもので、宣言を証拠立てるものとなる。
- 証拠記録は、当該の WEEE の出荷重量を示し、廃棄物管理認可規則（Waste Management Licensing Regulations）に沿って処理されたことを宣言するものである。証拠記録はまた、指令で規定された WEEE のリサイクル目標を達成していることを証明するものでなければならない。この証明に必要な情報を簡素化するため、規約（プロトコル）を策定することが想定されている。
- 準拠スキームへの証拠記録の伝達方法は、製造者と認可処理施設（AFTs）の間（WEEE が複数の AFTs を通過する場合は、これらの AFTs 間）の契約合意によって異なってくる。

（e）コスト表示（ビジブルフィー）

ビジブルフィーについては任意とする意向が確認されている。自主的アプローチでどのよ

うにすればうまく機能するか、製造者と小売業界間の協議が行われてきた。DTI によると、今回の見直しでは、ビジブルフィーの問題について、異なる立場から異なる見解が出された。過去の WEEE のリサイクルにかかる追加コストを表示する権利を法律で規定する点（Mandatory right）については、製造者の間でもコンセンサスが得られていない。白物家電の製造者の代表者はあらかた義務的規定に賛成している一方で、白物家電以外の製造者や小売業者の代表者はこれに反対している。

ビジブルフィーの表示義務を支持している者は、過去の WEEE のリサイクルにかかるコストは製造者に大きな財政負担となり、競争力を損なうというもの。反対者は、ビジブルフィーに関する指令の条項（第８条第２項）は暫定的な性格のものであることから、義務的な制度とした場合、それにかかるコストが歳入を上回る可能性の方が高い点を指摘している。

英国政府は、製造者義務の原則を強く支持しており、ビジブルフィーの表示を義務化することは、過去の WEEE の処理にかかるコストが製造者から消費者に転嫁されていることを明示するものとなり、製造者義務の原則と一貫しないことになるとしている。ビジブルフィーの表示を義務化した場合でも、過去の WEEE の処理コストが製造者の全体的な価格設定に反映されることには違いないが、製造者がこれらのコストを最小化するインセンティブが高まるとしている。

このことから、今回の見直しでは、英国の WEEE 規則では指令の当該条項を書き写すにとどめることに結論付けた（ＥＵ法の国内法整備で不必要に複雑にしないという方針にも合っている）。このアプローチの下、ビジブルフィーの表示はサプライチェーンでの交渉に任されることになる。製造者はこのような交渉で、例えば製品へのステッカー貼付などによるビジブルフィーの表示を提案することもできる。

（f）再利用

英国政府は、現在 WEEE を取り扱っているチャリティ団体と第三セクターの立場を強化し、WEEE の再利用を進める。DTI は関心のあるステークホルダーを召集して再利用タスクフォースを設置している。DTI によれば、ボランタリーセクターは WEEE の再使用を促進するために重要な役割を果たしており、WEEE 指令が国内法制化がされてもこれに変わりないということである。ボランタリーセクターではすでに指令の要件に沿った形で運営を行っており、WEEE 指令実施の遅れによりこれらのグループにも困難をもたらしている。

（２）国内対応状況

①　WEEE の回収・引取制度の確立

前述のとおり、クリアリングハウスの設立の可能性がなくなったことで、制度の方向性が不透明になっているものの、製造者の回収制度については、英国に拠点を置く大手電気・電子機器メーカー45 社が参加する REPIC（Recycling Electrical Producers' Industry Consortium）によるスキームや、英国小売業組合（British Retail Consortium／BRC）が設置を進めている引取スキームがある。また、DTI によれば、英国ではすでに一部の WEEE、特に洗濯機、自動食器洗い機、冷蔵庫などの白物家電では解体と金属スクラップのルートが確立されており、廃製品の回収、リサイクル、再利用が進んでいる。そのため、WEEE 指令で加盟国に求められている国民１人当たり年間平均４kg を回収するという目標は英国ではすでに達成されているという。また、BRC によれば、小型機器についてもすでに多くの地方自治体の回収システムを通して回収されているという。

政府の試算では、WEEE 規則実施にかかる年間コストは１億 8,900 万～３億 8,900 万ポンドと予測しており、うち７割が WEEE の処理とリカバリーに関連するもので製造者の負担となる。これ以外に、新製品を販売する際に旧製品を個別に無償で引き取らなければならない小売業者に対しても別途コストが発生する見込みである。地方自治体にも多少コストが発生するものの埋立のコストが削減される。廃棄物は埋立が中心の英国では WEEE 指令導入によって年間 13 万 3,000～33 万 9,000 トンの埋立量が削減され、全体としては英国の環境の現状は改善するものと見られている。

②　製造者登録制度の確立および登録先機関の概要

DTI によれば、製造者登録は、イングランド・ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの各環境庁（Environmental Agency）が所管する見込みであるものの、具体的な登録先やデータ提出に関する取り決めなどはまだ確定していない。当初、登録は 2005 年夏に開始される予定であった。環境庁への登録には、登録と製造者および小売業者の義務遂行の監視にかかるコスト回収のため、手数料が課される。すでに提案されている手数料額について現在の諮問が実施されている。なお、2004 年７月の WEEE 規則案では、環境局の管轄は以下のように決められている。

- 製造者が事業登記を行っている事務所、または主な所在地がイングランド・ウェールズにある場合・・・イングランド・ウェールズの環境局
- 製造者が事業登記を行っている事務所、または主な所在地がスコットランドにある場

合・・・スコットランド環境保護局

- **製造者の事業の主な所在地が北アイルランドにある場合・・・北アイルランド環境省**
  （Department of the Environment）

イングランド環境局（Environment Agency）
Tel（**問い合わせ代表 国内**）: 08708 506 506（**管轄の地域事務所につなげてくれる**）
Tel（**問い合わせ代表 国外**）: 00 44 1709 389 201

ウェールズ環境局（Environment Agency Wales）
Rivers House
St. Mellons Business Park
Fortran Road, St. Mellons
Cardiff
CF3 OEY
Tel:　029 2077 0088（**上記問い合わせ代表番号にかけると管轄事務所につなげてくれる**）
Fax:　029 2079 8555
www.environment-agency.wales.gov.uk

スコットランド環境保護局（Scottish Environmental Protection Agency）
Producer Responsibility Unit
SEPA Corporate Office
Castle Business Park
STIRLING
FK9 4TR
Tel:　01786 457700
Fax:　01786 446885
Email: producer.responsibility@sepa.org.uk
www.sepa.org.uk/producer/weee.htm

北アイルランド　環境・遺産サービス（Environment & Heritage Service／EHS）
Environment & Heritage Service
Commonwealth House
35 Castle Street
BELFAST
BT1 1GU
Tel:　028 9054 6694/5
Fax:　028 9054 6480
E-mail:　ehsinfo@doeni.gov.uk
www.ehsni.gov.uk

③　メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など

英国が度々、WEEE 指令に対する国内法の実施を遅らせると発表していることに対しては、欧州委員会からも警告を受けているが、国内でも英国産業連盟（Confederation of British Industry／CBI）は、産業界の一部では怒りを隠せない様子が見られる。2006 年６月の実施予定で準備を進め投資も行っていた企業もあり、今後の予定が早期に明らかになるのが期待されている。

英国の家電メーカーの多くが参加する REPIC は、今回の見直しでは製造者にとって問題になっている割当、回収、ファイナンシングの面でほとんどが取り扱われなかったことを不満とし、より公正な解決策が導かれるようさらなる対話が必要と強調している。

英国小売業者協会（BRC）は、ＥＵ指令に対してもブリュッセル事務所を通してロビー活動を行っていた。2002 年秋にＥＵで WEEE 指令の内容が合意された時は大筋で賛意を示していたが、2004 年３月に政府に提出した第２回諮問への回答では、小売業界に対して大きな負担を強いるものとして、英国政府が WEEE の回収施設設置のために小売業界から 1,000 万ポンドを徴収しようとする一方的な計画に対して、その半分を自治体の予算に組み込むという以外に何ら具体的な支出計画ができておらず、資金がかかるだけの目的のあいまいな計画でなく、もっとコスト効果が高くあらゆる方面に恩恵が行き渡るスキームを考案すべきだと非難した。BRC は、政府は期限が迫っていることに気を取られ、自治体のために一括した資金を調達すれば WEEE 対応が成功するとばかりに固執しているが、英国が必要としているインフラ整備を構築するには、小売業界を飛び越えずに協議すべきとした。

BRC は、英国では小型機器についてはすでに多くの地方自治体の回収システムを通して回収されており、既存のインフラやこれまでの経験を活かすべきだとした。そうしなければ、自治体の既存の回収ネットワークの運用自体も不経済になり、輸送が増えて環境汚染も悪化するという考えである。

2005 年３月の規則施行の延期では、「Dixsons」「Currys」「PC World」「The Link（携帯電話）」などの家電・電機小売チェーンを有する英国最大手の電機小売企業ディクソンズ・グループ（Dixsons Group）[114]は「この難解な指令への移行対応として大筋では道理にかなっており、現実的」としながらも、政府が示した５ヵ月先の 2006 年１月ではなく、さらに 2006 年４月まで延ばすよう政府に働きかけた。クリスマス後のセールがある１月は電機小売業界にとって年のうち最も多忙な時期であり、この時期が選ばれたことに対して驚きを隠せ

[114] 「Dixons」「Currys」「PC World」「The Link」（英国、アイルランド）、「PC City」（フランス、スペイン、イタリア、スウェーデン）、「UniEuro」（イタリア）、「Elkjøp」（北欧諸国）、「Electro World」（ハンガリー、チェコ）、「Kotsovolos」（ギリシャ）など、欧州に計 1,400 店舗を持つ。

ない様子である。ディクソンズは一部の製品に対して引取サービスを実施しており、2004年に大型家電製品50万台、携帯電話25万台、インクジェット・カートリッジ15万個を引き取った。

欧州委員会はWEEE指令を2008年までに見直すとしている。1つは回収と再利用のターゲットに関する見直しで、もう1つはWEEE指令の簡素化である。また、指令の実施状況についても複数の調査を実施し、その結果を指令の見直しに反映する。しかしながら、国内では、英国政府が欧州委員会のこの見直しを言い訳に利用して、指令の国内実施を回避するのではないかという見方が出てきている。現在行われているステークホルダーへの諮問は4月中には終わるが、その後に、実施は欧州委員会の見直しが終了するまで見合わせると言い出すのではないかという指摘もある[115]。

④ 回収・引取スキーム

(a) 製造者スキーム（REPIC）

REPIC（Recycling Electrical Producers' Industry Consortium）はWEEEのリサイクルスキーム実施団体で、英国に拠点を置く大手電気・電子機器メーカー53社が参加する。 製造者のスキームとしては最大で、主な参加企業は以下のとおりである。

- インデシット
- フーバー・キャンディ
- JVC (UK) Limited
- パナソニック（Panasonic UK Ltd）
- フィリップス
- サンヨー（Sanyo Europe Ltd）
- ソニー（Sony UK）
- エレクトロラックス
- ケンウッド
- 日立（Hitachi Europe Ltd）
- シャープ（Sharp Electronics (UK) Ltd）
- 東芝情報システム英国社
- グレン・ディンプレックス　など

REPICはかねてより、小売業者、リサイクル事業者、メーカーにスキームの準備は完了しておらず2006年春まで規則施行を延期するよう政府に要請していた。2005年3月の新聞報

[115] "WEEE Directive reviews on the horizon for 2008", CRN（http://www.channelweb.co.uk/crn/news/2152775/weee-directive-reviews-horizon）

道では、政府（DTI）の制度運営に関与するすべての組織への働きかけが積極的でないことが原因であると示唆した。

2005 年３月の規則施行の延期についての REPIC の反応は、指令を中途半端に施行することでかえって消費者にとってコスト高となるばかりか、英国の雇用にも影響を及ぼしかねないとの懸念を示し、政府の延期決定を歓迎した。ビジブルフィーについても、消費者にとってリサイクルのコストが目に見えない形になると、サプライチェーンを通して必要以上にコストが上乗せされる危険性を指摘した。リサイクルにいくらのコストがかかり、そのコストがリサイクル目的だけに使われていることを消費者に知らせる必要があるとした。

2005 年 12 月の実施延期発表では、REPIC でもプレスリリースを発表しており、WEEE の責任の割当の問題や、Civic Amenity への正式なアクセス、その他の指定回収施設の問題も依然として解決されていないと指摘した。

REPIC Limited　連絡先
REPIC House
Waterfold Business Park
Waterfold
Bury BL9 7BR, UK.
Tel:　+44 (0) 161 272 0001
Fax:　+44 (0) 161 272 0015
Email:　info@repic.co.uk
http://www.repic.co.uk/

（b）小売業者スキーム（BRC／VALPAK）

BRC は過去１年にわたって、店頭での引取制度に代わる小売業者準拠スキーム（Retail Compliance Scheme／RCS）の設置準備に当たってきた。このスキームは Civic Amenity のサイトのネットワークに最終使用者に WEEE の回収のための設備を提供できるよう改良し代替的な回収インフラの整備に投資する。電気・電子機器の小売業者は、WEEE 小売業者スキームに参加することにより、その義務を履行することができ、無料の店頭引取システムを設置するよりも便利な代替システムとなる。

BRC は、スキーム運営者に廃棄物処理企業のバルパック（Valpak）を指名しており、バルパックが近いうちに政府に事業計画を提示して承認を求めるが、その後に参加する小売業者の募集と自治体からの確約を取り付ける計画である。WEEE 国内規則はまだできていないが、バルパックは同スキームに関心のある小売業者からすでに登録を受け付けている[116]。

[116] オンラインでフォームを受け付けている（www.valpak.co.uk/weee）。

BRC はRCS に参加することは小売業者にとって以下のような利点があり、WEEE 指令で規定された小売業者の義務を簡単に準拠できるとしている。

- １対１ベースでWEEE を引き取るシステムを提供しなくて済む。
- 店舗でWEEE の保管・整理する必要がない。
- WEEE を指定回収施設（DCF）に移動させるための廃棄物処理企業との契約が不要。
- RCS はメンバー企業が消費者にWEEE 回収施設の設置場所を知らせる義務の履行でも支援を提供する。

RCS への参加コストは、大規模電機チェーンについては、上市された電化製品の市場シェアに基いて決める。市場シェアは2005 年に市場に出された製品の数量によって決まる。小規模な小売店については、各店の電気・電子機器の売上によって定額料金を設定するとしているが、その額は「小額」としている。

DTI は2005 年年末の発表で、2006 年春頃に諮問を行い、製造者および小売業者の義務は2006 年終盤か2007 年の始め頃に開始されるとしたが、DTI はこの発表後、４回の協議にBRC を召喚しており、１回目の会合後にBRC が準備中のRCS は計画を続行することをBRC に保証している。地方自治体のCA サイトの改修に必要なコスト負担については再協議が行われることとした。BRC では、制度設置にかかるコストの回収は製造者責任の要件によって行われる保証を地方自治体に与えることになるとしている。

THE BRITISH RETAIL CONSORTIUM（BRC）連絡先
2nd Floor, 21 Dartmouth Street
London
United Kingdom
SW1H 9BP
Tel: (+44) 20 7854 8900
WEEE に関する問い合わせ：Nigel Smith (+44) 20 7854 8941.
Fax: (+44) 20 7854 8901

Valpak Ltd　連絡先
Stratford Business Park
Banbury Road
Stratford-upon-Avon
Warwickshire
United Kingdom
CV37 7GW
Tel:　08450 682 572（国内）　(+44) 1789 208 700（国外）
Fax:　08450 682 532（国内）　(+44) 1789 208 769（国外）

16．チェコ

（１）国内法整備の進捗状況および法令の概要

①　WEEE 指令に対応した国内法整備の進捗状況

チェコでは WEEE に関する国内法制化が完了している。

チェコの電気・電子機器のリサイクルなどに関する取り組みは 2001 年に施行された「チェコ廃棄物法」（Czech Waste Act：No.185･2001Col）に端を発している。同法によって 2003 年１月から蛍光灯および冷蔵庫の回収責任は地方自治体に帰すると定められた。その後、チェコ政府は、WEEE 指令に対応した国内法を整備する過程において、関連諸団体と協議を重ね、2005 年１月６日には RoHS 指令、および WEEE 指令の原則を国内法に移行する「廃棄物法等改正法」（Amending Act：No.7･2005 Coll.）が公布、発効された。

「廃棄物法等改正法」（以下改正法とする）の発効日は公布日と同じだが、WEEE 関連条項にあたる電子・電気機器関連の同改正法第８章、37 項については、発効日が次のように異なっている。2005 年８月 13 日発効となるのは、電気・電子機器製造者のリスト登録（セクション 37i)、電気・電子機器の引取および WEEE の分別回収（同 37k)、一般世帯からの電気・電子機器の運営におけるファイナンシング（同 37n)、一般世帯以外からの WEEE 運営におけるファイナンシング（同 37o）である。また WEEE のリカバリー目標達成（セクション 37m（３））については 2009 年１月１日に発効する。

また、2005 年９月５日に、WEEE 管理の詳細およびその財政的仕組に関する詳細を規定する環境省令第 352/2005 号（Directive 352/2005 Coll.）が採択され、９月 15 日に公布、発効された。

②　国内法の概要

改正法（英語要約版）[117]の中のリサイクルに関連した部分は、第 37 項に集中している。第 37 項内の項題は下表のとおり。

117
http://www.env.cz./www/platnalegislativa.nsf/d79c09c54250df0dc1256e8900296e32/93D8BD285CDA403EC1257014004627A4/$file/OL-Z185_01_ODPADY_ANGLVERZE-050602.doc

表 25： 「廃棄物法等改正法」中第 37 項の WEEE 指令との主な関連部分

項	項題
37f	電気・電子機器
37g	基本用語
37h	電気・電子機器製造者の基本的な義務
37i	電気・電子機器製造者のリスト
37j	電気・電子機器の上市
37k	電気・電子機器の引取および WEEE の分別回収
37l	WEEE の処理
37m	WEEE のリカバリー
37n	一般世帯からの WEEE 運営におけるファイナンシング
37o	一般世帯以外からの WEEE 運営におけるファイナンシング

出所： 廃棄物等法改正法を基に作成

なお 2005 年９月 15 日に発効した環境省令第 352/2005 号（以下環境省令とする）はこの第 37 項を補完するものであり、主に次の事項を規定するものである。

- 改正法の付則７で定められた、電気･電子機器のカテゴリーに属する製品のリスト（同省令付則１）
- 電気・電子機器製造者の義務履行形態に関する詳細
- 年次報告書の内容および書式（同省令付則４）
- 製造者のリスト登録方法および財政保証の詳細
- 電気・電子機器へのマーキング詳細
- 改正法セクション 37j（３）の適用対象とならない物質および条件のリスト
- WEEE からの物質・部品の除去、保管、処理に関する技術要件
- 回収された WEEE データの記録および報告方法
- 一般世帯からの電気・電子機器引取に関する詳細
- 一般世帯からの電気・電子機器に関するファイナンシングの詳細
- 一般世帯以外からの WEEE に関するファイナンシングの詳細

(a) 製造者の義務

改正法および環境省令によって定められた電気・電子機器製造者の義務を、WEEE 指令との差異点を中心にして以下にまとめる。

(ⅰ) 製造者の義務履行形態

WEEE 指令では、製造者の義務履行形態には個別あるいは共同という２つの形態が認められているが、チェコでは改正法により、義務履行主体として次の３形態が定義されている。

- （組織的あるいは技術的な点を考慮して）個別に行う。
- 相互同意に基づいて他製造者（企業）と連帯して行う。

・ （製造者の義務を共同システムに参加することで）第三者に委託する。

しかし、2005 年８月 13 日までに上市された製品の一般世帯からの WEEE については、そのカテゴリーの製造者と共に、共同システムを通じて義務を履行しなければならない。また、環境省令セクション 13 により、2005 年８月 13 日より前に上市された製品の一般世帯からの WEEE については、１カテゴリーにつき１共同システムのみ許可される。

環境省令電気・電子機器製造者登録リスト（後述）に登録されていない企業によって生産された商品を販売する場合は、販売者も製造者と同等の義務が課せられる。

（ii）年次報告書作成の義務

製造者が義務を履行したことを証明するための年間報告書を作成し、その報告書を毎年３月 31 日までに環境省に提出することが義務付けられている。義務の履行形態により、報告書の作成形態も異なる。他製造者と連帯して義務を履行する場合は共同報告書でよいとされており、第三者に委託した場合、報告書は第三者によって作成される。環境省令では、年次報告書の内容、書式を同省令セクション６および付則４によって規定している。

（iii）製造者登録の義務

製造者は電気・電子機器製造者リストに 2005 年８月 13 日から 60 日以内に登録しなければならない。この期限を超過した場合のペナルティは特に規定されていない。登録方法も製造者義務の履行形態によって異なる。環境省令セクション５によれば、製造者の義務を個別、あるいは連帯して履行する場合、同省令の付則２を書式として、製造者リストへの登録を自ら行う。製造者の義務を第三者に委託した場合は、環境省令付則３を書式として、登録が第三者（共同システムの運営者）によって行われる。

環境省令セクション５により、登録方法の詳細が規定された。登録内容として、氏名、住所、企業名、ＩＤナンバー、電気・電子機器の概要、WEEE 管理に対するファイナンシング方法、製造者の義務履行方法、ビジネスライセンスなどが規定された。登録を完了した法人は、登録内容に変化があった場合、14 日以内に環境省に報告しなければならず、また、登録を停止する場合も 14 日以内に報告しなければならない。製造者の登録リストは一般公開することになっており環境省のウェブサイト[118]で閲覧が可能である。

（iv）上市に際する義務

製造者は製品を上市するにあたり、電気・電子機器の解体およびリカバリーを考慮に入れ、それが容易となるような設計・製造を奨励しなければならない。また、2005 年８月 13 日以

[118] www.env.cz/www/reveza_1.nsf

降に上市する製品には分別回収を促すためのシンボルをマーキングする義務を負う。また、製造者のシンボルおよび上市のシンボルもマーキングしなければならない。2006 年６月 30 日以降に上市される製品については、RoHS 指令への準拠をも保証しなければならない。

環境省令セクション８は、製造者および上市のシンボルに関するオプションを規定している。製造者のシンボルとしては、製造者名、企業名あるいは製品を輸入あるいは上市する際に使用する商標をマーキングする。上市のシンボルとしては、実際の上市日、”8/05”のシンボル、あるいは環境省令付則６の図１により規定されたシンボルを使用する（下図）。なお、このシンボルの寸法は、欧州規格（EN 50419）の国内規格として 2005 年８月に発行され、同年９月 1 日に発効された CSN EN 50419 によって規定される。

図 11： 環境省令付則６図１により定められた分別回収のためのシンボル

（b）引取および回収

改正法のセクション 37k では引取・分別回収に関する規定が明記されているが、これは WEEE 指令の第５条および第 10 条に対応している。概要は以下のとおり。

（ｉ）製造者は一般世帯からの電気・電子機器の引取を行わなければならない。また、一般世帯以外からの WEEE については分別回収システムを整備しなければならない。WEEE の分別回収が地方自治体によって行われる場合、製造者は回収容器を提供しなければならない。

（ii）製造者は製品の引取と分別回収を促すような図柄の入ったラベルを製品に表示しなければならない。また、製造者は、小売業者を通してエンドユーザーに分別回収方法を周知しなければならない。小売業者は製品販売時に、エンドユーザーに分別回収の方法を通知する義務を負う。

（iii）小売業者は、消費者が電気・電子機器を購入する際に、その機器が同様の機能を有するものであれば、新製品購入場所での使用済み製品引取（１対１ベースの）を消費者に保証しなければならない。機器が新規に購入されなかった場合、消費者は

WEEE を回収ポイントあるいは処理施設に持ち込むことができる。

（iv）委託を目的とした一般世帯からの WEEE は、セクション 37 l に準拠した処理オペレーターあるいは、引取場所、分別回収場所に引き渡されなければならない。そのまま再利用されない限り、引取場所や分別回収場所に集められた WEEE は、処理施設へ引き渡されなければならない。

(c) 処理

WEEE 指令第６条に対応して、改正法のセクション 37l は、WEEE の処理に関する事項が明記されており、その概要は以下のとおり。

（ｉ）改正法では製造者が、利用可能な最も優れた技術を使って、WEEE の処理・リカバリー、リサイクルを行うことのできるシステムを構築することが義務付けられる。

（ii）製造者は、WEEE の処理を行うオペレーターに、処理に必要な情報、特に、機器に含まれている危険物質、電気・電子機器の再利用および WEEE のリサイクルの可能性、廃棄の方法などに関する情報を提供しなければならない。製造者は新しい製品が上市されてから１年以内に、これらの情報を提供しなければならない。

（iii）WEEE は、ＥＵのボーダーを越えて処理に持ち込まれる場合があり、非ＥＵ加盟国の WEEE の処理も考慮される場合がある。

(d) リカバリー

改正法セクション 37mは、リカバリーに関する WEEE 指令に即したものである。ただし、リカバリーの目標達成が義務付けられるのは、WEEE 指令が設定した 2006 年末からではなく、2008 年末からである。

（ｉ）製造者は、電気・電子機器の引取および WEEE の分別回収に関連したリカバリーシステムを構築しなければならない。

（ii）処理オペレーターに渡される前に、引取および分別回収された WEEE は、まず再利用できるかどうか検討しなければならない。

（iii）製造者は、処理オペレーターに渡された WEEE のリカバリーシステムを整備しなければならない。設定されたリカバリー率（平均重量に占める割合）はＷＥＥＥ指令に即したものである。

（e）WEEE に関するファイナンシング

ＥＵ指令の第８条に対応して、改正法セクション 37ｎは、一般世帯からの電気・電子機器の関わるファイナンシングを規定している。改正法に記されている運営財政に関する概要は以下のとおり。

2005 年８月 13 日以降に上市された製品の WEEE について

（ｉ）2005 年８月 13 日以降に上市された電気・電子機器の、一般世帯からの WEEE に関しては、その収集、処理、リカバリー、廃棄にかかる費用は、製造者が責任を負わなければならない。この義務履行については、個別、連帯、共同システムによる第三者委託の３形態が可能である。ビジブルフィーは認められない。

（ⅱ）製造者は、上市する前に、すべての WEEE 処理の運営が財政的に可能であることを保証する義務がある。この保証を行う必要がある負担義務の範囲は、一般世帯からの使用済み電気・電子機器の回収・処理・リカバリー・廃棄処分にわたる。製造者は、使途を WEEE 管理に限定し、管理者の許可なく引き出すことができない保証金積み立て用銀行口座の開設や保険内容の提示という形で、その保証を行い、年間報告書の形で銀行口座などの状況を報告することになっている。しかし、連帯で、または第三者に委託して、製造者の義務を履行する場合、このような形での保証は必要ない。

保証金積み立て用銀行口座を財政保証とする場合、最低でも四半期毎に保証金を積み立てることが義務付けられる。その最低額は、製造者が 2005 年８月 13 日までに上市した電気・電子機器に対する負担金、および前年に上市した電気・電子機器の量（アイテム数あるいはキロ数）との合計として算出される。また、保険内容を財政保証とする場合は、上述の積み立て保証金と最低でも同額の保険金を設定しなければならないと規定されている。

2005 年８月 13 日までに上市された製品の WEEE について

（ｉ）2005 年８月 13 日までに上市された電気・電子機器の、一般世帯からの WEEE に関して製造者は、その回収、処理、リカバリー、廃棄のためのシステムを設立しなければならない。この義務を個別で履行することはできず、同じカテゴリーの製造者と共に、共同システムを通じて履行しなければならない。そのシステム設立のための負担金は市場シェアによって按分されるべきである。共同システムはカテゴリーごとに環境省によって１カテゴリーにつき１共同システムのみが許可される。

（ⅱ）製造者は８年（冷蔵庫のような大型家電製品の場合は 10 年）の移行期間に限って、2005 年８月 13 日までに上市された電気・電子機器の回収、処理、破棄のコストを、

新しい製品購入時に明示する（ビジブルフィー）ことが認められている。ビジブルフィーを採用する場合、流通網を通じてエンドユーザーに周知しなければならない。

一般世帯以外からの WEEE について

業務遂行を目的に使用される電気・電子機器の製造者は、財政保証提供の必要はないが、製造者登録をしなければならない。また、製造者は2005年８月13日以降に上市されたWEEEの処理にかかる費用を負担しなければならない。2005 年８月 13 日までに上市された過去の WEEE については、新たな機器と買い替えされる場合にのみ、その処理費用を負担しなければならない。買い替えが行われない場合は、最終的な所有者がその処理責任を負う。

（２）国内対応状況

① WEEE の回収・引取制度の確立

チェコの電気・電子製造業界団体を中心に５つの共同システムが設立され、登録申請を行っている。しかし環境省令セクション 13 により、2005 年８月 13 日までに上市された製品の一般世帯からの WEEE については、１カテゴリーにつき１共同システムのみが許可されることとなった。この決定は急遽なされたものであり、業界団体に動揺を与えた。チェコ競争保護局（Office for the protection of competition of the Czech Republic）はこの問題を議論し、2005 年 12 月 22 日にチェコ産業同盟（Confederation of Industry of the Czech Republic）に対し書面にて、その結果を伝えた。これによれば、チェコ環境省はこのセクションを再考し、より多くの共同システム稼動を可能にし、共同システム運営者のライセンス取得についてより明確かつ公平な選定基準を設定するよう要請されたとのことである。2006 年１月６日時点で、およそ 2,550 社の製造者が製造者リストに登録し、うち 1,700 社強が共同システムを通じての登録であった。以下にこれら５つの共同システムについて記す。

(a) RETELA

チェコ・モラビア電気・電子機器協会（Electrical and Electronic Association／EIA）により 2005 年５月に設立され、全 10 カテゴリーを対象としている。設立パートナーの１員として、ボヘミア・モラビア商品取引所も参加している。また、RETELA はチェコ産業同盟の公式な支持を得た唯一のシステムである。2006 年３月末の段階で、889 社の製造者および流通業者が同システムに参加しており、チェコ最大の登録者数を担っている。

同システムはビジブルフィーを義務として課していない。大多数のチェーンストアがこの

方法を支持している。リサイクルフィーは実費に基づいており、実際の回収、分別、処理および事務費用が含まれる。会員の負担金は、四半期毎の電気・電子機器上市量に基づき、製造者の市場シェアによって決定される。負担金は、ゴミ基金委員会によって安定化されることが保証されており、この委員会には各カテゴリーの主要製造者が参加しており、リサイクルフィーの詳細を決定する。新しい WEEE に対する重量による負担金は、2005 年８月 13 日までに上市された製品の WEEE に対する負担金の約 10%である。商品取引メカニズムを取り入れることで、コストの最適化およびメカニズムの明確化を図る。

WEEE の回収・輸送については、RETELA が契約した企業に委託して行われている。また小売業者、主要企業、地方自治体、回収ポイントから回収が行われている。2006 年３月の時点で、３つの回収施設が同システムによって課金され、運営されている。WEEE の輸送については、８パートナーによって行われている。また認可を受けた９つの処理パートナーが全カテゴリーの処理を担当している。2005 年の実績としては、全カテゴリーあわせて 170 トンを回収している。

<u>連絡先</u>

Retela
Neklanova 152/44, 128 00 Praha 2, Vysehrad
Czech Republic
Fax: +420 224 910 383
Web: www.retela.cz
Email: retela@retela.cz

(b) Elektrowin

欧州家電工業会（European Committee of Domestic Equipment Manufacturers／CECED）チェコ支部（およびスロバキア支部）によって設立され、カテゴリー１、２、６（大型家電製品、小型家電製品、電気・電子工具）の引取を行う NPO である。Elektrowin は、引取システムの管理運営の目的で設立され、電気・電子機器の回収、分別回収、処理、再利用について、改正法で定められた義務の履行を保証するものである。また、すべて参加者に公正な条件を課し、製造者による負担金の効率的な運営を行う。2005 年９月 15 日にシステムは開始され、12 月５日に環境省によって認可された。2006 年２月現在、個別の会員協定を通じた会員数は 350 社に上っている。

その課金方法としては、2005 年８月 13 日までに上市した過去の WEEE については、ビジブルフィーが適用されるが、新しい機器購入時にその価格に別途記載される場合がある。また 2005 年８月 13 日以降に上市された機器については、ビジブルフィーは適用されない。回収システムとしては、自治体の回収ポイントおよび小売店が Elektrowin の代理として機能

する。およそ 500 件の小売店が同システムに登録しており、2005 年９月から回収を行っている。

回収された電気・電子機器の流通および処理については、パートナーと協力して行われている。チェコでは輸送および処理はそれぞれ４、14 地域に分割されて実行されており、パートナーは入札で決定される。2005 年末までに、約 500 トンの WEEE がリカバリーされており、2006 年には１万 8,000 トンに及ぶと予想されている。

連絡先

Electrowin
Michelská 300/60, 140 00 Praha
Czech Republic
Fax: +420 241 091 834
Web: www.elektrowin.cz
Email: info@elektrowin.cz

(c) Ekolamp

欧州照明企業連盟（European Lamp Companies Federation／ELC）によって 2004 年半ばに設立されたが、正式に確立されたのは 2005 年の夏であった。WEEE カテゴリー５の照明機器を扱うシステムである。

連絡先

Ekolamp
Korytná 47/3,100 00 Praha 10 - Strasnice
Czech Republic
Fax: +420 274 810 481
Web: www.ekolamp.cz
Email: info@ekolamp.cz

（d）Asekol

2005 年７月、パナソニック、JVC、フィリップス、ソニーなどの家庭用電化製品およびＩＴ製品のメーカーによって設立され、カテゴリー３、４、７、８および 10（ＩＴ・通信機器、消費者用機器、玩具・レジャー・スポーツ用品、医療機器、自動販売機）を対象とするシステムである。ワンストップで全てのカテゴリーが回収されることを標榜し、カテゴリー１、２、６については Elektrowin と、カテゴリー５については Ekolamp と協力して引取を行っている。課金システムとしては、電気・電子機器のユニット数に応じた課金方法である。

連絡先

Asekol
Dobrusská 1, 147 00, Praha 4
Czech Republic
Fax: +420 261 303 256
Web: www.asekol.cz
Email: info@asekol.cz

（e）REMA

2005 年２月に、家庭用電化製品およびＩＴ製品の輸入業者および小売業者によって設立された。WEEE 全カテゴリーを対象をとしてその回収、分別、処理、リサイクルを行うが、カテゴリー３および８以外の WEEE については、カテゴリー内の製品引取を部分的に行う。REMA は主眼を環境保護に置き、廃棄された機器が効率的にリサイクルされ、よりよい環境の創造に貢献すると述べている。そのため、廃棄機器の環境にやさしい処理方法における経験を持つ認可機関と協力して引取を行っている。小売業者と地方自治体、およびその関連組織と協力して回収にあたっている。2006 年２月の時点で同システムへの参加者は 600 社に達している。その大部分はカテゴリー３に属しており、チェコのＩＴ通信市場の 80%をカバーしている。

その課金システムとしては、製造者および輸入業者はチェコ市場に製品を上市する際に、そのユニット数に応じて課金される。システム参加者はインターネットを介して四半期毎に廃棄量を報告する。WEEE 処理費用は実際の費用に応じており、毎年設定される。回収システムは、回収ポイント、小売業者等によるネットワークを通じて行われている。

REMA は主要な流通パートナー３社と協力しており、うち２社は企業および回収ポイントからの WEEE 輸送を担当しており、それぞれチェコとモラビア地区で個別に運営している。残りの１社は、チェコ全土にわたり小売業者およびサービスポイントからの WEEE 輸送を担当している。また、12 の解体・処理センターとも協定を結んでいる。回収された月ごとの WEEE 量は、2005 年９月は１万 6,580 キロから 12 月には７万 809 キロと増加している。

連絡先

REMA
Dukelská brána 7, 796 01 PROSTEJOV
Czech Republic
Fax: +420 224 454 422
Web: www.remasystem.cz
Email: info@weee.cz

② 製造者登録制度の確立および登録先機関の概要

登録担当機関は環境省（Ministry of Environment）であり、登録のための新たな機関は設立されていない。2006 年１月６日時点で、およそ 2,550 件の製造者が製造者リストに登録している。また、同省ウェブサイト[119]からのオンライン登録も可能である。

連絡先

チェコ環境省

Ministry of Environment of the Czech Republic

Waste Department

Tel: +420 267 122 196

Fax: +420 267 311 545

E-mail: marketa_grunerova@env.cz

担当者名：Marketa Grunerova （Expert on WEEE and RoHS）

③ メーカー、電気・電子製造業界団体・小売業者の対応

改正法により 2005 年８月 13 日以降、製造者には廃棄物処理に関する義務が発生したが、この義務履行の詳細を規定した環境省令が発効したのは、2005 年９月 15 日であったため、メーカーは対応に苦慮したとされている。例えば、製造者の義務には、環境省が担当機関となる製造者リストへの登録が含まれるが、その登録条件の詳細は環境省令で規定されたため、環境省令が施行されるまで、製造者は改正法で義務付けられている登録を行うことができなかった。環境省令は改正法を補完するものであるが、発効の遅れから、改正法の施行に少なからず影響を与え、メーカーの対応もその余波を受けた形となった。

また、2005 年８月 13 日までに上市された電気・電子機器処理を行う共同システムの選定において、同システムと地方自治体が結ぶ契約書における要求事項が明確でないため、選定審査に遅延が生じており、これも改正法および環境省令の施行に影響を与えている。

[119] www.env.cz/www/reveza_1.nsf

17．エストニア

（１）国内法整備の進捗状況および法令の概要

①　国内法整備の進捗状況

理事会決定（2004/312/EC）により、WEEE指令による回収・リカバリー、再利用・リサイクルの目標値達成は2008年12月31日まで２年間の猶予期間が与えられている。WEEE指令のエストニア国内法への移管では、まず2004年５月１日に「1998年廃棄物法（1998 Waste Act）」の改正が採択されて同日に施行された。この法律で、廃棄物管理に関する財政的保証の提供を含む製造者責任が適用された。さらに2005年７月10日の再改正により、製造者登録制度が規定された。

また2004年12月24日に採択された「WEEEに関する政府規則376-2004号」により、マーク表示の要件と手続き、WEEEの回収・リカバリー・処分の要件・手続き・目標、目標達成の期限が定められた。このほかWEEEの取り扱い要件を定めた「環境省令９号」が2005年２月９日に採択された。さらに懸案の「製造者登録規則」は2006年１月30日に採択され、２月13日に施行されており、既存の製造者・輸入業者は２月20日までの登録が義務付けられていた。なお今後エストニアで新たに製品を販売する製造者や輸入業者には、販売前に登録することが義務付けられている。

②　国内法の概要

重要なのは「WEEEに関する政府規則376-2004号」と「環境省令９号」で、ここにWEEE指令の規定が盛り込まれている。

(a) 一般世帯からの WEEE の回収

製造者は個別回収システムへの資金に関して全責任を負う。製造者は地方自治体の廃棄物回収者に委託してもよい。小売業者は買い替え品と１対１の交換ベースで、無償で機器を引き取らなければならない。小売業者は、半径10キロ内に回収ポイントがない場合、取り扱っている機器と同等の機能を持つ機器については、１対１の交換ベース以上の個数を無償で引き取らなければならない。製造者は小売業者からWEEEを無償で引き取らなければならない。

(b) WEEE 管理の資金負担

電子・電気機器製造者はWEEEの廃棄物管理に資金を提供する責任がある。準拠機関の会員であることが、財政的保証としての要件を満たす。

(c) マーク表示と情報提供

「政府規則376-2004号」の規定により、製品には製造者の名称、電話番号と製造者の全住所、および分別回収のシンボルマークを記載することが義務付けられた。また製造者は製品の販売時点にユーザーに対して、回収施設の場所・連絡先、WEEEの有害物質が環境や人間の健康に与える可能性がある悪影響、分別回収のシンボルマークの意味に関する情報を提供することが義務付けられている。

(d) 製造者の再利用・リサイクルの目標

製造者にはWEEEの再利用とリサイクルの目標値が規定されており、機器によって再利用は各機器の平均重量の70～80%、リサイクルは平均重量の50～80%と明示されている。

(e) WEEE の処理・保管要件

「環境省令９号」により、WEEE 回収時に取り除く必要がある物質や部品、分別して収集すべき部品が明示され、WEEE の処理前の保管場所や処理施設に関する要件が規定された。

（２）国内対応状況

① WEEE の回収・引取制度

３つのエストニア業界団体（ITL、Union of TradersおよびCECED Estonia）は、リカバリー機関の設立を目指して2004年５月にEES-Ringlusプロジェクトを立ち上げ、2005年２月にEES-Ringlusが最終的に設立された。製造者42社が参加しており、市場における電子・電気機器の60%をカバーする。EES-Ringlusは、運営費を賄うために毎月€ 64を会費として徴収している。WEEEの回収はすでににEES-Ringlus会員の一部企業の販売店で開始されている。なお、EES-Ringlusでは、会員に対して請求書に「ビジブルフィー（コスト表示）」の記載を求めている。

すでに一部の地方自治体では白物家電製品用のWEEE回収ポイントを設立したものの、ほと

んど回収されていないのが現状である。

②　製造者登録制度の確立および登録先機関

廃棄物法の改正により製造者の登録が義務化されている。製造者は環境省の１部門である環境情報センターに登録しなければならない。2006年２月10日施行の「製造者登録規則」において、その詳細が規定された。

③　マーク表示と国内規格

- マーク表示については、製品に製造者の全住所を記載することが義務付けられた。
- 欧州規格（EN50419）を国内規格化した「EVS EN50419: 2005」が制定されたが、まだ使用されていないのが現状である。

④　産業界の反応

- マーク表示で、製品に製造者の全住所を記載するという規定に対して、産業界は反対しており、代替案としてコードシステムを提案するとともに実施までの猶予期間を求めている。
- 半径10キロ内に回収ポイントがない場合、小売業者はいかなるカテゴリーのWEEEも引き取る義務があるが、これに対しても産業界は反対している。

18．キプロス

（１）国内法整備の進捗状況および法令の概要

①　国内法整備の進捗状況

キプロスでは、行政法 668-204 号（Administrative Act #668）が 2004 年７月 30 日に議会で採択され[120]、WEEE 指令および RoHS 指令がキプロス国内法に導入された。行政法 668-204 号では、製造者に電子・電気機器の廃棄物管理の責任を課すとともに、それら製品の輸入業者および小売業者には限定的な責任を課している。製造者、輸入業者および小売業者は、この義務を個別の制度の設置やあるいは共同スキームにより遂行しなければならない。

上述の行政法により、WEEE システムは 2005 年８月 13 日より開始されたとはいえ、実際の運用はまだ始まっておらず、共同スキームの設立に向けた取り組みが行われている。

②　国内法の概要

(a) 一般世帯からの WEEE に関するファイナンシング

一般世帯からの WEEE の回収、分別、輸送および処理のためのコストは、地方自治体ではなく、製造者が負担する義務を負う。地方自治体は WEEE 回収の義務を負わない。製造者または輸入業者、小売業者は WEEE の回収・引取について個別の制度を設置するか、共同のスキームに加盟するかして義務を遂行しなければならない。この義務を怠った場合には、刑事犯罪とみなされ罰則が課せられる。現在、キプロス政府は同法を改正し、違反者への罰金を課すことを検討している。

(b) 製造者登録制度

製造者は、2005 年 10 月 31 日までに農業・天然資源・環境省の環境サービス局に登録しなければならない。登録は無料で、オンラインによる登録も可能である。

(c) 共同スキームの要件

共同スキームは、複数の省からの代表者で構成される環境委員会による承認を受けなければならない。

---

[120] 2004 年７月 30 日付官報 3888 号、付則 III（I）で公布。

（d）製品税

WEEE のリカバリー目標と実際にリカバリーした量との差が、製品税として課せられる。

（２）国内対応状況

①　WEEE の回収・引取制度の確立

キプロスには電子機器の製造者は存在しないが、大手の輸入業者数社と多数の小規模な輸入業者が存在する。政府および産業界、グリーン・ドット・スキームを立ち上げたキプロス商工会議所（Cyprus Chamber of Commerce and Industry／CCCI または KEBE）の間ではこれまでに会議が開かれ、2005 年８月に商工会議所は廃電気・電子機器のリサイクルを行う企業「EDHHA」を設立した。2005 年 10 月に、輸入業者 30 社が EDHHA に加盟し、うち 16 社がスキームの設立に出資する株主となった。このスキームは関係閣僚からの承認をまだ受けていない。

EDHHAへの参加を希望する企業は商工会議所に直接コンタクトする。

<u>連絡先</u>
Cyprus Chamber of Commerce and Industry
Department of Industry
Mr. Marios Tsiakkis
Director
P.O.Box 21455
1066 Nicosia
CYPRUS
Tel:　+357 22 889800
Fax:　+357 22 665685
Website: http://www.ccci.org.cy/
E-mail: ean@ccci.org.cy

②　製造者登録制度の確立および登録先機関の概要

製造者は、農業・天然資源・環境省の環境サービス局に登録しなければならない。登録の最終受付日は 2005 年 10 月 31 日であった。キプロスには、電気・電子機器を製造する企業はないため、実際は輸入業者や小売業者が登録の対象となる。キプロスに法的主体を持たない外国企業は登録できないため、代わって、当該の企業のキプロス国内流通業者、販売代理店、再販業者が登録することになる。登録申請をした企業は 2006 年２月半ばまでに約

60 社で、環境サービス局が個々の企業の準拠状況の調査・アセスメントを終えて初めて登録が完了となる。

<u>連絡先</u>

Ministry of Agriculture, Natural Resources and Environment
Environment Officer
Environment Service
Meropi Samara Milioti
1411 Nicosia
Cyprus
Tel: +357 22 303857
Fax: +357 22 774945
E-mail: mmilioti@environment.moa.gov.cy

③ マーク表示と国内規格

キプロス国内規格として CYS EN 50419 : 2005 が 2005 年５月 27 日に発行されており、マーク表示は 2005 年８月 13 日より施行されている。

19．ラトビア

（1）国内法整備の進捗状況および法令の概要

①　国内法整備の進捗状況

ラトビアは WEEE 指令における回収・リカバリーおよび再利用・リサイクルの目標達成では、期限として 2008 年末まで２年間の猶予期間が理事会決定（2004/312）により与えられている。WEEE 指令に沿った国内法の整備では、基本となる「廃棄物管理法」を 2004 年２月 19 日に採択したが、この法律はその後３回改正されて、再々改正法は 2005 年７月 12 日に施行されている。その他の法令には以下のようなものがあり、順次採択・施行されている。

- WEEE 分類に関する閣議規則 624 号――2004 年８月１日に施行、電子・電気機器のカテゴリーを列記
- WEEE のマーク表示要件および情報提供に関する閣議規則 736 号――2004 年８月 28 日に施行、マーク表示および電子・電気機器のユーザーへの情報提供を規定
- WEEE 管理に関する閣議規則 923 号とその改正規則――2004 年 11 月 14 日に施行され、2006 年２月７日に改正規則が採択された。
- 天然資源税法――2006 年１月１日に施行。電子・電気機器への課税を導入。

②　国内法の概要

(a) 回収義務

「WEEE 管理に関する閣議規則 923 号」により製造者の回収義務を規定した。この規制の 2006 年２月の改正では、製造者または WEEE の管理責任機関に対して、ラトビア市場に投入された WEEE の種類と数量、回収した WEEE の個数・重量、ラトビアで処理や再利用、リサイクル、リカバリーしたか、そのために国外に輸出した WEEE の個数・重量について、年４回の報告を義務付けた。

WEEE は、エンドユーザーから無償で引き取ることを規定。個別で回収する協定を結んだ製造者および共同システムへの参加者は、天然資源税の免除を受ける。なお、2005 年８月 13 日より前に上市された電子・電気機器の廃棄物については、WEEE の回収責任を天然資源税による歳入を財源とする共同システムに負わせることを政府は検討している。また回収制度の財源として「製品手数料」の導入が検討されており、早ければ 2006 年７月から採

用される可能性がある。

(b) 中央登録制度

中央登録制度は国家環境・地理・気象庁が管轄する。ただし、「廃棄物管理法」の再々改正により、監督義務を環境庁は外部の１組織に委託することが可能になった。製造者の登録手続きについては 2005 年 12 月 27 日に「WEEE 製造者の登録手続き」の規則が閣議で承認され、2006 年初めから登録が開始された。登録期限は 2006 年３月 31 日。なお登録義務については、「廃棄物管理法」の再々改定により、ラトビアで設立された事業体だけに義務付けられることが明示されている。

（２）国内対応状況

① WEEE の回収・引取制度の確立

「製品手数料」の導入など不確定な要素があるために、製造者による回収組織の設立は遅れている。しかし 2004 年 11 月に、ＩＴ機器の回収・リカバリーの調整を行う LZE（ラトビア・グリーン電子機器）が、ラトビア電気エンジニアリング・電子工業協会（LETERA）およびラトビア電子製造者協会（LDTA）によって設立された。LZE では本来、ＩＴ機器だけを対象としていたが、他のカテゴリーの機器も取り扱うかどうか協議を続けている。なおリトアニアと同様に、フィリップス、エレクトロラックスおよびウィールプールが 2004 年 11 月に CECED（欧州家電機器委員会）のラトビア支部を設立して、回収・引取制度への対応に乗り出している。

② マーク表示と国内規格

・マーク表示については、「EEEのマーク表示要件および情報提供に関する閣議規則736号」により2005年８月28日に導入された。
・欧州規格（EN50419）を国内規格化した「LVS EN50419: 2005」が制定され、2005年５月31日に導入された。ただし環境省によれば、まだ使われていないのが実状である。

20．リトアニア

（1）国内法整備の進捗状況および法令の概要

①　国内法整備の進捗状況

リトアニアは WEEE 指令における回収・リカバリーおよび再利用・リサイクルの目標達成では 2008 年末まで２年間の猶予期間が理事会決定（2004/312）により与えられている。WEEE 指令に沿った国内法の整備は、いくつかの政府決議、規則、省令、既存法の改正で対応しているが、まだ一部の法制については法案段階か法案も公表されていない。

まず 2004 年 10 月 4 日に採択された「国家廃棄物管理計画に関する政府決議（政府決議 1252 号）」には WEEE のリカバリー目標値が規定された。中核となる国内法は 2005 年６月 28 日に採択され、2006 年１月１日に施行された「廃棄物管理に関する法律 X-279 号改正」である。これに続いて、詳細な規定を定める以下の７つの政府決議、環境省令などが順次、公表されて一部は採択・施行されている。

- WEEE 管理規則（環境省令 D1-395）――マーク表示の導入などを規定。
- 製造者・輸入者の登録に関する規則（政府決議）――中央登録制度について規定。2005 年 11 月 17 日に採択され、2006 年１月１日から施行。
- 製造者・輸入者責任機関のライセンスに関する規則（政府決議）―2006 年１月 11 日に採択された。
- 製造者責任機関の年次報告に関する規則（環境省令）――2006 年１月 25 日に採択された。
- 資金保証に関する規則（環境省令）――2006 年１月 19 日に採択された。
- 管理規則法の改正――罰金などの罰則規定を盛り込むもので 2006 年３月末現在、議会で審議中。

②　国内法の概要

(a) 回収目標と回収義務

輸入業者および製造者は１世帯あたり４キログラムの回収目標を達成する義務がある。小売業者は買い替え品と１対１の交換ベースで引き取らなければならない。地方自治体が回収センターを運営するが、製造者は独自の回収制度を設立することができる。 流通業者は、製造者から要求された場合、コスト表示（ビジブルフィー）の記載をしなければならない。

(b) 回収システム

製造者は回収義務を遂行するにあたり、個別での遂行または適切な共同回収制度の設立による遂行が認められる。製造者には以下の４つの選択肢がある。

- WEEE の独自引取（保証が必要となる）
- 廃棄物管理者との個別契約（保証が必要となる）
- 地方自治体の WEEE 管理システムを拡張・補完する組織の設立（原則としては地方自治体に廃棄物管理を委託する）
- 廃棄物管理システムを運営する組織を共同で設立（保証は必要ない）

回収制度の組織は非営利で、すべての製造者に開かれ、最低登記資本金を持たねばならない。また、廃棄物管理活動については認可を受けなければならない。

(c) 中央登録制度

リトアニアで設立された製造者および輸入業者は中央登録制度に登録しなければならない。環境省が登録制度の管理義務を負う。「製造者・輸入者の登録に関する規則（政府決議）」により、リトアニア市場に製品を上市している製造者および輸入業者は 2006 年１月から登録が義務付けられ、登録期限は３月 31 日だが、その後も登録の手続きは引き続き行われている。

（２）国内対応状況

① WEEE の回収・引取制度の確立

リトアニアはバルト３国の中で唯一、電気・電子製造業が確立されている国で、製造者は約 250 社におよび、そのうち３分の２が中小企業である。しかし、業界団体は分裂しており、準拠システムの整備が遅れている。

この中で電気・電子機器の製造者および輸入業者の団体である INFOBAT は、テレビを除く家庭電化製品および ICT 機器の回収組織の創設を呼びかけている。また、2002 年に包装法に準拠するために設立された「Zaliasis taskas（グリーンドット）」も WEEE 管理の調整を検討している。さらにラトビアと同様に、フィリップス、エレクトロラックスおよびウィー

ルプールが 2004 年 11 月に CECED（欧州家電機器委員会）のリトアニア支部を設立して、回収・引取制度への対応に乗り出している。

②　マーク表示と国内規格

・マーク表示については、「WEEE管理規則」により2005年８月24日に導入された。
・欧州規格（EN50419）を国内規格化した「LST EN50419: 2005」が制定され、2005年３月30日に導入された。ただし2005年８月23日までに上市された製品については、表示義務はない。

③　メーカー、電気・電子製造業会団体、小売業者の対応など

製造者は個別の回収システムに対する費用負担義務には依然として反対しており、ロビー活動を展開している。

21．ハンガリー

（１）国内法整備の進捗状況および法令の概要

①　国内法整備の進捗状況

ハンガリーでは、2004 年９月に WEEE 指令を導入するための政令（No.264/2004 IX.23）が公布され、同 10 月より施行となった。また、その実施細則を規定した省令（No.15/2004 X.8）が環境水利省によって策定され、2004 年 10 月より施行されている。すなわち、ハンガリーにおいては 2004 年の 10 月時点で、WEEE 指令に対応した国内法の整備が完了している。環境水利省担当者によると、国内法の整備が他のＥＵ諸国と比較して比較的早く完了したのは、これまでに 1995 年製品税法（「LVI」法）の施行をはじめとして廃棄物の回収・処理に対して先進的な取り組みを行ってきた実績があるからだとしている。1995 年の製品税法（「LVI」法）は、エアコンや家庭用・産業用冷蔵庫・冷凍庫、製氷機に製品税を課すことを規定したもので、ハンガリーでは、同法によって廃製品処理にかかるコストが捻出されてきた。製造者には、政令（No.264/2004 IX.23）および省令（No.15/2004 X.8）以外に、この 1995 年製品税法も適用される。

WEEE 指令の導入以前、ハンガリーでは、1995 年製品税法のほか 2000 年の廃棄物管理法（「XLIII」法）により、製造業者に対する自社製品の廃棄物の回収・リカバリーに関する基本的な義務が規定されていた。また、2002 年後半には、製造業者が規定されたリサイクル率を達成できると、製品税を免除するという制度が導入された。同制度は、民間による廃棄物処理はリサイクルコストを安く抑えることができるため、製造業者・輸入業者が民間の処理システムに加入することを促すようなインセンティブを与えることを意図して策定されたものである。その後、政府は 2005 年１月に、環境製品税の適用除外について規定した政令 53/2003（IV.11）を改正[121]し、これまで含まれていなかった廃電気・電子機器（携帯電話など）にも製品税の適用範囲を広げたほか、さらなる改正政令 211/2004（X.5）[122]により、共同のリサイクルスキームを行う組織に加盟した企業は製品税が適用除外となった。

WEEE 指令への対応は、このような廃棄物の処理に関する既存の法制度を背景に行われ、特に、2000 年「XLIII 法」は WEEE 指令に対応する国内法の基本になっている。

②　国内法の概要

[121] 政令 103/2004（X.5）：2004 年 11 月 20 日公布、2005 年１月１日より施行。
[122] 2004 年 12 月 23 日公布、2005 年１月１日より施行。

政令（No.264/2004 IX.23）では、再使用などの対象となる電気・電子機器の種類と適応範囲、製造者および配給業者の義務、処理に関する主要条件、2008 年 12 月 31 日までに達成すべきリカバリー率などが定められている。この政令の付則には機器の種類別に製造者の年間リカバリー義務が表で示されている。また、製造者が確実に義務を遂行できることを証明する財政保証金額も示されている。

また、省令では、政令の導入措置が定められており、処理に関する条件、モニタリングや報告に関する詳細な規定などが示されている。

（a）製造者の義務

ハンガリーでは、WEEE 指令に基づく上記の国内法の施行により、製造者（輸入販売業者も含む）は 2005 年８月 13 日までに使用済み電気・電子機器のリサイクル制度を確立することが課せられている。回収、リカバリーなどに関する製造者の義務の詳細は、政令の第３条から９条で規定されている。廃電気・電子機器のリサイクルなどにかかるコストは企業（製造者）負担であることはＥＵ指令と同様であるが、ハンガリー法令では 2005 年８月 12 日までに発売された電気・電子機器を一般世帯以外のユーザーが破棄する場合、製造者ではなくユーザーがリサイクル費用を負担すると定められている。しかし、買い替えの場合は、製造者が負担することになっている。

（b）義務履行形態

廃棄物のリサイクルは、製造者が個別にもしくは共同で行うことができる。製造者が個別にリサイクルを実施する場合は、保証金を拠出する必要がある。保証は、預託金または目的を WEEE 管理に限定した銀行や保険会社との契約のいずれかでよい。また、共同でリサイクル団体（Coordinating organization）を設立する場合は、加盟企業はその財政保証の規定から除外される。リサイクル団体は、ハンガリー国内法に基づく非営利会社として設立することが条件になっており、環境保護当局からの承認を受けなければならず、廃棄物を回収・リカバリーする製造業者によって設立運営される。リサイクル団体の最低出資額は資本金 7,500 万フォリントと定められている。国内法違反については２万 5,000～35 万フォリントの罰金が課される。

以下の条件を満たす小売業者は、消費者が買い替えをする場合には、同種の製品に対し１対１制で不要となった古い機器を無償で引き取る。この際、小売業者は、引取を促進するため、顧客に対して手数料を支払ってもよい。

・ 販売面積が 35 ㎡以上
・ ＩＴ・通信機器を販売する小売業者の場合、販売面積が 25 ㎡以上
・ 携帯電話を販売しているすべての小売業者

製造者は、WEEE の引取に対し、流通業者や小売業者に対して料金を課してはならず、これらの業者に販売された数量と同等の WEEE を無償で引き取らなければならない。また、引取を促進するために、製造者が小売業者に回収手数料を支払ってもよい。

また、自治体が一般世帯からの WEEE の分別回収を提供した場合、製造者は自治体に対しそのコストを支払う。

(c) コスト表示（ビジブルフィー）

カテゴリー１の製品については 2013 年２月 13 日まで、またその他のカテゴリーの製品については 2011 年２月 13 日まで、WEEE の回収・処理にかかったコストについて明示してもよい。

(d) 消費者に対する情報、表示要件

2005 年８月 13 日より、WEEE のシンボルマークは義務化されており、マークのない製品のハンガリー市場での販売は不可能となっている。また、このほか、製造者は消費者に対して、適切な処理をしなかった場合の WEEE の環境に及ぼすリスクや危険物質を含む WEEE の部分、分別回収の義務があること、WEEE の引取を行う施設や店舗、消費者の WEEE 管理に関する役割などについて、ハンガリー語で知らせる義務を負う。

(e) リカバリー率・リサイクル率に関する移行措置

製造者は、製造者自身によって引き取りされた廃棄物のリカバリーも行わなければならない。ハンガリーでは電気・電子機器の消費量が比較的少なく回収率も低いため、WEEE 指令が要求するリカバリー率・リサイクル率に関して２年間の移行期間が認められている。ハンガリーの WEEE に関する移行措置に関する日程は以下のとおり。

2005 年８月 13 日　：　回収およびリカバリー計画（財政保証やラベリングなど）の開始
2006 年７月１日　：　危険有害性物質の使用に関する規制の実施（RoHS 指令）
2008 年 12 月 31 日　：　国民１人当たり最低４キロの廃棄物を回収し、リカバリー率を 70%～80%、リサイクル率を 50%～80%とする。

政令付則ではリカバリー、リサイクルに関する目標率の詳細が別途明記されている。

（2）国内対応状況

① WEEE の回収・引取制度の確立

ハンガリー政府は、企業が廃棄物リサイクルの運営を行う場合、WEEE 指令と同様、その運営を個別あるいは共同で行うかについては、個々の企業の意志に任せている。ハンガリーではこれまでのところ、WEEE 指令に対応するため、関連業界団体によって以下の組織が設立されている。このような共同の組織を設立するには、環境保護当局からの承認が必要とされる。

（a）ELECTRO－COORD Kht.（CECED）

2004 年９月 21 日に、WEEE 指令に対応するため、欧州家電工業会（CECED）と照明機器製造者組合の企業が主体となって、非営利組織 ELECTRO－COORD Kht.が設立された。2005 年１月から運営を開始し、以下の種類の WEEE を取り扱っている。

- 大型家電（クーリング機器を除く）
- 小型家電
- ＩＴ・通信機器（携帯電話含む）
- 消費者用エレクトロニクス製品
- 証明器具、ガス放電ランプ
- 工具
- 玩具、レジャー・スポーツ用器具
- モニター・制御装置
- クーリング機器

2006 年１月の発表では、会員企業数は約 250 社で、会員企業による市場シェアは、大型家電で 90%、小型家電で 78%、照明器具で 95%となっている。

ELECTRO－COORD のファイナンシングシステム

製造者および輸入業者は、入会の際に、過去の売上に基づき計算された入会費を支払う。これに加えて、各社の年間市場シェアに基づき計算された廃棄物管理負担金を支払う。この負担金は、実際に回収された WEEE の量に基づき、月払いすることになっている。

ELECTRO－COORD の回収システム

以下のような回収チャネルを通して、WEEE の回収が行われている。

- 小売業者（約 4,000 軒）
- スーパーマーケット、ハイパーマーケット
- WEEE 回収イベントを通じた市民からの回収
- 公共機関、医療、教育機関など
- 修理会社や廃棄物管理会社など他の回収機関から

回収・処理業者により、ELECTRO－COORD のロゴが入った WEEE 回収用コンテナが、各回収ポイントに設置される。

ロジスティクス・処理

ELECTRO－COORD は、ハンガリー国内の 14 の処理施設を利用している。これらの施設は毎年行われる入札によって選ばれる。ロジスティクスについては、様々な回収ポイントから処理施設までの WEEE 回収・輸送のみを行う４社を利用している。自治体の廃棄物回収事業者も運営上協力関係にある。

所轄当局への報告

所轄当局への報告は EAN と呼ばれるソフトウェアを通じてオンラインで行われる。EAN システムへの加入は任意だが、報告の手間を簡素化するため、会員企業には加入を勧めている。

パフォーマンス

2005 年の WEEE 回収量は、１万 3,000 トン以上にのぼる。

ELECTRO-COORD Magyarország Kht.連絡先
1012 Budapest, Márvány utca 18.
（郵送の場合）1537 Budapest, 453/403
Tel: (+36-1) 224-7730
Fax: (+36-1) 224-7739
Email: info@electro-coord.hu
Website: www.electro-coord.hu

（b）ElektroWaste Kht

ElektroWaste Kht は、ＩＴ廃棄物を処理する目的で 2003 年に設立されている。2005 年１月には認可が下りており、2005 年６月から工場の運営を始めることが予定されていた。

ElektroWaste Kht 連絡先
1055 Budapest, Szalay u. 4.
Iroda: 1055 Budapest, Alkotmány u. 4.
Tel: (+36-1) 373-0491
Fax: (+36-1) 373-0492
Website: www.elektrowaste.hu

（c）Ökomat Kht.

2004 年 11 月に自動ディスペンサー・ゲーム機の 12 メーカーにより設立された。当初はこれらのメーカーが扱う種類の WEEE に対象を限定していたが、現在では、携帯電話と冷蔵庫を除き一般世帯・事業からのすべての WEEE に対象を広げている。2005 年 10 月までに、同組織の会員数は 140 社に増加した。2005 年 1 月より廃棄物の処理を開始した。

Ökomat Elektronikai Hulladék Hasznosítást Koordináló Kht. 連絡先
1138, Budapest, Váci út 184.
Tel: 061 / 236-0506, 061 / 236-0507, 061 / 237-0825
Fax: 061 / 329-8224
E-mail: office@okomat.hu
www.okomat.hu/

（d）Re-Electro Kht.

Elektromos és Elektronikai Hulladékok Hasznosítást Koordináló Kht. 連絡先
9028 Gyor, Régi Veszprémi út 14-16.
Tel: 96/509-805
Fax: 96/509-822
e-mail: reelektro.dajka@t-online.hu
www.re-elektro.hu

（e）E-Hulladék Kht.

E-Hulladék Kht. 連絡先
1139 Budapest, Váci út 87.
Tel/Fax: +36(1) 412-0804, +36(1) 412-0805
Mobil: +36(30) 954-8034
E-mail:info@e-hulladek.com
www.e-hulladek.com

② 製造登録制度の確立および登録先機関の概要

製造者登録は、2005 年 1 月より義務化されている。新規製造業者は、電子・電気製品を上市する以前に登録をしなければならない。製造者が登録責任を遂行しない場合には罰則が

課される。罰金の最高額は 20 万フォリントである。

ハンガリーにおける登録先機関は国立環境自然管理局（National Inspectorate for Environment, Nature Conservation and Water）で、登録は、申請書と政令付則に記載してある書類の提出をもって行われる。国立環境自然監査局は、リサイクル団体が政令で規定されたサービスを遂行しているかどうか、製造業者によって提出されたデータが正しいかどうかなどをチェックする。2006 年 1 月時点で、約 380 社[123]が登録されている。

連絡先
国立環境自然保護管理局（National Inspectorate for Environemt, Nature and Water）
1016 Budapest, Mészáros u. 58/a
Tel：(+36-1) 224-9100
Fax：(+36-1) 224-9263
Email：orszagos@zoldhatosag.hu

③　マーク表示と国内規格

マーク表示については、2005年８月13日より義務化されている。欧州規格（EN50419）を国内規格化した「MSZ EN 50419: 2005」は2005年４月１日に発行されている。マーク表示のない製品の国内市場での販売は不可能で、消費者保護庁による市場の監視が行われている。

④　メーカー、電気・電子製造業界団体・小売業者の対応など

ハンガリーにおいて、最大の規模の共同スキームを運営する ELECTRO－COORD、（前述）が、2006 年 1 月に、共同回収・引取スキームの非営利協会である WEEE フォーラムに加盟した。

[123] 共同スキームに加盟している企業の概算。

22．マルタ

（１）国内法整備の進捗状況および法令の概要

①　国内法整備の進捗状況

マルタは、WEEE 指令の回収、リカバリーおよび再利用・リサイクル目標達成まで２年の猶予期限を与えられた。これは、マルタにおけるリサイクルインフラ基盤の欠如、WEEE 発生量の低さ、地理的に孤立した狭い国土の小さな市場と人口密度の高さという制約に加え、基本的に電子・電気機器輸入国という事実によるものである。

WEEE 指令の国内法への移行では、「2004 年環境負担金法」と「2004 年環境管理（WEEE）規則」の２つの法令がある。環境負担金法は 2004 年９月１日に採択され、同日に施行されたが、環境管理規則は法案が 2004 年 10 月 22 日に発表されたものの、採択・施行のめどが立っていない。マルタ環境計画局（MEPA：Malta Environment and Planning Authority）は法案の発表以来、関係者との会合を開き意見を集めて法案の改定を提案しているが、法案は採択されないままとなっている。

廃棄物管理法はＥＵ指令の内容をほぼそのまま移したもので、「加盟国」を「所轄官庁」に置き換えたうえで、ほぼ逐語的に引用し、若干の変更や追記を行っている。MEPA は、全国登録制度や製造者責任組織の指針などいくつかの課題について、詳細を規定する法案に取り組んでいるが、「環境管理規則」が採択されるまでは、ほとんど進捗はみられない。このため MEPA によれば、WEEE 関連の動きは滞ったままという。

②　国内法の概要

環境負担金法は、プラスチック製品や金属製品をはじめ廃棄物となる多様な製品に課税をするもので、この中で電子・電気製品への課税が明示された。これは WEEE についての製造者責任を扱った初の法令であった。電子・電気製品は、「冷却・冷蔵設備」「温水器」「モニター・テレビ機器」「通信機器」「洗濯・調理用機器」「電子機器」に大きく区分され、製品のタイプにより 0.50～30 マルタリラ（Lm）の間で VAT 局が輸入業者に課税することが定められている。この法令は免除の可能性を規定しているが、免除の条件は明記されていない。

「2004 年環境管理（WEEE）規則」の法案の概要は次の通りであるが、未採択のため規定に盛り込まれた各種期限は適用されないままとなっている。

（a）個別回収

一般家庭からのWEEEについては、2005年８月13日までに、営利団体が既存システムを利用するか、回収システムを設立するかして、WEEEを持つ人が少なくともそれを無償で返却できるよう所轄官庁が必要な措置をとらねばならなかった。所轄官庁は、2008年12月31日までに国民１人あたり年間平均４kgのWEEE個別回収を達成するために、必要な措置をとることになっている。

（b）一般世帯からの WEEE 回収の費用負担

共同システムが設立されなければ、財源に関する責任は曖昧なままである。ただ、2005 年８月 13 日以降に上市された電子・電気機器の廃棄物については、製造者が資金調達する。製造者はこの義務の遂行にあたり、認可された WEEE 回収、処理およびリカバリー制度の設立を、個別で実施するか共同実施するか選択できると規定している。

2005 年８月 13 日より前に上市された電子・電気機器の廃棄物については、製造者は認可された WEEE 回収、処理およびリカバリー制度の設立資金を、市場シェアなどに基づき負担しなければならない。個別で対応することを希望する製造者は、製造者登録時に財政保証を提示しなければならない。この際に承認される保証の詳細についての規定はまだない。

（c）非一般世帯からの WEEE に関する費用負担

非一般世帯からの WEEE に関する費用負担については WEEE 指令に準拠。

（d）中央登録制度

MEPA が、製造者登録の監督機関となる。登録簿あるいは登録制度の設立についてはまだ期限が設定されていない。マルタに電子・電気機器を上市する製造者および輸入業者は登録が義務付けられるが、環境管理（WEEE）規則の採択後に、さらに明確な定義が必要となってくる。ただ、実質的にマルタには製造者が存在しないため、国外の製造者が登録義務を負うかどうか明らかにしなければならない。

（e）マーク表示および消費者への情報提供

法案では、製造者明記の義務は明確に規定されていない。電子・電気機器の製造者は、製

品が上市された日付が明確に特定できるようにしなければならない。消費者への情報提供に関する条項は WEEE 指令に準拠している。

(f) 報告

認可された WEEE の回収・処理およびリカバリー制度の運営者は、６ヵ月ごとに所轄官庁に詳細な準拠報告書を提出しなければならない。 共同システムの参加者は６ヵ月ごとに所轄官庁に、認可された WEEE の回収・処理およびリカバリー制度の運営者が署名した、これら法規条項への準拠を示す書類を提出しなければならない。

(g) 製造者登録と準拠システム協定

製造者あるいは輸入業者は、これら法規の実施方法を定める協定を、登録機関と締結しなければならない。この協定は、目標値およびその期限を明確にするもので、法的効力を持ち、官報で公布される。定期的な監視のもとで目標を達成し、結果を所轄官庁に報告して規定条件に基づいて結果を一般に公表する。

認可された WEEE の回収・処理およびリカバリー制度に参加している製造者は、これら法規の適用を免れる場合がある。リカバリー制度は廃棄物管理規則により認可を取得しなければならず、以下の項目を規定しなければならない。

- 消費者による WEEE 返却を保証するために採用する預り・払い戻し金、あるいはその他の制度の詳細
- 提案した制度に関する財務計画
- 回収・処理・リカバリーされる WEEE の各カテゴリーの年間総量
- 提案した制度における WEEE のリカバリーの年間目標
- WEEE のリカバリーレベルの決定およびその検証に関する提案
- 制度を利用する製造者の認証に関する提案

（２）国内対応状況

①　WEEE の回収・引取制度の確立

(a) 暫定的な回収機関の設立

2003 年１月にマルタ政府は、統合廃棄物管理システムの組織、管理、運営に責任を持つ企業として WasteServ Malta Ltd を設立した。WasteServ は、計画中の製造者責任制度のため、産業界による機関が回収・リカバリー事業を引き継ぐまで、必要な基盤の整備と構築および運営にあたる。

WasteServ の活動には、特定の埋め立て処分地の閉鎖および再建、リサイクル可能品の回収、使用済み電子機器の回収・保管および最終処理、使用済み電池の回収および保管、マルタおよびゴゾにある政府所有の廃棄物管理施設に集められた全廃棄物に関するデータ収集が含まれる。WasteServ は 70 ヵ所の廃棄物持ち込み地点を運営しているが、特に WEEE 回収のためマルタで５ヵ所、ゴゾで１ヵ所の施設を計画している。 回収活動は、製造者が引き継ぐのに必要な基盤整備と法制が出来上がるまで実施される最低限のものとなる。

(b) 現在の回収方法

法規が施行されるまでは、小型電子・電気機器は家庭廃棄物とともに処分される。大型家電製品は無償で地方自治体が回収するが、冷蔵庫に関しては廃棄物回収を受託した民間企業が、一般世帯からの要求に応じて回収する。回収された廃棄物は、WasteServ が運営する持ち込み地点に運ばれ、１トンあたり 2.5 マルタリラ（Lm）の収集料が課せられる。ただし違法投棄の恐れもある。

②　産業界の反応

環境負担金法は、産業界からの強い反対にあったが、環境管理（WEEE）規則に対する産業界からの反応はほとんどなかった。数社が個別あるいは共同システムの設立に興味を示している。マルタは国土が小さく人口密度が高いことから、ＰＣや家電製品のような一般世帯からの使用済み電子・電気機器の個別回収システムは実現可能とされている。

23．ポーランド

（１）国内法整備の進捗状況および法令の概要

①　国内法整備の状況

ポーランドにおける WEEE 指令の国内法制化は、2005 年７月 29 日付 WEEE に関する法律（WEEE 法）の採択により完了している。RoHS 指令に関しては、RoHS 政例（RoHS Ordinance）として 2004 年 10 月に採択されている。WEEE 法は、2005 年７月 29 日に議会を通過し、８月 19 日の大統領調印をもって承認され、９月 20 日付官報[124]に掲載され公布された。発効は、公布の 30 日以内とされており、2005 年 10 月 21 日となっている（例外条項あり）。

②　国内法案の概要

2005 年７月 29 日に議会を通過した WEEE 法は、政府提案の草案とはかなり違った内容になっている。全 96 条で以下のような 13 のセクションに分かれている。

第１章：一般条項
第２章：環境保護検査局（Chief Inspector of Environmental Protection）の任務
第３章：財政保証
第４章：製造者の義務
第５章：機器の使用者の義務
第６章：廃棄物回収者の義務
第７章：廃棄物処理プラント運営業者の義務
第８章：リサイクル業者およびリサイクル以外の再生プロセスに携わる業者の義務
第９章：電気・電子機器のリサイクル組織
第 10 章：プロダクト・フィー
第 11 章：罰則および罰金
第 12 章：現行法の変更条項
第 13 章：期日に関する条項

(a) 目標

ポーランドは、リサイクル関連のインフラ不足に加え、農村地帯の人口が多く国全体の人口密度が低いことなどから、WEEE 指令で定められた、回収、リカバリー、再利用／リサイクルの目標達成について２年間の猶予を与えられた国の１つである。このため、リカバ

[124] OJ No. 180 Item 1495

リー、再利用／リサイクル率の目標はＥＵの WEEE 指令と同率に定められているが（第 30 条）、達成期限は 2008 年末となっている。

（b）中央登録

登録について責任を負うのは、環境保護検査局（Chief Inspector of Environmental Protection）である。WEEE 法の第２章（第６～17 条）では、環境保護検査局の責務について定められている。第６条では、環境保護検査局が以下の事業者に関する登録を整備するとされている。

・（電気・電子機器の）製造者
・WEEE の回収業者
・WEEE の処理プラント運営業者
・廃棄物リサイクル業者
・廃棄物リサイクル以外の再生（リカバリー）プロセスに携わる業者
・電気・電子機器の再生に関わる組織

また第８条では、これら登録の義務を負う業者のそれぞれの登録申請に必要な情報を定めている。製造者は、住所や税務処理に関する登録番号、上市する製品のカテゴリーと数量、WEEE のリサイクル組織との契約に関する情報、財政保証に関する情報などを申請するものとされている。

登録費用については第９条に規定されており、登録費用と年間費用は、それぞれ 8,000 ズロチを超えないものとし、零細企業の場合は 400 ズロチを超えないものとされている。具体的な額については、環境省が財務省との合意の下決定し、詳細規定を定める政令などにより定められる。

製造者の登録締め切りは 2006 年９月 30 日となっている。

（C）製造者の義務と回収・引取などについて

消費者は機器の使用者の義務として、電気・電子機器の分別と、廃棄物回収者への返却が義務付けられている（第５章）。一方、製造者は、自治体や小売店などが運営する回収ポイントから回収されたすべての一般世帯からの WEEE の引取体制を組織し、費用を負担しなければならない（第 27 条）。

個人・家庭用電化製品の製造者は、一般世帯からの WEEE の回収および費用負担の義務を

負う。2005 年８月 13 日後に上市された製品については、自社ブランドの電気・電子機器について引取、2005 年８月 13 日以前に上市した製品の過去の WEEE については、同一カテゴリーであれば自社ブランドか他社ブランドかに関係なく市場シェアに応じて引き取る（第 28 条）。同条項の発効は 2008 年１月１日で、製造者の一般世帯からの WEEE の引取義務は、同日開始となる。

一般世帯以外からの WEEE についても、2005 年８月 13 日後に上市された製品について製造者は回収・リサイクルとその費用負担の義務を負う。一般世帯以外からの過去の WEEE については、代替物の購入がなされた場合に、製造者が回収・リサイクルの義務を負う（第 29 条）。同条項の発効は 2005 年 10 月 21 日となっている。

小売・卸売業者は、代替品が購入された場合に１対１ベースで無料引取の義務を負う（第 42 条）。これに関する条項は 2006 年７月１日発効となる。

そのほか主な製造者の義務には以下のようなものがある。

- インボイスやその他の書類に登録番号を記載する（第 21 条：2006 年 10 月１日付け発効）
- 消費者への機器の分別回収、リサイクルの必要性などに関する情報提供（個人・家庭用電化製品製造者の義務）（第 22 条）
- 環境保護検査局への情報提供・報告義務（第 24 条）
- 新製品発売の１年以内に、再利用、廃棄物処分に関する情報を処理業者のために準備する（第 26 条）

このように、2006 年 10 月１日からは、製造者の義務としてすべての財政書類に登録番号を記入しなければならない。ユーザーに対する情報提供に関する条項は WEEE 法の発効と同様、2005 年 10 月 21 日発効となっている。製造者は上市後半年間に達成されたリカバリーの達成度について中央登録へ報告しなければならない。また再利用と再処理に関する情報について、処理施設がこれを要求した場合 30 日以内にこれを公開しなければならない。この情報提供は、電子もしくはハードコピーいずれかの形で行われる。

（d）財政保証

製造者は、回収・リサイクル義務遂行のため、電気・電子機器の回収・リサイクルを行う業者との契約締結が必要であるが、これに不履行が生じた場合や企業自身の倒産などの場合に備え、財政保証を提供することが義務付けられている（第 18 条）。保証の形態は、デポジット、回収・リサイクル義務不履行についてカバーする保険契約、銀行からの保証の

いずれかの形態をとる（第 19 条）。

これら財政保証に関する条項の発効は 2006 年１月１日となっている。

（e）マーク表示、情報提供、報告について

第 23 条では、WEEE 指令で定められた「×印付ゴミ箱」マークについて（ポーランド WEEE 法では付則３）、流通業者がこれを電気・電子機器に表示する義務について定めている。指令で定められているとおり、シンボルは、よく見えるように、はっきりと読み取れるように、消えないように表示しなければならない。製品の大きさや性能に影響するなどの理由でやむを得ず機器上に表示できない場合は、機器の包装、使用説明書、保証書に表示するものとされる。第 23 条で定められた義務は、同法の施行日に発効となり、2005 年 10 月 21 日以降流通する製品についてシンボルマークの表示が必須となる。この義務を遵守しない業者へのペナルティについても定められており、同法 72 条第３項において、このシンボルマークを機器に表示しなかったものには、罰金が課されるものとされている。

また、このゴミ箱マーク表示義務条項の履行を目的として、ポーランド国内規格の PN-EN 50419: 2005 (U)を設置するものとする。この正式規格は、ポーランド標準化委員会（Polish Standardisation Committee）より 2006 年発表される予定で、それまでは任意ベースの適用となっていた。2006 年１月 30 日に PN-EN 50419: 2006 が発表され、PN-EN 50419: 2005 (U)はこれに入れ替えられた。同規格の任意適用期間中にも、流通業者は、指令に定められたシンボルマークを機器に表示するよう強く推奨されていた。

（f）コスト表示（ビジブル・フィー）

個人・家庭用電化製品の製造者は、WEEE の回収・リサイクルなど廃棄物管理にかかるコストに関する表示を、製品価格とは別個のビジブルフィーとして表示することが可能である（第 25 条）。ただし、グループ１に分類される大型家電製品については 2013 年２月 13 日まで、その他の分類の製品に関しては 2011 年２月 13 日までを期限としている（第 95 条）。

（g）プロダクト・フィー

第 30 条で定められたリサイクル目標を達成できない製造者（および WEEE 法上の義務遂行のために製造者などによって設立された WEEE のリサイクル組織）は、プロダクト・フィーを支払う（第 64 条）。プロダクト・フィーは、リカバリーおよびリサイクル率の目標値と達成値の差に基づいて計算されるもので、2008 年以降適用となっている。グループ５に

分類される照明機器製品については、１キロ当たり４～20 ズロチ、その他のカテゴリーの製品については１キロ当たり０～４ズロチとされている。具体的な額については、環境省が財務省との合意の下決定する。

このフィーは、製造者を特定できない WEEE の管理や分別収集に関する消費者の啓蒙、WEEE のリサイクル、WEEE リサイクルの新技術開発などの資金として利用されることになっている。

（２）国内対応状況

①　WEEE の回収・引取制度の確立

ポーランドの廃棄物処理全般に関しては、ごみ分別システムが整っておらず、埋立への依存度が非常に高いなどの現状がある。ごみの分別施設は国内でわずか 50 数ヵ所のみで、分別システムの整備された自治体も少ない。また自治体が回収する廃棄物のうち９割以上が埋立地に運ばれている。このような状況下で、WEEE 法の導入により製造者は、回収ポイントにおいて一般世帯からの WEEE が無料で回収されるよう保証し、地方自治体および流通業者によって回収された WEEE の引取と処理の義務を負うこととなる。これらの責務を履行する共同システムおよび共同組織の構築が進められている。

しかしポーランドでは、包装容器セクターにおいて引取の共同スキームを運営する組織が 40 近くもあり、混乱をきたしていることが問題視されている。このような状況を避けるため、担当省庁は現在のところ引取組織の数を制限する方向である。WEEE のリカバリー組織では、株主を製造者に限定すること、高額な払込資本などにより、組織設立の数を限定することとなる。

財政保証に関する締め切りは 2006 年１月１日であり、この期日以前にシステムの立ち上げ準備ができていなければならない。中小企業などは、共同で小規模な地域レベルの回収・リサイクルシステムを形成するなどしている。全カテゴリーをカバーする代表的な回収スキームでは、Elektro-Eko がある[125]。製造業者の業界団体 CECED、エレクトロニクスおよびテレコミュニケーション分野のポーランド商工会議所 KigEIT によって設立された。

また、ブラウン、エレクトロラックス、ヒューレット・パッカード、ソニーにより 2002 年設立された欧州リサイクルプラットフォーム（European Recycling Platform／ERP）も、2005

[125] http://www.elektroeko.pl

年 11 月、ポーランドに共同出資会社を設立し、ポーランド国内の WEEE の回収およびリサイクルにあたると発表している。その後、ポーランド製造者の登録期限に対応し、これに間に合うよう 12 月 22 日に EPR Polska を設立した。

ERP は、ポーランド国内で排出される WEEE は年間約３万トンと推定しており、各登録企業の市場シェアに応じてこれらをリサイクルや再処理する計画である。ポーランドでの ERP の運営は、ERP のコントラクターである CCR ロジスティクス・システムが行う。ERP の狙いは、全体の WEEE の回収およびリサイクルコストの削減にある。同国に効率的なシステムを導入することにより、製造者に課されるコスト負担が低くなれば、消費者にとっても利益となる。WEEE 法の導入と、これによるリサイクル組織の活動により、埋め立て処理場に運ばれるこれらの廃棄物の量を 80%まで減らすことが可能となると推定されている。

②　製造者登録制度の確立および登録先機関の概要

登録について責任を負うのは、環境保護検査局（Chief Inspector of Environmental Protection）である。環境保護検査局は、環境保護に関する法規制の遵守や天然資源の合理的な利用などを監督するなど環境保護に関する監督業務全般を行う。

WEEE 法上の環境保護検査局の責務については、同法第２章に規定されており、登録費用や罰金の決定、財政保証に関わる任務以外は、電気・電子機器市場の 75%以上を代表する適格な機関に業務を委託することができるとされている。

製造者の登録締め切りは 2006 年９月 30 日となっており、財政保証提供に関する条項は 2006 年１月１日発効となっている。登録の際に製造者は、契約しているリカバリーシステムを明記するか、財政保証を提供しなければならない。登録に際して支払う登録費用については第９条に規定されており、登録費用と年間費用は、それぞれ 8,000 ズロチを超えないものとし、零細企業の場合は 400 ズロチを超えないものとされている。具体的な額については、環境省が財務省との合意の下決定し、詳細規定を定める政令などにより定められる。

環境保護検査局（Główny Inspektorat Ochrony Srodowiska）
ul. Wawelska 52/54
00-922 WARSZAWA
Tel: (+48 22) 57 92 208
E-mail : gios@gios.gov.pl
http://www.gios.gov.pl（ポーランド語のみ）

現在の主任検査官[126]

[126]主任検査官（Chief Inspector of Environmental Protection）と環境保護検査局の関係については前述参照。

Mr. Wojciech Stawiany
Tel: (+48 22) 57 92 695, or 825 33 25
Fax: (+48 22) 825 04 65

③　メーカー、電気・電子製造業界団体、小売業者の対応など

上述のように、メーカーや業界団体などは、WEEE **法に対応し回収・リサイクルシステムの確立を進めている。中小規模の製造業企業では、共同で小規模な地域レベルの回収・リサイクルシステムを形成するなどしている。小売・卸売店舗での１対１ベースでの** WEEE **の引取義務は、**2006 **年７月開始となっているが、大手の家電販売店などでは、すでに回収ポイントを設置しているところもある。**

24．スロベニア

（１）国内法整備の進捗状況および法令の概要

スロベニアでは、2001 年に分別回収された自治体ごみの管理に関する決定がなされており、自治体は、2003 年末までに一般世帯からの分別回収ごみの回収センターを最低１ヵ所設置することが求められていた。これに対応するため自治体は、WEEE を含む大型廃棄物の「持ち込み」センターのようなものを設置したり、戸別回収を行うなどの策を講じてきた。これにより、現在の回収制度では、各世帯から支払われる毎月の廃棄物処理料を通じて、主に白物家電や大型家電の回収がカバーされている。小型の機器は、まだ通常の自治体ごみと一緒に処分され、分別回収が進んでいないのが実情である。

①　国内法整備の進捗状況

スロベニアは、2004 年 11 月公布された法令にて、WEEE および RoHS 指令を国内法に移行した。2004 年 11 月公布の法令 4871 では、RoHS 指令と WEEE 指令の１部が国内法制化され、同日公布の法令 4863 で WEEE の回収システムに関する条項が策定された。法令 4863 では、一般世帯からの WEEE、一般世帯以外からの WEEE の管理組織を入札により選定するための公募が 2005 年初旬に行われるという条項が示されていた。しかしこの公募入札による WEEE 管理組織の選定というアイディアについてはその後改訂がなされた。2005 年６月 10 日に発表された法令 4871 の改正により、公募入札に関する日程と条件が変更となった。新たな日程は、2009 年とされ、WEEE の回収およびリサイクルの目標が達成されなかった場合にのみこの公募入札による WEEE 管理組織の選定が行われることとなった。またこの改訂法令では、製造者登録の２段階登録プロセスが導入された。改訂法令では、ＥＵ指令により沿う形で製造者責任のアプローチが重視されている。

また、2004 年 10 月 22 日付の製品に課す環境関連料金に関する法令 4711 では、10 種類の電気・電子機器製品に対する環境税が導入された。販売時に課されるこの環境税の価格は、上述の回収・リサイクルシステム業者の公募入札の結果によりその業者が算定する費用を考慮に入れ、環境大臣によって設定されることとなっていた。同法令についても改正が行われ、2005 年８月 13 日より開始となるはずであったこの環境税の徴収が 2006 年よりと延期になった。

② 国内法の概要

(a) 目標

スロベニアは、WEEE 指令で課された回収・リサイクルの目標達成期限の延期を許可された国の１つである。延期の期間は 12 ヵ月で、ＥＵ指令に準じた目標達成の期限は 2007 年末となっている。

(b) 回収・引取などについて

製造者は、自治体の回収ポイントを設置し、大規模小売業者に対しては回収コンテナを提供する義務を負う。回収ポイントの運営を行うのは自治体で、製造者は回収ポイントからの引取・リサイクルとその費用負担を義務付けられる。2005 年８月 13 日以前に上市された一般世帯からの過去の WEEE については、市場シェアに応じて製造者が責任を負う。一方、流通・小売業者は、同様の機能を有する代替品が購入された場合、エンドユーザーからの WEEE 回収の義務を負う。製造者は、これら流通・小売業者によって回収された WEEE の引取とその費用負担の義務も負う、流通・小売業者からの引取は、売り場、もしくは売り場から５km 以内の回収ポイントで行われるか、もしくはエンドユーザーから直接引き取ることとされている。

共同スキームに参加する製造者を含むすべての製造者は、環境省に回収・リサイクル費用負担を保証するための財政保証を提出しなければならない。財政保証は、銀行からの保証もしくは保険の形態をとるものとされている。

これら引取やその費用負担といった製造者義務の開始は、2006 年１月１日であった。しかしこの期日に実際の引取開始は実現されず、実際に製造者義務遂行が開始されるのは 2006 年４月１日と発表されている。

(c) 製造者登録

製造者登録を所管するのは、環境・国土計画省（Ministry of the Environment and Spatial Planning）である。登録の対象となるのは、スロベニアに拠点を持つ製造者で、登録には、２段階の登録プロセスが採用されている。第１段階は、2005 年６月 30 日までに、製造者名、2005 年６月 30 日前までに上市する製品のカテゴリーと数量を登録し、第２段階で、2005 年末までに WEEE 回収・リサイクルの義務遂行に必要な全ての契約など、WEEE 管理に関する計画を提出しなければならない。この第１段階の登録ほかに、環境省からの WEEE 回

収の許可証取得のための申請が必要となる仕組みであり、この許可証取得申請には、WEEE 回収・リサイクルの義務遂行に必要な全ての契約など、WEEE 管理に関する計画提出が必要となる[127]。

環境・国土計画省がクリアリングハウスを監視する役目を負い、回収・リサイクルに関する報告なども同省に対してなされる。製造者は、毎年３月 31 日までに前年の回収・リサイクルに関するデータをアニュアルレポートとして提出する。

(d) マーク表示、消費者への情報提供義務

製造者は、欧州規格 EN 50419 で定められた「こまつきのゴミ箱」のシンボルマークを表示しなければならない。このシンボルマークは、国内標準 SIST EN 50419 として導入されている。この国内標準は、2005 年５月１日発表され、同日付で発効している。シンボルマーク、上市の期日、製造者特定など表示に関する義務は 2005 年８月 13 日から発効となっている。その他、消費者に対する情報提供義務に関する条項は、ＥＵ指令に準じる。

(e) コスト表示（ビジブルフィー）

WEEE の処理費用を別個に表示するビジブルフィーは、任意で認められている。ただし、カテゴリー１に分類される大型機器について 2013 年２月 13 日まで、それ以外について 2011 年２月 13 日までの期限付きとなっている。

（２）国内対応状況

① WEEE の回収・引取制度の確立

既述の通り、WEEE に関する国内法令設定当初は、公募入札により（唯一の）WEEE 回収・リサイクル制度を確立する方針が採られていた。実際に、スロベニアの大手家電メーカー Gorenje が、公募の要件を全て満たす有力候補とされていた。しかしこの方針の変更が法改正により決定されて以降は、２～６つのリサイクル組織（スキーム）が誕生するとみられている。ドイツの大手廃棄物管理・リサイクル企業 Interseroh なども WEEE 回収でのスロベニア参入を予定している。2005 年８月の時点で、スロベニアには約 30 社の廃棄物回収企業が存在するとされていた。

---

[127] 包装廃棄物の回収システムで、WEEE 法令導入に伴い WEEE の回収システムとしての事業も開始する Slopak（後述）の資料によれば、これら登録申請の締め切りは 2005 年９月 26 日までとされている。

（a）ZEOS[128]

上述の Gorenje と、その他大手のスロベニア電気・電子機器メーカー６社（BSH、Avtotehna、LTH、Merkur、Mercator、Mikropis）により 2005 年７月に設立された回収・リサイクル組織。回収、ロジスティクス、リサイクルなど WEEE 管理全般を行う。当初の活動開始は 2006 年１月１日からとされていたが、予定がずれ込み４月１日からとなっている。全てのカテゴリーの WEEE を扱うこととなっており、自治体の回収ポイント、廃棄物管理企業が運営する製造者の回収ポイント、流通業者の回収ポイントの３種類の回収ポイントから WEEE を回収する。その後環境省への報告のため、これらの WEEE のマテリアルフローなどに関するすべてのデータを管理する。

年間１万～２万トンの WEEE のリサイクル容量を有する組織となる予定で、全てのスロベニア拠点のメーカーに対し参加の門戸を開いている。

（b）Ekolamp

欧州照明企業連合（European Lamp Companies Federation）のメンバー（Osram、Philips、ＧＥ）によりスロバキアに設立された WEEE カテゴリー５の照明機器を扱うスキームで、2005 年５月にはチェコにも設立された。同スキームの回収コンテナがスロベニアにも設置される予定である。

（c）Slopak[129]

包装廃棄物管理に関する規則に対応するための包装廃棄物回収システムであるが、WEEE の回収システムとしての活動を開始する。Slopak には 1,300 社が参加しており、2005 年中はスロベニア市場の包装物約 85%に当たる 12 万 3,000 トンの包装廃棄物を回収した実績を持つ。WEEE 法令下の製造者義務を負う企業では約 190 社が Slopak に参加している。WEEE 関連法令で製造者義務を課せられる業者の多くは、包装廃棄物規則にも関連する企業であり、Slopak はこれらの企業にワンストップでコンプライアンス・サービスを提供することができる。また、包装廃棄物と WEEE の両方を扱うことで、これまで蓄積した知識や経験、ロジスティクス面などでシナジー効果が期待される。しかしながら、完全な運営体制はまだ整っておらず、Slopak の Barbala Tišler 氏によれば、活動開始は 2006 年７月になるとの情報もあるが、３月末を目指しているとのことである。

[128] http://www.zeos.si/
[129] http://www.slopak.si/

② 製造者登録制度の確立および登録先機関の概要

製造者登録を所管するのは、環境・国土計画省（Ministry of the Environment and Spatial Planning）である。回収・リサイクルに関する報告なども同省に対してなされる。

環境・国土計画省（Ministry of the Environment and Spatial Planning）
Dunajska c. 48
PO BOX 653
1000 Ljubljana
e-mail: gp.mop@gov.si

③ メーカー、電機・電子機器製造業界団体、小売業者の対応など

既述のようにスロベニアでは、WEEE 関連の法令導入の前から、白物家電などの廃棄物処理に関する対策が講じられていた。スロベニアの大手電化製品メーカーの Gorenje は、他のメーカーと共同で、回収、ロジスティクス、リサイクルなど WEEE 管理全般を行う回収・リサイクル組織 GEOS を立ち上げ対応している。その他にも、Slopak などの組織が、WEEE 回収・リサイクル活動開始に向け積極的に動いており、費用高率の高い WEEE 回収・リサイクルのためにスキームへの参加を呼びかけている。2006 年１月末時点で、登録企業数（申請中を含む）は約 340 社とされている。

25．スロバキア

（1）国内法整備の進捗状況および法令の概要

①　国内法整備の進捗状況

スロバキアでは、「廃棄物法（Waste Act）223/2001 Coll」の改正法（733/2004 Coll）が 2004 年 12 月２日に議会で承認され、WEEE 指令の一部が国内法に導入された[130]。その後、2005 年４月 29 日に、マーキング、処理および保管に関する要件を規定するデクレ（208/2005 Coll）[131]、また 2005 年８月 17 日に回収・リカバリー目標についての政令（288/2005 Coll）[132]が採択された。このほか、リサイクル基金への負担金に関するデクレ（MoE SR No 127/2004 Coll）の改正デクレ（MoE SR No 359/2005 Coll）が 2005 年８月３日に採択され[133]、これらの二次法の施行をもって、WEEE 指令は完全に国内法化されている。

②　国内法の概要

廃棄物法改正法（733/2004 Coll）は、既存の廃棄物法（223/2001 Coll）の規定に以下の WEEE に関するパート７が追加されたもので、WEEE 指令および RoHS 指令の両方に準拠している。

<u>パート７　電気器具・電子廃棄物</u>

- 54 項ａ　基本規定
- 54 項ｂ　電気器具生産者の義務
- 54 項ｃ　流通業者の義務と消費者の権利
- 54 項ｄ　電子廃棄物の加工に係わる義務
- 54 項ｅ　一般世帯からの WEEE の取り扱い
- 54 項ｆ　一般世帯以外からの WEEE の取り扱い
- 54 項ｇ　照明器具類からの WEEE の取り扱い
- 54 項ｈ　共通規定
- 54 項ｉ　電気廃棄物に対するリサイクル基金への寄与

この中で、スロバキア法の特徴として挙げられる点を以下に述べる。

---

130 2004 年 12 月 29 日公布、2005 年１月１日施行。
131 2005 年５月 21 日公布、2005 年６月 1 日施行。
132 2005 年９月１日公布、同日施行。
133 2005 年８月 11 日公布、2005 年８月 13 日施行。

(a) リサイクル基金

リサイクル制度を開始するに当たり、スロバキアでは廃棄物法（223/2001 Coll）に基づき、2002 年１月にリサイクル基金が創設された。同基金は廃棄物法で規定された特定の廃棄物の回収およびリカバリー、加工を支援するための資金を蓄積することを目的としている。リサイクル基金は、以下に示す製品の製造業者および輸入業者からの負担金を財源とする。

- 電池・蓄電池
- 鉱物性油
- タイヤ
- 多層化合素材
- 電気・電子機器
- プラスチック
- 水銀を含む蛍光チューブ
- 紙
- ガラス
- 自動車

製造者および輸入業者のリサイクル基金への負担金は四半期に１度支払うものとし、輸入業者については製品の輸入前に支払うことが義務付けられている。リサイクル基金の負担金は、スロバキア市場に出る製品の量または重量から、輸入業者または製造者が独自の回収システムを提供した数量または重量に基づき算出される。負担金は回収とリカバリーにかかる費用に基づく。回収・リカバリー目標に達した場合には負担金を支払う必要はない。また、製造者および輸入業者は製造量および輸入量についての記録を保持し、四半期に１度リサイクル基金および地域の管轄当局に報告しなければならない。負担金の算定は国が行う権限を持つ。このほか、WEEE の回収やリカバリー、廃棄処理を行う事業者に対しては、記録の保持と報告についての詳細な義務を課している。

廃棄物法では、リサイクル基金からの資金の使途を、地方自治体の廃棄物法で規定された製品の分別・リサイクル制度を設置した際にかかるコストに対する義務的な支払いと廃棄物回収・リカバリー事業者に対する助成金・ローンなどの財政支援の主な２つに規定している。助成金・ローンの支給については、申請者から提出された申込書に基づき、同基金の取締役会が決定する。申請者は以下のさまざまな観点からの審査や評価を受ける。

- 環境への配慮：リサイクル基金の関連製品プログラムやスロバキアの廃棄物管理計画の要件を満たしているかどうか。
- 技術的尺度：提案されたソリューションの実施可能性。
- 経済的尺度：市場成長性、収益性、提案されたソリューションの複雑性。

リサイクル基金の役割は以下のとおり。

・ 廃棄物リサイクルセクターの開発支援のための資金の蓄積
・ 地方自治体による廃棄物回収・リサイクル制度の設置コストの義務的な支払い
・ 廃車処理施設に対する補償金の提供
・ プロジェクトに対する特別助成金やローンなどの資金援助
・ 廃棄物のリカバリーやリサイクルコストの支援

(b) マーク表示

2005 年 8 月 13 日より、WEEE のシンボルマークの表示が義務付けられているが、製造者名の表示については、特に規定されていない。

(c) 登録・報告

すべての製造者は登録を義務付けられている。2005 年 1 月 1 日までに事業を開始した電気・電子機器の製造者は、スロバキア語による登録申請書を 2005 年 6 月 30 日までに環境省に提出しなければならない。新規の製造者の場合、事業活動開始後 30 日以内に登録を申請しなければならない。登録申請に必要な内容は以下のとおり。製造者は、その後、毎年 3 月 31 日までに上市した製品の重量（品目、種類、ブランド別）と、回収、輸出、リカバリー、再使用、リサイクルした WEEE の重量を届け出なければならない。

登録申請に必要な内容
・ 事業名と登録事業所
・ 個別番号
・ 回収スキーム名または財政証明の種類と金額
・ 上市した電気・電子機器の品目

実績の報告に必要な内容
・ 上市した製品の品目別の量および一般世帯用製品の量
・ 回収された WEEE の品目別の量および一般世帯からの WEEE の品目別の量
・ 回収・再利用された WEEE の量
・ リサイクル・リカバリーされた WEEE の量
・ 輸出された WEEE の量
・ リカバリー目標に対するパフォーマンス

また、リサイクル基金に対しては、WEEE の処理を行う事業者は四半期ごとに、製造者は四半期が終わる 1 ヵ月前までに、引取、処理、リサイクルした WEEE の量およびリカバリ

ーによって得られたエネルギーについて届け出なければならない。

（d）一般世帯からの WEEE のファイナンシング

製造者は、2005 年８月 13 日以降に上市した製品のすべての WEEE の回収・処理のコストを、市場シェアに基づき負担する。

（e）一般世帯以外からの WEEE のファイナンシング

製造者は 2005 年８月 13 日より前に上市した一般世帯以外のユーザー向け製品の WEEE の引取・回収義務を負うが、処理のコストについては製造者が負担する必要はなく、最終消費者が責任を負う。2005 年８月 13 日以降に上市した製品の WEEE については、引取・処理のコスト負担について最終消費者と自由に契約を結ぶことができる。

（f）回収・引取

製造者は自治体の廃棄物回収ポイントからの WEEE の回収方法を確立するとともに、回収ポイントに WEEE 回収用コンテナを提供する。なお、自治体が WEEE の分別回収を確実に行う責任については規定されていない。自治体は、製造者や輸入業者に対して自治体の回収場所を提供することのみが義務付けられており、この際、料金の支払いを要請してよいことになっている。

小売業者が製造者でもある場合には、１対１制で WEEE を引き取ることが義務付けられているが、そうでない場合には引取は任意とされる。

（g）コスト表示（ビジブルフィー）

回収・処理にかかる料金の表示は任意となっている。ただし、大手電気・電子製造企業が加盟している共同スキームの組織 Envidom（後述参照）では、会員に対して明示料金を義務付けている。

（2）国内対応状況

① WEEE の回収・引取制度の確立

スロバキアでは、消費者は自治体の回収ポイントに無償で WEEE を持ち込み、自治体は製造者により設置された容器に WEEE がある程度回収されると、登録の所轄当局に連絡する。また、所轄当局では、WEEE から登録企業を特定し、当該企業のリサイクリングを下請けする組織に WEEE の引取を要請する。リサイクリングを請け負った企業は、WEEE の引取と処理の責任を負い、製造者はこれにかかる費用を負担するといった流れで WEEE の回収が行われている。

企業や業界団体によって、以下のようなリカバリーのための組織が設立されている。また、製造者は、Envi-Geos Nitra、Logos、Enzo、Brantner といった廃棄物管理業者との個別の契約を交わすこともできる。

(a) Envidom

Envidom は、スロバキアの家電大手製造企業や輸入業者、小売業者など 10 社により 2005 年３月 15 日に設立された非営利組織で、大型・小型家電の共同スキームを提供している。2005 年８月 13 日に運営が開始されて以来、会員企業数は 55 社にまで増加し、会員企業による市場シェアは大型家電で 88%、小型家電で 72%を占める。

<u>Envidom のファイナンシングのシステム</u>

製造者および輸入業者に対しては、過去の WEEE のリサイクルにかかるコストをカバーするために、製品を上市する際に料金を明示することを義務付けている。消費者から徴収されたこの料金は、製造者および輸入業者から Envidom に毎月支払われる。2005 年８月 13 日以降に上市した製品の WEEE については Pay-as-You Go システムがとられ、毎年上市した電気・電子製品のシェアが同年の WEEE の量とされる。このため、会員企業は、追加料金を支払うことになり、この率は徐々に引き上げられる。2005 年には、大型家電に対して１%、小型家電に対しては 1.5%であったが、2006 年には大型家電 1.5%、小型家電２%とされた。

<u>回収システムとロジスティクス</u>

スロバキアでは、小売業者が WEEE の回収を行う義務がない。このため、Envidom は WEEE 回収のために小売業者のネットワークを構築し、回収された WEEE に対して小売業者に個別に料金を支払って引き取っている。この回収ポイントは 2006 年２月時点で 320 ヵ所であった。小売業者の回収ポイントとしての登録や回収した WEEE の輸送の依頼などの手続き

はオンラインで行われ、ロジスティクスのパートナー企業がデータベースを通して輸送の手配を行う。小売業者の回収ポイントのほか、自治体や自治体が委託した回収企業が運営する回収ポイントでの回収や、移動式回収も行われている。

処理

Envidom は、WEEE 処理を行う主要事業者をパートナーとしてスキームを運営しているが、国内には今のところ冷蔵・冷凍庫の処理を行う施設がないため、国内の処理施設が設立されるまでの間、チェコやハンガリー、オースリアなど国外へ輸送し処理を行うことを交渉中であるが、チェコからはすでに受け入れを拒否されている。国内の冷蔵・冷凍庫の処理施設は 2006 年９月ごろに設立される見通し。

パフォーマンス

2005 年に Envidom が回収した WEEE の量は 1,700 トンで、2004 年に上市した大型家電の７％、小型家電の４％という回収目標を達成した。

Envidom 連絡先
Ruzová dolina 6 821 08 Bratislava
Tel: +421 2 50 221 300
Fax: +421 2 50 221 301
Email: info@envidom.sk
Website: www.envidom.sk

（b）Ekolamp

照明機器の大手製造業者により設立され、カテゴリー５の回収を行う。

EKOLAMP Slovakia 絡先
Komárnanská cesta 7, 940 93 Nové Zámky
Tel. + 421 35 6464251
Email: ekolamp@ekolamp.sk
Website: www.ekolamp.sk

（c）SEWA

カテゴリー３（ITC）およびカテゴリー４（消費者エレクトロニクス）を対象とする。

SEWA（Slovak Electronic Waste Agency）連絡先
Racianska c. 71 831 02 Bratislava
Tel: + 421 (0)2 4910 6811
Fax: + 421 (0)2 4910 6819
Email: sewa@sewa.sk
Website: www.sewa.sk

（d）ETALUX

カテゴリー５（照明機器）を対象とする。

ETALUX 連絡先

Turecká 36
940 23 Nové Zámky 1
Tel/Fax: (+421) 35 64 00 513
Email: etalux@etalux.sk
Website: www.etalux.sk

② 製造者登録制度の確立および登録先機関の概要

製造者登録制度は、2005 年６月 30 日より全面的に運営が始まった。スロバキア環境省が登録先機関となっており、2006 年１月半ばの段階で、390 社が登録されている。

スロバキア環境省連絡先

MZP SR
Nám. Ľ.Stúra 1
812 35 Bratislava
Slovakia
Tel: +421 (0)2 5956 1111 (spojovateľka)
E-mail: info@enviro.gov.sk
Website: http://www.enviro.gov.sk

③ マーク表示と国内規格

マーク表示については、2005年８月13日より義務化されている。欧州規格（EN50419）を国内規格化した「STN EN50419」が2005年８月１日に発行された。

④ メーカー、電気・電子製造業会団体、小売業者の対応など

共同スキームを運営する組織で最も規模の大きい Envidom によると、回収・処理のための民間企業が「共同スキーム」と称しているが、これらの企業は、電気・電子製品の製造者や輸入業者によって設立されたわけではない。このため、Envidom は、これらの企業と協力してクリアリングハウスとして機能する組織を立ち上げることを睨んでいる。

また、CECED スロバキア支部の話では、共同のスキームが複数立ち上がり、実際に運営が始まっている現在、主な問題点としては回収目標が高すぎることが挙げられた。また、共同スキームの定義が曖昧であるとし、これらの義務や権利を明確にするために廃棄物法の改正をするよう求めている。個別の制度により登録した企業はほとんどないと思われるが、

概要は明らかではない。

この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

EU25カ国におけるWEEE指令への
国内法制化に関する調査報告書

平成18年３月

発　行　社団法人　日本機械工業連合会
東京都港区芝公園３－５－８　機械振興会館
電話03（3434）5381　FAX03（3434）2666

印　刷　有限会社　清和印刷
東京都新宿区早稲田鶴巻町574
電話03（5225）7366　FAX03（5225）7367